附則別表第三　昭和37年分の退職所得に対する所得税の税額表（附則第三条第二項の規定により新法第十五条第三項の規定に代えて適用される所得税額表又は附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

（一）

退職所得の特別控除後の金額		税額	退職所得の特別控除後の金額		税額	退職所得の特別控除後の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	円未満	0	50,000	51,000	2,000	140,000	142,000	5,600
1,000	2,000	40	51,000	52,000	2,040	142,000	144,000	5,680
2,000	3,000	80	52,000	53,000	2,080	144,000	146,000	5,760
3,000	4,000	120	53,000	54,000	2,120	146,000	148,000	5,840
4,000	5,000	160	54,000	55,000	2,160	148,000	150,000	5,920
5,000	6,000	200	55,000	56,000	2,200	150,000	152,000	6,000
6,000	7,000	240	56,000	57,000	2,240	152,000	154,000	6,080
7,000	8,000	280	57,000	58,000	2,280	154,000	156,000	6,160
8,000	9,000	320	58,000	59,000	2,320	156,000	158,000	6,240
9,000	10,000	360	59,000	60,000	2,360	158,000	160,000	6,320
10,000	11,000	400	60,000	62,000	2,400	160,000	162,000	6,400
11,000	12,000	440	62,000	64,000	2,480	162,000	164,000	6,480
12,000	13,000	480	64,000	66,000	2,560	164,000	166,000	6,560
13,000	14,000	520	66,000	68,000	2,640	166,000	168,000	6,640
14,000	15,000	560	68,000	70,000	2,720	168,000	170,000	6,720
15,000	16,000	600	70,000	72,000	2,800	170,000	172,000	6,800
16,000	17,000	640	72,000	74,000	2,880	172,000	174,000	6,880
17,000	18,000	680	74,000	76,000	2,960	174,000	176,000	6,960
18,000	19,000	720	76,000	78,000	3,040	176,000	178,000	7,040
19,000	20,000	760	78,000	80,000	3,120	178,000	180,000	7,120
20,000	21,000	800	80,000	82,000	3,200	180,000	184,000	7,200
21,000	22,000	840	82,000	84,000	3,280	184,000	188,000	7,360
22,000	23,000	880	84,000	86,000	3,360	188,000	192,000	7,520
23,000	24,000	920	86,000	88,000	3,440	192,000	196,000	7,680
24,000	25,000	960	88,000	90,000	3,520	196,000	200,000	7,840
25,000	26,000	1,000	90,000	92,000	3,600	200,000	204,000	8,000
26,000	27,000	1,040	92,000	94,000	3,680	204,000	208,000	8,200
27,000	28,000	1,080	94,000	96,000	3,760	208,000	212,000	8,400
28,000	29,000	1,120	96,000	98,000	3,840	212,000	216,000	8,600
29,000	30,000	1,160	98,000	100,000	3,920	216,000	220,000	8,800
30,000	31,000	1,200	100,000	102,000	4,000	220,000	224,000	9,000
31,000	32,000	1,240	102,000	104,000	4,080	224,000	228,000	9,200
32,000	33,000	1,280	104,000	106,000	4,160	228,000	232,000	9,400
33,000	34,000	1,320	106,000	108,000	4,240	232,000	236,000	9,600
34,000	35,000	1,360	108,000	110,000	4,320	236,000	240,000	9,800
35,000	36,000	1,400	110,000	112,000	4,400	240,000	244,000	10,000
36,000	37,000	1,440	112,000	114,000	4,480	244,000	248,000	10,200
37,000	38,000	1,480	114,000	116,000	4,560	248,000	252,000	10,400
38,000	39,000	1,520	116,000	118,000	4,640	252,000	256,000	10,600
39,000	40,000	1,560	118,000	120,000	4,720	256,000	260,000	10,800
40,000	41,000	1,600	120,000	122,000	4,800	260,000	264,000	11,000
41,000	42,000	1,640	122,000	124,000	4,880	264,000	268,000	11,200
42,000	43,000	1,680	124,000	126,000	4,960	268,000	272,000	11,400
43,000	44,000	1,720	126,000	128,000	5,040	272,000	276,000	11,600
44,000	45,000	1,760	128,000	130,000	5,120	276,000	280,000	11,800
45,000	46,000	1,800	130,000	132,000	5,200	280,000	284,000	12,000
46,000	47,000	1,840	132,000	134,000	5,280	284,000	288,000	12,200
47,000	48,000	1,880	134,000	136,000	5,360	288,000	292,000	12,400
48,000	49,000	1,920	136,000	138,000	5,440	292,000	296,000	12,600
49,000	50,000	1,960	138,000	140,000	5,520	296,000	300,000	12,800

（二）

退職所得の特別控除後の金額		税額	退職所得の特別控除後の金額		税額	退職所得の特別控除後の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
300,000	304,000	13,000	540,000	546,000	29,000	860,000	868,000	53,300
304,000	308,000	13,220	546,000	552,000	29,450	868,000	876,000	53,940
308,000	312,000	13,440	552,000	558,000	29,900	876,000	884,000	54,580
312,000	316,000	13,660	558,000	564,000	30,350	884,000	892,000	55,220
316,000	320,000	13,880	564,000	570,000	30,800	892,000	900,000	55,860
320,000	324,000	14,100	570,000	576,000	31,250	900,000	908,000	56,500
324,000	328,000	14,320	576,000	582,000	31,700	908,000	916,000	57,140
328,000	332,000	14,540	582,000	588,000	32,150	916,000	924,000	57,780
332,000	336,000	14,760	588,000	594,000	32,600	924,000	932,000	58,420
336,000	340,000	14,980	594,000	600,000	33,050	932,000	940,000	59,060
340,000	344,000	15,200	600,000	606,000	33,500	940,000	948,000	59,700
344,000	348,000	15,420	606,000	612,000	33,950	948,000	956,000	60,340
348,000	352,000	15,640	612,000	618,000	34,400	956,000	964,000	60,980
352,000	356,000	15,860	618,000	624,000	34,850	964,000	972,000	61,620
356,000	360,000	16,080	624,000	630,000	35,300	972,000	980,000	62,260
360,000	364,000	16,300	630,000	636,000	35,750	980,000	988,000	62,900
364,000	368,000	16,520	636,000	642,000	36,200	988,000	996,000	63,540
368,000	372,000	16,740	642,000	648,000	36,650	996,000	1,004,000	64,180
372,000	*376,000*	*16,960*	*648,000*	*654,000*	37,100	*1,004,000*	1,012,000	64,900
376,000	380,000	17,180	654,000	660,000	37,550	1,012,000	1,020,000	65,700
380,000	384,000	17,400	660,000	666,000	38,000	1,020,000	1,028,000	66,500
384,000	388,000	17,620	666,000	672,000	38,450	1,028,000	1,036,000	67,300
388,000	392,000	17,840	672,000	678,000	38,900	1,036,000	1,044,000	68,100
392,000	396,000	18,060	678,000	684,000	39,350	1,044,000	1,052,000	68,900
396,000	400,000	18,280	684,000	690,000	39,800	1,052,000	1,060,000	69,700
400,000	404,000	18,500	690,000	696,000	40,250	1,060,000	1,068,000	70,500
404,000	408,000	18,800	696,000	702,000	40,700	1,068,000	1,076,000	71,300
408,000	412,000	19,100	702,000	708,000	41,150	1,076,000	1,084,000	72,100
412,000	416,000	19,400	708,000	714,000	41,600	1,084,000	1,092,000	72,900
416,000	420,000	19,700	714,000	720,000	42,050	1,092,000	1,100,000	73,700
420,000	426,000	20,000	720,000	726,000	42,500	1,100,000	1,108,000	74,500
426,000	432,000	20,450	726,000	732,000	42,950	1,108,000	1,116,000	75,300
432,000	438,000	20,900	732,000	738,000	43,400	1,116,000	1,124,000	76,100
438,000	444,000	21,350	738,000	744,000	43,850	1,124,000	1,132,000	76,900
444,000	450,000	21,800	744,000	750,000	44,300	1,132,000	1,140,000	77,700
450,000	456,000	22,250	750,000	756,000	44,750	1,140,000	1,148,000	78,500
456,000	462,000	22,700	756,000	762,000	45,200	1,148,000	1,156,000	79,300
462,000	468,000	23,150	762,000	768,000	45,650	1,156,000	1,164,000	80,100
468,000	474,000	23,600	768,000	774,000	46,100	1,164,000	1,172,000	80,900
474,000	480,000	24,050	774,000	780,000	46,550	1,172,000	1,180,000	81,700
480,000	486,000	24,500	780,000	788,000	47,000	1,180,000	1,188,000	82,500
486,000	492,000	24,950	788,000	796,000	47,600	1,188,000	1,196,000	83,300
492,000	498,000	25,400	796,000	804,000	48,200	1,196,000	1,204,000	84,100
498,000	504,000	25,850	804,000	812,000	48,820	1,204,000	1,212,000	84,900
504,000	510,000	26,300	812,000	820,000	49,460	1,212,000	1,220,000	85,700
510,000	516,000	26,750	820,000	828,000	50,100	1,220,000	1,228,000	86,500
516,000	522,000	27,200	828,000	836,000	50,740	1,228,000	1,236,000	87,300
522,000	528,000	27,650	836,000	844,000	51,380	1,236,000	1,244,000	88,100
528,000	534,000	28,100	844,000	852,000	52,020	1,244,000	1,252,000	88,900
534,000	540,000	28,550	852,000	860,000	52,660	1,252,000	1,260,000	89,700

（三）

退職所得の特別控除後の金額		税額	退職所得の特別控除後の金額		税額	退職所得の特別控除後の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,260,000	1,268,000	90,500	1,700,000	1,710,000	138,000	3,600,000	5,000,000	退職所得の特別控除後の金額に17.5%を乗じて算出した金額から219,500円を控除した金額
1,268,000	1,276,000	91,300	1,710,000	1,720,000	139,250			
1,276,000	1,284,000	92,100	1,720,000	1,730,000	140,500			
1,284,000	1,292,000	92,900	1,730,000	1,740,000	141,750			
1,292,000	1,300,000	93,700	1,740,000	1,750,000	143,000			
1,300,000	1,310,000	94,500	1,750,000	1,760,000	144,250	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別控除後の金額に20%を乗じて算出した金額から344,500円を控除した金額
1,310,000	1,320,000	95,500	1,760,000	1,770,000	145,500			
1,320,000	1,330,000	96,500	1,770,000	1,780,000	146,750			
1,330,000	1,340,000	97,500	1,780,000	1,790,000	148,000			
1,340,000	1,350,000	98,500	1,790,000	1,800,000	149,250			
1,350,000	1,360,000	99,500	1,800,000	1,810,000	150,500	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別控除後の金額に22.5%を乗じて算出した金額から544,500円を控除した金額
1,360,000	1,370,000	100,500	1,810,000	1,820,000	151,750			
1,370,000	1,380,000	101,500	1,820,000	1,830,000	153,000			
1,380,000	1,390,000	102,500	1,830,000	1,840,000	154,250			
1,390,000	1,400,000	103,500	1,840,000	1,850,000	155,500			
1,400,000	1,410,000	104,500	1,850,000	1,860,000	156,750	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別控除後の金額に25%を乗じて算出した金額から844,500円を控除した金額
1,410,000	1,420,000	105,550	1,860,000	1,870,000	158,000			
1,420,000	1,430,000	106,600	1,870,000	1,880,000	159,250			
1,430,000	1,440,000	107,650	1,880,000	1,890,000	160,500			
1,440,000	1,450,000	108,700	1,890,000	1,900,000	161,750			
1,450,000	1,460,000	109,750	1,900,000	1,910,000	163,000	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別控除後の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,344,500円を控除した金額
1,460,000	1,470,000	110,800	1,910,000	1,920,000	164,250			
1,470,000	1,480,000	111,850	1,920,000	1,930,000	165,500			
1,480,000	1,490,000	112,900	1,930,000	1,940,000	166,750			
1,490,000	1,500,000	113,950	1,940,000	1,950,000	168,000			
1,500,000	1,510,000	115,000	1,950,000	1,960,000	169,250	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別控除後の金額に30%を乗じて算出した金額から2,344,500円を控除した金額
1,510,000	1,520,000	116,050	1,960,000	1,970,000	170,500			
1,520,000	1,530,000	117,100	1,970,000	1,980,000	171,750			
1,530,000	1,540,000	118,150	1,980,000	1,990,000	173,000			
1,540,000	1,550,000	119,200	1,990,000	2,000,000	174,250			
1,550,000	1,560,000	120,250	2,000,000	2,400,000	退職所得の特別控除後の金額に13%を乗じて算出した金額から84,500円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得の特別控除後の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,844,500円を控除した金額
1,560,000	1,570,000	121,300						
1,570,000	1,580,000	122,350						
1,580,000	1,590,000	123,400						
1,590,000	1,600,000	124,450						
1,600,000	1,610,000	125,500	2,400,000	3,000,000	退職所得の特別控除後の金額に15%を乗じて算出した金額から132,500円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得の特別控除後の金額に35%を乗じて算出した金額から6,094,500円を控除した金額
1,610,000	1,620,000	126,750						
1,620,000	1,630,000	128,000						
1,630,000	1,640,000	129,250						
1,640,000	1,650,000	130,500						
1,650,000	1,660,000	131,750	3,000,000	3,600,000	退職所得の特別控除後の金額に15.5%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得の特別控除後の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,094,500円を控除した金額
1,660,000	1,670,000	133,000						
1,670,000	1,680,000	134,250						
1,680,000	1,690,000	135,500						
1,690,000	1,700,000	136,750						

（注）　この表において「退職所得の特別控除後の金額」とは、退職所得の収入金額から、新法第九条第一項第六号イからハまでの規定により計算した金額又は新法第三十八条の二第三項に規定する退職所得の特別控除額を控除した金額をいう。

（備考）　税額を求めるには、まず、退職所得の特別控除後の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

附則別表第四　昭和37年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表（附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第四十条の規定による所得税額表）

（一）

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
500	円未満	0	25,000	25,500	2,000	70,000	71,000	5,600	150,000	152,000	13,000
500	1,000	40	25,500	26,000	2,040	71,000	72,000	5,680	152,000	154,000	13,220
1,000	1,500	80	26,000	26,500	2,080	72,000	73,000	5,760	154,000	156,000	13,440
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,120	73,000	74,000	5,840	156,000	158,000	13,660
2,000	2,500	160	27,000	27,500	2,160	74,000	75,000	5,920	158,000	160,000	13,880
2,500	3,000	200	27,500	28,000	2,200	75,000	76,000	6,000	160,000	162,000	14,100
3,000	3,500	240	28,000	28,500	2,240	76,000	77,000	6,080	162,000	164,000	14,320
3,500	4,000	280	28,500	29,000	2,280	77,000	78,000	6,160	164,000	166,000	14,540
4,000	4,500	320	29,000	29,500	2,320	78,000	79,000	6,240	166,000	168,000	14,760
4,500	5,000	360	29,500	30,000	2,360	79,000	80,000	6,320	168,000	170,000	14,980
5,000	5,500	400	30,000	31,000	2,400	80,000	81,000	6,400	170,000	172,000	15,200
5,500	6,000	440	31,000	32,000	2,480	81,000	82,000	6,480	172,000	174,000	15,420
6,000	6,500	480	32,000	33,000	2,560	82,000	83,000	6,560	174,000	176,000	15,640
6,500	7,000	520	33,000	34,000	2,640	83,000	84,000	6,640	176,000	178,000	15,860
7,000	7,500	560	34,000	35,000	2,720	84,000	85,000	6,720	178,000	180,000	16,080
7,500	8,000	600	35,000	36,000	2,800	85,000	86,000	6,800	180,000	182,000	16,300
8,000	8,500	640	36,000	37,000	2,880	86,000	87,000	6,880	182,000	184,000	16,520
8,500	9,000	680	37,000	38,000	2,960	87,000	88,000	6,960	184,000	186,000	16,740
9,000	9,500	720	38,000	39,000	3,040	88,000	89,000	7,040	186,000	188,000	16,960
9,500	10,000	760	39,000	40,000	3,120	89,000	90,000	7,120	188,000	190,000	17,180
10,000	10,500	800	40,000	41,000	3,200	90,000	92,000	7,200	190,000	192,000	17,400
10,500	11,000	840	41,000	42,000	3,280	92,000	94,000	7,360	192,000	194,000	17,620
11,000	11,500	880	42,000	43,000	3,360	94,000	96,000	7,520	194,000	196,000	17,840
11,500	12,000	920	43,000	44,000	3,440	96,000	98,000	7,680	196,000	198,000	18,060
12,000	12,500	960	44,000	45,000	3,520	98,000	100,000	7,840	198,000	200,000	18,280
12,500	13,000	1,000	45,000	46,000	3,600	100,000	102,000	8,000	200,000	202,000	18,500
13,000	13,500	1,040	46,000	47,000	3,680	102,000	104,000	8,200	202,000	204,000	18,800
13,500	14,000	1,080	47,000	48,000	3,760	104,000	106,000	8,400	204,000	206,000	19,100
14,000	14,500	1,120	48,000	49,000	3,840	106,000	108,000	8,600	206,000	208,000	19,400
14,500	15,000	1,160	49,000	50,000	3,920	108,000	110,000	8,800	208,000	210,000	19,700
15,000	15,500	1,200	50,000	51,000	4,000	110,000	112,000	9,000	210,000	213,000	20,000
15,500	16,000	1,240	51,000	52,000	4,080	112,000	114,000	9,200	213,000	216,000	20,450
16,000	16,500	1,280	52,000	53,000	4,160	114,000	116,000	9,400	216,000	219,000	20,900
16,500	17,000	1,320	53,000	54,000	4,240	116,000	118,000	9,600	219,000	222,000	21,350
17,000	17,500	1,360	54,000	55,000	4,320	118,000	120,000	9,800	222,000	225,000	21,800
17,500	18,000	1,400	55,000	56,000	4,400	120,000	122,000	10,000	225,000	228,000	22,250
18,000	18,500	1,440	56,000	57,000	4,480	122,000	124,000	10,200	228,000	231,000	22,700
18,500	19,000	1,480	57,000	58,000	4,560	124,000	126,000	10,400	231,000	234,000	23,150
19,000	19,500	1,520	58,000	59,000	4,640	126,000	128,000	10,600	234,000	237,000	23,600
19,500	20,000	1,560	59,000	60,000	4,720	128,000	130,000	10,800	237,000	240,000	24,050
20,000	20,500	1,600	60,000	61,000	4,800	130,000	132,000	11,000	240,000	243,000	24,500
20,500	21,000	1,640	61,000	62,000	4,880	132,000	134,000	11,200	243,000	246,000	24,950
21,000	21,500	1,680	62,000	63,000	4,960	134,000	136,000	11,400	246,000	249,000	25,400
21,500	22,000	1,720	63,000	64,000	5,040	136,000	138,000	11,600	249,000	252,000	25,850
22,000	22,500	1,760	64,000	65,000	5,120	138,000	140,000	11,800	252,000	255,000	26,300
22,500	23,000	1,800	65,000	66,000	5,200	140,000	142,000	12,000	255,000	258,000	26,750
23,000	23,500	1,840	66,000	67,000	5,280	142,000	144,000	12,200	258,000	261,000	27,200
23,500	24,000	1,880	67,000	68,000	5,360	144,000	146,000	12,400	261,000	264,000	27,650
24,000	24,500	1,920	68,000	69,000	5,440	146,000	148,000	12,600	264,000	267,000	28,100
24,500	25,000	1,960	69,000	70,000	5,520	148,000	150,000	12,800	267,000	270,000	28,550

（二）

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
270,000	273,000	29,000	430,000	434,000	53,300	630,000	635,000	90,500	880,000	885,000	145,500
273,000	276,000	29,450	434,000	438,000	53,940	635,000	640,000	91,500	885,000	890,000	146,750
276,000	279,000	29,900	438,000	442,000	54,580	640,000	645,000	92,500	890,000	895,000	148,000
279,000	282,000	30,350	442,000	446,000	55,220	645,000	650,000	93,500	895,000	900,000	149,250
282,000	285,000	30,800	446,000	450,000	55,860	650,000	655,000	94,500	900,000	905,000	150,500
285,000	288,000	31,250	450,000	454,000	56,500	655,000	660,000	95,500	905,000	910,000	151,750
288,000	291,000	31,700	454,000	458,000	57,140	660,000	665,000	96,500	910,000	915,000	153,000
291,000	294,000	32,150	458,000	462,000	57,780	665,000	670,000	97,500	915,000	920,000	154,250
294,000	297,000	32,600	462,000	466,000	58,420	670,000	675,000	98,500	920,000	925,000	155,500
297,000	300,000	33,050	466,000	470,000	59,060	675,000	680,000	99,500	925,000	930,000	156,750
300,000	303,000	33,500	470,000	474,000	59,700	680,000	685,000	100,500	930,000	935,000	158,000
303,000	306,000	33,950	474,000	478,000	60,340	685,000	690,000	101,500	935,000	940,000	159,250
306,000	309,000	34,400	478,000	482,000	60,980	690,000	695,000	102,500	940,000	945,000	160,500
309,000	312,000	34,850	482,000	486,000	61,620	695,000	700,000	103,500	945,000	950,000	161,750
312,000	315,000	35,300	486,000	490,000	62,260	700,000	705,000	104,500	950,000	955,000	163,000
315,000	318,000	35,750	490,000	494,000	62,900	705,000	710,000	105,550	955,000	960,000	164,250
318,000	321,000	36,200	494,000	498,000	63,540	710,000	715,000	106,600	960,000	965,000	165,500
321,000	324,000	36,650	498,000	502,000	64,180	715,000	720,000	107,650	965,000	970,000	166,750
324,000	327,000	37,100	502,000	506,000	64,900	720,000	725,000	108,700	970,000	975,000	168,000
327,000	330,000	37,550	506,000	510,000	65,700	725,000	730,000	109,750	975,000	980,000	169,250
330,000	333,000	38,000	510,000	514,000	66,500	730,000	735,000	110,800	980,000	985,000	170,500
333,000	336,000	38,450	514,000	518,000	67,300	735,000	740,000	111,850	985,000	990,000	171,750
336,000	339,000	38,900	518,000	522,000	68,100	740,000	745,000	112,900	990,000	995,000	173,000
339,000	342,000	39,350	522,000	526,000	68,900	745,000	750,000	113,950	995,000	1,000,000	174,250
342,000	345,000	39,800	526,000	530,000	69,700	750,000	755,000	115,000			
345,000	348,000	40,250	530,000	534,000	70,500	755,000	760,000	116,050	1,000,000	1,200,000	課税給与所得金額に26%を乗じて算出した金額から84,500円を控除した金額
348,000	351,000	40,700	534,000	538,000	71,300	760,000	765,000	117,100			
351,000	354,000	41,150	538,000	542,000	72,100	765,000	770,000	118,150			
354,000	357,000	41,600	542,000	546,000	72,900	770,000	775,000	119,200			
357,000	360,000	42,050	546,000	550,000	73,700	775,000	780,000	120,250			
360,000	363,000	42,500	550,000	554,000	74,500	780,000	785,000	121,300	1,200,000	1,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から132,500円を控除した金額
363,000	366,000	42,950	554,000	558,000	75,300	785,000	790,000	122,350			
366,000	369,000	43,400	558,000	562,000	76,100	790,000	795,000	123,400			
369,000	372,000	43,850	562,000	566,000	76,900	795,000	800,000	124,450			
372,000	375,000	44,300	566,000	570,000	77,700	800,000	805,000	125,500			
375,000	378,000	44,750	570,000	574,000	78,500	805,000	810,000	126,750	1,500,000	1,800,000	課税給与所得金額に31%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
378,000	381,000	45,200	574,000	578,000	79,300	810,000	815,000	128,000			
381,000	384,000	45,650	578,000	582,000	80,100	815,000	820,000	129,250			
384,000	387,000	46,100	582,000	586,000	80,900	820,000	825,000	130,500			
387,000	390,000	46,550	586,000	590,000	81,700	825,000	830,000	131,750			
390,000	394,000	47,000	590,000	594,000	82,500	830,000	835,000	133,000	1,800,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から219,500円を控除した金額
394,000	398,000	47,600	594,000	598,000	83,300	835,000	840,000	134,250			
398,000	402,000	48,200	598,000	602,000	84,100	840,000	845,000	135,500			
402,000	406,000	48,820	602,000	606,000	84,900	845,000	850,000	136,750			
406,000	410,000	49,460	606,000	610,000	85,700	850,000	855,000	138,000			
410,000	414,000	50,100	610,000	614,000	86,500	855,000	860,000	139,250	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から344,500円を控除した金額
414,000	418,000	50,740	614,000	618,000	87,300	860,000	865,000	140,500			
418,000	422,000	51,380	618,000	622,000	88,100	865,000	870,000	141,750			
422,000	426,000	52,020	622,000	626,000	88,900	870,000	875,000	143,000			
426,000	430,000	52,660	626,000	630,000	89,700	875,000	880,000	144,250			

（三）

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 4,000,000	円 6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から544,500円を控除した金額	円 10,000,000	円 20,000,000	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,344,500円を控除した金額	円 30,000,000	円 45,000,000	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,844,500円を控除した金額	円 60,000,000円以上	円	課税給与所得金額に75%を乗じて算出した金額から9,094,500円を控除した金額
6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から844,500円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,344,500円を控除した金額	45,000,000	60,000,000	課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,094,500円を控除した金額			
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに6,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき 6,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　まず、新法別表第六の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、次の金額を控除した金額を求める。

⑴　その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額

⑵　申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

⑶　申告された生命保険料の金額がある場合には、その金額（その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額（その金額が30,000円をこえるときは、30,000円）の2分の1に相当する金額との合計額）

㈡　次に、㈠により求めた金額から、

⑴　申告された控除対象配偶者がある場合において、

㈑　申告された扶養親族があるときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額、新法第十一条の九第一項第一号の規定による扶養控除額及び基礎控除額の合計額を控除し、

㈺　申告された扶養親族がないときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

⑵　申告された控除対象配偶者がない場合において、

㈑　申告された扶養親族があるときは、

⒜　⒝に該当するときを除くほか、新法第十一条の九第一項第二号の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

⒝　新法第十一条の九第二項の規定の適用を受ける旨の申告があるときは、同条第一項第一号に掲げる金額に相当する扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

㈺　申告された扶養親族がないときは、基礎控除額を控除し、

それぞれその残額を求める。

㈢　㈡により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額（障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から6,000円を控除した金額）が、その求める税額である。

㈣　㈠から㈢までにより税額を求める場合において、㈡により求めた残額が1,000,000円以上の者の当該残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が、その求める税額である。

（大蔵・内閣総理大臣著名）

法律第四十五号（昭三七・三・三一）

◎法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　罰則（第四十八条—第五十二条）」を「第九章　罰則（第四十八条—第五十一条）」に改める。

第一条第一項第二号中「資産又は事業」を「源泉がある所得」に改め、同条に次の四項を加える。

左に掲げる所得は、この法律の施行地に源泉がある所得とする。

一　この法律の施行地にある資産又は事業の所得（次号に掲げる所得に該当するものを除く。）

二　所得税法第一条第三項第二号から第九号までに掲げる所得

前項第一号に規定する事業は、左に掲げる事業とする。

一　この法律の施行地に支店、出張所、事務所、工場その他事業を行なう一定の場所（命令で定めるものに限る。）を有して行なう事業

二　この法律の施行地において行なう建設、すえ付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供に係る事業でその作業又は役務の提供の期間が一年をこえるもの

三　この法律の施行地に自己のために契約を締結する権限のある代理人その他命令で定める代理人を置いて行なう事業

日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約においてこの法律の施行地に源泉がある所得につき第三項の規定と異なる定めがある場合においては、当該条約の適用を受ける法人でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しないものについては、同項の規定にかかわらず、この法律の施行地に源泉がある所得は、当該異なる定めがある限りにおいて、当該条約に定めるところによる。

前三項に定めるもののほか、第三項第一号に規定する事業の所得その他この法律の施行地に源泉がある所得の範囲について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二条の見出し中「課税所得」を「課税所得等」に改め、同条中「施行地にある資産又は事業の」を「施行地に源泉がある」に改め、同条に次の一項を加える。

命令で定める要件を備えた退職年金に関する信託又は保険の契約に基づき当該信託又は保険の業務を行なう法人（以下退職年金業務を行なう法人という。）に対しては、前項に規定するもののほか、その退職年金積立金について法人税を課する。

第三条中「所得」の下に「及び退職年金積立金」を加える。

第四条第五号及び第五条第一項第八号中「施行地外にある資産又は事業から生ずる」を「施行地外に源泉がある」に改める。

第五条の四第一項中「施行地に」の下に「第一条第四項第一号に掲げる」を加え、「第一条第五項」を「第一条第六項」に、「課せられた同条第二項第二号乃至第四号、第六号、第七号又は第九号に規定する所得」を「課せられる同条第三項第二号から第七号まで又は第九号に掲げる所得（同条第九項後段の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同法の適用上これらの所得とみなされた所得とし、第一条第四項第二号又は第三号に掲げる事業を有する外国法人については、当該事業に帰せられる所得及び通常当該事業に帰

せられるべき所得として命令で定めるものを除く。）」に改め、同項の次に次の一項を加える。

この法律の施行地に第一条第四項各号に掲げる事業を有しない外国法人の同条第三項第一号に掲げる資産の所得のうち、この法律の施行地にある資産の譲渡による所得で、左に掲げる所得以外のものに対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

一　不動産、当該不動産の上に存する権利又は採石法による採石権の譲渡による所得

二　山林の伐採又は譲渡による所得

三　内国法人の発行に係る株券その他これに準ずるものとして命令で定めるもの（以下この号において内国法人の株券等という。）の譲渡による所得で、イ又はロに掲げるもの

イ　同一銘柄の内国法人の株券等を相当数買い集め、その所有者たる地位を利用して、当該株券等をその発行法人若しくはその特殊関係者で命令で定めるものに対し又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより売却することによる所得として命令で定めるもの

ロ　事業又はその用に供する資産の譲渡に類似するものとして命令で定める内国法人の株券等の譲渡による所得

第七条第四項の次に次の一項を加える。

事業年度の中途において、第一条第四項各号に掲げる事業を有する外国法人がこの法律の施行地に当該事業を有しないこととなつた場合においては、この法律の適用については、その事業年度開始の日から当該事業を有しないこととなつた日までの期間（当該法人が同日後においてもなお所得税法第一条第三項第八号に掲げる所得を有する場合には、それぞれ当該期間及び同日の翌日からその事業年度の末日までの期間）を一事業年度とみなす。

第八条中「所得及び」を「所得の金額及び退職年金積立金の額並びに」に改める。

第九条第二項中「第二十六条の二第三項」を「退職年金積立金に対する法人税、第二十六条の二第三項」に改め、「市町村民税」の下に「（退職年金積立金に対する法人税に係る道府県民税又は市町村民税を除く。）」を加える。

第十条第一項中「この法律の施行地に事業を有しない」を削り、「第五条の四」の下に「第一項」を加え、「事業を有する」を「第一条第四項各号に掲げる事業を有する」に、「第一条第二項」を「第一条第三項」に改め、「規定する所得」を「掲げる所得で第五条の四第一項の規定の適用を受けないもの」に改める。

第十条の二第一項中「第十二条の四」を「第十五条」に改める。

第十条の三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項中「その所在地国」を「外国」に、「当該所得の生じた期間の属する」を「当該所得の生じた日又は期間の属する」に、「当該所得の生じた期間の末日を含む事業年度」を「各事業年度」に改め、同項の次に次の一項を加える。

内国法人が、この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人で当該内国法人においてその株式金額又は出資金額の百分の二十五以上に相当する株式又は出資を有していることその他の命令で定める要件を備えているもの（以下この項において外国子会社という。）から利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において配当という。）を受ける場合においては、当該外国子会社の所得に対して課せられる外国の法人税の額のうち当該配当に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額は、当該配当につき内国法人が納付した外国の法人

税の額とみなして、前項の規定を適用する。ただし、当該内国法人が、命令の定めるところにより、その納付したものとみなされる当該外国の法人税に相当する金額を、その配当を受ける日の属する事業年度の所得の計算上、益金に算入した場合に限る。

第十一条中「施行地にある資産又は事業」を「施行地に源泉がある所得」に改める。

第十二条第二項中「又は証券投資信託」を「、証券投資信託又は第二条第二項に規定する信託」に改める。

第十三条から第十五条までを削り、第十二条の四を第十五条とし、第十二条の三を第十四条とし、第十二条の二第三項中「事業年度分の法人税額」の下に「、退職年金積立金に対する法人税額」を加え、同条を第十三条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（退職年金積立金の計算）

第十二条の二　退職年金業務を行なう法人の各事業年度の退職年金積立金は、当該事業年度開始の時における退職年金積立金額に当該事業年度の月数（当該事業年度の中途において第二条第二項に規定する信託又は保険の業務を廃止した場合には、当該事業年度開始の日からその廃止の日までの期間の月数）を乗じたものを十二分して計算した金額による。

退職年金業務を行なう法人が合併した場合において、当該合併が合併後存続する法人の事業年度の中途においてなされ、かつ、その合併後存続する法人が被合併法人の有する第二条第二項に規定する信託又は保険の業務を引き継いだときは、その合併後存続する法人の当該合併の日の属する事業年度の退職年金積立金は、前項の規定にかかわらず、その合併後存続する法人の当該事業年度開始の時における退職年金積立金額と、その合併後存続する法人が当該合併により被合併法人から引き継いだ当該信託又は保険の契約に係る当該合併の時における退職年金積立金額にその合併後存続する法人の当該事業年度の合併の日以後の月数を乗じたものを当該事業年度の月数で除した金額との合計額にその合併後存続する法人の当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額による。

前二項に規定する退職年金積立金額は、退職年金業務を行なう法人の各事業年度開始の時（前項に規定する被合併法人から引き継いだ当該信託又は保険の契約に係る当該合併の時における退職年金積立金額については、当該合併の時。以下本項において同じ。）において有する第二条第二項に規定する信託又は保険の各契約につき、第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を控除して計算した金額の合計額による。

一　当該事業年度開始の時までに当該契約に基づいて払い込まれた掛金の額で命令で定めるもの（その額のうちに当該契約の相手方である事業主がその従業員から当該掛金の一部に充てるものとして支払を受けた金額がある場合には、その金額に対応する部分の額を除く。）の累積額

二　当該事業年度開始の時までに当該契約に基づいて払い込まれた掛金の額で命令で定めるものにつき、命令の定めるところにより、その払込みの時から当該事業年度開始の時までの期間に応じ、当該掛金の算定の基礎となつた予定利率を乗じて計算した金額の合計額

三　当該事業年度開始の時までに当該契約に基づいて支給された退職年金及び退職一時金の額（当該契約に基づいて払い込まれた掛金の額のうちに当該契約の相手方である事業主がその従業員から当該掛金の一部に充てるものとして支払を受けた金額がある場合には、その金額に対応する部分の額を除く。）の累積額

四　当該事業年度開始の時までに当該契約に基づいて支給された退職年金及び退職一時金の額につき、命令の定めるところにより、その支給の時から当該事業年度開始の時までの期間に応じ、当該契約に係る掛金の算定の基礎となつた予定利率を乗じて計算した金額の合計額

第一項及び第二項の月数は、暦に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

前各項に規定するもののほか、退職年金積立金の計算に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十六条第二項中「第四十二条」を「退職年金積立金に対する法人税額、第四十二条」に改め、「市町村民税」の下に「（退職年金積立金に対する法人税に係る道府県民税及び市町村民税を除く。）」を加える。

第十七条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　各事業年度の退職年金積立金

　　退職年金積立金の額の千分の十二

第十七条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に、「第十二条の四」を「第十五条」に改める。

第十八条第一項中「二箇月以内」の下に「（第一条第四項各号に掲げる事業を有する外国法人が第四十六条の五に規定する納税管理人の申告をなさないでこの法律の施行地に当該事業を有しないこととなる場合には、当該事業年度終了の日から二箇月を経過した日の前日と当該事業を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで。以下第二十一条第一項において同じ。）」を、「所得金額」の下に「（退職年金業務を行なう法人にあつては、所得金額及び退職年金積立金の額。以下第二十一条までにおいて同じ。）」を、「当該所得」の下に「（退職年金業務を行なう法人にあつては、所得及び退職年金積立金。以下第二十一条までにおいて同じ。）」を加え、「申告書を提出できない」を「申告書（第一条第四項各号に掲げる事業を有する外国法人で、第四十六条の五に規定する納税管理人の申告をなさないでこの法律の施行地に当該事業を有しないこととなるに至つたものの提出すべき申告書を除く。以下第二十一条第一項ただし書において同じ。）を提出できない」に改める。

第十九条第九項及び第二十条第四項中「第九条第七項に掲げる法人」の下に「並びに第一条第四項各号に掲げる事業を有する外国法人で、第一項に規定する申告書の提出期限内に、第四十六条の五に規定する納税管理人の申告をなさないでこの法律の施行地に当該事業を有しないこととなるに至つたもの（当該事業を有しないこととなる日前に既に当該申告書を提出したものを除く。）」を加える。

第二十二条の二第一項中「第七条第五項」を「第七条第六項」に改め、「、その税額があるときは」を削り、「当該事業年度の所得金額及び当該所得」を「当該事業年度の所得金額（退職年金業務を行なう法人にあつては、退職年金積立金の額を含む。以下次項において同じ。）及び当該所得（退職年金業務を行なう法人にあつては、退職年金積立金を含む。以下次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「第一項の」を「納付すべき」に改める。

第二十二条の三第二項中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第三号」に改める。

第二十四条第一項中「記載した所得金額」の下に「（退職年金業務を行なう法人にあつては、所得金額及び退職年金積立金の額。以下次項及び次条において同じ。）」を加える。

第二十六条第五項第一号及び第六項中「法人税額」の下に「（退職年金積立金に対する法人税額を除く。）」を加える。

第二十六条の三第一項中「規定により」の下に「各事業年度の所得に対する」を加え、「その法人税額」を「当該事業年度の所得に対する法人税額」に改め、同条に次の一項を加える。

　第一項の規定は、第一条第四項各号に掲げる事業を有する外国法人で、第四十六条の五に規定する納税管理人の申告をなさないでこの法律の施行地に当該事業を有しないこととなるものの当該事業を有しないこととなる日の属する事業年度の所得に対する法人税及び当該事業年度前の事業年度の所得に対する法人税で第一項の規定による徴収の猶予を申請したもののうち同日において未納のものについては、これを適用しない。

第二十六条の四第一項及び第六項中「第十八条第八項又は第二十一条第四項」を「第十八条又は第二十一条」に改める。

第二十六条の七第一項中「当該所得についての外国の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度」を「各事業年度」に改め、同条第二項中「当該所得についての外国の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度」を「当該外国の法人税の額のうち当該事業年度」に、「外国の法人税の額その他」を「額その他」に改める。

第二十六条の九第一項及び第二項中「第十二条の三第一項、第十二条の四第一項」を「第十四条第一項、第十五条第一項」に改める。

第三十一条の四第一項中「第十二条」を「第十五条」に改める。

第三十五条第一項及び第七項中「第四十六条の三第四項」を「第四十六条の三第三項」に改める。

第四十六条の三第一項を次のように改める。

　法人税の納税地は、左の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。

一　内国法人　その本店又は主たる事務所の所在地

二　外国法人　イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる場所

イ　この法律の施行地に第一条第四項各号に掲げる事業を有する場合　当該事業の所在地（当該所在地が二以上ある場合には、主たる事業の所在地）

ロ　イに該当する場合を除き、この法律の施行地に所得税法第一条第三項第八号に掲げる所得の基因たる資産を有する場合　当該資産の所在地（当該資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地）

ハ　イ及びロに該当しない場合　第一条第三項第一号に掲げる所得の基因たる資産の所在地その他の命令で定める場所

第四十六条の三第三項中「第一項又は前項前段」を「前項」に改め、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第四十八条第一項中「申告をなすべき法人税」の下に「若しくは第二十二条の二第一項の規定により申告をなすべき退職年金積立金に対する法人税」を加える。

第四十八条の二中「又は第二十二条の五第一項」を「若しくは第二十二条の五第一項」に、「申告書を当該各号に規定する」を「申告書又は第二十二条の二第一項の規定による申告書でその提出により申告をなすべき退職年金積立金に対する法人税があるものを当該」に改める。

第四十九条第一号中「第二十二条の二第一項に規定する事項を記載したものを含む。」を「第二十二条の二第一項に規定する事項を記載したものを含むものとし、退職年金積立金に対する法人税に係る部分を除くものとする。」に改める。

第五十二条を削る。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　この附則に別段の定めがあるものを除くほか、改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十七年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　新法第一条第三項第二号（所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第三項第三号に掲げる生命保険契約に基づき受ける年金、同項第五号に規定する人的役務の提供を主たる内容とする事業の所得及び同項第七号に掲げる所得並びに同条第九項後段の規定に係る所得に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定並びに新法第一条第三項第二号の規定に係る新法第五条の四第一項及び第十条第一項の規定は、昭和三十七年七月一日以後に支払を受けるべきこれらの所得について適用し、同日前に支払を受けるべきこれらの所得については、なお従前の例による。

4　新法第五条の四第一項（新法第一条第四項第二号又は第三号に掲げる事業を有する外国法人の新法第五条の四第一項に規定する当該事業に帰せられる所得及び通常当該事業に帰せられるべき所得以外の所得に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定及び新法第五条の四第一項の規定に係る新法第十条第一項の規定は、昭和三十七年七月一日以後に支払を受けるべき当該所得について適用し、同日前に支払を受けるべき当該所得については、なお従前の例による。

5　新法第七条第五項、第十八条第一項、第十九条第九項、第二十条第四項、第二十一条第一項及び第二十六条の三第三項の規定は、昭和三十七年四月一日以後にこれらの規定に該当する事実が生ずる場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

6　新法第十条の三第一項並びに第二十六条の七第一項及び第二項の規定は、新法第十条の三第一項に規定する外国の法人税（以下「外国の法人税」という。）で、その額の計算の基礎となる同項に規定する外国から生じた所得（以下「外国の所得」という。）の生じた日又は当該外国の所得の生じた期間の末日が法人の昭和三十七年四月一日以後に終了する事業年度に属するものについて適用し、外国の法人税で、その額の計算の基礎となつた外国の所得の生じた日又は当該外国の所得の生じた期間の末日が法人の同月一日前に終了した事業年度に属するものについては、なお従前の例による。

7　新法第十条の三第二項の規定は、法人が昭和三十七年四月一日以後に終了する事業年度において同項に規定する外国子会社からの利益の配当又は剰余金の分配（当該法人が当該外国子会社の所在地国において当該利益の配当又は剰余金の分配のほか当該法人の他の所得を含めて法人税に相当する税を課される場合には、その税額の計算の基礎となる所得の生じた期間の末日が同月一日以後に終了する事業年度に属するときにおける当該利益の配当又は剰余金の分配）を受ける場合について適用する。

8　新法第四十六条の三の規定は、昭和三十七年四月一日から適用し、同日前における法人税の納税地に

ついては、なお従前の例による。

9　この法律の施行の際改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第四十六条の三第二項前段の規定による申告によりその納税地が定められている外国法人については、その納税地として定められている場所は、当該外国法人の新法第四十六条の三第一項の規定による納税地とみなす。ただし、当該外国法人が新法第四十六条の三第一項の規定による納税地によりたい旨を当該場所の所轄税務署長に届け出たときは、その届出があつた日以後は、この限りでない。

10　この法律の施行の際旧法第四十六条の三第二項後段の規定による指定により納税地が定められている場合において、その指定に係る納税地が新法第四十六条の三第一項の規定による納税地と異なるときは、当該指定は、同条第二項の規定による指定とみなす。

11　この法律の施行前にした法人税に係る違反行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる法人税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第四十六号（昭三七・三・三一）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一款　山林所得の課税の特例（第三十条―第三十条の三）」を「第一款　山林所得の課税の特例（第三十条・第三十条の二）」に、「第四款　市街地開発等に係る資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（第三十八条の三―第三十八条の五）　第五款　海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例（第三十八条の六）」を「第四款　市街地開発等に係る資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十八条の三―第三十八条の七）　第五款　海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例（第三十八条の八）」に、「第二款　市街地開発等に係る資産の買換えの場合の課税の特例（第六十五条の三・第六十五条の四）」を「第二款　市街地開発等に係る資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の三―第六十五条の七）」に、「第五章　登録税法の特例（第七十二条―第八十四条）」を「第五章　登録税法の特例（第七十二条―第八十四条の二）」に改める。

第二条第一項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　内国法人又は外国法人　それぞれ所得税法第一条第五項に規定する法人又は同条第六項に規定する法人をいい、それぞれ代表者又は管理人の定めのある法人でない社団又は財団で、同法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は同法の施行地外に本店若しくは主たる事務所を有するものを含む。

第三条第一項中「所得税法の施行地に」の下に「同法第一条第三項第一号に規定する」を加え、「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項まで中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同条第五項中「所得税法の施行地に」の下に「同法第一条第三項第一号に規定する」を加え、「、これらの者に該当する旨」を「これらの者に該当し、かつ、その支払を受ける利子所得が第一項又は第二項の規定の適用を受ける利子所得に該当するものである旨」に改め、「これを」の下に「当該」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第一項から第三項までの規定は、所得税法第一条第三項第一号に規定する事業を有する非居住者又は同法第十八条第四項に規定する法人の同法第一条第八項第二号若しくは第三号又は法人税法第一条第四項第二号若しくは第三号に掲げる事業に帰せられない利子所得その他の政令で定めるこれに準ずる利子所得については、適用しない。

第六条第一項中「所得税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人」を「外国法人」に、「同法第十七条、第十八条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。」を「所得税を課さない。」に改める。

第七条を次のように改める。

（国等の特殊の外貨借入金の利子の非課税）

第七条　国又は日本銀行が、非居住者又は外国法人から借り入れる外国通貨による借入金で、その借入れが国の外貨資金の状況に照らし緊急の必要性があるものとして政令で指定するものにつき、当該非居住者又は外国法人に対して支払う利子については、所得税を課さない。ただし、当該非居住者又は外国法人が所得税法の施行地に同法第一条第三項第一号又は法人税法第一条第三項第一号に規定する事業を有する場合には、当該利子で当該事業に帰せられるものについては、この限りでない。

第七条の次に次の一条を加える。

（特殊の外貨借入金等の利子の税率の軽減）

第七条の二　昭和三十七年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に支払う次の各号に掲げる利子に対する所得税法第十七条第一項、第十八条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。ただし、当該各号に規定する非居住者又は外国法人が同法第一条第三項第一号又は法人税法第一条第三項第一号に規定する事業を有する場合には、当該各号に掲げる利子で当該事業に帰せられるものその他政令で定めるものについては、この限りでない。

一　居住者又は内国法人が非居住者又は外国法人である政令で定める金融機関から借り入れる外国通貨による借入金につき支払う利子で所得税法の施行地に源泉があるもの

二　内国法人がその発行する外貨債（外国通貨で表示される債券又は本邦通貨で表示され、確定換算率により外国通貨で支払を行なうべき旨の特約がある債券をいう。）につき非居住者又は外国法人に対して支払う利子

第八条の二中「第十五条の六」を「第十五条の七」に改める。

第九条第一項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第三条第五項及び第六項」を「第三条第五項から第七項まで」に改める。

第十四条第一項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十一条第一項第一号中「物品の輸出」の下に「（他の者から工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。以下第二十二条までにおいて「工業所有権等」という。）の譲渡又は提供を受け、対外支払手段（外国為替及び外国貿易管理

法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第八号に規定する対外支払手段及びこれと同等の価値があるもので大蔵省令で定めるものをいう。以下第二十三条までにおいて同じ。）を対価として行なう当該工業所有権等の譲渡又は提供を含む。）」を加え、同項第十号中「運送」の下に「（政令で定める用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づく運送にあつては、当該再運送契約に基づく運送のほか、当該用船契約に基づく運送を含む。以下この項及び第四項において同じ。）」を加え、同項第十一号中「（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第八号に規定する対外支払手段及びこれと同等の価値があるもので大蔵省令で定めるものをいう。以下第二十三条までにおいて同じ。）」を削り、同項第十二号中「提供」の下に「（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引）」を加え、同条第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第一項第十号に規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づき同項第十号から第十二号までに掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額

第二十一条第四項中「当該取引に係る物品が輸出され」の下に「、若しくは同項第一号の工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡され、若しくは提供され」を加え、「又は当該運送」を「又は当該取引が同項第十二号に掲げる運送」に、「が対外支払手段を対価としてされたものである」を「であつた」に改める。

第二十一条の三第一項中「対外支払手段を対価として行なう工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）の譲渡又は提供（以下第二十三条の二までにおいて「技術輸出取引」という。）」を「対外支払手段を対価として行なう自己の研究（その従業員の職務に属する研究及び他人に委託した研究を含む。以下この項において同じ。）の成果である工業所有権等の譲渡若しくは提供（第二十一条第一項第一号の規定に該当するものを除く。）又は対外支払手段を対価として行なう工業所有権等の譲渡若しくは提供のためにする当該譲渡若しくは提供を行なう者への自己の研究の成果である工業所有権等の譲渡若しくは提供（以下第二十三条の二までにおいて「技術輸出取引」と総称する。）」に改め、「対外支払手段による支払」の下に「（対外支払手段を対価として行なう工業所有権等の譲渡又は提供のためにする技術輸出取引（以下第二十三条の三までにおいて「間接技術輸出取引」という。）については、当該取引の対価の支払）」を加え、「その各年中」を「当該期間内の日の属する各年の当該期間内」に改め、同条第二項中「基礎となる技術輸出取引」の下に「（間接技術輸出取引を除く。）」を加える。

第二十二条第一項中「又は第二十一条の二第一項」を「、第二十一条の二第一項又は前条第一項」に、「又は第五号から第九号までに掲げる取引」を「若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は間接技術輸出取引」に改め、「規定する物品」の下に「（間接技術輸出取引に係る工業所有権等を含む。以下第二十三条の三までにおいて「物品等」という。）」を、「これらの号に掲げる取引」の下に「間接技術輸出取引を含む。以下第二十三条の三までにおいて「取引等」という。）」を加え、「当該物品が輸出されたこと」を「輸出されたこと（間接技術輸出取引については、対外支払手段を対価として当該取引に係る工業所有権等の譲渡又は提供がされたこと。

以下この条において同じ。）」に、「物品の取引に係る」を「物品等の取引等に係る」に、「これらの号に掲げる取引に関し」を「第二十一条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に関し」に改め、同条第二項中「又は第二十一条の二第一項」を「、第二十一条の二第一項又は前条第一項」に、「又は第五号から第九号までに掲げる取引」を「若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は間接技術輸出取引」に、「これらの号に掲げる物品のうちにこれらの号に規定する取引」を「物品等のうちに取引等」に、「当該物品が輸出」を「輸出」に、「物品の取引」を「物品等の取引等」に改める。

第二十三条の二第二項中「物品に係る取引」を「物品等に係る取引等」に改める。

第二十三条の三第一項第一号中「又は第五号から第九号までに掲げる取引に係る物品のうちに当該取引」を「若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は間接技術輸出取引に係る物品等のうちにこれらの取引」に、「物品に係る取引の行われた日の属する年において当該取引」を「物品等に係る取引等の行なわれた日の属する年において当該取引等」に改める。

第二十八条第一項中「所得税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人」を「外国法人」に、「同法第十七条」を「所得税法第十七条第一項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該非居住者又は外国法人が同法第一条第三項第一号又は法人税法第一条第三項第一号に規定する事業を有する場合には、当該使用料で当該事業に帰せられるものその他政令で定めるものについては、この限りでない。

第三十条第一項中「昭和二十一年三月三日」を「昭和二十七年十二月三十一日以前」に、「第十条の四第一項」を「第十条の五第一項」に改め、同条第二項中「包括遺贈、被相続人からの遺贈又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡により効力を生ずるもの」を「遺贈又は贈与」に、「又は包括受遺者」を「、受遺者又は受贈者」に、「昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続若しくは被相続人からの遺贈（包括遺贈を除く。）により取得した山林又は昭和二十五年四月一日から昭和二十八年十二月三十一日までの間」を「昭和二十八年中」に改め、「包括遺贈により取得した山林」の下に「、同年一月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間に遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）若しくは贈与（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずべきものを除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）により取得した山林又は昭和三十七年一月一日以後に当該遺贈若しくは贈与により取得した山林で所得税法第五条の二第三項の規定の適用を受けなかつたもの」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「、山林の譲渡により通常課されるべき再評価税額を考慮に入れ」を削り、同項を同条第四項とする。

第三十条の二を削り、第三十条の三を第三十条の二とする。

第三十一条第一項第三号中「権利につき」を「権利（以下この条及び次条において「土地等」という。）につき」に、「当該土地又は土地の上に存する権利」を「当該土地等」に改め、同項第四号中「土地、土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　個人の有する資産が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一号の場合にあつては同号に規定する土地等、第

二号の場合にあつては同号に規定する土地の上にある資産（同号に規定する補償金が当該資産の価額の一部を補償するものである場合には、当該資産のうちその補償金に対応するものとして政令で定める部分）について、収用等による譲渡があつたものとみなす。この場合においては、第一号又は第二号に規定する補償金又は対価の額をもつて、第一項に規定する補償金、対価又は清算金の額とみなす。

一　土地等が土地収用法等の規定に基づいて使用され、補償金を取得する場合（土地等について使用の申出を拒むときは土地収用法等の規定に基づいて使用されることとなる場合において、当該土地等が契約により使用され、対価を取得するときを含む。）において、当該土地等を使用させることが所得税法第九条第一項第八号の不動産又は不動産の上に存する権利を長期間使用させる行為（以下第三十八条の五までにおいて「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という。）に該当するとき。

二　土地等が第一項第一号から第三号まで又は前号若しくは次条第一項第二号の規定に該当することとなつたことに伴い、その土地の上にある資産につき、土地収用法等の規定に基づく収用をし、又は取りこわし若しくは除去をしなければならなくなつた場合において、当該資産の対価又は当該資産の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するとき。

第三十二条第一項中「及び資産再評価法第八条第二項又は第九条」を削り、「土地又は土地の上に存する権利」を「土地等」に、「土地、土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項中「（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）」及び「（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずべきものを除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）」を削り、「土地、土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、「及び資産再評価法第八条第二項又は第九条」を削る。

第三十三条第一項中「該当することとなつた場合」の下に「（第三十一条第三項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む。以下次項において同じ。）」を加え、「第三十八条の六」を「第三十八条の八」に改め、同条第三項中「第三十一条第四項」を「第三十一条第五項」に改める。

第三十三条の二の見出し中「場合の」の下に「更正の請求、」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第三十一条第二項の規定の適用を受けた者は、同項に規定する期間内に代替資産を取得した場合において、その取得価額が同項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過大となつたときは、当該代替資産を取得した日から四月以内に、納税地の所轄税務署長に対し、その収用換地等のあつた日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができる。

第三十四条第一項各号列記以外の部分中「譲渡、」を「譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）、」に改め、同項第二号中「その額以下の金額で」を削り、「税務署長の承認」を「代替資産の取得価額の見積額（当該補償金等の額以下のものに限る。）につき税務署長の承認を受けた場合（前条第四項の規定による更正の請求をした場合を除く。）における当該承認」に改め、同条第二項を削る。

第三十五条第一項中「採塩用財産を譲渡し」を「採塩用財産の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この款において同じ。）をし」に、「譲渡した」を「譲渡をした」に改め、同条第二項中「財産を譲渡し」を「財産の譲渡をし」に改め、同条第三項中「譲渡した」を「譲渡をした」に、「譲渡価額」を「譲渡による収入金額」に改める。

第三十六条第一項中「採塩用財産を譲渡し」を「採塩用財産の譲渡をし」に、「譲渡した」を「譲渡をした」に改める。

第三十七条中「譲渡した財産」を「譲渡をした財産」に改める。

第三十八条第一項中「又は資産再評価法第八条第二項若しくは第九条」を削り、同条第二項中「、若しくは資産再評価法第八条第二項若しくは第九条に規定する再評価を行うとき」を削る。

第三十八条の二第一項中「ものを譲渡し」を「ものの譲渡をし」に、「権利を譲渡し」を「権利の譲渡をし」に、「敷地に供されていた土地」を「敷地の用に供されていた土地若しくは当該土地の上に存する権利」に、「敷地となつているもの」を「敷地の用に供されているもの」に、「をその災害のあつた日から一年以内に譲渡した」を「の譲渡をその災害のあつた日から一年以内にした」に、「対して譲渡」を「対して譲渡を」に、「第三十八条の六」を「第三十八条の八」に改め、同条第二項中「資産を譲渡」を「資産の譲渡を」に改める。

第二章第四節第四款の款名中「場合」を「場合等」に改める。

第三十八条の三第一項中「第一号の場合にあつては同号」を「第一号又は第一号の二の場合にあつてはこれらの規定」に、「以下この条において」を「以下第三十八条の七までにおいて」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　土地等が、第三十一条第一項第一号に規定する土地収用法等に基づく収用（同項第二号の買取り及び同条第三項第一号の使用を含む。）を行なう者によつて当該収用の対償に充てるため買い取られる場合　所得税法の施行地にある他の土地等

第三十八条の五中「譲渡、」を「譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）、」に改める。

第三十八条の六を第三十八条の八とする。

第二章第四節第四款中第三十八条の五の次に次の二条を加える。

（防災建築街区造成の場合の譲渡所得の金額の計算）

第三十八条の六　個人が、防災建築街区造成法第二条第二号に規定する防災建築物の建築のため同法第四条に規定する防災建築街区造成組合（以下この条において「組合」という。）に土地等を出資し、当該出資の日の属する年の十二月三十一日までに出資の払戻し（解散による残余財産の分配を含む。以下次条までにおいて同じ。）としてその出資した土地等の全部又は一部を取得した場合には、当該取得した土地等の出資による譲渡所得の計算については、その譲渡がなかつたものとみなす。

2　前項の規定は、個人が、同項に規定する防災建築物の建築のため組合に土地等を出資し、その出資の日の属する年の翌年一月一日からその出資の日以後二年を経過した日までの期間内に、出資の払戻しとしてその出資した土地等の全部又は一部を取得する見込みである場合において、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同項中「取得した土地等」とあるのは、「取得する見込みである土地等」と読み替えるものとする。

3　前二項の規定は、土地等を出資した日の属する年分の確定申告書等に、これらの規定の適用を受けよ

うとする旨並びに当該出資した土地等の出資価額、出資の払戻しにより取得した又は取得する見込みである土地等の明細及びその出資の時における価額その他大蔵省令で定める事項の記載がない場合には、適用しない。

（出資の払戻しとして土地等を取得した場合の更正の請求、修正申告等）

第三十八条の七 前条第二項の規定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となつた場合にあつては、当該出資の払戻しのあつた日から四月以内に、同項に規定する出資の日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができるものとし、同号に該当する場合で不足を生ずることとなつた場合又は第二号に該当する場合にあつては、当該出資の払戻しのあつた日又は同号の期間が経過した日から四月以内に、同項に規定する出資の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出しなければならない。

一 前条第二項に規定する期間内に出資の払戻しとして土地等を取得した場合において、その取得した土地等が同項に規定する税務署長の承認を受けた取得する見込みであつた土地等に対して過不足があるとき。

二 前条第二項に規定する期間内に出資の払戻しとして土地等を取得しなかつた場合

2 前条第二項の規定の適用があつた場合（次項ただし書の規定の適用があつた場合を含む。）において、当該出資につき同条第二項に規定する期間内に譲渡、遺贈又は贈与（以下この条において「譲渡等」という。）があつたときは、当該出資のあつた日において当該譲渡等をした出資に係る土地等の譲渡等があつたものとみなす。

3 前項の規定に該当する場合には、当該譲渡等をした者（遺贈の場合にあつては、当該遺贈をした者に係る相続人（包括受遺者を含む。））は、当該譲渡等をした日から四月以内に、当該出資をした日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出しなければならない。ただし、所得税法第五条の二第三項の規定の適用を受けた場合には、この限りでない。

4 第三十六条第四項の規定は、第一項又は前項の規定により修正申告書を提出しなければならない場合において、修正申告書の提出がないときについて準用する。

5 第三十三条の二第三項の規定は、第一項又は第三項の規定による修正申告書又は前項において準用する第三十六条第四項の規定による更正により納付すべきこととなつた所得税額について準用する。この場合において、第三十三条の二第三項中「第三十三条の二第一項」とあるのは、「第三十八条の七第一項又は第三項」と読み替えるものとする。

6 前条第一項又は第二項の規定の適用を受けた個人が、出資の払戻しとして土地等を取得した場合において、当該出資の払戻しにつき第六十五条の七第一項の規定の適用があるときは、当該出資の払戻しによる所得の計算については、当該出資の払戻しがなかつたものとみなす。

第三十九条第二項中「前条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第四十条第一項中「並びに資産再評価法第八条第二項及び第九条」を削り、同条に次の二項を加える。

3 大蔵大臣は、第一項後段の承認をしたとき、若しくは当該承認をしないことを決定したとき、又は当該承認を取り消したときは、その旨を当該承認を申請した者又は当該承認を受けていた者に通知しなければならない。

4 第一項後段の承認をしないことの決定があつた場合には、その者の納付すべき所得税額で当該処分に係る財産の贈与又は遺贈に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額についての所得税法第五十四条の規定の適用については、同条第一項第二号中「について、当該提出期限」とあるのは、「について、租税特別措置法第四十条第一項後段の承認をしないことの決定の通知をした日」とする。

第四十六条第一項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 削除

第五十五条第一項第一号中「物品の輸出」の下に「（他の者から工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。以下第五十六条までにおいて「工業所有権等」という。）の譲渡又は提供を受け、対外支払手段（第二十一条第一項第一号に規定する対外支払手段をいう。以下第五十七条までにおいて同じ。）を対価として行なう当該工業所有権等の譲渡又は提供を含む。）」を加え、同項第十号中「運送」の下に「（政令で定める用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づく運送にあつては、当該再運送契約に基づく運送のほか、当該用船契約に基づく運送を含む。以下この項及び第五項において同じ。）」を加え、同項第十一号中「（第二十一条第一項第十一号に規定する対外支払手段をいう。以下第五十七条までにおいて同じ。）」を削り、同項第十二号中「提供」の下に「（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引）」を加え、同条第四項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第一項第十号に規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づき同項第十号から第十二号までに掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額

第五十五条第五項中「当該取引に係る物品が輸出され」の下に「、若しくは同項第一号の工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡され、若しくは提供され」を加え、「又は当該運送」を「又は当該取引が同項第十二号に掲げる運送」に、「が対外支払手段を対価としてされたものである」を「であつた」に改める。

第五十五条の三第一項中「対外支払手段を対価として行なう工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）の譲渡又は提供（以下第五十七条の三までにおいて「技術輸出取引」という。）」を「対外支払手段を対価として行なう自己の研究（その従業員の職務に属する研究及び他人に委託した研究をいう。以下この項において同じ。）の成果である工業所有権等の譲渡若しくは提供（第五十五条第一項第一号の規定に該当するものを除く。）又は対外支払手段を対価として行なう工業所有権等の譲渡若しくは提供のためにする当該譲渡若しくは提供を行なう者への自己の研究の成果である工業所有権等の譲渡若しくは提供（以下第五十七条の三までにおいて「技術輸出取引」と総称する。）」に改め、「（対外支払手段による支払」の下に「（対外支払手段を対価として行なう工業所有権等の譲渡又は提供のためにする技術輸出取引（以下第五十七条の四までにおいて「間接技術輸出取引」という。）については、当該取引の対価の支払）」を

加え、「その各事業年度中」を「当該期間内の日を含む各事業年度の当該期間内」に改め、同条第二項中「基礎となる技術輸出取引」の下に「（間接技術輸出取引を除く。）」を加える。

第五十六条第一項中「又は第五十五条の二第一項」を「、第五十五条の二第一項又は前条第一項」に、「又は第五号から第九号までに掲げる取引」を「若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は間接技術輸出取引」に改め、「規定する物品」の下に「（間接技術輸出取引に係る工業所有権等を含む。以下第五十七条の四までにおいて「物品等」という。）」を、「これらの号に掲げる取引」の下に「（間接技術輸出取引を含む。以下第五十七条の四までにおいて「取所等」という。）」を加え、「当該物品が輸出されたこと」を「輸出されたこと（間接技術輸出取引については、対外支払手段を対価として当該取引に係る工業所有権等の譲渡又は提供がされたこと。以下この条において同じ。）」に、「物品の取引に係る」を「物品等の取引等に係る」に、「これらの号に掲げる取引に関し」を「第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に関し」に改め、同条第二項中「又は第五十五条の二第一項」を「、第五十五条の二第一項又は前条第一項」に、「又は第五号から第九号までに掲げる取引」を「若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は間接技術輸出取引」に、「これらの号に掲げる取引」を「取引等」に、「当該取引に係る物品」を「当該取引等に係る物品等」に、「物品の取引」を「物品等の取引等」に改める。

第五十七条の二に次の一項を加える。

2　第五十六条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第五十七条の三第二項中「物品に係る取引」を「物品等に係る取引等」に改める。

第五十七条の四第一項第一号中「又は第五号から第九号までに掲げる取引に係る物品のうちに当該取引」を「若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は第五十五条の三第一項に規定する間接技術輸出取引に係る物品等のうちにこれらの取引」に、「物品に係る取引」を「物品等に係る取引等」に改める。

第六十四条第一項第三号中「権利につき」を「権利（以下第六十五条の七までにおいて「土地等」という。）につき」に、「当該土地又は土地の上に存する権利」を「当該土地等」に改め、同項第四号中「土地又は土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法人の有する資産が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、前項の規定の適用については、第一号の場合にあつては同号に規定する土地等、第二号の場合にあつては同号に規定する土地の上にある資産（同号に規定する補償金が当該資産の価額の一部を補償するものである場合には、当該資産のうちその補償金に対応するものとして政令で定める部分）について、収用等による譲渡があつたものとみなす。この場合においては、第一号又は第二号に規定する補償金又は対価の額をもつて、第一項に規定する補償金、対価又は清算金の額とみなす。

一　土地等が土地収用法等の規定に基づいて使用され、補償金を取得する場合（土地等について使用の申出を拒むときは土地収用法等の規定に基づいて使用されることとなる場合において、当該土地等が契約により使用され、対価を取得するときを含む。）において、当該使用に伴い当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当するとき。

二　土地等が前項第一号から第三号まで又は前号若しくは第六十五条第一項第二号の規定に該当することとなつたことに伴い、その土地の上にある資産につき、土地収用法等の規定に基づく収用をし、又は取りこわし若しくは除去をしなければならなくなつた場合において、当該資産の対価又は当該資産の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するとき。

第六十四条の二第一項中「場合（」の下に「同条第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含むものとし、」を加え、同条第五項中「前条第三項」を「前第四項」に改める。

第六十五条第一項中「土地又は土地の上に存する権利」を「土地等」に、「土地、土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、同条第四項中「第三項」を「第四項」に改める。

第六十五条の二第一項中「該当することとなつた場合」の下に「（第六十四条第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む。以下次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「第六十四条第三項」を「第六十四条第四項」に改める。

第三章第六節第二款の款名中「場合」を「場合等」に改める。

第六十五条の三第一項中「第一号の場合にあつては同号」を「第一号又は第一号の二の場合にあつてはこれらの規定」に改め、「譲渡直前の帳簿価額」の下に「（譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）」を「土地等」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　土地等が、第六十四条第一項第一号に規定する土地収用法等に基づく収用（同項第二号の買取り及び同条第二項第一号の使用を含む。）を行なう者によつて当該収用の対償に充てるため買い取られる場合　法人税法の施行地にある他の土地等

第三章第六節第二款中第六十五条の四の次に次の三条を加える。

（防災建築街区造成の場合の課税の特例）

第六十五条の五　法人が、防災建築街区造成法第二条第二号に規定する防災建築物（以下第六十五条の七までにおいて「防災建築物」という。）の建築のため同法第四条に規定する防災建築街区造成組合（以下第六十五条の十までにおいて「防災建築街区造成組合」という。）に土地等を出資し、当該出資の日を含む事業年度終了の日までに出資の払戻し（解散による残余財産の分配を含む。以下第六十五条の七までにおいて同じ。）としてその出資した土地等の全部又は一部を取得した場合において、当該法人が、当該取得した土地等につき、その出資直前における当該出資した土地等の価額に対する帳簿価額（当該土地等の出資に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額）の割合（以下次条において「記帳割合」という。）を当該取得した土地等の当該出資直前の価額に乗じて計算した金額（当該金額がない場合には、一円とする。）を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該土地等の当該取得の時における価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記

載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

（防災建築街区造成のための出資に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十五条の六　法人が、防災建築物の建築のため防災建築街区造成組合に土地等を出資した場合において、当該出資の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から当該出資の日以後二年を経過した日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、当該出資の払戻しとしてその出資した当該土地等の全部又は一部を取得する見込みであり、かつ、当該出資の日を含む事業年度において、当該取得する見込みである土地等の出資直前の価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額を特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2　前条第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が指定期間内に出資の払戻しとして当該土地等の全部又は一部を取得した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「当該事業年度の所得の計算上」とあるのは、「当該土地等を取得した日を含む事業年度の所得の計算上」と読み替えるものとする。

3　前項の場合において、第一項の特別勘定として経理した金額のうち、前項に規定する土地等の第一項の出資直前の価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する金額は、当該土地等を取得した日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4　第一項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

一　指定期間内に第一項の特別勘定として経理した金額（既に益金に算入された、又は益金に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下第三号までにおいて「特別勘定の金額」という。）を前項の規定に該当する場合以外の場合に取りくずした場合　当該取りくずした金額

二　指定期間を経過した日において、特別勘定の金額を有している場合　当該特別勘定の金額

三　指定期間内に合併により消滅した場合において、特別勘定の金額で合併法人に引き継がれなかつたものがあるとき　当該金額

5　前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により損金に算入する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「明細書」とあるのは、「明細書その他大蔵省令で定める書類」と読み替えるものとする。

6　第一項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第二項から前項までの規定の適用については、これを当該合併法人に係る第一項の特別勘定の金額とみなす。

（防災建築街区造成組合等の課税の特例）

第六十五条の七　防災建築街区造成組合が土地等の出資を受けた日から二年を経過した日までの期間内に出資の払戻しとしてその出資者に対し当該土地等を交付した場合において、当該土地等のその払戻しの時における価額がその出資として受け入れた価額をこえるときは、そのこえる金額は、当該組合の当該出資の払戻しをした日を含む事業年度の所得の計算上又は清算所得の計算上、益金又は残余財産の価額に算入しない。

2　前項の出資者たる法人が同項の出資の払戻しとして取得した土地等の当該取得の時における価額のうち同項に規定するこえる金額に相当する金額は、法人税法第九条の六第二項第一号又は第二号に掲げる金額に含まれないものとする。

3　第一項の規定は、確定申告書等又は法人税法第二十二条の二から第二十二条の四までの規定による申告書（これらの申告書に係る同法第二十三条の規定による申告書を含む。）に同項の規定により益金又は残余財産の価額に算入されない金額のその不算入に関する申告の記載があり、かつ、これらの申告書にその益金又は残余財産の価額に算入されない金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

第六十六条の二第一項中「法人税法第十二条の二第一項」を「法人税法第十三条第一項」に改め、同条第四項中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第六十六条の三第一項中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第六十六条の四中「第十二条の四」を「第十五条」に改める。

第六十六条の六第三項中「差額に相当する金額」を「差額に相当する金額を下らない金額」に改める。

第六十六条の八を第六十六条の九とし、第六十六条の七を第六十六条の八とし、第三章第八節中同条の前に次の一条を加える。

（国等の特殊の外貨借入金の利子の非課税）

第六十六条の七　国又は日本銀行が、法人税法第一条第一項第二号に掲げる法人で同法の施行地に同条第四項第一号に掲げる事業を有するものから借り入れる外国通貨による借入金で、その借入れが国の外貨資金の状況に照らし緊急の必要性があるものとして政令で指定するものにつき、当該法人に対して支払の利子で当該事業に帰せられないものについては、各事業年度の所得に対する法人税は、課さない。

第七十二条第一項中「昭和三十二年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に新築した住宅」を「個人が昭和三十六年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に新築した自己の住宅」に、「当該期間内」を「当該家屋の新築後一年以内」に改め、同条第二項中「家屋につき前項に規定する期間」を「個人が自己の住宅の用に供する家屋につき適用期間」に、「同項」を「前項」に、「当該期間内」を「当該増築後一年以内」に改める。

第七十三条中「昭和三十二年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間」を「昭和三十六年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内」に、「当該期間内に登記」を「当該家屋の新築後一年以内に登記」に、「地方公共団体が当該期間」を「地方公共団体が適用期間」に、「当該期間内に当該地方公共団体」を「当該増築後一年以内に当該地方公共団体」に改める。

第七十四条中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に、「取得した場合」を「個人が取得し、自己の住宅の用に供した場合」に、「当該期間内」を「当該取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。以下次条において同じ。）」に改める。

第七十五条中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に、「当該期間内に登記」を「当該新築又は増築後一年以内に登記」に改める。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（防災建築街区造成組合の取得する土地の取得登記の税率の軽減）

第七十五条の二　防災建築街区造成法第四条に規定す

る防災建築街区造成組合が同法第二条第二号に規定する防災建築物を建築するため取得する土地の所有権の取得の登記については、その登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

第七十九条第一項中「千分の二」を「千分の一」に改め、同条第二項中「貸し付けられる場合」の下に「又は当該船舶の対価の支払方法が延払いによる場合」を加え、「貸付に係る債権」を「貸付け又は延払いに係る債権」に、「千分の三」を「千分の一・五」に改める。

第七十九条の二の見出し中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改め、同条中「地方公共団体が、」を「地方公共団体又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局が、」に、「所有権の取得」を「所有権の保存又は取得」に改める。

第八十一条の二の見出し中「農業協同組合」を「農業協同組合等」に改め、同条中「合併した場合」の下に「又は漁業協同組合が漁業協同組合整備促進法第十四条第一項の規定による勧告を受けて合併した場合」を、「存続する農業協同組合」及び「設立した農業協同組合」の下に「若しくは漁業協同組合」を、「不動産の権利」の下に「又は漁船」を加え、「同法施行の日」を「昭和三十六年四月一日」に改める。

第五章中第八十四条の次に次の一条を加える。

（農林債券等の登記の税率の軽減）

第八十四条の二　農林中央金庫又は商工組合中央金庫が発行する農林債券又は商工債券でその払込みがあつた日（売出しの方法により発行した場合には、売出しの満了の日）から最終の償還期限に至る期間が一年をこえるものの払込みの登記についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第十一号の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

第九十二条中「昭和三十二年四月一日」を「昭和三十七年四月一日」に、「百分の二十の税率は、百分の十」を「百分の十の税率は、百分の五」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第三条第五項及び第七項（新法第九条第二項において準用する場合を含む。）並びに新法第二十八条第一項の規定は、昭和三十七年七月一日以後に支払を受けるべき利子所得、配当所得又は同項に規定する使用料について適用し、同日前に支払を受けるべき利子所得、配当所得又は当該使用料については、なお従前の例による。

3　新法第七条及び第六十六条の七の規定は、昭和三十七年一月一日以後支払を受けるべきこれらの規定に規定する利子について適用する。

4　改正前の租税特別措置法第二十条又は第五十四条の規定による輸出損失準備金を有していた個人又は法人（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十六年以前の年又は昭和三十七年一月一日を含む事業年度の直前事業年度以前の事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。

5　新法第二十一条から第二十三条の三まで及び第五十五条から第五十七条の四までの規定は、昭和三十七年四月一日以後に行なわれる新法第二十一条第一項又は第五十五条第一項に規定する輸出取引及び新法第二十一条の三第一項又は第五十五条の三第一項に規定する技術輸出取引（これらの取引のうち新法第二十一条第一項第一号又は第五十五条第一項第一号に規定する工業所有権等の提供を目的とするもの（以下この項において「工業所有権等の輸出取引」という。）については、当該取引で同日以後の収入金額に係る部分）について適用し、同日前に行なわれたこれらの取引（工業所有権等の輸出取引については、当該取引で同日前の収入金額に係る部分）については、なお従前の例による。

6　個人又は法人が昭和三十七年又は同年四月一日前に開始し、同日を含む事業年度（以下この項において「改正初年度」という。）において、前項の輸出取引又は技術輸出取引をした場合において、これらの取引のうちに新法の規定により同日以後新たにこれらの取引に該当することとなつたもの（以下この項において「新取引」という。）又はこれらの取引に該当しないこととなつたもの（以下この項において「旧取引」という。）が含まれているときは、これらの者の改正初年度についての第二十一条の二第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第五十五条の二第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の二、第五十七条の三第一項若しくは第五十七条の四第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する指定期間に係る基準輸出金額は、次に掲げる金額の合計額とみなす。

一　基準輸出金額から新取引又は旧取引に相当する取引の金額を控除した金額を基準輸出金額とみなして第二十一条の二第一項若しくは第二十三条の二第一項又は第五十五条の二第一項若しくは第五十七条の三第一項の規定により計算した金額

二　前号の新取引に相当する取引の金額に改正初年度の期間のうち昭和三十七年四月一日以後の期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

三　第一号の旧取引に相当する取引の金額に改正初年度の期間のうち昭和三十七年三月三十一日までの期間（法人については、昭和三十六年十月一日から昭和三十七年三月三十一日までの期間）の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

7　新法第三十条の規定は、昭和三十七年分以後の山林所得に係る所得税について適用し、昭和三十六年分以前の山林所得に係る所得税については、なお従前の例による。

8　新法第三十一条から第三十三条まで、第三十四条から第三十八条の五まで及び第六十四条から第六十五条の三までの規定は、昭和三十七年四月一日以後に、これらの規定に該当する資産の譲渡（新法第三十一条第三項若しくは第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとする行為を含む。）が行なわれた資産に係る所得税又は法人税について適用し、同日前に当該譲渡が行なわれた資産に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

9　新法第三十三条の二第四項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に同項の更正の請求の期限が到来する場合について適用する。

10　新法第四十条第四項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に同項に規定する通知があつた場合について適用する。

11　新法第七十四条及び第七十五条の規定は、昭和三十七年四月一日以後の登記に係る登録税について適用する。

12　新法第七十九条及び第七十九条の二の規定は、昭和三十七年四月一日以後の登記に係る登録税について適用し、同日前の登記に係る登録税については、なお従前の例による。

13　新法第八十一条の二の規定中漁業協同組合に係る部分は、漁業協同組合整備促進法第十四条第一項の

規定による勧告を昭和三十七年四月一日以後に受けて合併した漁業協同組合のする登記に係る登録税について適用する。

14　新法第八十四条の二の規定は、昭和三十七年四月一日以後に払い込み、又は売出しが満了した農林債券又は商工債券の登記に係る登録税について適用する。

15　新法第九十二条の規定は、昭和三十七年四月一日以後に領収する航空機の旅客運賃に係る通行税について適用し、同日前に領収した当該運賃に係る通行税については、なお従前の例による。

◆

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十七号（昭三七・三・三一）

◎酒税法等の一部を改正する法律

第一条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第六条の三）

第二章　酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等（第七条―第二十一条）

第三章　課税標準及び税率（第二十二条―第二十二条の五）

第四章　免税及び税額控除等（第二十三条―第三十条）

第五章　申告及び納付等（第三十条の二―第三十条の六）

第六章　納税の担保（第三十一条―第三十六条）

第七章　酒類審議会（第三十七条―第三十九条）

第八章　雑則（第四十条―第五十三条の二）

第九章　罰則（第五十四条―第六十二条）

附則

第二条第一項中「アルコール専売法（昭和十二年法律第三十二号）の規定の適用を受けるアルコール」を「アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料としてその免許を受けた製造場において製造するもの以外のもの」に改め、同条第二項中「、濁酒」及び「、白酒」を削り、「果実酒」を「果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類」に、「九種類」を「十種類」に改める。

第三条第四号中「アルコール」の下に「（次号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類でアルコール分が三十六度以上四十五度以下のものを含む。第九号及び第八条第四号を除き、以下同じ。）」を加える。

第三条第五号を次のように改める。

五　「しようちゆう」とは、アルコール含有物を蒸留した酒類（これに水を加えたものを含み、次に掲げるものを除く。）で、アルコール分が四十五度以下（連続式蒸留機（連続して供給されるアルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル油、アルデヒドその他の不純物を取り除くことができる蒸留機をいう。以下同じ。）により蒸留したものについては、アルコール分が三十六度未満）のものをいう。

イ　発芽させた穀類又は果実（果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含み、なつめやしの実その他政令で定めるものを除く。以下同じ。）を原料の全部又は一部としたもの

ロ　しらかばの炭その他政令で定めるものでこしたもの

ハ　含糖質物（砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）第二条第一項第一号の第一種甲類の砂糖を除く。）を原料の全部又は一部としたもので、そのアルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のもの

ニ　アルコール含有物を蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させたもの

第三条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、同条第九号ハを削り、同号を同条第七号とし、同条第十号中「果実酒」を「果実酒類」に、「酒類をいう。但し、イに掲げるもの以外のものについては、エキス分五度未満のものに限る。」を「酒類でエキス分二十一度未満のものをいう。」に改め、「イ　果実」の下に「又は果実及び水」を、「ロ　果実」の下に「又は果実及び水」を、「除酸剤を加えて発酵させたもの」の下に「（イ又はロに該当するものを除く。）」を加え、ニを次のように改める。

ニ　イからハまでに掲げる酒類にブランデー（第九号ホからリまでに掲げる酒類をいう。）、アルコール若しくはしようちゆう（以下この号において「ブランデー等」という。）又は糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量（既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量）が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の九十をこえるものを除く。以下ホにおいて同じ。）

第三条第十号にホとして次のように加え、同号を同条第八号とする。

ホ　イからニまでに掲げる酒類に植物を浸してその成分を浸出させたもの若しくは薬剤を加えたもの又はこれらの酒類にブランデー等、糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの

第三条第十二号を削り、同条第十一号中「、濁酒」及び「、白酒」を削り、「及び果実酒」を「、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類及びリキュール類」に改め、同号を同条第十二号とし、同号の前に次の三号を加える。

九　「ウイスキー類」とは、次に掲げる酒類をいう。ただし、イ、ロ、ホ、ヘ又はチに掲げるものについては、第五号ロからニまでに掲げるもの（政令で定めるものを除く。）に該当しないものに限る。

イ　発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの又は発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの

ロ　発芽させた穀類を原料の一部としたアルコール含有物（発芽させた穀類及び果実を原料の一部としたアルコール含有物については、発芽させた穀類の重量が果実の重量をこえるものに限る。）を蒸留したもの。ただし、

その原料中発芽させた穀類の重量が水以外の原料の重量の百分の十五未満のもの及びイに掲げる酒類に該当するものを除く。

ハ　ウイスキー原酒（イ又はロに掲げる酒類をいう。以下同じ。）にアルコール、スピリッツ（次条第一項に規定するスピリッツをいう。）、しようちゆう、香味料、色素又は水を加えた酒類で、香味、色沢その他の性状がウイスキー原酒に類似するもの

ニ　アルコール、スピリッツ又はしようちゆうに香味料、色素又は水を加えてウイスキー原酒又はハに掲げる酒類を模造したもの

ホ　果実（そのしぼりかすを除く。以下同じ。）若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの又は果実酒（次条第一項に規定する果実酒をいい、果実のしぼりかすを原料として製造したものを除く。）を蒸留したもの

ヘ　果実を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したもの。ただし、その原料中果実の重量が水以外の原料の重量の百分の十五未満のもの、ロ及びホに掲げる酒類に該当するものを除く。

ト　ブランデー原酒（ホ又はヘに掲げる酒類をいう。以下同じ。）にアルコール、スピリッツ、しようちゆう、香味料、色素又は水を加えた酒類で、香味、色沢その他の性状がブランデー原酒に類似するもの

チ　果実のしぼりかす若しくは果実酒かす又はこれらと糖類、炭酸石灰その他政令で定める物品若しくは水を原料として発酵させたアルコール含有物若しくは果実酒かすを蒸留したもの若しくはこれにアルコール、スピリッツ、しようちゆう、香味料、色素又は水を加えた酒類で、香味、色沢その他の性状がブランデー原酒に類似するもの

リ　アルコール、スピリッツ又はしようちゆうに香味料、色素又は水を加えてブランデー原酒、ト又はチに掲げる酒類を模造したもの

十　「スピリッツ類」とは、第三号から前号までに掲げる酒類以外の酒類でエキス分が二度未満のもの（麦芽を原料の一部とした酒類（麦芽を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。以下次号において同じ。）で発ぽう性を有するものを除く。）をいう。

十一　「リキュール類」とは、酒類と糖類その他の物品（酒類を含む。）を原料とした酒類でエキス分が二度以上のもの（第三号から第九号までに掲げる酒類及び発芽を原料の一部とした酒類で発ぽう性を有するものを除く。）をいう。

第三条中第十三号を第十六号とし、同号の前に次の三号を加える。

十三　「酒母」とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるもの及び酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びにこれらにこうじを混和したもの（製薬用、製パン用、しようゆ製造用その他酒税の保全上支障がないものとして大蔵省令で定める用途に供せられるものを除く。）をいう。

十四　「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもの（酒類の製造の用に供することができるものに限る。）でこし又は蒸留する前のもの（こさない又は蒸留しない酒類に係るものについては、主発酵が終る前のもの）をいう。

十五　「こうじ」とは、でんぷん質物その他政令で定める物品にかび類を繁殖させたもの（当該繁殖させたものから分離させた胞子又は浸出させた酵素を含む。）で、でんぷん質物を糖化させることができるものをいう。

第四条を次のように改める。

（品目等）

第四条　次の表の上欄に掲げる種類の酒類は、同表の中欄に掲げる品目に分け、その各品目の定義は、同表の下欄に掲げるものとする。

種類	品目	定義
しようちゆう	しようちゆう甲類	蒸留の方法が連続式蒸留機によるしようちゆう
	しようちゆう乙類	しようちゆう甲類以外のしようちゆう
みりん	本みりん	エキス分十六度以上のみりん
	本直し	本みりん以外のみりん
果実酒類	果実酒	前条第八号イからニまでに掲げる果実酒類（同号ロからニまでに掲げる酒類については、エキス分が七度以上のもの及び政令で定めるものを除く。）
	甘味果実酒	果実酒以外の果実酒類
ウイスキー類	ウイスキー	前条第九号イからニまでに掲げるウイスキー類
	ブランデー	ウイスキー以外のウイスキー類
スピリッツ類	スピリッツ	原料用アルコール以外のスピリッツ類
	原料用アルコール	前条第五号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類でアルコール分が四十五度をこえるスピリッツ類
雑酒	発ぽう酒	麦芽を原料の一部とした酒類で発ぽう性を有する雑酒
	その他の雑酒	発ぽう酒以外の雑酒

2　酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。以下この項において同じ。）を加えた酒類の種類及び品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該炭酸ガスを加える直前の酒類の種類及び品目とする。

第五条第一項中「第一級、準一級及び第二級」を「一級及び二級」に改め、同条第二項中「雑酒」を「ウイスキー類」に、「第一級及び第二級」を「一級及び二級」に改め、同条第三項中「特級、第一級及び準一級並びに雑酒」を「及びウイスキー類」に改め、同条第四項中「清酒」の下に「特級及び一級」を加え、同条第五項中「第一級又は準一級」を「特級又は一級」に改める。

第六条中「酒類の数量に応じ」を「酒類につき」に改める。

第一章中第六条の次に次の二条を加える。

（移出又は引取り等とみなす場合）

第六条の二　次の各号の一に該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下「酒類等」という。以下本条において同じ。）をその製造場から移出したものとみなす。ただし、第四号の場合において、第二十八条第一項の規定の適用を受けて酒類の製造場から

移出する当該酒類については、この限りでない。

一　酒類等が酒類等の製造場において飲用されたとき。ただし、次項の規定に該当する場合を除く。

二　第七条第四項の規定により酒類の製造免許に附された期限（同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。以下第二十条第一項において同じ。）が経過した場合若しくは酒類等の製造免許が取り消された場合（法人が合併又は解散により消滅した場合を含む。）又は酒類等の製造者の相続人につき第十九条第二項の規定の適用がない場合において、当該取り消された又は消滅した免許に係る酒類等（第七条第一項ただし書又は第八条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。）がその製造場に現存するとき。ただし、当該期限の経過又は第十七条第一項の規定による申請に基づく免許の取消しと同時に第二十条第一項の規定による酒類の販売の継続を認められた場合を除く。

三　第十二条（第十三条において準用する場合を含む。）の規定により酒類等の製造免許を取り消された者が第二十条第一項又は第二項の規定の適用を受けて酒類等を製成したとき。

四　酒類等の製造場に現存する酒類等（既に第二号（ただし書を除く。）又は前号の規定の適用を受けた酒類等を除く。）が滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価されたとき。

2　酒類等が酒類等の製造者の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、その飲用者を当該酒類等に係る酒類等の製造者とみなし、当該飲用者が飲用の時に当該酒類等をその製造場から移出したものとみなして、この法律（第三十条の二、第三十条の四及び第四十六条の規定並びにこれらの規定に係る罰則の規定を除く。以下第四項において同じ。）を適用する。

3　酒類等が保税地域において飲用される場合には、その飲用者が飲用の時に当該酒類等をその保税地域から引き取るものとみなす。

4　酒類等が酒類等の製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、当該酒類等を移出した者を酒類等の製造者とみなして、この法律を適用する。

5　酒母又はもろみについて前各項の規定の適用があつた場合においては、当該酒母又はもろみは、その他の雑酒とみなし、酒母又はもろみの製造者（酒母又はもろみの製造者とみなされた者を含む。）は、その他の雑酒の製造者とみなす。

6　酒類製造者又は酒類販売業者が、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で酒類を詰め替え又は改装して当該場所から販売のため移出した場合において、当該酒類の当該移出の時における価格（当該者が第二十二条の三第一項第一号に規定する者として同号の規定により算出した金額に第二十二条に規定する税率により算定した金額を加えた金額をいう。）が、当該酒類の第二十二条の二に規定する従価税の非課税最高限度額に第二十二条に規定する税率により算出した金額を加えた金額をこえるときは、当該詰替え又は改装をした者を当該酒類の酒類製造者とみなし、当該場所を当該酒類の製造場とみなす。

（収去酒類等の非課税）

第六条の三　次に掲げる酒類がその製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる場合には、当該酒類には、酒税を課さない。

一　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十七条第一項（臨検検査等）の規定により収去される酒類

二　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十九条第一項（立入検査等）の規定により収去される酒類

三　その他前二号に類する酒類で政令で定めるもの

第七条第一項中「しようちゆう及びみりんについては、類別、雑酒」を「品目のある種類の酒類」に改め、同条第二項中「毎酒造年度」を「免許を受けた後一年間」に、「みりんの各類又は二以上の品目の雑酒を製造しようとする場合には、みりんの各類又は雑酒の」を「品目のある種類の酒類（しようちゆうを除く。）を製造しようとする場合には、」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、同項第九号中「果実酒」を「果実酒類」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　ウイスキー類　六キロリットル

九　スピリッツ類　六キロリットル

第七条第二項中第十号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十　リキュール類　六キロリットル

第七条第三項第一号中「、濁酒」を削り、「、みりん又は白酒」を「又はみりん」に改め、同項第二号中「又は白酒」を削り、同項第五号中「毎酒造年度」を「免許を受けた後一年間」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「毎酒造年度」を「免許を受けた後一年間」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　果実酒類の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとする場合

第八条中「（酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。）」を削り、同条第四号中「アルコール専売法」の下に「（昭和十二年法律第三十二号）」を加える。

第九条第一項中「（しようちゆう及びみりんについては、類別、雑酒については、品目）の酒類」を「（品目のある種類の酒類については、品目）の酒類及び第四十四条第一項の承認を受けた酒類」に改める。

第十一条第一項中「酒類の製造数量又は販売する酒類の種類（雑酒の品目を含む。）若しくは卸売、小売の別」を「製造する酒類の量数若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法」に改める。

第十二条第四号中「三酒造年度」を「三年」に改め、同条第五号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第一項」に改める。

第十九条第一項中「相続の開始」を「相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）」に改め、「販売業をしようとする相続人」の下に「（包括受遺者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「開始」を削り、「被相続人」の下に「（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十条第一項中「（同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。以下第二十三条第一項第二号及び第二十四条第一項第一号において同じ。）」を削り、「免許を受けていた者」の下に「（合併により免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が免許を受

けないときは、当該法人を含む。以下本条において同じ。）」を加え、同条第四項中「こうじの製造」の下に「及び処分又は移出」を加える。

第三章を次のように改める。

第三章　課税標準及び税率

（従量税の課税標準及び税率）

第二十二条　この法律において別に定める場合を除き、酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量とし、その税率は、次に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次に掲げる金額とする。

一　清酒

イ　特級

(1)　アルコール分が十六度以上十七度未満のもの	二十五万二千百円
(2)　アルコール分が十七度以上のもの	二十五万二千百円にアルコール分が十六度をこえる一度ごとに一万五千七百六十円を加えた金額
(3)　アルコール分が十六度未満十二度以上のもの	二十五万二千百円からアルコール分が十六度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに、一万五千七百六十円を引いた金額
(4)　アルコール分が十二度未満のもの	十八万九千六十円

ロ　一級

(1)　アルコール分が十五・五度以上十六・五度未満のもの	十五万二千百円
(2)　アルコール分が十六・五度以上のもの	十五万二千百円にアルコール分が十五・五度をこえる一度ごとに九千八百二十円を加えた金額
(3)　アルコール分が十五・五度未満十二度以上のもの	十五万二千百円からアルコール分が十五・五度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに九千八百二十円を引いた金額
(4)　アルコール分が十二度未満のもの	十一万二千八百二十円

ハ　二級

(1)　アルコール分が十五度以上十六度未満のもの	八万五千八百円
(2)　アルコール分が十六度以上のもの	八万五千八百円にアルコール分が十五度をこえる一度ごとに五千七百二十円を加えた金額
(3)　アルコール分が十五度未満十二度以上のもの	八万五千八百円からアルコール分が十五度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに五千七百二十円を引いた金額
(4)　アルコール分が十二度未満のもの	六万八千六百四十円

二　合成清酒

(1)　アルコール分が十五度以上十六度未満のもの	六万二千五百円
(2)　アルコール分が十六度以上のもの	六万二千五百円にアルコール分が十五度をこえる一度ごとに四千百七十円を加えた金額
(3)　アルコール分が十五度未満十二度以上のもの	六万二千五百円からアルコール分が十五度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに四千百七十円を引いた金額
(4)　アルコール分が十二度未満のもの	四万九千九百九十円

三　しようちゆう

イ　しようちゆう甲類

(1)　アルコール分が二十五度以上二十六度未満のもの	四万八千六百円
(2)　アルコール分が二十六度以上三十一度未満のもの	四万八千六百円にアルコール分が二十五度をこえる一度ごとに二千七百三十円を加えた金額
(3)　アルコール分が三十一度以上のもの	六万二千二百五十円にアルコール分が三十度をこえる一度ごとに一万三百二十円を加えた金額
(4)　アルコール分が二十五度未満二十一度以上のもの	四万八千六百円
(5)　アルコール分が二十一度未満二十度以上のもの	三万五千円
(6)　アルコール分が二十度未満のもの	四万八千六百円

ロ　しようちゆう乙類

(1)　アルコール分が二十五度以上二十六度未満のもの	三万七千四百円
(2)　アルコール分が二十六度以上三十一度未満のもの	三万七千四百円にアルコール分が二十五度をこえる一度ごとに二千百円を加えた金額
(3)　アルコール分が三十一度以上のもの	四万七千九百円にアルコール分が三十度をこえる一度ごとに七千四百二十円を加えた金額
(4)　アルコール分が三十六度以上三十七度未満のもの	十万千円
(5)　アルコール分が三十七度以上のもの	十万千円にアルコール分が三十六度をこえる一度ごとに六千七百六十円を加えた金額
(6)　アルコール分が二十五度未満二十一度以上のもの	三万七千四百円
(7)　アルコール分が二十一度未満二十度以上のもの	二万七千円
(8)　アルコール分が二十度未満のもの	三万七千四百円

四　みりん

イ　本みりん

(1)　アルコール分が十三度以上十四度未満のもの	六万七千七百円
(2)　アルコール分が十四度以上のもの	六万七千七百円にアルコール分が十三度をこえる一度ごとに五千二百十円を加えた金額
(3)　アルコール分が十三度未満のもの	六万二千四百九十円

ロ　本直し

(1)　アルコール分が二十二度以上二十三度未満のもの	五万五千三百円
(2)　アルコール分が二十三度以上のもの	五万五千三百円にアルコール分が二十二度をこえる一度ごとに二千五百二十円を加えた金額
(3)　アルコール分が二十二度未満十二度以上のもの	五万五千三百円からアルコール分が二十二度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに二千五百二十円を引いた金額

(4) アルコール分が十二度未満のもの	三万百円
五 ビール	九万五千円
六 果実酒類	
イ 果実酒	
(1) 発酵前のものの糖の総量が転化糖として温度十五度の時において百立方センチメートル中二十六グラムをこえるもの又はエキス分が七度以上のもの	六万三千円
(2) その他のもの	二万四千円
ロ 甘味果実酒	
(1) アルコール分が十三度未満のもの	四万八千円
(2) アルコール分が十三度以上のもの	四万八千円にアルコール分が十二度をこえる一度ごとに四千円を加えた金額
七 ウイスキー類	
イ 特級	
(1) アルコール分が四十四度未満のもの	八十四万五千百円
(2) アルコール分が四十四度以上のもの	八十四万五千百円にアルコール分が四十三度をこえる一度ごとに一万九千六百六十円を加えた金額
ロ 一級	
(1) アルコール分が四十一度未満のもの	三十九万六百円
(2) アルコール分が四十一度以上のもの	三十九万六百円にアルコール分が四十度をこえる一度ごとに九千七百七十円を加えた金額
ハ 二級	
(1) アルコール分が三十八度未満のもの	十四万八千円
(2) アルコール分が三十八度以上のもの	十四万八千円にアルコール分が三十七度をこえる一度ごとに四千円を加えた金額
八 スピリッツ類	
(1) アルコール分が三十八度未満のもの	十四万八千円
(2) アルコール分が三十八度以上のもの	十四万八千円にアルコール分が三十七度をこえる一度ごとに四千円を加えた金額
九 リキュール類	
イ アルコール分が十五度以上で、エキス分が二十一度以上のもの	
(1) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの	十五万円
(2) アルコール分が十六度以上のもの	十五万円にアルコール分が十五度をこえる一度ごとに一万円を加えた金額
ロ その他のもの	
(1) アルコール分が十三度未満のもの	四万八千円
(2) アルコール分が十三度以上のもの	四万八千円にアルコール分が十二度をこえる一度ごとに四千円を加えた金額
十 雑酒	

イ 発ぽう酒	
(1) 原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の六十七以上のもの	九万五千円
(2) 原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の六十七未満二十五以上のもの	六万七千五百円
(3) その他のもの	四万円
ロ その他の雑酒	
(1) アルコール分が十三度未満のもの	四万八千円
(2) アルコール分が十三度以上のもの	四万八千円にアルコール分が十二度をこえる一度ごとに四千円を加えた金額

2　発ぽう性を有する酒類（ビール及び発ぽう酒を除く。）の酒税の税率は、前項に規定する金額に一キロリットルにつき五千円を加えた金額とする。

3　次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のもの（発ぽう性を有するものに限る。）に対する酒税の税率は、前二項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次項に掲げる算式により算出した金額とする。

酒類 種類	品目	級別等	基準アルコール分	基準税率
清酒		特級	十六度	二十五万二千百円
		一級	十五・五度	十五万二千百円
		二級	十五度	八万五千八百円
合成清酒			十五度	六万二千五百円
しょうちゅう	しょうちゅう甲類		二十五度	四万八千六百円
	しょうちゅう乙類		二十五度	三万七千四百円
みりん	本みりん		十三度	六万七千七百円
	本直し		二十二度	五万五千三百円
果実酒類	果実酒	第一項第六号イ(1)に掲げる酒類に該当するもの	十二度	六万三千円
	甘味果実酒		十二度	四万八千円
ウイスキー類		特級	四十三度	八十四万五千百円
		一級	四十度	三十九万六百円
		二級	三十七度	十四万八千円
スピリッツ類	スピリッツ		三十七度	十四万八千円
リキュール類			十二度	四万八千円
雑酒	その他の雑酒		十二度	四万八千円

4　前項に規定する算式は、次に掲げるものとし、当該算出の過程において生ずる円位未満の端数の金額及び当該酒類のアルコール分の度数の一度未満の端数は、切り捨てて計算するものとする。

$$\text{当該酒類に対する税率}=\frac{\text{当該酒類の基準税率}}{\text{当該酒類の基準アルコール分}}\times\text{当該酒類のアルコール分の度数（当該酒類のアルコール分が}8\text{度未満の場合には}8\text{度）}+5{,}000\text{円}$$

5　前各項の規定の適用に関し、必要な事項は、政令で定める。

（従価税の税率）

第二十二条の二　次の表の上欄に掲げる酒類で、その移出価格（次条第一項第一号の販売価格）又は引取価格（次条第一項第二号の金額）が政令で定める金額（以下「従価税の非課税最高限度額」という。）をこえるもの（政令で定める容量以下の容量で製造場から移出され又は保税地域から引き取られるものを除く。以下「従価税率適用酒類」という。）に係る酒税の税率は、当該酒類の同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

酒類		税率
種類	級別等	
清酒	特級	百分の百五十
果実酒類	果実酒	百分の五十
	甘味果実酒	百分の五十
ウイスキー類	ウイスキー特級	百分の百五十
	ブランデー特級	百分の百五十
スピリッツ類	スピリッツ	百分の百
リキュール類	アルコール分が十五度以上でエキス分が二十一度以上のもの	百分の百
	その他のもの	百分の五十

（従価税の課税標準）

第二十二条の三　従価税率適用酒類の酒税の課税標準は、次に掲げる金額とする。

一　酒類製造者が酒類の製造場から移出した酒類については、その酒類製造者が、当該酒類を当該移出する時において通常の卸取引数量により、かつ、通常の卸取引形態により、その製造場で行なうと否とを問わず、あらゆる購入者に対して自由に販売のため提供するものとした場合における当該酒類の販売価格に相当する金額

二　保税地域から引き取られる酒類については、当該酒類につき関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条（課税価格）の規定に準じて算出した価格（同法第十条（変質又は損傷による減税）、第十五条第二項ただし書（特定用途免税物品に係る関税の追徴）又は第十六条第二項ただし書（外交官用免税貨物等に係る関税の追徴）の規定に該当する酒類については、当該価格から同法第十条に規定する価格の低下率を乗じて計算した金額を控除した価格）に当該酒類に係る関税の額に相当する金額を加算した金額

2　前項第一号に掲げる販売価格は、当該酒類の容器及び包装（当該酒類とともに消費者に入手されるべきものに限る。）の費用を含むものとし、当該酒類に課されるべき酒税額に相当する金額を除いたものとする。ただし、当該酒類の容器及び包装の費用が政令で定める金額をこえる場合において、政令で定めるところにより、酒類製造者がその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該容器及び包装の費用につき政令で定める金額は、前項第一号に掲げる販売価格には含まれないものとする。

3　第一項に規定する金額の計算に関し、必要な事項は、政令で定める。

（小売価格を基準とする酒類の酒税の課税標準の特例）

第二十二条の四　従価税率適用酒類のうち、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十六条の三（再販売価格維持契約）に規定する再販売価格

を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他の事実により酒類の製造場から移出される時において小売価格が明らかにされている酒類に係る前条第一項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該小売価格から当該酒類を販売する者（当該酒類製造者を除く。）の当該販売に係る通常の利潤及び費用並びに当該酒類製造者が当該酒類の販売につき通常支払う運送賃に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額（前条第二項ただし書に該当する場合において当該容器及び包装の費用のうち一定金額の控除につき国税庁長官の承認を受けたときは、当該承認を受けた金額を加えた金額）と第二十二条の二の規定により当該酒類に課されるべき酒税に相当する金額との合計額を控除した金額とすることができる。

2　前項の規定の適用を受けようとする酒類製造者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その適用を受けようとする酒類について、第二十二条の二の表の上欄に掲げる酒類の種類及び級別等の区分ごとに、その旨を国税庁長官に申請して、当該酒類が同項の規定に該当することにつき、その確認を受けなければならない。

3　前項の確認があつた場合には、その確認に係る酒類でその確認を受けた者が国税庁長官の指定する日以後にその酒類の製造場から移出したものに係る酒税の課税標準は、第一項の規定により計算した金額とする。ただし、当該酒類が同項の規定に該当しないこととなつたとき、又は次項の規定による届出があつたときは、その該当しないこととなつた日又は届出があつた日以後は、この限りでない。

4　第二項の確認を受けた酒類製造者は、その確認に係る酒類につき、第一項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定める手続により、その旨を国税庁長官に届け出るものとする。

5　前三項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（税額算定の特例）

第二十二条の五　従価税率適用酒類のうち、販売価格（前条第一項の規定の適用を受けるものについては、同項に規定する小売価格から政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）が従価税の非課税最高限度額に当該酒類について第二十二条に規定する税率により算出した金額を加えた金額をこえ、当該従価税の非課税最高限度額とこれに第二十二条の二に規定する税率を乗じて算出した金額との合計額以下である場合における当該酒類に係る第二十二条の二の規定による酒税の税額は、同条の規定にかかわらず、当該酒類の販売価格から当該従価税の非課税最高限度額を控除した金額とする。

2　第六条の二第六項の場合において、酒類製造者とみなされた者が納付すべき酒税額は、第二十二条の二又は前項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した酒税額から、当該酒類につき既に納付された又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。）に相当する金額を控除した金額とする。

「第四章　酒税の徴収」を「第四章　免税及び税額控除等」に改める。

第二十三条から第二十七条までを次のように改める。

第二十三条から第二十七条まで　削除

第二十八条を次のように改める。

（未納税移出）

第二十八条　酒類製造者が、次の各号に掲げる酒類をその酒類の製造場から当該各号に掲げる場所（第二号及び第三号に掲げる酒類の蔵置場については、政令で定めるところにより当該蔵置場の設置につき、その蔵置場の所在地の所轄税務署長の許可を受けた蔵置場に限る。）へ移出する場合において、当該移出が当該移出先の所轄税務署長が政令で定めるところにより、当該移出した酒類を移入する必要があると認めたものに係るものであるときは、当該移出に係る酒税を免除する。

一　酒類製造者が酒類の原料とするための酒類（政令で定めるものを除く。）　当該酒類の製造場

二　輸出業者（他から購入した酒類の販売を業とする者で常時酒類の輸出を行なうものをいう。）が輸出するための酒類（政令で定めるものを除く。）　当該酒類の蔵置場

三　その他政令で定める目的で政令で定める製造場又は蔵置場に移入される酒類　当該政令で定める製造場又は蔵置場

四　前各号に掲げる酒類以外の酒類を他の製造場又は蔵置場へ移出することにつき、政令で定めるところにより、当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの　当該他の製造場又は蔵置場

2　前項の規定は、同項の移出をした酒類製造者が、当該移出をした日の属する月分の第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書（これらの項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該酒類の移出に関する明細書並びに当該酒類が同項各号に掲げる酒類に該当すること及び当該酒類が当該各号に掲げる場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3　前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4　第一項の移出をした酒類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、政令で定める手続により、その亡失の場所のもよりの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出て、当該税務署長から亡失証明書の交付を受けたときは、当該証明書は、第二項に規定する政令で定める書類に代えて用いることができる。

5　第一項第四号の承認の申請があつた場合において、酒税の取締り又は保全上特に不適当と認められる等の事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

6　第一項の規定に該当する酒類（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該酒類を同項各号に掲げる場所に移入した者が当該酒類の酒類製造者でないときは、これを当該酒類の酒類製造者とみなし、当該場所が当該酒類の製造免許を受けた製造場でないときは、これを当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなす。

7　第一項の規定に該当する酒類を同項各号に掲げる場所に移入した者は、政令で定めるところにより、当該酒類の移入の目的（当該酒類が同項第四号に掲げる酒類であるときは、当該移入の理由）、税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8　税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する移入をした者に対し、当該移入した酒類を他の酒類と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

9　税務署長は、第一項第四号の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、移出される酒類の容器に封を施すことができる。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（未納税引取）

第二十八条の二　酒類製造者が、次の各号に掲げる酒類を保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取ろうとする場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る酒税を免除する。ただし、第六項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一　酒類製造者が酒類の原料とするための酒類　当該酒類の製造場

二　酒類製造者が政令で定める目的に充てるための酒類　当該政令で定める製造場又は蔵置場

2　税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該酒類が同項各号に掲げる場所に引き取られたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3　第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき酒税の取締り又は保全上特に不適当と認められる等の事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

4　第一項の規定により酒税を免除された酒類（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該酒類を同項各号に掲げる場所に引き取つた者が当該酒類の酒類製造者でないときは、これを当該酒類の酒類製造者とみなし、当該場所が当該酒類の製造免許を受けた製造場でないときは、これを当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなす。

5　税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた酒類を他の酒類と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

6　第一項の承認を受けて引き取つた酒類について、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその酒税を徴収する。

7　第一項の承認を受けて引き取つた酒類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、政令で定める手続により、その亡失の場所のもよりの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出て、当該税務署長から亡失証明書の交付を受けたときは、当該証明書は、第二項に規定する証明書に代えて用いることができる。

8　税関長は、第一項の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、引き取られる酒類の容器に封を施すことができる。

第二十九条を次のように改める。

（輸出免税）

第二十九条　酒類製造者が、輸出する目的で、酒類をその製造場から移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除する。

2　前項の規定は、同項の移出をした酒類製造者が、当該移出をした日の属する月分の第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書（これらの項に規定する期限内に提出するものに限る。）に、当該酒類の移出に関する明細書及び当該酒類が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3　第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

第二十九条の二を次のように改める。

（免税酒類の表示）

第二十九条の二　税務署長又は税関長は、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項又は前条第一項の規定の適用を受けようとする酒類について取締り上必要があると認めるときは、当該酒類を移出する者若しくは引き取る者又は輸出する者に対し、当該酒類である旨をその酒類の容器又は包装に表示することを、表示する期間を指定して、命ずることができる。

第三十条を次のように改める。

（もどし入れの場合の酒税額の控除等）

第三十条　酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場にもどし入れた場合には、その者が当該もどし入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの項に規定する期限内に提出するものに限る。以下次項において同じ。）に記載した同条第一項第五号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該酒税額につきこの項又は次項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。）に相当する金額を控除する。

2　酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を酒類の製造場に移入した場合（前項の規定により控除を受けるべき場合を除く。）において、当該酒類をその移入した製造場からさらに移出したときは、その者が当該移出の日の属する月分の次条第一項又は第二項の規定による申告書に記載された同条第一項第五号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該他の製造場からの移出により納付した、若しくは納付すべき又は保税地域からの引取りにより徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該酒税額につき前項又はこの項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3　前二項の場合において、これらの項の規定により控除を受けるべき月の次条第一項又は第二項の規定による申告書に同条第一項第八号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第三項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受ける金額に相当する金額を還付する。

4　酒類製造者が、その製造場から移出した酒類を、その製造の廃止後（第二十条第四項の規定の適用により、酒類製造者とみなされる期間が経過した後に限る。）当該製造場であつた場所にもどし入れた場合において、政令で定めるところにより、当該製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該酒類を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5　前四項の規定による控除又は還付を受けようとする者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該酒類のもどし入れ又は移入に関する明細書並びに当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

6　相続により酒類の製造場における酒類の製造業を承継した相続人（第十九条第二項の規定の適用があるものに限る。）がある場合において、その相続人が、当該相続に係る被相続人が当該製造場において製造した酒類で当該製造場から移出したものを、当該製造場にもどし入れたときは、その者を当該移出をした者とみなして、第一項の規定を適用する。

7　前項の規定は、合併により酒類の製造場における酒類の製造業を承継した法人（当該製造場において当該酒類の製造免許を受けたものに限る。）がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続人に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

8　第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一　次条第一項の規定による申告書　当該申告書の提出期限

二　次条第二項の規定による申告書　当該申告書の提出期限

三　次条第三項の規定による申告書　当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

第三十条の次に次の一章を加える。

第五章　申告及び納付等

（移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告）

第三十条の二　酒類製造者は、その製造場ごとに、毎月（当該製造場からの移出がない月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その月中において当該製造場から移出した酒類に係る次に掲げる事項

イ　従量税が課税される酒類については、税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量

ロ　従価税率適用酒類については、税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる金額

二　第二十八条、第二十九条又は他の法律の規定により酒税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する酒類のうちこれらの規定の適用を受けようとするものに係る前号に掲げる事項

三　従量税が課税される酒類については、第一号に規定する課税標準たる数量からそれぞれ当該税率の適用区分ごとに前号に規定する課税標準たる数量を控除した数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

四　従価税率適用酒類については、第一号に規定する課税標準たる金額からそれぞれ当該税率の適用区分ごとに第二号に規定する課税標準たる金額を控除した金額（以下この項において「課税標準額」という。）

五　課税標準数量及び課税標準額に対する酒税額及び当該酒税額の合計額

六　第三十条又は他の法律の規定により控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする酒税額（前号に掲げる酒税額のうち、既に確定したものを含む。）

七　第五号に掲げる酒税額の合計額から前号に掲げる酒税額を控除した金額に相当する酒税額

八　第五号に掲げる酒税額の合計額から第六号に掲げる酒税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

九　その他政令で定める事項

2　酒類製造者（第六条の二第五項の規定によりその他の雑酒の製造者とみなされた者を含む。）は、次の各号の一に該当するときは、既にその製造場から移出した酒類（既に前項の規定により申告をした酒類を除き、第一号又は第二号の場合においては、第六条の二第一項の規定に該当することにより移出したものとみなされた酒類（酒母又はもろみについて、第六条の二第五項の規定によりその他の雑酒とみなされたものを含む。）を含む。）について前項に掲げる事項を記載した申告書を、当該該当することになつた日から十日を経過する日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　酒母又はもろみの製造場（酒類の製造免許を受けた製造場を除く。）において酒母又はもろみが飲用されたとき。

二　第六条の二第一項第二号又は第三号の規定に該当するとき。

三　第三十一条第一項の規定により担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をしないとき。

3　前条第一項のもどし入れをし又は同条第四項のもどし入れをした者は、第一項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項、第三項又は第四項の規定により控除又は還付を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受ける金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

（引取りに係る酒類についての課税標準の申告）

第三十条の三　酒類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る酒類に係る前条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

（移出に係る酒類についての期限内申告による納付）

第三十条の四　第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書を提出した酒類製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第七号に掲げる酒税額に相当する金額の酒税を国に納付しなければならない。

（引取り等に係る酒税の徴収）

第三十条の五　保税地域から引き取られる酒類に係る酒税については、その保税地域の所在地の所轄

税関長が当該引取りの際徴収する。

2　第六条の二第二項、第三項又は第四項の規定に該当するときは、酒類の製造場又は保税地域の所在地の所轄税務署長又は所轄税関長は直ちにその酒税を徴収する。

（納期限の延長）

第三十条の六　酒類製造者が、第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第三十条の四の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書に記載した第三十条の二第一項第七号に掲げる酒税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する酒税の納期限を延長することができる。

2　酒類を保税地域から引き取ろうとする者が、第三十条の三の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該酒類に係る酒税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する酒税の納期限を延長することができる。

「第五章　納税の担保」を「第六章　納税の担保」に改める。

第三十一条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する場合の外、」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「又は第二項」及び「担保の提供又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第二項」を「第一項」に、「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条及び第三十三条　削除

第三十四条の見出しを「（保存酒類の変換及び処分等）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

第三十一条第一項の規定により酒類の保存をした酒類製造者は、当該酒類の保存を命じた者の承認を受けた場合に限り、保存する酒類を変換することができる。

2　第三十一条第一項の規定により納税の担保として酒類を保存した場合において、納税義務者が納期限までに酒税を納付しないときは、国税通則法に規定する担保の処分の例により当該酒類を処分してその酒税及び処分費に充てる。

第三十四条第三項中「国税徴収法」の下に「（昭和三十四年法律第百四十七号）」を加え、「第三十一条第二項」を「第三十一条第一項」に改める。

第三十五条中「第三十一条第二項」を「第三十一条第一項」に改める。

第三十六条中「第二十六条第三項」を「第三十条の二第二項の規定に該当する場合」に、「国税徴収法第四十三条の規定により酒税を徴収する場合」を「国税通則法の規定により酒税の繰上請求をする場合」に改める。

「第六章　酒類審議会」を「第七章　酒類審議会」に改める。

「第七章　雑則」を「第八章　雑則」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

第四十一条第一項中「製成されたとき」の下に「（酒

類に炭酸ガスを加えたときを除く。）」を加える。

第四十三条第一項中「同一の種類」の下に「及び品目」を加え、同項第一号中「、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受け」を削り、同項第二号中「、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受け」を削り、同項第三号中「混和したとき」の下に「（前各号に該当する場合を除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三　しようちゆう甲類としようちゆう乙類との混和をしたとき。

四　ウイスキーとブランデーとの混和をしたとき。

五　酒類製造者が、政令で定めるところにより、その製造免許を受けた種類又は品目の酒類（政令で定める種類又は品目の酒類に限る。）と糖類その他の政令で定める物品との混和をしたとき（前各号に該当する場合を除く。）。

第四十三条第三項から第六項までを次のように改める。

3　第一項第六号の規定の適用を受けて、酒類にアルコールその他の物品の混和をした酒類は、当該混和前の種類又は品目の酒類とみなす。

4　連続式蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールとしようちゆう甲類との混和をしてアルコール分が三十六度未満の酒類としたときは、新たにしようちゆう甲類を製造したものとみなす。

5　連続式蒸留機以外の蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールとしようちゆう乙類との混和をしてアルコール分が四十五度以下の酒類としたときは、新たにしようちゆう乙類を製造したものとみなす。

6　第一項の規定にかかわらず、リキュール類と水又は炭酸水との混和をしてエキス分二度未満の酒類としたときは、新たにスピリッツを製造したものとみなす。

第四十三条に次の四項を加える。

7　前各項に規定する場合を除くほか、酒類と他の物品（酒類を含む。）との混和に関し、必要な事項は、政令で定める。

8　前各項の規定は、消費の直前において酒類と他の物品（酒類を含む。）との混和をする場合で政令で定めるときについては、適用しない。

9　前各項の規定は、政令で定めるところにより、酒類の消費者が自ら消費するため酒類と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合（前項の規定に該当する場合を除く。）については、適用しない。

10　前項の規定の適用を受けた酒類は、販売してはならない。

第四十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、酒類製造者が自己の他の酒類製造場において免許を受けている酒類の原料（移出する製造場において免許を受けている酒類と同一の種類又は品目の酒類の原料とする場合に限る。）とするための酒類で、かつ、第二十八条第一項の規定の適用を受けて移出する場合については、この限りでない。

第四十四条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第四十七条第二項中「翌月十日」を「翌月末日」に改める。

第四十八条中「の開始」を削り、「第二十四条」を「第三十条の二第一項若しくは第二項」に改める。

第四十九条第三項中「機械、器具若しくは」を削り、「これらのものの」を「その」に改め、「機械、

器具又は」を削る。

第五十条第一項中「第一号、第二号及び第四号」を「第一号から第四号まで及び第六号」に、「第四十三条第一項各号」を「第四十三条第一項第六号」に改め、同項第一号中「、同条第七号ロからニまでに規定するみりん、同条第九号ロ若しくはハに規定するビール」を削り、「同条第十号」を「同条第八号」に、「果実酒」を「果実酒類（果実酒に限る。）」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　清酒の製造免許を受けた者が、清酒にアルコールその他政令で定める物品を加えようとするとき。

三　清酒又は合成清酒の製造免許を受けた者が、清酒と合成清酒とを混和しようとするとき。

第五十条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　酒類製造者が、その製造免許を受けた種類又は品目の酒類（政令で定める種類又は品目に限る。）に糖類その他の政令で定める物品を混和しようとするとき。ただし、前三号に該当する場合を除く。

五　酒類に水その他の物品（酒類を含む。）を混和しようとするときで政令で定める場合。ただし、前各号に該当する場合を除く。

第五十一条第一項を次のように改める。

税務署長又は税関長は、酒税の保全のため、政令で定めるところにより、酒類製造者、酒類引取者、酒類を詰め替える者又は公売若しくは随意契約により酒類の売渡しを受ける者（以下「酒類製造者等」という。）に対し、その移出し若しくは引き取る酒類（第二十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第二十九条第一項の適用を受けるものを除く。）、酒類の製造場若しくは保税地域以外の場所で詰め替える酒類又は公売若しくは随意契約による売渡しを受ける酒類の容器に酒税証紙をはり付けることを命ずることができる。

第五十一条第三項中「酒類製造者、酒類引取者」を「酒類製造者等」に改め、同条第四項中「第二十四条第一項又は第二項」を「第三十条の二第一項若しくは第二項又は第三十条の三」に改め、同条第五項中「酒類製造者又は酒類引取者」を「酒類製造者等」に改める。

第五十二条中「酒類の製造者、酒類引取者」を「酒類製造者等」に改める。

第五十三条第二項中「物件」の下に「又はその原料」を加え、同条第六項中「第二十四条及び第二十六条」を「第三十条の二第一項又は第二項及び第三十条の四」に改める。

第八章中第五十三条の次に次の一条を加える。

（納税地）

第五十三条の二　酒税の納税地は、製造場から移出した酒類に係るものについては、当該製造場の所在地とし、保税地域から引き取られる酒類に係るものについては、当該保税地域とする。

「第八章　罰則」を「第九章　罰則」に改める。

第五十四条第三項中「酒税相当額」の下に「（酒母又はもろみについては、その他の雑酒とみなして計算した金額）」を加え、「十倍」を「三倍」に改め、同条第五項中「犯罪」を「行為」に改め、「酒税を徴収する。」の下に「ただし、前項の規定により没収された酒類には、酒税を課さない。」を加え、同条第六項中「犯罪」を「行為」に、「濁酒」を「その他の雑酒」に改め、「酒税を徴収する。」の下に「ただし、第四項の規定により没収された酒母又はもろみには、酒税を課さない。」を加える。

第五十五条第一項第二号中「第三十条第三項」の

下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「十倍」を「三倍」に改め、同条第三項を削る。

第五十六条第一項中第五号を第八号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第五十条第一項第二号、第三号又は第四号の規定による承認を受けなかつた者

第五十六条第一項第三号中「第二十四条第一項又は第二項」を「第三十条の二第一項又は第二項」に、「怠り、又は偽つた者」を「怠つた者」に改め、同号の次に次の二号を加える。

四　第三十条の三の規定による申告を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

五　第四十三条第十項の規定に違反した者

第五十六条第二項中「第三号」の下に「、第四号及び第七号」を加え、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改め、「濁酒」を「その他の雑酒」に改め、「酒税を徴収する。」の下に「ただし、前項の規定により没収された酒類、酒母又はもろみには、酒税を課さない。」を加える。

第五十八条第一項第二号中「第二十八条第一項」の下に「第四号又は第二十八条の二第一項」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「第三十一条第八項」を「第三十一条第六項」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を同項第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「第四十四条第七項」を「第四十四条第五項」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第五十八条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に改め、「処分した場合」の下に「（処分した酒類が製造場に現存するときを除く。）」を加え、「、第二十六条第一項の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改め、「、第二十六条第一項の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第一項第六号」を「第一項第五号」に、「濁酒」を「その他の雑酒」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十九条第一項第四号中「機械、器具若しくは」を削り、同項第五号中「第五十条第一項」の下に「第一号、第五号、第六号又は第七号」を加え、同条第二項中「濁酒」を「その他の雑酒」に改める。

第六十条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第二十八条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第六十一条を次のように改める。

第六十一条　削除

第六十二条中「法人の代表者」の下に「（法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、類別」を削り、「雑酒のうち政令で定めるもの」を「原料用アルコール」に改め、同条第二項中「業とする者」の下に「及び同法第二十八条第六項の規定により酒類製造者とみなされた者でその酒類に自己の商標を表示して販売することを業とする者」を加え、同条第六項を削る。

第六条第一項中「製造する」を「製造し又は移出する」に改める。

第八条第一項中「製造する」を「製造し又は移出する」に改める。

第九条第一項中「製造する」を「製造し又は移出する」に改める。

第十四条第一項中「前酒造年度」を「前年中」に改め、「当該酒造組合の地区内にある製造場」の下に「（酒税法第二十八条第六項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。以下同じ。）」を加え、「以下本項」を「以下本項及び第三十八条第二項」に改め、同条第二項中「製造する」を「製造し又は移出する」に改める。

第二十九条第一項第三号中「製造」を「製造、移出」に改める。

第三十八条第二項中「前酒造年度」を「前年中」に改め、「（当該酒造組合の組合員たる資格に係る種類の酒類に限る。以下本項において同じ。）」を削る。

第四十二条第五号中「製造又は」を「製造、移出又は」に改め、同号イ中「製造する」を「製造し又は移出する」に改め、同号ロ中「製造する」を「製造し又は移出する」に改め、同号ホ中「規格」を「品種」に改め、同条七号中「組合員の製造」を「組合員の製造し、移出し」に、「その製造」を「その製造、移出」に改める。

第八十二条第一項第四号中「組合員の製造」を「組合員の製造し、移出し」に、「その製造」を「その製造、移出」に改める。

第八十四条第一項中「第二十八条第五項」を「第二十八条第六項」に改め、同項第五号中「規格」を「品種」に改める。

第八十六条の三第一項中「しようちゆう及びみりんについては、類別、雑酒」を「品目のある種類の酒類」に改める。

第八十六条の五中「、類別及び級別その他」を「その他の」に改め、「（酒税法第二十八条第五項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。）」を削り、「第二十八条第一項」の下に「、第二十八条の二第一項」を加える。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

3　改正前の酒税法（以下「旧酒税法」という。）第五条第四項又は第五項の規定により第一級又は準一級と認定された清酒で、この法律の施行の際、現に当該認定の効力を有するものについては、改正後の酒税法（以下「新酒税法」という。）第五条第四項又は第五項の規定により、それぞれ、特級又は一級と認定された清酒とみなす。

4　この法律の施行の際、旧酒税法の規定により酒類の製造免許又は販売業免許を受けていた者は、この法律の施行の際、政令で定めるところにより新酒税法の規定により酒類の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。

5　この法律の施行の際、旧酒税法により酒類の製造免許を受けている者に対する新酒税法第十二条第四号の規定の適用については、その必要な数量は、当分の間、なお従前の例による。

6　次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における酒税の徴収については、なお従前の例による。

免除の規定	追徴の規定
旧酒税法第二十八条第一項	同法第二十八条第六項
旧酒税法第二十九条第一項	同法第二十九条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

7　この法律の施行前に旧酒税法第二十八条第一項の承認を受けて酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で、この法律の施行の際、その移入先若しくは引取先に現存し、又はこの法律の施行の日以後にその移入先若しくは引取先に移入されるもの（旧酒税法第二十八条第二項に規定する期限内に同項に規定する証明書の提出がなされないものを除く。）については、これを新酒税法第二十八条第六項又は第二十八条の二第四項に規定する酒類とみなして、これらの規定を適用する。

8　旧酒税法第三十一条第二項の規定により担保の提供を命ぜられた者又は酒類の保存を命ぜられた者は、新酒税法第三十一条第一項の規定により担保の提供を命ぜられた者又は酒類の保存を命ぜられた者とみなす。

9　この法律の施行の際、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において、合計一キロリットル以上の酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、当該者が所持する酒類のうち当該者が当該酒類をその酒類の製造場から移出したものとみなした場合において新酒税法第二十二条の二第一項に規定する従価税率適用酒類となるものが合計一キロリットル以上であるときは、当該従価税率適用酒類となる酒類については、その者が酒類製造者としてこれをこの法律の施行の日に製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。この場合においては、新酒税法第二十二条の二の税率により算出した金額と旧酒税法第二十二条の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

10　前項に規定する税額が三万円以下のときは、昭和三十七年五月三十一日限り、三万円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額三万円をこえるとき	昭和三十七年五月及び六月
税額十万円をこえるとき	同年五月から七月まで
税額三十万円をこえるとき	同年五月から八月まで
税額五十万円をこえるとき	同年五月から九月まで

11　第九項に規定する者は、政令で定めるところにより、その所持する同項の規定に該当する酒類の貯蔵場所並びに税率の適用区分及び当該区分ごとの価格及び数量を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

12　この法律の施行の際、酒類の製造場又は販売場に現存する酒類で、この法律の施行により当該酒類の原料の範囲が改正されたため旧酒税法の規定による種類又は品目と異なる種類又は品目の酒類となるものに係る新酒税法による当該酒類の種類又は品目は、この法律の施行後一年間に限り、政令の定めるところによる。

13　改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十六条の五の規定によつて行なうべき表示は、昭和三十七年九月三十日までは、なお従前の例によることができる。

14　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第八章」を「第九章」に改める。

16　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十五条から第八十六条までを次のように改める。

第八十五条及び第八十六条　削除

第八十七条第一項中「この場合には、同法第二十九条第六項又は第五十八条第一項第三号の規定の適用については、当該外航船等は、同法の施行地外であるものとする。」を削り、同条第二項中「第二十四条第二項」を「第三十条の三」に、「第二十六条第二項」を「第三十条の五第一項」に改める。

第八十八条第二項中「第二十四条第二項」を「第三十条の三」に、「第二十六条第二項」を「第三十条の五第一項」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十八号（昭三七・三・三一）

◎物品税法

物品税法（昭和十五年法律第四十号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　課税標準及び税率（第十一条―第十六条）
第三章　免税、税額控除等（第十七条―第二十八条）
第四章　申告及び納付等（第二十九条―第三十四条）
第五章　雑則（第三十五条―第四十三条）
第六章　罰則（第四十四条―第四十七条）
附則

第一章　総則

（課税物件）

第一条　別表に掲げる物品には、この法律により、物品税を課する。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　課税物品　別表に掲げる物品のうち、第九条の

規定により物品税を課さないものとされる物品以外の物品をいう。

二　不課税物品　別表に掲げる物品以外の物品をいう。

三　保税地域　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

（納税義務者）

第三条　第一種の物品の小売業者は、その小売をした当該第一種の物品（課税物品に該当するものに限る。）につき、物品税を納める義務がある。

2　第二種又は第三種の物品の製造者は、それぞれ、当該第二種又は第三種の物品（課税物品に該当するものに限る。）で、その製造に係る製造場から移出されたものにつき、物品税を納める義務がある。

3　課税物品を保税地域から引き取る者は、その引き取る課税物品につき、物品税を納める義務がある。

（保税地域に該当する製造場）

第四条　第二種又は第三種の物品の製造場が保税地域に該当する場合には、その製造場で製造されるこれらの物品のうち、関税法第二条第四号（定義）に規定する内国貨物（同法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む。）に該当するものについては、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない第二種又は第三種の物品の製造場とみなし、その製造場で製造されるその他の物品については、この法律（第十七条第一項第一号及び第三十五条第二項を除く。）の適用上、その製造場を第二種又は第三種の物品の製造場でないものとみなす。

（第一種の物品の小売等とみなす場合）

第五条　第一種の物品の小売業者が、第一種の物品につき、販売若しくは買受けの委託を受けてこれを購入者若しくは委託者に引き渡した場合において、その購入者若しくは委託者が消費者であるとき、又は当該小売業者の媒介により第一種の物品の小売が行なわれた場合には、当該小売業者がその引渡し又は小売の時に当該物品の小売をしたものとみなす。

2　第一種の物品の小売業者が、他の者からの委託により、当該他の者から第一種の物品の材料又は原料の提供を受け、これを用いて、自己において又は他に委託して、当該第一種の物品の製造（加工を含む。）をして当該他の者に引き渡した場合において、当該他の者が消費者であるときは、当該小売業者がその引渡しの時に当該物品の小売をしたものとみなす。

3　第一種の物品の小売業者が請負契約（これに準ずる契約を含む。）に基づき第一種の物品を引き渡した場合（前項の規定に該当する場合を除く。）において、その引渡しを受けた者が消費者であるときは、当該小売業者がその引渡しの時に当該物品の小売をしたものとみなす。

4　第一種の物品の小売業者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百八十二条（代物弁済）に規定する他の給付又は同法第五百五十三条（負担付き贈与）に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項（交換）に規定する交換に係る財産権の移転として第一種の物品を引き渡した場合において、その引渡しを受けた者が消費者であるときは、当該小売業者がその引渡しの時に当該物品の小売をしたものとみなす。

5　展覧会その他これに類する催し物を行なう場合において、その催し物の主催者が第一種の物品の小売（小売の代理を含む。）をしたときは、その催し物を行なう場所を第二十七条第一項に規定する販売場とみなし、その主催者が当該第一種の物品の小売業者として当該物品の小売をしたものとみなす。

6　第一種の物品が入札その他競争の方法により売買された場合（滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合を除く。）において、その落札者が消費者であるときは、当該入札その他競争を行なう場所を第二十七条第一項に規定する販売場とみなし、その札元又はこれに準ずる者が当該第一種の物品の小売業者として当該物品の小売をしたものとみなす。

（移出又は引取りとみなす場合）

第六条　第二種又は第三種の物品がその製造に係る製造場において使用され、又は消費された場合（当該製造場において製造される第二種又は第三種の物品の材料又は原料として使用され、又は消費された場合を除く。以下次項及び第三項において同じ。）には、第三項の規定に該当する場合を除き、当該製造者がその使用又は消費の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該物品の使用又は消費につき、当該製造者の責めに帰することができない場合には、その使用又は消費をした者が当該物品を製造したものとみなし、当該使用又は消費をした者がその使用又は消費の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなして、この法律（第十条第一項、第二十九条、第三十一条、第三十五条及び第三十六条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

2　第二種又は第三種の物品が保税地域において使用され、又は消費された場合には、その使用又は消費をした者がその使用又は消費の時に当該物品をその保税地域から引き取るものとみなす。

3　関税法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の許可を受けて同項の規定により指定された場所に搬入された第二種又は第三種の物品が、同項の規定により指定された期間内に、その場所において使用され、又は消費された場合には、当該使用又は消費を保税地域内における使用又は消費とみなして、前項の規定を適用する。

4　第二種又は第三種の物品でその製造に係る製造場に現存するものが滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該製造者がその換価の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。

5　第二種又は第三種の物品の製造者がその製造場における第二種又は第三種の物品の製造を廃止した場合において、当該製造場において製造された第二種又は第三種の物品が当該製造場に現存するときは、当該製造者がその製造の廃止の日に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、この限りでない。

6　前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る物品については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該物品がその場所に現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。

（製造者とみなす場合）

第七条　第二種又は第三種の物品の製造者又は販売業者が、第二種若しくは第三種の物品の製造に必要な材料若しくは原料のうち主要なもの若しくは当該物品の製造に必要な資金若しくは労務の全部若しくは大部分を供給して当該物品の製造を委託し、又は当該物品（化粧品その他の政令で定める物品について

は、当該物品又はその容器若しくは包装）に自己の商標を表示すべきことを指示して当該物品の製造をさせる場合には、当該委託又は指示をした者（以下「委託者等」という。）が当該委託又は指示を受けた者（以下「受託者等」という。）の製造した物品で当該委託又は表示に係るものを製造したものとみなす。

2　相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により第二種又は第三種の物品の製造場における製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、当該製造場において製造された第二種又は第三種の物品がその承継の時に当該製造場に現存するときは、その者がこれらの物品を製造したものとみなす。

3　前項の規定は、合併により第二種又は第三種の物品の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。

4　第二種又は第三種の物品がその製造に係る製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、当該物品を移出した者が当該物品を製造したものとみなして、この法律（第十条第一項、第二十九条、第三十一条、第三十五条及び第三十六条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造とみなす場合）

第八条　第二種の物品に該当する家具につき、その製造に係る製造場以外の場所で、販売の目的で装飾のための彫刻、まき絵又は上絵を施した場合においては、これらを施した後の物品が第二種の物品に該当するときは、これらを施した者が当該物品を製造したものとみなす。

2　第二種の物品に該当する化粧品その他の政令で定める物品を、その製造に係る製造場以外の場所で、販売の目的で容器に充てんし、又は改装した場合において、その充てん又は改装をした後の物品が第二種の物品に該当するときは、その充てん又は改装をした者が当該物品を製造したものとみなす。

（非課税）

第九条　別表に掲げる物品のうち、その価格の同種物品に係る価格体系のうちに占める位置が低いこと又は特殊な性状、構造若しくは機能を有することにより、一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して物品税を課さないことが適当であると認められるものとして政令で定めるものについては、物品税を課さない。

（適用除外）

第十条　第二種又は第三種の課税物品の製造者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供する第二種又は第三種の課税物品のみを製造するものには、この法律を適用しない。

2　第二種又は第三種の課税物品で見本品として無償で供与されるもの（見本用にのみ適すると認められるものに限る。）については、この法律（第七条、第八条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第二号及び第四十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

3　次に掲げる物品で第二種又は第三種の課税物品に該当するものについては、この法律（第三十六条及び同条の規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

一　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十七条第一項（臨検検査等）の規定により収去される物品

二　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十九条第一項（立入検査等）の規定により収去される物品

三　その他前二号に類する物品で政令で定めるもの

第二章　課税標準及び税率

（課税標準）

第十一条　物品税の課税標準は、この法律に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる金額又は数量とする。

一　第一種の物品の小売業者が小売をした第一種の課税物品　当該物品の当該小売に係る小売価格に相当する金額

二　第二種の課税物品でその製造者が当該物品の製造に係る製造場から移出したもの　その製造者が当該物品を当該移出の時において通常の卸取引数量により、かつ、通常の卸取引形態により、その製造場で行なうと否とを問わず、あらゆる購入者に対して自由に販売のため提供するものとした場合における当該物品の販売価格に相当する金額

三　第三種の課税物品でその製造者が当該物品の製造に係る製造場から移出したもの　その移出した当該物品の数量

四　保税地域から引き取られる第一種又は第二種の課税物品　当該物品につき関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条（課税価格）の規定に準じて算出した価格に当該物品に係る関税の額に相当する金額を加算した金額

五　保税地域から引き取られる第三種の課税物品　その引き取られる当該物品の数量

2　前項第一号及び第二号に掲げる金額は、当該物品の容器及び包装（当該物品とともに消費者に入手されるべきもので政令で定めるものに限る。）の費用を含むものとし、当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除いたものとする。

3　第一項第四号に掲げる課税物品が関税定率法第十条（変質又は損傷による減税）、第十五条第二項ただし書（特定用途免税物品に係る関税の追徴）又は第十六条第二項ただし書（外交官用免税貨物等に係る関税の追徴）の規定に該当するものである場合には、同号に掲げる金額は、当該金額から、これらの規定に規定する事由による減価の額及びこれに対応する関税の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。

4　前三項に規定するもののほか、第一項第二号及び第四号に掲げる金額並びに同項第三号及び第五号に掲げる数量の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（第一種の課税物品の課税標準の特例）

第十二条　第五条第二項の規定により小売をされたものとみなされる第一種の物品に係る物品税の課税標準は、同項に規定する第一種の物品の小売業者が同項に規定する他の者から委託に係る対価として領収すべき金額（当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除いた金額とする。）とする。

2　前項の場合において、当該他の者が提供した同項に規定する第一種の物品の材料又は原料のうちに当該小売業者の小売をしたものがあるときは、同項に規定する領収すべき金額は、当該金額にその小売に係る小売価格（当該小売業者が当該材料又は原料の小売につき納付した、又は納付すべき物品税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、第二十八条第一項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第十五条第一項において同じ。）がある場合には、当該物品税額に相当する金額を控除した金額）を加算した金額とする。

3　第五条第三項又は第四項の規定により小売をされたものとみなされる第一種の物品に係る物品税の課税標準は、当該物品に係る通常の小売価格として政令で定めるところにより計算した金額（以下次項に

おいて「通常の小売価格」という。）とする。

4　第一種の物品の小売業者が同時に二以上の物品の小売をする場合において、これらの物品のうちに第一種の物品があるときは、当該第一種の物品に係る物品税の課税標準は、これらの物品の小売価格（これらの物品に課されるべき物品税額がある場合には、当該物品税額に相当する金額を除いた金額）の合計額に、それぞれの物品に係る通常の小売価格の合計額のうちに当該第一種の物品の通常の小売価格の占める割合を乗じて計算した金額とする。

（小売価格を基準とする第二種の課税物品の課税標準の特例）

第十三条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十四条の二（再販売価格維持契約）に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他の事由によりその製造に係る製造場から移出される時において小売価格が明らかにされている第二種の課税物品で政令で定めるものに係る物品税の課税標準は、第十一条第一項第二号の規定にかかわらず、当該小売価格から、当該物品を販売する者（当該物品の製造者を除く。）の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額、当該物品の製造者が当該物品の販売につき通常支払う運送賃に相当する金額並びに当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とすることができる。

2　前項の規定の適用を受けようとする第二種の物品の製造者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その適用を受けようとする第二種の課税物品の品目ごとに、その旨を国税庁長官に申請して、当該物品が同項の規定に該当することにつきその確認を受けなければならない。

3　前項の確認があつた場合には、その確認に係る品目に属する第二種の課税物品でその確認を受けた者が国税庁長官の指定する日以後にその製造に係る製造場から移出するものに係る物品税の課税標準は、第一項の規定により計算した金額とする。ただし、当該物品が同項の規定に該当しないこととなつたとき、又は次項の規定による届出があつたときは、その該当しないこととなつた日又は届出があつた日以後は、この限りでない。

4　第二項の確認を受けた第二種の物品の製造者は、その確認に係る第二種の課税物品につき、第一項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定める手続により、その旨を国税庁長官に届け出るものとする。

5　第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（税率）

第十四条　物品税の税率は、課税物品の区分に応じ、次に定めるところによる。

一　第一種の課税物品
　第一類　物品の価格の百分の二十
　第二類　物品の価格の百分の十
二　第二種の課税物品
　第一類　物品の価格の百分の四十
　第二類　物品の価格の百分の三十
　第三類　物品の価格の百分の二十
　第四類　物品の価格の百分の十
　第五類　物品の価格の百分の五
三　第三種の課税物品
　イ　マッチ　千本につき一円
　ロ　清涼飲料　一キロリットルにつき五千円

（第一種の課税物品に係る税額算定の特例）

第十五条　第五条第二項の場合において、同項に規定する第一種の物品の小売業者が提供を受けた第一種の課税物品の材料又は原料のうちに当該小売業者の小売をしたものがあり、かつ、その小売につき納付した、又は納付すべき物品税額があるときは、当該小売業者が当該第一種の課税物品につき納付すべき物品税の税額は、前条の規定にかかわらず、当該物品につき第十二条第一項及び第二項並びに前条及び次項の規定を適用して算出した金額から当該納付した、又は納付すべき物品税額に相当する金額を控除した金額とする。

2　第一種の課税物品（第九条の規定に基づく政令に、価格が一定の金額未満のものにつき物品税を課さない旨の定めがある物品に該当するものに限る。）の第十一条第一項第一号に規定する小売価格（当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除く前の価格とする。）が当該一定の金額（以下「課税最低限の金額」という。）以上で、当該課税最低限の金額に前条の規定による税率を乗じて算出した金額との合計額に満たない場合における当該物品に係る物品税の税額は、同条の規定にかかわらず、当該課税最低限の金額と当該小売価格との差額に相当する金額とする。

（第二種の課税物品に係る税額算定の特例）

第十六条　第二種の物品の製造者が、その製造する第二種の課税物品の材料又は原料とする第二種の課税物品で、次条第一項又は第十八条第一項の規定の適用を受けないで当該製造する第二種の課税物品の製造場に移入され、又は引き取られたもの（第二十八条第一項の規定の適用を受けるもの及び古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第一条第一項（定義）に規定する古物（以下「古物」という。）に該当するものを除く。）について、その適用を受けなかつたことにつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて、当該移入され、又は引き取られた物品を材料又は原料として第二種の課税物品を製造し、これを当該製造場から移出するときは、当該移出に係る物品税の税額は、第十四条の規定にかかわらず、当該物品につき第十一条、第十三条、第十四条及び第三項の規定を適用して算出した金額から当該材料又は原料として使用され、又は消費された物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。

2　税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、取締り上特に不適当と認められる事情があるときは、その承認を与えないことができる。

3　前条第二項の規定は、第二種の課税物品（第九条の規定に基づく政令に、課税最低限の金額の定めがある物品に該当するものに限る。）について準用する。この場合において、同項中「第十一条第一項第一号」とあるのは「第十一条第一項第二号」と、「小売価格」とあるのは「販売価格」と、「価格とする。」とあるのは「価格とし、第十三条第一項の規定の適用を受ける第二種の課税物品については、その小売価格から同項に規定する利潤及び費用に相当する金額並びに同項に規定する運送賃に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。」と読み替えるものとする。

第三章　免税、税額控除等

（未納税移出）

第十七条　第二種又は第三種の物品の製造者がその製造した第二種又は第三種の課税物品で次の各号に掲げる物品に該当するものを当該製造に係る製造場か

ら当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係る物品税を免除する。

一　第二種又は第三種の物品の製造者が当該第二種又は第三種の物品の材料又は原料とするための物品　当該第二種又は第三種の物品の製造場

二　輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。）が輸出するための物品　当該物品の蔵置場

三　第二十条第一項に規定する輸出物品販売場の営業者が販売するための同項に規定する物品　当該輸出物品販売場

四　第二十五条第一項各号に掲げる不課税物品の製造者が当該不課税物品の材料又は原料とするための物品　当該不課税物品の製造場

五　前各号の規定に該当するもののほか、製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて他の場所に移入される物品　当該他の場所

2　前項の規定は、同項の移出をした第二種又は第三種の物品の製造者が当該移出をした日の属する月分の第二十九条第二項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の移出に関する明細書並びに当該物品が前項各号に掲げる物品に該当すること及び当該物品が当該各号に掲げる場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3　前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4　第一項の移出をした第二種又は第三種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5　第一項第五号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る同号に掲げる場所につき物品税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

6　第一項の規定に該当する第二種又は第三種の課税物品（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該物品が同項各号に掲げる場所に移入した者の製造に係るものでないときは当該移入した者が当該物品を製造したものとみなし、当該場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

7　第一項の規定に該当する第二種又は第三種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入した者は、その移入した日から十日以内に、当該物品の移入の目的（当該物品が同項第五号に掲げる物品であるときは、当該移入の理由）、品名及び品名ごとの数量その他政令で定める事項を記載した書類を当該場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8　税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する移入をした者に対し、当該移入をした第二種又は第三種の課税物品を他の物品と区別して蔵置すべきこと

を命ずることができる。

（未納税引取）

第十八条　次の各号に規定する者が第二種又は第三種の課税物品で当該各号に掲げる物品に該当するものを保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取ろうとする場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る物品税を免除する。ただし、第八項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一　第二種又は第三種の物品の製造者が当該第二種又は第三種の物品の材料又は原料とするための物品　当該第二種又は第三種の物品の製造場

二　第二十五条第一項各号に掲げる不課税物品の製造者が当該不課税物品の材料又は原料とするための物品　当該不課税物品の製造場

三　前二号の規定に該当するもののほか、その引き取ろうとする者が政令で定める目的に充てるための物品　政令で定める場所

2　税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該物品が同項各号に掲げる場所に引き取られたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3　税関長は、第一項の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、その承認の申請をした者に対し、その承認を受けて保税地域から引き取る物品に係る物品税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

4　第一項の承認を申請した者が前項の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。

5　第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき物品税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

6　第一項の承認を受けて引き取つた第二種又は第三種の課税物品（第八項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。）については、当該物品を第一項各号に掲げる場所に引き取つた者が当該物品を製造したものとみなし、当該場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

7　税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた第二種又は第三種の課税物品を他の物品と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

8　第一項の承認を受けて引き取つた第二種又は第三種の課税物品について、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその物品税を徴収する。

9　第一項の承認を受けて引き取つた第二種又は第三種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

（輸出免税）

第十九条　第一種の物品の小売業者又は第二種若しくは第三種の物品の製造者が、それぞれ、輸出する目的で、第一種の課税物品の小売をし、又はその製造した第二種若しくは第三種の課税物品を当該製造に係る製造場から移出する場合には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2　前項の規定は、同項の小売をした第一種の物品の

小売業者又は同項の移出をした第二種若しくは第三種の物品の製造者が、それぞれ、当該小売又は移出をした日の属する月分の第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の小売又は移出に関する明細書及び当該物品が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3　第十七条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「移出をした第二種」とあるのは「小売又は移出をした第一種、第二種」と、「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

（輸出物品販売場における輸出免税の特例）

第二十条　輸出物品販売場の営業者が、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号（定義）に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）に対し、それぞれ、政令で定める第一種の課税物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの小売をし、又は政令で定める第二種の課税物品（当該輸出物品販売場において製造されたものに限る。）で輸出するため当該方法により購入されるものを販売するため当該輸出物品販売場から移出する場合には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2　前項の規定は、同項の小売又は移出をした輸出物品販売場の営業者が、当該小売又は移出をした日の属する月分の第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の小売又は移出に関する明細書及び当該物品が非居住者によつて前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に次項本文又は第五項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3　輸出物品販売場において第一項の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した非居住者が、政令で定める日までに当該物品を輸出しないときは、その出港地の所轄税関長（その者が外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第五号に規定する居住者となる場合には、そのなる時におけるその者の住所又は居所の所在地の所轄税務署長。以下この項において同じ。）は、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第五項本文の規定の適用があつた場合を除き、その者から当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額に相当する物品税を直ちに徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した物品につき、政令で定める手続により、当該税関長の承認を受けた場合には、その物品税を免除する。

4　第一項に規定する第一種又は第二種の課税物品で、非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したものは、この法律の施行地において譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のための委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この条において同じ。）をしてはならない。ただし、当該物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該物品の所在場所の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5　この法律の施行地において前項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該物品を譲り渡した者（同項本文に規定する所持をさせた者を含むものとし、これらの者が判明しない場合には、当該物品を譲り受けた者又は当該所持をした者とする。）から当該物品について第一項の規定による免除に係る物品税額に相当する物品税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

6　第一項から第四項までに規定する輸出物品販売場とは、非居住者に対し第一項に規定する第一種又は第二種の課税物品を相当量販売するのに適するものであることにつき、政令で定めるところにより、その所在地の所轄税務署長の承認を受けた販売場をいう。

（課税済みの物品を輸出した場合の物品税の還付）

第二十一条　第二種又は第三種の物品の製造者が、その製造に係る第二種又は第三種の課税物品（古物に該当するものを除く。以下この条において同じ。）で、輸出以外の目的で当該製造に係る製造場から移出し、かつ、当該製造場（第十七条第六項又は第十八条第六項の規定により当該物品の製造に係る製造場とみなされる場所を含む。）以外の場所で販売のため所持するものを輸出した場合には、当該物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付する。

2　前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の輸出をした日から六月以内に、当該輸出をした第二種又は第三種の課税物品の輸出先、品名及び品名ごとの数量並びに同項の還付に係る金額その他政令で定める事項を記載した申請書に当該物品の輸出に関する明細書及び当該物品が輸出されたことその他同項の規定に該当することを証する書類として政令で定める書類を添附して、これを当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　前二項の規定は、第二種又は第三種の物品の販売業者（第一項の規定に該当する第二種又は第三種の物品の製造者であるものを除く。）が第二種又は第三種の課税物品で販売のため所持するものを輸出した場合について準用する。この場合において、第一項中「金額」とあるのは「金額に相当する物品税を当該販売業者が納付したものとみなして、当該金額」と、前項中「当該物品の製造に係る製造場の所在地」とあるのは「その者の当該輸出に係る第二十七条第一項に規定する販売場の所在地」と読み替えるものとする。

4　第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による還付金には、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金は、附さない。

（小売又は移出に係る物品の特殊用途免税）

第二十二条　第一種の物品の小売業者又は第二種の物品の製造者が、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ、当該各号に掲げる第一種の課税物品で当該各号に規定する用途に供するため政令で定める方法により購入されるものの小売をし、又は当該各号に掲げる第二種の課税物品で当該用途に供するため当該方法により購入されるものを販売するためその製造に係る製造場から移出する場合には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校その他の政令

で定める教育機関　教育の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの

二　学術研究機関として政令で定めるもの　学術研究の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの

三　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第三号から第五号まで（定義）に掲げる事業を行なう者その他の政令で定める社会福祉に係る事業を行なう者　当該事業に係る施設の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの

四　国立博物館その他前三号に規定する者以外の者で政令で定めるもの　その用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの

2　前項の規定は、同項の小売をした第一種の物品の小売業者又は同項の移出をした第二種の物品の製造者が、それぞれ、当該小売又は移出をした日の属する月分の第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の小売又は移出に関する明細書及び当該物品が前項各号に掲げる者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に第六項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3　第十七条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

4　第一項各号に掲げる者で当該各号に掲げる第一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入したものは、その購入した日から十日以内に、当該物品の用途、品名及び品名ごとの数量並びに使用場所その他政令で定める事項を記載した書類をその使用場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5　前項に規定する者は、同項の物品を購入した日から二年間は、当該物品をその用途以外の用途に供し、又は譲り渡してはならない。ただし、当該物品を当該期間内にその用途以外の用途に供し、又は譲り渡すことにつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、その使用場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

6　第四項に規定する者が前項に規定する期間内に同項の物品をその用途以外の用途に供し、又は譲り渡したときは、税務署長は、その者から当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額に相当する物品税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実（第三項において準用する第十七条第三項の承認があつた場合には、同項に規定する期限内に同項に規定する書類が提出されなかつた事実）が生じている場合には、この限りでない。

（引取りに係る物品の特殊用途免税）

第二十三条　前条第一項各号に掲げる者が当該各号に掲げる第一種又は第二種の課税物品を保税地域からその使用場所に引き取ろうとする場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る物品税を免除する。ただし、第三項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2　第十八条第二項から第五項までの規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第五項中「同項各号に掲げる場所」とあるのは、「使用場所」と読み替えるものとする。

3　第一項の承認を受けて引き取つた第一種又は第二種の課税物品について、前項において準用する第十八条第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその物品税を徴収する。ただし、既に次項において準用する前条第六項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

4　前条第五項及び第六項の規定は、第一項の承認を受けて同項に規定する第一種又は第二種の課税物品を引き取つた者について準用する。この場合において、同条第五項中「同項の物品を購入した日」とあるのは「該当物品を引き取つた日」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、「第二項本文に規定する場合に該当する事実（第三項において準用する第十七条第三項の承認があつた場合には、同項に規定する期限内に同項に規定する書類が提出されなかつた事実）が生じている場合」とあるのは「同条第三項本文の規定の適用があつた場合」と読み替えるものとする。

（課税済みの物品を特殊用途に供した場合の物品税の還付）

第二十四条　第二種の物品の製造者が、その製造に係る第二十二条第一項各号に掲げる第二種の課税物品（古物に該当するものを除く。以下この条において同じ。）を当該各号に掲げる者に対する販売以外の目的で当該製造に係る製造場から移出し、かつ、当該製造場（第十七条第六項又は第十八条第六項の規定により当該物品の製造に係る製造場とみなされる場所を含む。）以外の場所で販売のため所持する場合において、当該各号に掲げる者で当該物品を当該各号に規定する用途に供するため政令で定める方法により購入するものに対してこれを販売するときは、当該物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付する。

2　前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の販売をした日から六月以内に、当該販売をした第二種の課税物品の販売先、品名及び品名ごとの数量並びに同項の還付に係る金額その他政令で定める事項を記載した申請書に当該物品の販売に関する明細書及び当該物品が第二十二条第一項各号に掲げる者によつて前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附して、これを当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　前二項の規定は、第二種の物品の販売業者（第一項の規定に該当する第二種の物品の製造者であるものを除く。）が第二十二条第一項各号に掲げる第二種の課税物品で販売のため所持するものを、当該各号に掲げる者で当該物品を当該各号に規定する用途に供するため第一項に規定する方法により購入するものに対してこれを販売する場合について準用する。この場合において、第一項中「金額」とあるのは「金額に相当する物品税を当該販売業者が納付したものとみなして、当該金額」と、前項中「当該物品の製造に係る製造場の所在地」とあるのは「その者の当該販売に係る第二十七条第一項に規定する販売場の所在地」と読み替えるものとする。

4　第二十一条第四項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による還付金について準用する。第二十二条第四項、第五項及び第六項本文の規定は、第一項又は前項の規定に該当する第二種の課税物品を第一項に規定する方法により購入した者についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第六項本文中「当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額」とあるのは、「当該物品に係る第二十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額」と読み替えるものとする。

（製造場内で不課税物品の材料等となる物品の免税）

第二十五条　次の各号に掲げる不課税物品の材料又は原料として当該各号に掲げる第二種の課税物品を使用し、又は消費することについて第六条第一項本文の規定の適用がある場合において、当該不課税物品の製造者が当該第二種の課税物品を当該使用又は消費に充てるときは、当該使用又は消費に係る物品税を免除する。

一　電気計算機その他の電気機器で政令で定めるもの　受信用真空管その他の政令で定める第二種の課税物品

二　通信機器その他の政令で定める不課税物品　政令で定める第二種の課税物品

2　前項の規定は、同項の使用又は消費をした不課税物品の製造者が、当該使用又は消費をした日の属する月分の第二十九条第二項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の使用又は消費に関する明細書を添附しない場合には、適用しない。

（保税地域内で不課税物品の材料等となる物品の免税）

第二十六条　前条第一項各号に掲げる不課税物品の材料又は原料として当該各号に掲げる第二種の課税物品を使用し、又は消費することについて第六条第二項又は第三項の規定の適用がある場合において、当該不課税物品の製造者が、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて、当該第二種の課税物品を当該使用又は消費に充てるときは、当該使用又は消費に係る物品税を免除する。

2　税関長は、前項の承認を与える場合において、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる不課税物品の製造に関する事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。

（第一種の物品の販売業者が引き取る物品等に係る免税）

第二十七条　第一種の物品の販売業者が第一種の課税物品（販売のためのものに限る。）を保税地域から引き取る場合において、政令で定める手続により、その者が第一種の物品の販売業者であることについての証明書で当該物品を販売しようとする販売場（継続して販売業を営む場所をいう。以下同じ。）の所在地（その者が販売場を設けない場合には、その住所地とし、住所がない場合には、その居所地とする。以下第二十九条第一項並びに第三十五条第一項及び第五項並びに第四十三条において同じ。）の所轄税務署長から交付を受けたものをその保税地域の所在地の所轄税関長に提出したときは、当該引取りに係る物品税を免除する。

2　第十九条から第二十一条までの規定の適用を受けないで輸出された課税物品でその輸出につき関税法の規定に基づく許可があつた日から五年以内に輸入されたものを保税地域から引き取る場合において、当該物品の当該引取りの時における性質及び形状が当該許可の時における性質及び形状と変つていないことにつきその保税地域の所在地の所轄税関長の確認を受けたときは、当該引取りに係る物品税を免除する。

（返還又はもどし入れの場合の物品税の控除等）

第二十八条　第一種の物品の小売業者がその小売をした第一種の課税物品の返還を受けた場合又は第二種若しくは第三種の物品の製造者がその製造に係る第二種若しくは第三種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出したものを当該製造場にもどし入れた場合には、当該物品が当該小売又は移出後使用さ

れ、又は消費されたものである場合を除き、その者が当該返還又はもどし入れの日の属する月（その日と当該小売又は移出の日とが同一の月に属する場合には、その属する月の翌月）以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に記載した同条第一項第四号又は第二項第五号に掲げる物品税額の合計額から当該物品につき当該小売又は移出により納付された、又は納付されるべき物品税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該物品税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第三項において同じ。）に相当する金額を控除する。

2　前項の場合において、同項の規定による控除に係る月分の次条第一項若しくは第二項の規定による申告書に同条第一項第七号若しくは第二項第八号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第三項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受ける金額に相当する金額を還付する。

3　第二種又は第三種の課税物品の製造者が、その製造に係る第二種又は第三種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出したもの（当該移出後使用され、又は消費されたものを除く。）を当該製造場における製造を廃止した後（第六条第五項ただし書の承認を受けた場合には、同条第六項に規定する期間の経過後）当該製造場であつた場所にもどし入れた場合において、政令で定めるところにより、当該製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該物品を廃棄したときは、前二項の規定に準じて当該物品につき当該移出により納付された、又は納付されるべき物品税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

4　前三項の規定による控除又は還付を受けようとする者は、当該控除又は還付に係る次条第一項から第三項までの規定による申告書に当該物品の返還又はもどし入れに関する明細書及び当該返還又はもどし入れの事実を証する書類として政令で定める書類を添附しなければならない。

5　相続により第一種の物品の小売業又は第二種若しくは第三種の物品の製造場における製造業を承継した相続人がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の小売をした第一種の課税物品の返還を受け、又は当該被相続人により当該製造場において製造された第二種若しくは第三種の課税物品で当該製造場から移出されたものを当該製造場にもどし入れたときは、その相続人が当該小売又は製造及び移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

6　前項の規定は、合併により第一種の課税物品の小売業又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」及び「当該被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

7　第二項又は第三項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一　次条第一項の規定による申告書　当該申告書の提出期限

二　次条第二項の規定による申告書　当該申告書の提出期限から一月を経過する日

三　次条第三項の規定による申告書　当該申告書の提出があつた日の属する月の末日（当該還付が第一項又は第三項のもどし入れに係るものである場合には、その月の翌月末日）

第四章　申告及び納付等

（小売又は移出に係る物品についての課税標準及び税額の申告）

第二十九条　第一種の物品の小売業者は、その販売場ごとに、毎月（第一種の課税物品の小売がない月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その販売場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その月中において小売をした第一種の課税物品の類別及び号別ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

二　第十九条、第二十条、第二十二条その他の法律の規定による物品税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する第一種の課税物品のうちこれらの規定の適用を受けようとするものの類別及び号別ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

三　類別ごとに第一号に掲げる課税標準たる金額を合計した金額から、それぞれ当該類別ごとに前号に掲げる課税標準たる金額を合計した金額を控除した金額（以下この項において「課税標準額」という。）

四　課税標準額に対する物品税額及び当該物品税額の合計額

五　第二十八条その他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする物品税額（前号に掲げる物品税額のうち、既に確定したものを含む。）

六　第四号に掲げる物品税額の合計額から前号に掲げる物品税額を控除した金額に相当する物品税額

七　第四号に掲げる物品税額の合計額から第五号に掲げる物品税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八　その他参考となるべき事項

2　第二種又は第三種の物品の製造者は、その製造場ごとに、毎月（第二種又は第三種の課税物品の当該製造場からの移出がない月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その月中において当該製造場において製造した第二種又は第三種の課税物品で当該製造場から移出したものに係る次に掲げる事項

イ　第二種の課税物品については、類別及び号別ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

ロ　第三種の課税物品については、品名ごとの課税標準たる数量

二　第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十五条その他の法律の規定による物品税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する第二種又は第三種の課税物品のうちこれらの規定の適用を受けようとするものに係る前号イ又はロに掲げる事項

三　第二種の課税物品については、類別ごとに第一号に規定する第二種の課税物品についての課税標準たる金額を合計した金額から、それぞれ当該類別ごとに前号に規定する第二種の課税物品についての課税標準たる金額を合計した金額を控除した金額（以下この項において「課税標準額」という。）

四　第三種の課税物品については、品名ごとに第一号に規定する第三種の課税物品についての課税標準たる数量から、それぞれ当該品名ごとに第二号に規定する第三種の課税物品についての課税標準たる数量を控除した数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

五　課税標準額及び課税標準数量に対する物品税額並びに当該物品税額の合計額

六　第二十八条その他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする物品税額（前号に掲げる物品税額のうち、既に確定したものを含む。）

七　第五号に掲げる物品税額の合計額から前号に掲げる物品税額を控除した金額に相当する物品税額

八　第五号に掲げる物品税額の合計額から第六号に掲げる物品税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

九　その他参考となるべき事項

3　前条第一項の返還を受け、又は同項若しくは同条第三項のもどし入れをした者は、前二項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項又は第三項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受ける金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受け、又は当該もどし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

4　第一項及び第二項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けて物品税を免除された課税物品については、適用しない。

（引取りに係る物品についての課税標準の申告）

第三十条　課税物品を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る物品税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る課税物品に係る前条第一項第一号及び第三号又は第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書をその保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

（小売又は移出に係る物品についての期限内申告による納付）

第三十一条　第二十九条第一項の規定による申告書を提出した第一種の物品の小売業者は、同項に規定する申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げる物品税額に相当する物品税を国に納付しなければならない。

2　第二十九条第二項の規定による申告書を提出した第二種又は第三種の物品の製造者は、同項に規定する申告書の提出期限から一月以内に、当該申告書に記載した同項第七号に掲げる物品税額に相当する物品税を国に納付しなければならない。

3　前項の規定は、同項に規定する申告書を提出すべき第二種又は第三種の物品の製造者で、当該申告に係る月分の物品税につき国税通則法に規定する期限後申告書又は修正申告書を同項の納期限前に提出したものについて準用する。

（引取りに係る物品についての物品税の徴収等）

第三十二条　保税地域から引き取られる課税物品に係る物品税については、その保税地域の所在地の所轄税関長が、当該引取りの際徴収する。

2　第六条第一項ただし書又は第七条第四項の規定に該当する第二種又は第三種の課税物品に係る物品税については、これらの規定に規定する製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌翌月末日を納期限として徴収する。

（移出に係る物品についての納期限の延長）

第三十三条　第二種又は第三種の物品の製造者が、第二十九条第二項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第三十一条第二項の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した第二十九条第二項第七号に掲げる物品税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する物品税の納期限を延長することができる。

（引取りに係る物品についての納期限の延長）

第三十四条　第二種又は第三種の課税物品を保税地域から引き取ろうとする者が、第三十条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該物品に係る物品税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する物品税の納期限を延長することができる。

第五章　雑則

（営業開廃申告等）

第三十五条　第一種の物品の小売業者（第一種の課税物品の小売をするものに限る。以下この条において同じ。）になろうとする者（第一種の物品の小売業者で新たに第一種の課税物品の小売をしようとする者を含む。）は、その販売場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該販売場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。第一種の物品の小売業者が当該小売業の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

2　第二種又は第三種の課税物品を製造しようとする者（受託者等になろうとする者を含み、委託者等になろうとする者を除く。）は、その製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。第二種又は第三種の課税物品の製造者（当該受託者等を含み、当該受託者等を除く。以下次項において同じ。）がその製造の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

3　第一種の物品の小売業者又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造者は、前二項の規定により申告した事項で政令で定めるものに異動を生じた場合には、遅滞なくその旨を書面でこれらの規定に規定する税務署長に申告しなければならない。

4　第二種又は第三種の課税物品の製造につき委託者等になろうとする者は、あらかじめ、当該委託又は指示をする旨その他政令で定める事項を書面で受託者等の製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

5　第一種の物品の小売業者又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造者について相続の開始があつた場合において、当該相続により第一種の物品の小売業又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造業を承継した相続人があるときは、その相続人は、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該小売業に係る販売場の所在地又は当該製造業に係る製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告があつたときは、当該相続が開始した日において第一項又は第二項の規定による申告があつたものとみなす。

6　前項の規定は、合併により第一種の物品の小売業又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続があつた日」及び「当該相続が開始した日」とあるのは「当該合併があつた日」と読み替えるものとする。

（記帳義務）

第三十六条　課税物品の製造者（受託者等を含む。以下第四十一条第一項及び第二項において同じ。）若しくは販売業者又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定の適用を受ける不課税物品の製造者は、政令で定めるところにより、当該課税物品又は不課税物品の製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

（申告義務等の承継）

第三十七条　法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合には、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一　第二十九条第一項又は第二項の規定による申告の義務

二　前条の規定による記帳の義務

（物品税証紙）

第三十八条　税務署長又は税関長は、物品税の保全のため、政令で定めるところにより、第二種若しくは第三種の課税物品の製造者又は第二種若しくは第三種の課税物品を保税地域から引き取ろうとする者に対し、その製造に係る第二種若しくは第三種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出するもの若しくは保税地域から引き取ろうとする第二種若しくは第三種の課税物品又はこれらの物品の容器若しくは包装（以下「容器等」という。）に、その指定する方法で、物品税証紙（以下「証紙」という。）をはり付けることを命ずることができる。

2　前項の命令を受けた者は、同項の課税物品又はその容器等に、当該命令をした税務署長又は税関長の指定する方法で、証紙をはり付けなければならない。

3　第一項の命令を受けた第二種又は第三種の課税物品の製造者は、政令で定めるところにより、毎月その使用した証紙の種類及び枚数を、第二十九条第二項の規定による申告書にあわせて記載して、申告しなければならない。

4　証紙は、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、第二種若しくは第三種の課税物品の製造者又は第二種若しくは第三種の課税物品を保税地域から引き取ろうとする者に対して交付する。

5　証紙の種類、様式及び形式は、大蔵省令で定める。

（表示証）

第三十九条　前条第一項の命令を受けた者は、同項の第二種若しくは第三種の課税物品又は当該物品の容器等につき証紙をはり付けることが不適当な特別の事情がある場合において、政令で定める手続により、同項の税務署長又は税関長の承認を受けたときは、証紙のはり付けに代えて、当該物品又はその容器等に当該物品が課税物品であることの表示を受け、又は当該表示を受けた用紙（以下「表示証」という。）をはり付けることができる。この場合において、表示証のはり付けは、当該税務署長又は税関長が指定する方法でしなければならない。

2　前条第三項及び第五項の規定は、表示証について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の命令」とあるのは、「第三十九条第一項の承認」と読み替えるものとする。

（証紙の譲渡制限等）

第四十条　第二種若しくは第三種の課税物品の製造者又は第二種若しくは第三種の課税物品を保税地域から引き取る者は、証紙又は表示証（第三十八条第一

項の命令に基づいてはり付けてあるものを除く。）を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、これらの者がその譲渡につき、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2　第二種若しくは第三種の課税物品の製造者、第二種若しくは第三種の課税物品を保税地域から引き取る者又は第二種若しくは第三種の課税物品の販売業者は、販売の目的で所持する第二種若しくは第三種の課税物品又は当該物品の容器等にはり付けてある証紙又は表示証を破り、又ははがしてはならない。ただし、当該容器等から取り出して販売するため破る場合には、この限りでない。

3　第二種若しくは第三種の課税物品の製造者又は第二種若しくは第三種の課税物品を保税地域から引き取る者は、第二種若しくは第三種の課税物品（その製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに限る。）若しくはその容器等にはり付けられた証紙若しくは表示証をさらに当該物品以外の第二種若しくは第三種の課税物品について使用し、又は前条第一項の表示を受けた第二種若しくは第三種の課税物品（その製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに限る。）の容器等をさらに当該物品以外の第二種若しくは第三種の課税物品の容器等として使用してはならない。

（当該職員の権限）

第四十一条　国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、物品税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一　課税物品の製造者若しくは販売業者又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定の適用を受ける不課税物品の製造者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する当該課税物品若しくは不課税物品、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二　課税物品を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る課税物品を検査すること。

三　第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第二十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を購入し、又は保税地域から引き取つた者に対して質問し、又は当該物品を検査すること。

四　運搬中の課税物品を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2　当該職員は、物品税に関する調査について必要がある場合には、課税物品の製造者若しくは販売業者又は第二十五条第一項各号に掲げる不課税物品の製造者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体員の当該課税物品又は不課税物品の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3　当該職員は、前二項の規定により職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提出しなければならない。

4　第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（物品税額の区分決済及び表示）

第四十二条　課税物品の製造者又は販売業者は、当該課税物品の販売に係る取引の決済を行なう場合には、その決済上受領すべき金額を、当該課税物品につき納付された、又は納付されるべき物品税に相当する金額とその他の金額とに区分して行なわなければならない。

2　課税物品の製造者又は販売業者は、当該課税物品を販売するため店頭その他の場所に陳列する場合には、当該課税物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額に相当する金額とその他の金額とを区分して表示しなければならない。

（納税地）

第四十三条　物品税の納税地は、次の各号に掲げる課税物品の区分に応じ、当該各号に掲げる場所の所在地とする。

一　第一種の物品の小売業者が小売をした第一種の課税物品　当該小売をした販売場

二　第二種又は第三種の課税物品でその製造者が当該物品の製造に係る製造場から移出したもの　当該製造場

三　保税地域から引き取られる課税物品　当該保税地域

四　第六条第一項ただし書又は第七条第四項の規定に該当する第二種又は第三種の課税物品　これらの規定に規定する製造場

五　第二十条第三項本文の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品　同項本文に規定する出港地又は住所若しくは居所

六　第二十条第五項本文の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品　同項に規定する譲渡又は譲受けがあつた時（同条第四項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該物品の所在場所

七　第二十二条第六項（第二十三条第四項及び第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品　当該物品をその用途以外の用途に供し、又は譲り渡した時（第二十二条第五項ただし書（第二十三条第四項及び第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該物品の使用場所

第六章　罰則

第四十四条　次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　偽りその他不正の行為により物品税を免れ、又は免れようとした者

二　偽りその他不正の行為により第二十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十八条第二項若しくは第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2　前項の犯罪に係る課税物品に対する物品税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該物品税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第四十五条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第二十条第四項本文又は第二十二条第五項本文（第二十三条第四項及び第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　偽りその他不正の行為により第二十二条第一項各号に掲げる物品を当該各号に規定する用途に供する目的以外の目的で同項又は第二十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する方法により購入した者

三　第二十九条第一項又は第二項の規定による申告

書の提出を怠つた者

四　第三十条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

五　第三十八条第二項の規定に違反して証紙（表示証を含む。）をはり付けなかつた者

六　第三十八条第三項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七　第四十条第一項の規定に違反して証紙又は表示証を譲り渡し、又は譲り受けた者

八　第四十条第三項の規定に違反して証紙若しくは表示証又は第三十九条第一項の表示を受けた第二種若しくは第三種の課税物品の容器等を再使用した者

第四十六条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第十七条第七項又は第二十二条第四項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二　第二十六条第二項の規定により命ぜられた書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

三　第三十五条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

四　第三十六条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

五　第三十八条第二項又は第三十九条第一項後段の規定に違反する方法で証紙又は表示証をはり付けた者

六　第四十条第二項の規定に違反して証紙又は表示証を破り、又ははがした者

七　第四十一条第一項第一号から第三号までの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十七条　法人の代表者（法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、この法律の規定中次に掲げる物品に係る部分は、同年十月一日から施行する。

一　改正後の物品税法（以下「新法」という。）別表第二種第六号に掲げる物品のうち、圧縮機を使用するルームクーラーで当該圧縮機の使用動力が三・七五キロワット以上であつて、かつ、当該圧縮機の冷凍能力（高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第四項（冷凍能力の算定）の規定に基づき算定した能力をいう。）が一・八トン以上のもの及び圧縮機を使用しないルームクーラーでその送風機の使用動力が三百七十五ワットをこえるもの

二　新法別表第二種第十三号に掲げる物品

三　新法別表第二種第二十一号に掲げる物品のうち、冷風扇

四　新法別表第二種第二十三号に掲げる物品のうち、次に掲げる物品

イ　電気洗たく機のうち、遠心脱水装置又は電熱乾燥装置を有するもので洗たく機の部分の使用動力が百ワット以下のもの

ロ　冷水器

ハ　芝生刈込機

五　新法別表第二種第三十三号に掲げる物品のうち、円盤式の磁気録音再生機

（経過規定の原則）

第二条　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（税率の暫定的軽減）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から昭和三十九年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法別表第二種第十七号に掲げる物品のうち、アンサンブル式レコード演奏装置に課されるべき物品税の税率は、新法第十四条の規定にかかわらず、その価格の百分の十とする。

2　昭和三十七年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる附則第一条第一号から第四号までに掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新法第十四条の規定にかかわらず、その価格の百分の十とする。

3　施行日から昭和四十年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の各号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新法第十四条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一　新法別表第二種第十二号に掲げる物品　その価格の百分の十五

二　新法別表第二種第十五号に掲げる物品のうち、三原色感光剤を含有し、当該三原色に対応する発色現像を行なうことができる乳剤を単一の支持体に塗布して製造する天然色写真用のフィルム、乾板及び感光紙で、撮影又は焼付けをしてないもの　その価格の百分の十

三　新法別表第二種第十八号に掲げる物品のうち、直径が十七センチメートル以下のもの　その価格の百分の十

四　新法別表第二種第二十号に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機（カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機をいう。）　その価格の百分の十

（旧法による免税移出に係る経過規定）

第四条　次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて施行日前に第一種の物品の小売業者が販売した改正前の物品税法（以下「旧法」という。）第一条第一項の第一種の物品又は当該免除を受けて施行日前にその製造に係る製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた旧法第一条第一項の第二種若しくは第三種の物品について施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における物品税の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該物品のうち、旧法第一条第一項第二種第十六号に掲げる物品で前条第三項第二号に掲げる物品に該当するもの（幅三十五ミリメートルの映画用のものに限る。）についての当該徴収に係る物品税の税率は、その価格の百分の十とする。

免除の規定	追徴の規定
旧法第十一条第一項	同法第十一条第三項
旧法第十二条第一項	同法第十二条第二項
旧法第十三条第一項	同法第十三条第二項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第九条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。以下次条において同じ。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九条第二項又は第十一条第三項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。以下次条において同じ。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。以下次条において同じ。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。以下次条において同じ。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項

（軽減税率適用物品の免税移出に係る経過規定）

第五条　次の表の上欄に掲げる物品のうち、同表の中欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので新法第十七条第三項（新法第十九条第三項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の承認に係るもの（当該承認に係る新法第十七条第三項に規定する期限が同表の下欄に掲げる日以後に到来するものに限る。）について当該期限までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第十四条に規定する税率とする。

物品名	期間	期日
附則第三条第一項に規定する物品	施行日から昭和三十九年三月三十一日まで	昭和三十九年四月一日
附則第三条第二項に規定する物品	昭和三十七年十月一日から昭和三十九年九月三十日まで	昭和三十九年十月一日
附則第三条第三項各号に掲げる物品	施行日から昭和四十年三月三十一日まで	昭和四十年四月一日

2　前項の表の上欄に掲げる物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同項の表の中欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて同表の下欄に掲げる日以後に次の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第十四条に規定する税率とする。

免除の規定	追徴の規定
新法第十八条第一項	同法第十八条第八項
新法第二十三条第一項	同法第二十三条第二項において準用する同法第十八条第八項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九条第一項	同法第九条第二項又は第十一条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条	同法第八条
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第二条第一項

（輸出免税を受けた軽減税率適用物品等の用途外使用に係る経過規定）

第六条　前条第一項の表の上欄に掲げる物品のうち、同表の中欄に掲げる期間内に新法第二十条第六項に規定する輸出物品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品について同表の下欄に掲げる日以後に同条第三項本文若しくは第五項本文の規定の適用がある場合又は新法第二十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて購入され、若しくは引き取られた課税物品について同日以後に新法第二十二条第六項（新法第二十三条第四項及び第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第十四条に規定する税率とする。

（旧法による免税を受けた物品等に係る経過規定）

第七条　施行日前に旧法第十一条第一項又は第十二条第一項の承認を受けてその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた第二種又は第三種の課税物品で、施行日においてその移出先若しくは引取先に現存し、又は施行日以後にその移出先若しくは引取先に移入されるもの（旧法第十一条第三項又は第十二条第二項に規定する期間内にこれらの項に規定する証明がされなかつたものを除く。）については、これを新法第十七条第六項又は第十八条第六項に規定する物品とみなして、これらの規定を適用する。

2　施行日前に旧法第十三条第一項第一号の規定により物品税の免除を受けた物品（同条第四項に規定する手続により購入された物品に限るものとし、施行日前に旧法第十三条ノ二第一項に規定する譲渡又は譲受けをされたものを除くものとする。以下附則第二十四条において同じ。）で新法第二十条第一項に規定する政令で定める第一種又は第二種の課税物品に該当するもの（政令で定めるものに限る。）については、これを同項の規定に該当する物品とみなして、新法の規定を適用する。

3　施行日前に旧法第十三条第一項第二号又は第三号の規定により物品税の免除を受けた物品（施行日前二年以内に当該免除を受けた物品に限るものとし、同日前に旧法第十三条ノ二第二項に規定する用途以外の用途に供され、又は同項に規定する譲渡若しくは譲受けをされたものを除く。）で新法第二十二条第一項各号に掲げる物品に該当するものについては、これを同項の規定に該当する物品とみなして、新法の規定を適用する。

（返還又はもどし入れに係る経過規定）

第八条　新法第二十八条の規定は、施行日以後に第一種の課税物品の返還又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造場（同条第三項に規定する場所を含む。）へのもどし入れがあつた場合について適用し、同日前に当該返還又はもどし入れがあつた場合における物品税に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

（担保に係る経過規定）

第九条　旧法第十条第三項の規定により提供された担保は、新法第三十三条又は第三十四条の規定により提供された担保とみなす。

（営業開廃申告等に係る経過規定）

第十条　旧法第十五条前段の規定による申告をして施行日前から引き続いて第一種の物品の小売業を営む者（第一種の課税物品の小売をしないものを除く。）又は当該申告をして同日前から引き続いて第二種若しくは第三種の課税物品を製造する者は、同日において、それぞれ、新法第三十五条第一項前段又は第二項前段の規定による申告をしたものとみなす。

2　施行日前から引き続いて第一号若しくは第二号に掲げる物品の小売業を営む者（当該物品で課税物品に該当するものを小売しないものを除く。）又は同日前から引き続いて第三号から第五号までに掲げる物品で課税物品に該当するものを製造する者は、同日から一月以内に、その販売場又は製造場の位置その他政令で定める事項を当該販売場の所在地（その者が販売場を設けない場合には、その住所地とし、住所がない場合には、その居所地とする。）又は製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

一　新法別表第一種第七号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二種第二十二号に掲げる物品に該当するもの

二　新法別表第一種第九号に掲げる物品

三　新法別表第二種第十七号に掲げる物品のうち、アンサンブル式レコード演奏装置並びにその部分品及び附属品

四　新法別表第二種第三十一号に掲げる物品

五　附則第十三条第三項に規定する物品

3　昭和三十七年十月一日前から引き続いて附則第一条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものを製造する者は、同日から一月以内に、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

4　旧法第十五条前段の規定による申告をして施行日前から引き続いて新法第七条第一項の規定により同項の委託又は指示をすることにより第二種又は第三種の課税物品の製造とみなされる行為をする者は、同日において、新法第三十五条第四項の規定による申告をしたものとみなす。

5　施行日前から引き続いて新法第七条第一項の規定により同項の委託又は指示をすることにより第二項第三号から第五号までに掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

6　昭和三十七年十月一日前から引き続いて新法第七条第一項の規定により同項の委託又は指示をすることにより附則第一条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、前項に規定する事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

7　第二項又は第五項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日において、新法第三十五条第一項前段若しくは第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

8　第三項又は第六項の規定による申告をした者は、それぞれ、昭和三十七年十月一日において、新法第三十五条第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

9　第二項又は第五項及び新法第四十六条第三号の規定は、第二項又は第五項に規定する者で施行日から一月以内に第二項の小売業若しくは製造を廃止し、又は第五項の行為をしないこととなるものについては、適用しない。

10　第三項又は第六項及び新法第四十六条第三号の規定は、第三項又は第六項に規定する者で昭和三十七年十月一日から一月以内に第三項の製造を廃止し、又は第六項の行為をしないこととなるものについては、適用しない。

（証紙又は表示証に係る経過規定）

第十一条　施行日前にされた旧法第十六条ノ二第一項の規定による物品税証紙又は物品税表示証のはり付けに係る命令は、新法第三十八条第一項の規定による命令とみなす。

2　施行日前に旧法第十六条ノ二第三項の規定により交付を受けた物品税証紙又は同条第四項の規定により表示を受けた物品税表示証は、それぞれ、新法第三十八条第四項の規定により交付を受けた証紙又は新法第三十九条第一項の規定により表示を受けた表示証とみなす。

3　施行日前に旧法第十六条ノ二第一項の規定による命令を受けてはり付けられた同項に規定する物品税証紙又は物品税表示証は、それぞれ、新法第三十八条第一項の規定による命令を受けてはり付けられた証紙又は表示証とみなす。

（手持品課税）

第十二条　次の表の上欄に掲げる物品（課税物品に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を、同表の中欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所で販売のため所持する場合において、その数量又は価格（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量又は総価額）が同表の下欄に掲げる数量又は金額以上であるときは、当該物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、その日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。

物品名	期日	数量
新法別表第二種第三十一号に掲げる物品	昭和三十七年四月一日	五個

附則第一条第一号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日	五個
	昭和三十九年十月一日	五個
附則第一条第二号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日	十個
	昭和三十九年十月一日	十個
附則第一条第三号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日	五十個
	昭和三十九年十月一日	五十個
附則第一条第四号イに掲げる物品	昭和三十七年十月一日	五十個
	昭和三十九年十月一日	五十個
附則第一条第四号ロに掲げる物品	昭和三十七年十月一日	五十個
	昭和三十九年十月一日	五十個
附則第一条第四号ハに掲げる物品	昭和三十七年十月一日	五十個
	昭和三十九年十月一日	五十個
附則第一条第五号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日	五十個
附則第三条第一項に規定する物品	昭和三十九年四月一日	五十個
附則第三条第三項第一号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	五個
附則第三条第三項第二号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	二百万円
附則第三条第三項第三号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	二百万円
附則第三条第三項第四号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	十個

2　前項の規定による物品税の税率は、同項の表の上欄に掲げる物品のうち、次の各号に掲げるものについては当該各号に掲げる税率とし、その他のものについては新法第十四条に規定する税率とする。

一　附則第一条第一号に掲げる物品で前項の規定により昭和三十七年十月一日又は昭和三十九年十月一日にその製造に係る製造場から移出されたものとみなされるもの　それぞれその価格の百分の十又は百分の二十

二　附則第一条第二号から第四号までに掲げる物品、附則第三条第一項に規定する物品及び同条第三項第二号から第四号までに掲げる物品　その価格の百分の十

三　附則第三条第三項第一号に掲げる物品　その価格の百分の五

3　第一項の規定よる物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品（同一の日に同項の規定に該当することとなつたものに限る。）に係る物品税額の合計額が、同一人につき、十万円以下のときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月末日限り、十万円をこえるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該翌月の一日から当該各号に掲げる期間内の各月にその税額を等分して、当該各月の末日限り、これを徴収する。

一　その税額が二十万円以下のとき。　二月

二　その税額が二十万円をこえ四十万円以下のとき。　三月

三　その税額が四十万円をこえ六十万円以下のとき。　四月

四　その税額が六十万円をこえるとき。　五月

4　第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに品目別の数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定によりその製造に係る製造場から移出されたものとみなされた日から二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（第一種の物品とされた従前の第二種の物品等に係る経過規定）

第十三条　施行日にその製造に係る製造場以外の場所において販売業者が所持する附則第十条第二項第一号及び第二号に掲げる物品で課税物品に該当するものについては、新法第三条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、物品税を免除する。

2　物品税法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第四十一号）附則第四項、物品税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十六号）附則第十四項又は物品税法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百五十号）附則第二十一項に規定する物品で新法別表に掲げる第一種の物品（課税物品に該当するものに限る。）に該当するものに係る物品税の免除については、なお従前の例による。

3　施行日にその製造に係る製造場及び保税地域以外の場所でその製造者又は販売業者が販売のため所持する旧法第一条第一項第一種第四号及び第五号に掲げる物品で、新法別表第二種第四号に掲げる物品に該当するもの（同日以後に当該製造場にもどし入れられたものを除く。）に対する物品税については、なお従前の例による。

（罰則に係る経過規定）

第十四条　この法律の施行前にした行為及びこの附則（前条を除く。）の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第十五条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「物品税法第一条第一項」を「物品税法別表」に改め、同条第二項中「物品税法第九条」を「物品税法第二十八条」に改める。

（印紙等模造取締法の一部改正）

第十六条　印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「物品税法第十六条ノ二の規定による物品税証紙」を「物品税法第三十八条第一項の規定による物品税証紙」に、「物品税法第十六条ノ二の規定による表示」を「物品税法第三十九条第一項の規定による表示」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に係る諸法律の一部改正）

第十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）」に改める。

第十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）」に改める。

第十九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律（昭和三十五年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）第一条第一項に規定する」を「物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）別表に掲げる」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）」に改める。

第四条第二項中「第十条」を「第三十二条第一項」に改める。

第五条第二項中「第十条第一項」を「第四章」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十一条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第二十二条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第八十八条）」を「（第八十八条・第八十八条の二）」に改める。

第一条中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）」に改める。

第八十八条第一項前段中「物品税法第一条に規定する」を「物品税法別表に掲げる」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「第八条第二項」を「第三十条」に、「第十条第一項ただし書」を「第三十二条第一項」に改める。

第六章第二節中第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二　第二種の物品の製造者が、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項（a）に規定する海軍販売所又はピー・エックスに対し、同協定第一条に規定する合衆国軍隊の

構成員及び軍属並びにこれらの家族（以下「合衆国軍隊の構成員等」という。）が輸出する目的でこれらの機関から政令で定める方法により購入する第二種の課税物品で政令で定めるものを販売するため、これをその製造に係る製造場から移出する場合には、当該移出に係る物品税を免除する。

2　前項の規定は、同項の移出をした第二種の物品の製造者が当該移出をした日の属する月分の物品税法第二十九条第二項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の移出に関する明細書及び当該物品が合衆国軍隊の構成員等によつて前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に第四項において準用する同法第二十条第三項本文又は第五項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3　前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4　物品税法第二十条第三項の規定は、第一項に規定する機関から同項の規定に該当する第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した者について、同条第四項及び第五項並びに同法第四十五条第一号の規定は、当該購入に係る第二種の課税物品の同法第二十条第四項に規定する譲渡又は譲受けについてそれぞれ準用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過規定）

第二十四条　施行日前に旧法第十三条第一項第一号の規定により物品税の免除を受けた物品で前条の規定による改正後の租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する政令で定める第二種の課税物品に該当するもの（政令で定めるものに限る。）については、これを同項の規定に該当する物品とみなして、同条第四項の規定を適用する。

別表

課税物品表の適用に関する通則

一　この表における物品の所属の決定は、同表の各号の規定による。この場合において、当該各号の規定により所属を決定することができないときは、二及び三に定めるところによる。

二　この表の各号に掲げる物品には、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがあるものを除き、これに他の物品を混合し、又は結合した物品を含むものとする。この場合において、その物品については、これに性状、機能、用途その他についての重要な特性を与える物品のみから成るものとみなす。

三　物品がこの表の二以上の物品に該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがあるものを除き、次に定めるところによりその所属を決定する。

イ　当該物品が第一種及び第二種の物品に該当する場合には、これを第一種の物品とする。

ロ　当該物品が同一種内の異なる類に属する二以上の物品に該当する場合には、これをこれらの類のうち最も高い税率が適用される類に属する物品とする。

ハ　当該物品が同一類内の二以上の物品に該当する場合には、次に定めるところによる。

㈠　これらの物品のうちの一の物品について課税最低限の金額の定めがないときは、その定

めがない物品とする。

㈡　これらの物品のすべてについて課税最低限の金額の定めがあるときは、これを最も低い課税最低限の金額の定めがある物品とする。

㈢　これらの物品のうちの二以上の物品について課税最低限の金額の定めがないとき、又はすべての物品について課税最低限の金額の定めがあり、かつ、そのうち最も低い課税最低限の金額の定めのあるものが二以上あるときにおける当該物品の所属の決定については、政令で定めるところによる。

四　この表の各号に掲げる物品の細分として掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。

五　この表における用語の定義その他一から四までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

課税物品表

第一種の物品

第一類

一　貴石及び半貴石、貴石製品及び半貴石製品並びに貴石又は半貴石を用いた製品

イ　貴石及び半貴石

ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクァマリン、ベリール、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、ひすい、水晶、ねこ目石、トルコ石、月長石及びクンツァイト

ロ　貴石製品及び半貴石製品並びに貴石又は半貴石を用いた製品

室内装飾用品その他の装飾的調度品、身辺用細貨類及び化粧用具

二　真珠及び真珠製品並びに真珠を用いた製品（第一種第一号に掲げる物品に該当するものを除く。）

イ　真珠

ロ　真珠製品及び真珠を用いた製品

室内装飾用品その他の装飾的調度品、身辺用細貨類及び化粧用具

三　貴金属製品及び金又は白金を用いた製品並びに貴金属をめつきし、又は張つた製品で第一種第二類各号及び第二種各号に掲げる物品に該当しないもの（第一種第一号に掲げる物品に該当するものを除く。）

イ　貴金属製品及び金又は白金を用いた製品

室内装飾用品その他の装飾的調度品、茶道用具、香道用具及び華道用具、照明器具、びようぶ、つい立て、喫煙用具、身辺用細貨類、化粧用具、文具類、宝石箱、カクテルシェーカー、食卓用品、携行用の飲料容器並びに優勝杯、優勝楯その他これらに類する賞品

ロ　貴金属をめつきし、又は張つた製品で第一種第二類各号及び第二種各号に掲げる物品に該当しないもの

四　べつこう製品、さんご製品、こはく製品及びぞうげ製品

室内装飾用品その他の装飾的調度品、茶道用具、香道用具及び華道用具、照明器具、喫煙用具、身辺用細貨類、化粧用具、文具類、宝石箱、扇子、食卓用品、携行用の飲料容器並びに優勝杯、優勝楯その他これらに類する賞品

五　しつぽう製品

室内装飾用品その他の装飾的調度品、茶道用具、香道用具及び華道用具、照明器具、喫煙用具、身辺用細貨類、化粧用具、文具類、宝石箱、食卓用品、携行用の飲料容器並びに優勝杯、優勝楯その他これらに類する賞品

六　毛皮製品

帽子、えり巻類、マフ、衣服類、いす掛け、敷物及び座ぶとん並びにこれらに類するもので政令で定めるもの

第二類

七　室内装飾用品その他の装飾的調度品及び化粧回し

イ　室内装飾用品

置物、盛鉢、置物台、花器、花器台、香器、香器台、手箱、額縁、風鎮及び壁掛けその他の壁面装飾品並びにこれらに類するもので政令で定めるもの

ロ　つり灯ろう

ハ　繊維製の調度品

どん帳及び幕類、カーテン、テーブルクロス、じゆうたん、だん通並びにこれらに類するもので政令で定めるもの

ニ　化粧回し

八　茶道用具、香道用具及び華道用具

九　飾り物及びがん具類

節句用の飾り物、人形その他の飾り物及びこれらのケース並びにがん具箱

十　囲碁用具、将棋用具及びチェス用具

盤類、碁石、こま類、碁器、こま箱、こま台及び盤おおい

第二種の物品

第一類

一　高級普通乗用自動車（ホイールベースが三百五センチメートルをこえ、又は気筒容積が三千立方センチメートルをこえるものをいう。）

二　モーターボート、スカール及びヨット並びにこれらの艇体（第二種第二十九号及び第三十号に掲げるものを除く。）

三　ゴルフ用具並びにその部分品及び附属品（第二種第二十九号に掲げるものを除く。）

イ　ゴルフ用具

ゴルフクラブ及びゴルフボール

ロ　ゴルフ用具の部分品及び附属品

ゴルフクラブのヘッド及びシャフト並びにゴルフクラブ用のバッグ及びケース

四　貴金属製、べつこう製、さんご製、こはく製、ぞうげ製又はしつぽう製（以下この号において「貴金属製等」という。）の側を用いた時計及び貴石若しくは半貴石又は金若しくは白金を用いた時計並びに貴金属製等の時計部分品及び貴石若しくは半貴石又は金若しくは白金を用いた時計部分品で政令で定めるもの

第二類

五　普通乗用自動車（第二種第十二号及び第四十三号に掲げるものを除く。）

六　電気、ガス又は液体燃料を使用するラジエーター及びルームクーラー（第二種第十三号に掲げるものを除く。）

七　電気冷蔵庫、ガス冷蔵庫及び液体燃料冷蔵庫（第二種第十九号に掲げるものを除く。）

八　テレビジョン受像機（第二種第二十号に掲げるものを除く。）並びにそのブラウン管及びシャシ

九　ビリヤード用具

ビリヤード台、キュー及びボール

十　銃及び薬きよう

イ　猟銃及び空気銃

ロ　猟銃用の薬きよう
十一　羽毛製のふとん類で政令で定めるもの

第三類

十二　小型普通乗用四輪自動車（電気を動力源とするものにあつてはホイールベースが二百七十センチメートル以下で幅が百七十センチメートル以下のもの、その他のものにあつてはホイールベースが二百七十センチメートル以下、幅が百七十センチメートル以下で気筒容積が二千立方センチメートル以下のもの又は四輪駆動式のものをいう。）
十三　自動車用の冷房装置及びその部分品で政令で定めるもの
十四　写真用又は映画用の機器並びにその部分品及び附属品
イ　写真機、撮影機、映写機、写真引伸機並びにこれらの部分品及び附属品で政令で定めるもの
ロ　焼付器その他の現像及び焼付け用の機器で政令で定めるもの
十五　写真用のフィルム、乾板及び感光紙
十六　楽器並びにその部分品及び附属品
イ　楽器
ピアノ、アコーディオン、トランペット、ビブラホーン、ハモンドオルガン、箏（そう）その他の楽器で政令で定めるもの
ロ　楽器の部分品及び附属品で政令で定めるもの
十七　蓄音機及びアンサンブル式レコード演奏装置並びにこれらの部分品及び附属品（第二種第四十四号及び第四十五号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの
十八　蓄音機用のレコード
十九　小型の電気冷蔵庫、ガス冷蔵庫及び液体燃料冷蔵庫（有効内容積が〇・一七立方メートル以下のものをいう。）
二十　小型のテレビジョン受像機（ブラウン管の映像面の最大径が五十二センチメートル以下のものを使用したものをいう。）及びそのブラウン管
二十一　扇風機及び冷風扇
二十二　暖房器具
イ　電気ストーブ、ガスストーブ及び液体燃料ストーブ
ロ　電気ふとん類で政令で定めるもの
二十三　電気器具、ガス器具及び液体燃料器具で別号に掲げないもの
イ　調理用又はちゆう房用のもの
レンジ、ウォーミングテーブル、ミキサー、アイスクリーム製造器、果汁しぼり器、コーヒー粉砕器、菓子焼器、天火、食器洗器、ほうちよう研摩機及びディスポーザー
ロ　その他のもの
湯わかし器、タオル蒸し器、冷水器、電気掃除機、電気洗たく機、電気脱水機及び芝生刈込機
二十四　照明器具
シャンデリヤ及び電気スタンド
二十五　家具
イ　衣服用のたんす
ロ　イに掲げるもの以外のたんす及び茶だな、飾りだなその他のたな物類で政令で定めるもの
ハ　机及びテーブル
ニ　いす、腰掛け、寝台、びようぶ、つい立て及び火鉢（ばち）

二十六　皮革製の衣服類、ふとん類及び手袋で政令で定めるもの
二十七　かばん類、トランク類及び袋物類
イ　かばん類及びトランク類
ロ　ハンドバッグその他これに類する袋物類で政令で定めるもの
二十八　喫煙用具
イ　喫煙用のライター及び電気マッチ
ロ　たばこ入れ、たばこ盆、パイプ、パイプケース、灰皿、スモーキングスタンドその他これらに類するもので政令で定めるもの
二十九　遊戯具類（トランプ類税を課されるものを除く。）
ぱちんこ器、スマートボール、ジュニアゴルフ用のクラブ及びボール、デッキゴルフ用のスティック及びパック、ゴムボート、サンドスキーその他遊戯の方法がこれらに類する遊戯具で政令で定めるもの

第四類

三十　全長が六メートル以下のモーターボート及びスカール並びに全長が七・五メートル以下のヨット並びにこれらの艇体
三十一　舟艇用の船外機関
三十二　ラジオ受信機及びそのシャシ（第二種第四十四号に掲げるものを除く。）
三十三　テープ式又は円盤式の磁気録音再生機
三十四　時計並びにそのムーブメント及び時計側
三十五　隻眼鏡及び双眼鏡
三十六　幻灯機
三十七　写真用のせん光電球
三十八　ネオン管
三十九　煙火類
四十　香水（固型、粉末及びねり状のものを含む。）、香紙、香袋及びつめ化粧料
四十一　し好飲料（第二種第四十七号及び第三種第二号に掲げるもの並びに酒税を課されるものを除く。）
イ　果実水及び果実みつ並びにこれらに類するもの
ロ　コーヒーシロップ及び紅茶シロップ並びにこれらに類するもの
ハ　固型ラムネ、粉末ジュースその他溶解してし好飲料に供する固型、粉末及びねり状のもの
四十二　コーヒー、ココア、ウーロン茶及びパオチョン茶並びにマテ及びチコリー

第五類

四十三　乗用三輪自動車及び二輪自動車
四十四　マイクロホン、拡声用増幅器（ラジオ放送の受信機能を有しないもの並びにラジオ放送の受信機能を有するもののうち、マイクロホンミキサーを有するもの及び幅又は高さが九十センチメートル以上の金属製ケースに収容されたものでその出力が二十五ワット以上のものに限る。）及び拡声器
四十五　受信用真空管
四十六　化粧品
おしろい、紅、口紅止め、化粧ずみ、化粧粉、脱毛料、あぶら取り料、化粧クリーム及び化粧水（固型、粉末及びねり状のものを含む。）、頭髪用の油及びねり油、整髪料、養毛料並びに染毛料
四十七　濃厚果実水及び濃厚果実みつ（第三種第二号に掲げるもの及び酒税を課されるものを除く。）
イ　濃厚果実水（果実の搾汁の容量の全容量に

対する割合が百分の二十以上のもので政令で定めるものをいう。）

ロ　濃厚果実みつ（果実の搾汁の容量の全容量に対する割合が百分の三十五以上のもので政令で定めるものをいう。）

第三種の物品

一　マッチ

二　清涼飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限るものとし、酒税を課されるものを除くものとする。）

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十九号（昭三七・三・三一）

◎トランプ類税法の一部を改正する法律

トランプ類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第八条）

第二章　課税標準及び税率（第八条の二―第十条）

第三章　削除

第四章　免税及び税額控除等（第十五条―第十八条）

第五章　申告及び納付等（第十八条の二―第十八条の六）

第六章　雑則（第十九条―第三十六条の二）

第七章　罰則（第三十七条―第四十一条）

附則

第三条中「の組数に応じ」を「につき」に改める。

第五条に次の二項を加える。

4　トランプ類の製造者がその製造を廃止した場合において、トランプ類がその製造場であつた場所に現存するときは、当該製造者がその製造を廃止した日に当該トランプ類を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造者が政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5　前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係るトランプ類については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなおトランプ類の製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該トランプ類が現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該トランプ類を当該製造場から移出したものとみなす。

第六条第三項中「この法律」の下に「（第八条第一項、第十八条の二、第十八条の四、第三十二条及び第三十三条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）」を加える。

同条第四項を削る。

第八条第二項中「第十一条」を「第三十二条」に改める。

「第二章　税率」を「第二章　課税標準及び税率」に改める。

第二章中第九条の前に次の一条を加える。

（課税標準）

第八条の二　トランプ類税の課税標準は、トランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取るトランプ類の組数とする。

第九条第一項中「六千円」を「八千円」に、「四千円」を「三千円」に、「千円」を「五百円」に、「六十円」を「四十円」に改め、同条第二項中「カード状のもの」の下に「（切断することによりカード状となるものを含む。）」を加える。

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第十一条から第十四条まで　削除

「第四章　免税、税額控除等」を「第四章　免税及び税額控除等」に改める。

第十五条を次のように改める。

（未納税移出）

第十五条　トランプ類の製造者が、次の各号に掲げるトランプ類をその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係るトランプ類税を免除する。

一　トランプ類の製造者がトランプ類の材料とするためのトランプ類　当該トランプ類を材料とするトランプ類の製造場

二　輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。）が輸出するためのトランプ類　当該トランプ類の蔵置場

三　前二号に掲げるトランプ類以外のトランプ類で、その製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため他の場所へ移出することにつき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの　当該他の場所

2　前項の規定は、同項の移出をしたトランプ類の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十八条の二第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該トランプ類の移出に関する明細書並びに当該トランプ類が前項各号に掲げるトランプ類に該当すること及び当該トランプ類が当該各号に掲げる場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3　前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定める手続により、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4　第一項の規定に該当するトランプ類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出て、当該税務署長から亡失証明書の交付を受けたときは、当該証明書は、第二項に規定する政令で定める書類に代えて用いることができる。

5　第一項第三号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る移出先につきトランプ類税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

6　第一項の規定に該当するトランプ類（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか、当該トランプ類を当該場所に移入した者がトランプ類の製造者でないときは、これを当該トランプ類の製造者とみなし、当該場所がトランプ

類の製造場でないときは、これをトランプ類の製造場とみなす。

7　第一項の規定に該当するトランプ類を同項各号に掲げる場所に移入した者は、その移入した日から十日以内に、当該トランプ類の移入の目的（当該トランプ類が同項第三号に掲げるトランプ類であるときは、当該移入の理由）、区分及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長（当該場所が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）に提出しなければならない。

8　税務署長又は税関長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当するトランプ類を同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該トランプ類を他のトランプ類と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

第十五条の次に次の一条を加える。

（未納税引取）

第十五条の二　次の各号に規定する者が当該各号に掲げるトランプ類を保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取ろうとする場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係るトランプ類税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一　トランプ類の製造者がトランプ類の材料とするためのトランプ類　当該トランプ類を材料とするトランプ類の製造場

二　その他その引き取ろうとする者が政令で定める目的に充てるためのトランプ類　当該政令で定める場所

2　税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類が同項各号に掲げる場所に引き取られたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3　第一項の承認の申請者が第二十七条第一項の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。

4　第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につきトランプ類税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

5　第一項の規定によりトランプ類税を免除されたトランプ類については、当該トランプ類を同項各号に掲げる場所に引き取つた者がトランプ類の製造者でないときは、これをトランプ類の製造者とみなし、当該場所がトランプ類の製造場でないときは、これをトランプ類の製造場とみなす。

6　税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つたトランプ類を他のトランプ類と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

7　第一項の承認を受けて引き取つたトランプ類について、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、当該トランプ類を第一項各号に掲げる場所に移入する前において、災害その他やむを得ない事情により亡失したときは、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出て、当該税務署長から亡失証明書の交付を受け、当該証明書を同項の承認をした税関長に提出した場合には、この限りでない。

第十六条を次のように改める。

（移出に係るトランプ類の輸出免税）

第十六条　トランプ類の製造者が、輸出する目的で、トランプ類を製造場から移出する場合には、当該移出に係るトランプ類税を免除する。

2　前項の規定は、同項の移出をしたトランプ類の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十八条の二第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該トランプ類の移出に関する明細書及び当該トランプ類が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3　第十五条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

（引取りに係るトランプ類の輸出免税）

第十六条の二　トランプ類を輸出する目的で保税地域から引き取ろうとする場合において、当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係るトランプ類税を免除する。ただし、第三項において準用する第十五条の二第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2　税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を提出すべきことを命じなければならない。

3　第十五条の二第三項及び第七項の規定は、第一項本文の場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と、「当該税務署長」とあるのは「当該税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

第十七条を次のように改める。

（免税トランプ類の表示等）

第十七条　第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当するトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は第十五条の二第一項若しくは前条第一項の規定に該当するトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該トランプ類に包装を施し、かつ、当該包装に当該トランプ類がこれらの項に該当するものである旨の表示をしなければならない。

第十八条を次のように改める。

（もどし入れの場合のトランプ類税の控除等）

第十八条　トランプ類の製造者がその製造場から移出したトランプ類を当該製造場にもどし入れた場合には、次の各号の一に該当する場合を除き、その者が当該もどし入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。以下次項において同じ。）に記載した同項第四号に掲げるトランプ類税額の合計額から当該トランプ類につき当該移出により納付された、又は納付されるべきトランプ類税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該トランプ類税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。）に相当する金額を控除する。

一　当該トランプ類が当該移出後使用されたものである場合

二　当該トランプ類のもどし入れのためにする他の製造場からの移出につき第十五条第一項の規定の適用があつた場合

2　トランプ類の製造者が他のトランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に移入した場合（前項の規定により控除を受けるべき場合を除く。）において、当該トランプ類をその移入した製造場からさらに移出するときは、その者が当該移出の日の属する月分の次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げるトランプ類税額から当該トランプ類につき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより徴収された、若しくは徴収されるべきトランプ類税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該トランプ類税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3　前二項の場合において、これらの項の規定により控除を受けようとする月の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

4　トランプ類の製造者が、その製造場から移出したトランプ類（当該移出後使用されたものを除く。）を、その製造を廃止した後（第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後）当該製造場であつた場所にもどし入れた場合において、政令で定める手続により当該製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該トランプ類を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべきトランプ類税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5　前四項の規定による控除又は還付を受けようとするトランプ類の製造者は、当該控除又は還付に係るトランプ類のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添附しなければならない。

6　相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）によりトランプ類の製造場における製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が、当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）が当該製造場から移出したトランプ類を、当該製造場にもどし入れたときは、その者を当該移出をした者とみなして、前各項の規定を適用する。

7　前項の規定は、合併によりトランプ類の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続に係る被相続人」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

8　第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一　次条第一項の規定による申告書　当該申告書の提出期限

二　次条第二項の規定による申告書　当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

第四章の次に次の一章を加える。

第五章　申告及び納付等

（移出に係るトランプ類についての課税標準及び税額の申告）

第十八条の二　トランプ類の製造者は、その製造場ごとに、毎月（当該製造場からの移出がない月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その月中において当該製造場から移出したトランプ類の区分及び区分ごとの組数

二　第十五条又は第十六条の規定によるトランプ類税の免除を受けようとする場合には、前号に規定するトランプ類のうちこれらの規定の適用を受けようとするものの区分及び区分ごとの組数

三　区分ごとに第一号に掲げる組数から前号に掲げる組数を控除した組数及びその控除後の組数を税率区分の異なるごとに合計した組数（以下この項において「課税標準数量」という。）

四　課税標準数量に対するトランプ類税額及び当該トランプ類税額の合計額

五　第十八条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするトランプ類税額（前号に掲げるトランプ類税額のうち、既に確定したものを含む。）

六　第四号に掲げるトランプ類税額の合計額から前号に掲げるトランプ類税額を控除した金額に相当するトランプ類税額（以下「納付すべき税額」という。）

七　第四号に掲げるトランプ類税額の合計額から第五号に掲げるトランプ類税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八　その他参考となるべき事項

2　前条第一項又は第四項のもどし入れをした者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

（引取りに係るトランプ類についての課税標準の申告）

第十八条の三　トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係るトランプ類税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取るトランプ類に係る前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

（移出に係るトランプ類についてのトランプ類税の期限内申告による納付）

第十八条の四　第十八条の二第一項の規定による申告書を提出したトランプ類の製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する金額のトランプ類税を、国に納付しなければならない。

（引取りに係るトランプ類についてのトランプ類税の徴収等）

第十八条の五　保税地域から引き取られるトランプ類に係るトランプ類税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

2　第六条第三項の規定に該当するトランプ類に係るトランプ類税は、同項に規定するトランプ類の製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

（納期限の延長）

第十八条の六　トランプ類の製造者が、第十八条の二第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十八条の四の規定による納期限の延長についての申請書を第十八条の二第一項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当するトランプ類税の納期限を延長することができる。

2　トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者が、第十八条の三の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該トランプ類に係るトランプ類税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当するトランプ類税の納期限を延長することができる。

「第五章　包装、トランプ類税証紙、所持禁止等」を「第六章　雑則」に改める。

第二十条第三項中「第十一条第一項」を「第十八条の二第一項」に改める。

第二十一条第三項中「第二十七条第二項」を「第二十七条第一項」に改める。

第二十五条第一項第一号を次のように改める。

一　トランプ類の製造者が第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当するトランプ類をその製造場から移出し、又はトランプ類を保税地域から引き取る者が第十五条の二第一項若しくは第十六条の二第一項の規定による承認を受けてトランプ類を保税地域から引き取る場合

第六章の章名を削る。

第二十七条の見出しを「（保全担保）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する場合のほか、」を削り、「又は税務署長」を「、税務署長又は税関長」に改め、「製造者」の下に「又はトランプ類を保税地域から引き取る者」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「又は税務署長」を「、税務署長又は税関長」に、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削る。

第七章の章名を削り、第二十八条から第三十一条までを次のように改める。

第二十八条から第三十一条まで　削除

第三十二条第一項中「所轄税関長。以下次項」を「所轄税関長。以下この条」に改め、同条に次の二項を加える。

3　トランプ類の製造者（第六条第一項に規定する受託者等を含む。）又は販売業者について、相続があつた場合において、当該相続によりトランプ類の製造業又は販売業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、そのトランプ類の製造場又は営業場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を当該トランプ類の製造場又は営業場の所在地（販売業者が営業場を設けない場合には、その住所地）の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされたときは、当該相続があつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。

4　前項の規定は、合併によりトランプ類の製造業又は販売業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。

第三十四条中「の開始」、「（包括受遺者を含む。）」及び「（包括遺贈者を含む。）」を削り、同条第一号中「第十一条第一項又は第三十二条」を「第十八条の二第一項」に改める。

第三十五条中「第十五条第六項本文、第十六条第四項本文、第三十七条第三項又は第三十八条第二項本文」を「第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当して製造場から移出されたトランプ類がこれらの項の規定の適用を受けないこととなつたことによりトランプ類税が納付される場合又は第十五条の二第七項本文（第十六条の二第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第六章中第三十六条の次に次の一条を加える。

（納税地）

第三十六条の二　トランプ類税の納税地は、製造場から移出したトランプ類に係るものについては、当該製造場の所在地とし、保税地域から引き取られるトランプ類に係るものについては、当該保税地域の所在地とする。

「第八章　罰則」を「第七章　罰則」に改める。

第三十七条第一項第二号中「第十八条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「十倍」を「三倍」に改め、同条第三項を削る。

第三十八条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　第十八条の二第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

二　第十八条の三の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

第三十八条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項を削る。

第三十九条中第八号を第九号とし、同条第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十五条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

第四十一条中「法人の代表者」の下に「（法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつたトランプ類税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

3　次の表の上欄に掲げる法律の規定によりトランプ類税の免除を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類についてこの法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合におけるトランプ類税の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該トランプ類のうち第一種のまあじやんについての当該徴収に係るトランプ類税の税率は、一組につき八千円とする。

免除の規定	追徴の規定
改正前のトランプ類税法（以下「旧法」という。）第十五条第一項	同法第十五条第六項又は第三十八条第二項
旧法第十六条第一項	同法第十六条第四項又は第三十八条第二項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十七年法律第三十七号）第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

4　この法律の施行前に旧法第十五条第一項の承認を受けてトランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類で、この法律の施行日においてその移出先若しくは引取先に現存し、又は同日以後にその移出先若しくは引取先に移入されるもの（旧法第十五条第二項に規定する期間内に同項に規定する証明書が提出されなかつたものを除く。）については、これを改正後のトランプ類税法（以下「新法」という。）第十五条第六項又は第十五条の二第五項に規定するトランプ類とみなして、これらの規定を適用する。

5　この法律の施行前にトランプ類の製造場から移出されたトランプ類で、この法律の施行後に新法第十八条第二項の適用を受けたものを、その製造場にもどし入れた場合には、同条第一項の規定は適用しない。

6　新法第十八条の規定は、この法律の施行日以後に、当該製造場にもどし入れた場合又は他の製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られたトランプ類でトランプ類の製造場に移入されたものをさらに移出した場合について適用し、同日前に当該もどし入れ又は当該移出があつた場合におけるトランプ類税に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

7　旧法第十四条又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保は、新法第十八条の六又は第二十七条の規定により提供された担保とみなす。

8　この法律の施行の際、トランプ類の製造場及び保税地域以外の場所で販売のため第一種のまあじやんを所持するトランプ類の製造者又は販売業者がある場合において、その組数（二以上の場所で所持する場合には、その合計組数）が十組以上であるときは、当該トランプ類については、その者が当該販売業者であるときはこれをトランプ類の製造者とみなし、この法律の施行の日に当該トランプ類をトランプ類の製造場から移出したものとみなして、一組につき二千円のトランプ類税を課する。

9　前項の場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する蔵置場所にあるトランプ類に係る同項の規定によるトランプ類税額については、昭和三十七年五月三十一日限り、これを徴収する。

10　附則第八項に規定する者は、その所持する同項の規定に該当するトランプ類の蔵置場所及び蔵置場所ごとの組数を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その蔵置場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第五十号（昭三七・三・三一）

◎入場税法の一部を改正する法律

入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（課税範囲）

第一条　次に掲げる場所への入場には、この法律により、入場税を課する。

一　映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を多数人に見せ、又は聞かせる場所

二　競馬場及び競輪場

三　前二号に掲げる場所に類する場所で、政令で定めるもの

第二条第一項中「第一種又は第二種の」を「前条各号に掲げる」に改め、「、展覧会、博覧会」を削る。

第四条から第六条までを次のように改める。

（課税標準及び税率）

第四条　入場税は、入場料金を課税標準とし、入場料金の百分の十の税率により課する。

（免税点）

第五条　入場料金が一人一回の入場について三十円以下であるときは、入場税を課さない。

前項の規定に該当する場合のほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する小学校その他政令で定める学校の教員の引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の生徒、児童又は幼児を興行場等に入場させる場合において、入場料金が一人一回の入場について五十円以下であるときは、入場税を課さない。

（税額算定の特例）

第六条　経営者等が興行場等への入場者から領収した一人一回の入場についての金額が、前条第一項に規定する金額（前条第二項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する金額。以下この条において同じ。）をこえ、当該金額とこれに対し第四条に規定する税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から前条第一項に規定する金額を控除した額に相当する入場税を課する。

第七条第一項中「入場料金の一部又は低額の入場料金を領収しているときは、これらの料金」を「入場料

金を領収したときは、当該料金」に改め、同項第一号中「当該入場が公務又は業務による」を「当該入場について、入場料金以外の給付を受けず、かつ、入場後において入場料金を領収しない」に改め、「その定めている入場料金の額」の下に「。ただし、入場後において入場料金を領収することとしている場合で、入場料金以外の給付を受けないときは、当該入場について領収すべき入場料金の額」を加え、同項第二号中「第一種の場所」を「興行場等」に、「通常領収すべき入場料金の額に比し著しく低額」を「当該催物の開催その他当該興行場等に入場させるために要する経費から勘案して低額」に改め、「催物を行う場合」の下に「その他政令で定める場合」を加え、「当該場所」を「当該興行場等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項第二号の規定が適用される場合においては、同号の規定により同号の経費を除するに用いた人員の数の入場者があつたものとみなす。

第八条第一項第一号中「、見せ物、展覧会又は博覧会」を「又は見せ物」に改め、同条第七項中「やむを得ない事由があると認めるとき」を「その内容が確定しないことその他これに類するやむを得ない事由があると認めるとき（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定により、その提出期限が延長されるときを除く。）」に改め、同条第八項中「、第十二条第一項の規定にかかわらず」を削る。

第九条中「場所」の下に「及び学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行なわれるスポーツを催す競技場」を加える。

第十条から第十三条までを次のように改める。

（課税標準額及び税額の申告）

第十条　経営者等（第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者を除く。）は、その興行場等ごとに、毎月（当該興行場等への入場について入場料金を領収しない月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その興行場等の所在地の所轄税務署長（以下「所轄税務署長」という。）に提出しなければならない。

一　その月中に当該興行場等への入場について領収した入場料金の総額

二　前号に掲げる入場料金の総額のうち、第五条又は前条の規定により課税されない入場料金の総額

三　第一号に掲げる入場料金の総額から前号に掲げる入場料金の総額を控除した金額（以下「課税標準額」という。）

四　課税標準額に係る入場税額

五　第十三条第一項の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする入場税額

六　第四号に掲げる入場税額から前号に掲げる入場税額を控除した税額（以下「納付すべき税額」という。）

七　第四号に掲げる入場税額から第五号に掲げる入場税額を控除してなお控除すべき不足額があるときは、当該不足額

八　その他参考となるべき事項

2　第十三条第一項に規定する領収金額の全部又は一部を払いもどした者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、第十三条第一項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を、所轄税務署長に提出することができる。

第十一条　削除

（期限内申告による納付）

第十二条　第十条第一項の規定による申告書を提出した経営者等は、同項に規定する当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する金額の入場税を、国に納付しなければならない。

（入場税の控除等）

第十三条　経営者等（第四項の規定の適用を受ける者を除く。）が興行場等の経営又は催物を廃止し、休止し、又は中止したため、その領収した一人一回の入場についての入場料金と当該料金について課され、又は課されるべき入場税額に相当する金額との合計額（以下この条において「領収金額」という。）の全部又は一部を払いもどした場合には、当該経営者等が当該払いもどしの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に記載した同項第四号に掲げる入場税額から当該領収金額のうちの入場税額に相当する金額（領収金額の一部を払いもどした場合には、払いもどし後の金額が第五条の規定の適用を受けることとなるときを除き、当該払いもどし後の金額のうちの入場料金（払いもどし後の金額が第六条の規定の適用を受けることとなるときは、当該払いもどし後の金額）について第四条（払いもどし後の金額が第六条の規定の適用を受けることとなるときは、第六条）の規定を適用した場合における入場税額に相当する金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の合計額を控除する。

2　前項の場合において、同項の規定による控除を受けるべき月分の第十条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

3　第一項の規定による控除又は前項の規定による還付を受けようとする経営者等は、当該控除又は還付に係る第十条の規定による申告書に、領収金額の払いもどしの事実を証明する書類として政令で定めるものを添附しなければならない。

4　第八条第八項の規定の適用を受けた主催者が、催物を休止し、若しくは中止したため、その領収金額の全部又は一部を払いもどした場合において、当該主催者が払いもどしをした日の属する月の翌月以後に当該主催者から徴収すべき入場税額があるときは、当該入場税額から当該領収金額のうちの入場税額に相当する金額の合計額を控除する。

5　前項の場合において、同項に規定する主催者から徴収すべき入場税額がないとき、又は徴収すべき入場税額から控除してなお不足額があるときは、前項に規定する領収金額のうちの入場税額に相当する金額の合計額又は当該不足額を還付する。

6　第四項の規定による控除又は前項の規定による還付を受けようとする主催者は、政令で定めるところにより、控除又は還付を受けようとする入場税額を記載した控除又は還付の申請書に、領収金額の払いもどしの事実を証明する書類として政令で定めるものを添附して、第八条第八項に規定する税務署長に提出しなければならない。

7　第二項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書又は申請書が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一　第十条第一項の規定による申告書　当該申告書の提出期限

二　第十条第二項の規定による申告書又は前項の規定による申請書　当該申告書又は申請書の提出があつた日の属する月の末日

第十四条第二項中「第十二条第二項又は第二十五条第三項」を「第十二条」に、「徴収される」を「納付する」に改め、同条第四項を削る。

第十五条から第十八条までを次のように改める。

第十五条から第十八条まで　削除

第十九条第一項第一号及び第二号を次のように改め、同項第三号を削る。

一　興行場等への入場者から領収する入場料金が一日を通じ、すべて第五条の規定の適用を受ける場合

二　入場料金を領収せず、かつ、入場料金以外の給付を受けないで入場させる場合

第十九条第一項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「に規定する文化財のみを公開する場所に入場させる」を「の規定の適用がある」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、同条中第十項を十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「毎月使用した入場券」の下に「（第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者にあつては、免除を受けた催物について使用した入場券）」を加え、「第十条の規定による申告書」を「第十条第一項の規定による申告書又は第八条第六項の規定による明細書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　経営者等は、第一項の規定による入場券を交付する場合には、領収すべき入場料金と当該料金について課されるべき入場税額との合計額（課されるべき入場税額のないときは、当該入場料金の額）を表示した入場券をもつてしなければならない。ただし、所轄税務署長の承認を受けた場合には、この限りでない。

第二十条第四項中「第二項」を「第三項」に、「第七項」を「第八項」に、「適用については、」を「適用について、第三項の規定により検印を受けた無料入場券は、前条第六項から第八項までの規定の適用については、それぞれ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前条第九項及び第十項の規定は、無料入場券の用紙について準用する。この場合において、同条第九項中「第二項」とあるのは「第二十条第三項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「入場券」とあるのは「無料入場券」と、「税務署長の確認を受けて廃棄しなければ」とあるのは「税務署長に返さなければ」と、同条第十項中「第二項」とあるのは「第二十条第三項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「同項の規定により指定された」とあるのは「同条第二項の規定により定めた」と読み替えるものとする。

第二十条第二項中「特別入場券」の下に「、無料入場券」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経営者等は、興行場等への入場について入場料金を領収することとしている場合において、入場料金を領収せず、かつ、入場料金以外の給付を受けないで入場させるときは、使用すべき興行場等を定め、政令で定めるところにより前条第一項及び前項に規定する用紙以外の用紙で作成した入場料金無料の入場券（以下「無料入場券」という。）を発行し、これを入場者に交付しなければならない。

第二十条に次の一項を加える。

7　検印の印影の形式は、大蔵省令で定める。

第二十二条各号を次のように改める。

一　興行場等への入場者から領収する常時の入場料金が第五条の規定の適用を受ける場合

二　第九条の規定の適用がある場合

第二十三条第一号中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（納税地）

第二十四条の二　入場税の納税地は、興行場等ごとに当該興行場等の所在地とする。

第二十五条第二項中「十倍」を「三倍」に改め、同条第三項を削る。

第二十六条第一号を次のように改める。

一　第十条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

第二十六条第三号中「第十九条第六項」を「第十九条第七項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同条第四号中「第十九条第八項」を「第十九条第九項」に、「第二十条第三項」を「第二十条第四項及び第五項」に改め、「特別入場券」の下に「若しくは無料入場券」を加え、同条第五号中「第十九条第九項」を「第十九条第十項」に、「第二十条第三項」を「第二十条第四項及び第五項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同条第六号中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改め、「特別入場券」の下に「、無料入場券」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　第二十条第二項の規定に違反して、入場者に無料入場券を交付しなかつた者

第二十七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「第十九条第七項」を「第十九条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十九条第五項」を「第十九条第六項」に改め、「毎月使用した」を削り、「特別入場券」の下に「及び無料入場券」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第十九条第五項の規定に違反して金額を表示しない入場券（特別入場券を含む。）を交付し、又は偽つた金額を表示した入場券（特別入場券を含む。）を交付した者

第二十八条中「法人の代表者」の下に「（法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十九条を削る。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に領収した入場料金（入場税法第七条の規定により領収したものとみなされる入場料金を含む。）に係る入場税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

3　この法律の施行後に入場するために使用される入場券をこの法律の施行前に前売りしている場合において、当該前売りに係る入場料金に対してこの法律

による改正前の入場税法（以下「旧法」という。）の規定により課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額と当該入場料金に対してこの法律による改正後の入場税法（以下「新法」という。）の規定を適用したときの入場税額に相当する金額との差額を払いもどしたときは、当該払いもどしが旧法第十三条の規定に該当するときを除き、当該払いもどしを新法第十三条第一項の払いもどしと、当該払いもどしに係る金額を同項の規定による控除を受けるべき金額とみなして、新法の規定を適用する。

4　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「証印の印影」の下に「、入場税法第二十条第七項の規定による検印の印影」を加える。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第五十一号（昭三七・三・三一）

◎地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第一項中「当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額」の下に「のうち所得に対する法人税額に係る部分の額」を、「部分の税額」の下に「（道府県民税額又は市町村民税額にあつては、退職年金積立金に対する法人税額に係る部分の税額を除く。）」を加え、同条第二項中「でこの法律の施行地において事業を行なうもの」を削り、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、外国法人が第二十九条若しくは第三百条又は第七十二条の九に規定する納税管理人の申告をしないでこの法律の施行地に第二十四条第二項若しくは第二百九十四条第二項又は第七十二条第三項に規定する事務所又は事業所を有しないこととなる場合においては、当該外国法人の当該事務所又は事業所を有しないこととなる日の属する事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は事業税及び当該事業年度前の事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は事業税で第一項の規定による徴収の猶予を申請したもののうち同日において未納のものについては、適用しない。

第二十三条第一項第四号中「及び第十二条の三」を「、第十条の三及び第十四条」に改める。

第二十四条第六項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第四号中「第四項」を「第五項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　外国法人に対する本節の規定の適用については、その事業が行なわれる場所で政令で定めるものをもつて、その事務所又は事業所とする。

第二十四条の三第一項中「又は証券投資信託」を「、証別投資信託」に改め、「以下次条において同じ。）」の下に「又は法人税法第二条第二項に規定する信託」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「十五万円」を「十八万円」に改める。

第二十七条第二項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に改める。

第三十二条第八項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に改め、同条第九項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に、「仕掛品その他政令で定める資産の損失」を「仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして政令で定める資産の損失（当該災害に関連するやむを得ない支出で事業に係るものとして政令で定めるものを含む。）」に改める。

第三十四条第一項第一号中「又は盗難」の下に「若しくは横領（以下本号において「災害等」という。）」を加え、「仕掛品その他政令で定める資産」を「仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして政令で定める資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産」に、「損失を受け」を「損失を受けた場合（当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において」に、「保険金」を「当該支出をした金額を含み、保険金」に改め、同項第四号中「生命保険契約のため」を「生命保険契約（郵便年金契約を含む。以下本号において同じ。）のため」に改める。

第三十七条の二第一項中「四百円」を「千円」に改め、同条に次の一項を加える。

6　道府県は、所得割の納税義務者が、この法律の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法令により課される所得税又は道府県民税若しくは市町村民税の所得割に相当する税（以下本項において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第十五条の九の規定により所得税額から控除することができる額をこえる額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該こえる金額をその者の第三十五条から前条まで並びに第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第五十三条第三項中「法人税を納付する義務がない法人で前二項に規定する」を「納付すべき法人税額がない法人で」に、「当該各項」を「前二項」に改め、同条第四項中「第五十七条第二項」を「第五十七条第三項」に改め、同条第八項中「本項」の下に「及び第五十五条第四項」を加え、同条に次の二項を加える。

9　第一項から第四項まで及び第七項の規定によつて申告書を提出すべき法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものは、当該申告書（第一項後段の規定により提出があつたものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、第五十五条第三項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、第一項から第四項まで及び第七項の規定によつて申告書を提出し、並びにその申告した道府県民税額を納付することができる。

10　道府県は、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、この法律の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法令により課される法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（以下本項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第十条の三の規定により法人税額から控除することができる額をこえる額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該こえる金額を第一項又は第四項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

第五十五条に次の一項を加える。

4　第五十三条第八項の規定は、第一項又は第二項の規定によつて更正し、又は決定した道府県民税額

が、当該事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

第五十六条第二項中「納付の日までの期間（」の下に「前条第一項の規定による更正があつた場合において、」を加える。

第五十七条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五十三条」の下に「（同条第一項後段を除く。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2　前項の法人で、法人税法第十九条第一項の規定によつて法人税に係る申告書（当該申告書に係る法人税額の計算について同条第二項の規定を適用すべきものを除く。）を提出する義務があるものが、第五十三条第一項前段の規定により当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に係る道府県民税を申告納付する場合においては、前項の規定により関係道府県ごとに算定した法人税割額に代えて、政令で定めるところにより計算した法人税割額によることができる。

第七十二条第三項を次のように改める。

3　外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の行なう事業に対する本節の規定の適用については、その事業が行なわれる場所で政令で定めるものをもつて、その事務所又は事業所とする。

第七十二条の三第一項中「又は証券投資信託」を「、証券投資信託」に改め、「証券投資信託をいう。）」の下に「又は法人税法第二条第二項に規定する信託」を加える。

第七十二条の十三第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　事業年度の中途において、外国法人がこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなつた場合においては、本節の適用については、その事業年度開始の日からその事務所又は事業所を有しないこととなつた日までの期間を一事業年度とみなす。

第七十二条の十五を次のように改める。

（内国法人又は個人でこの法律の施行地外において事業を行なうものの課税標準の算定）

第七十二条の十五　この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下本節において「内国法人」という。）又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する個人で、この法律の施行地外にその事業が行なわれる場所で政令で定めるものを有するものの事業税の課税標準とすべき所得又は収入金額は、当該法人又は個人の事業の所得又は収入金額の総額からこの法律の施行地外の事業に帰属する所得又は収入金額を控除して得た額とする。この場合において、この法律の施行地外の事業に帰属する所得又は収入金額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該法人又は個人のこの法律の施行地外の事業に帰属する所得又は収入金額とみなす。

第七十二条の十七第四項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に改め、「又は当該期間内に生じた第六項の損失の金額」を削り、同条第五項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に、「仕掛品その他政令で定める資産の損失」を「仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして政令で定める資産の損失（当該災害に関連するやむを得ない支出で事業に係るものとして政令で定めるものを含む。）」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第一項の規定によつて個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人が直接事業の用に供する資産で政令で定めるものを譲渡したため生じた損失の金額は、第七十二条の五十五の規定による申告をした場合に限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

7　第三項、第四項、前項及び次条第一項の控除は、まず第三項の控除又は第四項の控除をし、次に前項の控除及び次条第一項の控除の順序に控除をするものとする。

第七十二条の二十二第一項第二号中「年五十万円以下の金額の百分の七」を「年百万円以下の金額の百分の六」に、「年五十万円をこえる金額」を「年百万円をこえる金額」に改め、「所得のうち年五十万円をこえ年百万円以下の金額の百分の八」を削り、「百分の十」を「百分の九」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改め、同条第三項中「年五十万円」とあるのは「五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし、」を削り、同条第六項第一号中「所得のうち年五十万円以下の金額の百分の六　所得のうち年五十万円をこえる金額の百分の八」を「所得の百分の五」に改め、同項第三号中「百分の四」を「百分の三」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「又は第三種事業（第三号に掲げるものを除く。）」を削り、「百分の六」を「百分の四」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三　第三種事業（第四号に掲げるものを除く。）を行なう個人

　　所得の百分の五

第七十二条の二十二第七項中「第七十二条の十七」を「第七十二条の十七第一項（第七十二条の十八第二項の規定を含む。）」に改め、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とする。

第七十二条の二十五第一項中「二月以内」の下に「（外国法人が第七十二条の九に規定する納税管理人の申告をしないでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる場合においては、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで。以下第七十二条の二十八第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「但し」の下に「、同項の法人（外国法人で第七十二条の九に規定する納税管理人の申告をしないでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるものを除く。）が」を加える。

第七十二条の二十六第七項及び第七十二条の二十七第三項中「第七十二条の二十二第四項各号に掲げる法人」の下に「並びに外国法人で第一項に規定する申告納付の期限内に、第七十二条の九に規定する納税管理人の申告をしないでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるに至つたもの（当該事務所又は事業所を有しないこととなる日前にすでに第一項の規定により申告書を提出したものを除く。）」を加える。

第七十二条の三十三第三項中「以下」の下に「次条第三項、」を加える。

第七十二条の三十三の二第五項中「又は第二項」を「、第二項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「、第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第七十二条の二十五から前条までの規定による申告書又は修正申告書を提出した法人で所得又は清算所得に対する事業税を申告納付すべきものが、当該申告書又は修正申告書に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について税務署の更正又は決定を受けたことに伴い、当該申告又は修正申告に係る所得若しくは清算所得又は事業税

額が過大となる場合においては、税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から一月以内に限り、自治省令の定めるところにより、道府県知事に対し、当該所得若しくは清算所得又は事業税額につき、第七十二条の三十九の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

第七十二条の四十一第一項中「法人税法第六条第一項に規定する法人で事業税の納税義務があるもの、第七十二条の十四第一項但書」を「第七十二条の十四第一項ただし書の規定の適用を受ける医療法人、第七十二条の十五」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の三十二まで」の下に「（第七十二条の二十六第四項を除く。）」を加え、「その所得の総額が年五十万円」を「その所得の総額が年百万円」に、「年五十万円以下の金額と年五十万円をこえ年百万円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）以下の部分の金額」を「年百万円以下の金額」に改め、同条第四項第二号中「従業者の数」の下に「（第三号に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　資本又は出資の金額が一億円以上の製造業を行なう法人の本社の従業者の数

　前号の規定を適用して算定した数値（当該数値が奇数の場合においては、当該数値に一を加えた数値とする。）の二分の一に相当する数値

第七十二条の四十八第六項中「分割基準を異にする事業」を「第四項第一号、第二号又は第三号に規定する分割基準をそれぞれ適用すべき事業」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七十二条の五十第一項中「第七十二条の十七第一項但書の規定の適用を受ける個人」を「第七十二条の十七第一項ただし書の規定の適用を受ける第七十二条第七項第一号から第五号までに掲げる事業を行なう個人」に改める。

第七十二条の六十五第二項中「第七十二条の三十三の二第四項」を「第七十二条の三十三の二第五項」に改める。

第七十三条第三号中「発電所及び変電所」の下に「（発電若しくは変電の用に供する機械器具を収容する建物又は建物のうち発電若しくは変電の用に供する機械器具を収容する部分をいう。）」を加え、同条第八号中「家屋の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は昇降の設備をいう。）の一種以上」を「家屋の壁、柱、床、はり、屋根、昇降の設備その他家屋と一体となつて効用を果たす設備で政令で定めるもの」に、「更新」を「取替え又は取付け」に改める。

第七十三条の四第一項第三号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条若しくは第九十八条第一項の学校を設置する」を削り、「教育の用に供する不動産」の下に「、学校法人がその設置する寄宿舎で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校に係るものにおいて直接その用に供する不動産及び民法第三十四条の法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産」を加える。

第七十三条の七第七号中「一年」を「二年」に改める。

第七十三条の十四第八項中「住宅金融公庫法第十七条第八項の規定により資金の貸付を受けて」を削り、「第七十三条の二十七の三」を「第七十三条の二十七の四」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて」を「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「法律の規定により」を削り、「本項において「公共事業」という。」を「本項及び第七十三条の二十七の二において「公共事業」という。」に、「一年以内」を「二年以内」に、「第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて」を「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を次のように改める。

4　農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条の規定による政府の助成に係る農業近代化資金、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項の規定に基づく資金又は開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六十号）第一条第一項の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業者の共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該貸付けを受けた額を価格から控除するものとする。

5　中小企業振興資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条の規定による政府の助成に係る資金の貸付けを受けて、中小企業経営の近代化又は合理化のための中小企業者の共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該貸付けを受けた額を価格から控除するものとする。

第七十三条の二十一第二項中「第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて」を「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて」に改める。

第七十三条の二十四第一項第二号中「日本住宅公団」の下に「、防災建築街区造成組合」を、「取得した場合」の下に「（防災建築街区造成組合から取得した場合にあつては、当該組合の組合員が取得したときに限る。）」を加える。

第七十三条の二十七の三第一項中「取得の日から」の下に「敷地の取得にあつては二年、防災建築物の取得にあつては」を加え、同条を第七十三条の二十七の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第七十三条の二十七の五　道府県は、中小企業振興資金等助成法第三条第一項第四号の事業協同組合等が、同号の規定に基づく資金の貸付けを受けて不動産を取得した場合において、当該不動産の取得の日から二年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に当該不動産を譲渡したときは、当該事業協同組合等による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2　道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から二年以内の期間を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3　第七十三条の二十五第二項から第四項まで、第七十三条の二十六及び第七十三条の二十七の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

第七十三条の二十七の二第一項及び第二項中「一年」を「二年」に改め、同条を第七十三条の二十七の三とし、第七十三条の二十七の次に次の一条を加える。

（被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等）

第七十三条の二十七の二　道府県は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から一年以内に、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、又は公共事業を行なう者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡した場合において、当該不動産が当該収用され、又は譲渡した不動産（以下本条において「被収用不動産等」という。）に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2　道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から一年以内の期間を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3　第七十三条の二十五第二項から第四項まで及び前二条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

第七十四条第一項中「小売人がその販売の時によるべき同法第三十四条第一項の小売定価（以下本節及び第三章第四節において「小売定価」という。）」を「第三項の規定によつて算定した金額」に改め、同条第二項中「その売渡しの時によるべき当該製造たばこの小売定価」を「次項の規定によつて算定した金額」に改め、同条に次の五項を加える。

3　たばこ消費税の課税標準は、公社が当該年度の初日の属する年の前年の二月一日から当該年度の初日の属する年の一月三十一日までの間に小売人に売り渡した製造たばこについて小売人がその販売の時によるべき小売定価（たばこ専売法第三十四条第一項の小売定価をいう。以下本項及び第三章第四節において「小売定価」という。）及び公社が当該期間内に国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこについてその売渡しの時によるべき小売定価の合計額を、当該製造たばこの本数の合計本数で除して得た額（以下本条及び第三章第四節において「課税標準算定の基礎となる額」という。）に、公社が当該年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間において当該道府県の区域内に所在する営業所を有する小売人に対して売り渡した製造たばこ又は当該道府県の区域内に所在する公社の事務所が国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこの本数を乗じて得た金額とする。

4　公社は、毎年三月二十日までに、自治省令の定めるところにより、課税標準算定の基礎となる額を算定するために必要な資料を自治大臣に提出しなければならない。

5　自治大臣は、前項の資料に基づいて、課税標準算定の基礎となる額を算定し、毎年三月三十一日までに告示するものとする。

6　課税標準算定の基礎となる額は、製造たばこ一本当たりの額を円で表示するものとし、小数点以下三位未満の端数が生じたときは、切り上げるものとする。

7　第三項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、紙巻たばこ以外の製造たばこの本数の算定については、刻みたばこは一グラムをもつて、葉巻たばこは十分の一本をもつて、それぞれ紙巻たばこの一本に換算し、パイプたばこは一包装単位をもつて、紙巻たばこの五十本に換算するものとする。

第七十四条の二中「百分の八」を「百分の九」に改める。

第七十四条の四第二項中「翌月二十五日」を「翌月末日」に改める。

第七十八条第一項第二号中「百分の十五」を「百分の十」に改める。

第百十四条の三中「（第百十五条第一号に規定する飲食を除く。以下本条及び第百十四条の五において同じ。）」を削り、「五百円」を「八百円」に改める。

第百十四条の五第二項中「旅館」の下に「（政令で定めるものを除く。）」を加える。

第百十五条を次のように改める。

（料理飲食等消費税の標準税率）

第百十五条　料理飲食等消費税の標準税率は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　一人一回の遊興、飲食又はその他の利用行為の料金が三千円をこえるもの　百分の十五

二　一人一回の遊興、飲食又はその他の利用行為の料金が三千円以下のもの及び宿泊の料金（一泊につき二食までの料金を含む。）　百分の十

第百十九条第二項中「当該道府県の条例で定める納期限までにその」を「毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において」に、「同条例」を「当該道府県の条例」に改める。

第百二十一条の二中「当該道府県の条例で定める期間内」を「前月の初日から末日までの間」に、「その他同条例」を「その他当該道府県の条例」に、「同条例で定める納期限」を「毎月末日」に改める。

第百二十二条の二第一項中「当該道府県の条例で定める」を「第百十九条第二項の」に改める。

第百四十七条第一項第一号中「営業用　年額　八千円
自家用　年額　一万六千円」を

「営業用	総排気量が一リツトル以下のもの	年額	六千円
	総排気量が一リツトルをこえ、一・五リツトル以下のもの	年額	七千円
	総排気量が一・五リツトルをこえるもの	年額	八千円
自家用	総排気量が一リツトル以下のもの	年額	一万二千円
	総排気量が一リツトルをこえ、一・五リツトル以下のもの	年額	一万四千円
	総排気量が一・五リツトルをこえるもの	年額	一万六千円」

に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「及び第十二条の三」を「、第十条の三及び第十四条」に改める。

第二百九十四条第五項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項

を同条第三項とし、同条第一項第四号中「第四項」を「第五項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　外国法人に対する本節の規定の適用については、その事業が行なわれる場所で政令で定めるものをもつて、その事務所又は事業所とする。

第二百九十四条の三第一項中「又は証券投資信託」を「、証券投資信託」に改め、「以下次条において同じ。）」の下に「又は法人税法第二条第二項に規定する信託」を加える。

第二百九十五条第一項第三号中「十五万円」を「十八万円」に改める。

第二百九十九条第二項中「第二百九十四条第四項」を「第二百九十四条第五項」に改める。

第三百十三条第八項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に改め、同条第九項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に、「仕掛品その他政令で定める資産の損失」を「仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして政令で定める資産の損失（当該災害に関連するやむを得ない支出で事業に係るものとして政令で定めるものを含む。）」に改める。

第三百十四条の二第一項第一号中「又は盗難」の下に「若しくは横領（以下本号において「災害等」という。）」を加え、「仕掛品その他政令で定める資産」を「仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして政令で定める資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産」に、「損失を受け」を「損失を受けた場合（当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において」に、「保険金」を「当該支出をした金額を含み、保険金」に改め、同項第四号中「生命保険契約のため」を「生命保険契約（郵便年金契約を含む。以下本号において同じ。）のため」に改める。

第三百十四条の三第一項の表中

「

十万円以下の金額	百分の二
十万円をこえる金額	百分の三
二十万円をこえる金額	百分の四
五十万円をこえる金額	百分の五

」を

「

十五万円以下の金額	百分の二
十五万円をこえる金額	百分の三
四十万円をこえる金額	百分の四
七十万円をこえる金額	百分の五

」に改める。

第三百十四条の七第二項中「応じて」を「応じ当該扶養親族一人について六百円を標準として」に改め、同条に次の一項を加える。

9　市町村は、所得割の納税義務者が、この法律の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法令により課される所得税又は道府県民税若しくは市町村民税の所得割に相当する税（以下本項において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第十五条の九の規定により所得税額から控除することができる額及び第三十七条の二第六項の規定により道府県民税の所得割の額から控除することができる額をこえる額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該こえる金額をその者の第三百十四条の三から前条まで並びに第一項及び第五項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第三百二十一条の八第三項中「法人税を納付する義務がない法人で前二項に規定する」を「納付すべき法人税額がない法人で」に、「当該各項」を「前二項」に改め、同条第四項中「第三百二十一条の十三第二項」を「第三百二十一条の十三第三項」に改め、同条第八項中「本項」の下に「及び第三百二十一条の十一第四項」を加え、同条に次の二項を加える。

9　第一項から第四項まで及び第七項の規定によつて申告書を提出すべき法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものは、当該申告書（第一項後段の規定により提出があつたものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、第三百二十一条の十一第三項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、第一項から第四項まで及び第七項の規定によつて申告書を提出し、並びにその申告した市町村民税額を納付することができる。

10　市町村は、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、この法律の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法令により課される法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（以下本項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第十条の三の規定により法人税額から控除することができる額及び第五十三条第十項の規定により道府県民税の法人税割額から控除することができる額をこえる額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該こえる金額を第一項又は第四項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

第三百二十一条の十一に次の一項を加える。

4　第三百二十一条の八第八項の規定は、第一項又は第二項の規定によつて更正し、又は決定した市町村民税額が、当該事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

第三百二十一条の十二第二項中「納付の日までの期間（」の下に「前条第一項の規定による更正があつた場合において、」を加える。

第三百二十一条の十三第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三百二十一条の八」の下に「（同条第一項後段を除く。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2　前項の法人で、法人税法第十九条第一項の規定によつて法人税に係る申告書（当該申告書に係る法人税額の計算について同条第二項の規定を適用すべきものを除く。）を提出する義務があるものが、第三百二十一条の八第一項前段の規定により当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に係る市町村民税を申告納付する場合においては、前項の規定により関係市町村ごとに算定した法人税割額に代えて、政令で定めるところにより計算した法人税割額によることができる。

第三百四十八条第二項第二号の三の次に次の一号を加える。

二の四　地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条の規定により決定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域

において直接地方鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネル

第三百四十八条第二項第六号の二の次に次の二号を加える。

六の三　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条、第五条又は第十二条の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤、簡易土堤及び防爆壁

六の四　地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が公共の危害防止のために設置する踏切道及び踏切保安装置

第三百四十八条第二項第九号中「学校教育法第一条若しくは第九十八条第一項の学校を設置する」を削り、「教育の用に供する固定資産」の下に「、学校法人がその設置する寄宿舎で学校教育法第一条の学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産及び民法第三十四条の法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産」を加える。

第三百四十九条の三第二項中「（大正八年法律第五十二号）」及び「（大正十年法律第七十六号）」を削り、同条第五項を次のように改める。

5　鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十四条の規定による承認を受けた機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置の価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の三第九項を次のように改める。

9　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条又は第百二十一条の免許を受けた者が所有し、かつ、運航する航空機（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の一の額とし、その後の三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の二の額とする。

第三百四十九条の三に次の三項を加える。

14　踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第四条第一項の立体交差化計画に基づき新たに建設された立体交差化施設のうち線路設備、停車場設備及び電路設備（以下本項において「線路設備等」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、同法第六条第一項の規定により道路管理者が負担した額を当該立体交差化施設の建設に要する費用の額で除して得た数を一から控除し、当該控除して得た数を当該線路設備等の価格に乗じて得た額とする。

15　農業近代化資金助成法第三条の規定による政府の助成に係る農業近代化資金、農林漁業金融公庫法第十八条第一項の規定に基づく同項第七号の資金若しくは開拓者資金融通法第一条第一項の規定に基づく同項第三号の資金の貸付け又は国の行政機関が作成した計画に基づく政府の補助を受けて、租税特別措置法第四十三条第一項第四号の法人が新設した農林漁業経営の近代化又は合理化のための機械その他の設備のうち同号の規定の適用を受けるもの及び同号の法人が自治省令で定める期間内に新設した農林漁業者の共同利用に供するための機械その他の設備のうち農林漁業経営の近代化又は合理化のため緊急に必要なものとして自治省令で定めるもの（以下本項において「機械設備等」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等の価格の二分の一の額とする。

16　中小企業振興資金等助成法第三条の規定による政府の助成に係る資金の貸付けを受けて、租税特別措置法第四十三条第一項第四号の法人が新設した中小企業経営の近代化又は合理化のための機械その他の設備のうち同号の規定の適用を受けるもの及び同号の法人が自治省令で定める期間内に新設した中小企業者の共同利用に供するための機械その他の設備のうち中小企業経営の近代化又は合理化のため緊急に必要なものとして自治省令で定めるもの（以下本項において「機械設備等」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等の価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の五第一項中「五年度分」を「六年度分」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「五年度分」を「六年度分」に改め、同項第三号中「（以下本条において「第五適用年度」という。）」の下に「又は第五適用年度の翌年度」を加える。

第三百八十八条第三項を削り、同条第二項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

自治大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）を定め、これを告示しなければならない。この場合において、固定資産評価基準には、その細目に関する事項について道府県知事をして定めさせる旨を定めることができる。

第三百八十八条の次に次の一条を加える。

（中央固定資産評価審議会）

第三百八十八条の二　中央固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で自治大臣がその意見を求めたものについて調査審議する。

2　自治大臣は、次の各号に掲げる事項については、中央固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。

一　前条第一項の固定資産評価基準に関すること。

二　第四百二十二条の二第一項の指示

3　中央固定資産評価審議会は、委員十五人以内で組織する。

4　委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、自治大臣が任命する。

5　前二項に定めるもののほか、中央固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三百八十九条第一項中「前条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて」を「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて」に改め、同条第五項中「自治大臣によつて示された評価の基準に基いてした場合の評価と著しく異なることを発見した場合」を「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行なわれていないと認める場合」に改める。

第三百九十六条第一項中「第三百八十八条第二項第四号の助言又は第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査」を「第三百八十八条第三項第二号の助言、第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の二第一項の指示」に改める。

第四百一条第三号を削り、同条第二号を同条第三号

とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次のように加える。

一　第三百八十八条第一項の固定資産評価基準について指導すること。

第四百一条の次に次の一条を加える。

（道府県固定資産評価審議会）

第四百一条の二　道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。

2　道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事がその意見を求めたものについて調査審議する。

3　道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。

一　道府県知事が定める第三百八十八条第一項の固定資産評価基準の細目に関すること。

二　第四百十九条第一項の勧告

4　道府県固定資産評価審議会は、委員十二人以内で組織する。

5　委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。

6　前二項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

第四百二条中「前条」を「第四百一条」に改める。

第四百三条第一項中「自治大臣が示した評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて」を「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて」に改める。

第四百十九条第一項を次のように改める。

　道府県知事は、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行なわれていないと認める場合においては、当該市町村の長に対し、固定資産課税台帳に登録された価格を修正して登録するように勧告するものとする。

第四百二十二条の次に次の一条を加える。

（固定資産の価格の修正に関する自治大臣の指示）

第四百二十二条の二　自治大臣は、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行なわれていないと認める場合においては、道府県知事に対し、当該市町村の長に第四百十九条第一項の勧告をするように指示するものとする。

2　前項の指示を受けた道府県知事は、当該指示を受けた日から三十日以内に、当該指示に基づいてした措置について自治大臣に報告しなければならない。

第四百六十四条第一項中「小売人がその販売の時によるべき小売定価」を「第三項の規定によつて算定した金額」に改め、同条第二項中「その売渡しの時によるべき当該製造たばこの小売定価」を「次項の規定によつて算定した金額」に改め、同条に次の二項を加える。

3　たばこ消費税の課税標準は、課税標準算定の基礎となる額に、公社が当該年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間において当該市町村の区域内に所在する営業所を有する小売人に対して売り渡した製造たばこ又は当該市町村の区域内に所在する公社の事務所が国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこの本数を乗じて得た金額とする。

4　前項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、紙巻たばこ以外の製造たばこの本数の算定については、刻みたばこは一グラムをもつて、葉巻たばこは十分の一本をもつて、それぞれ紙巻たばこの一本に換算し、パイプたばこは一包装単位をもつて、紙巻たばこの五十本に換算するものとする。

第四百六十五条中「百分の十一」を「百分の十二」に改める。

第四百六十七条第二項中「翌月二十五日」を「翌月末日」に改める。

第四百八十六条第三項中「電気に関する臨時措置に関する法律」の下に「（昭和二十七年法律第三百四十一号）」を、「旧公益事業令」の下に「（昭和二十五年政令第三百四十三号）」を加える。

第四百八十九条第一項第七号の二中「マンガン鉱」の下に「、タングステン鉱、モリブデン鉱」を、「石綿」の下に「、石灰石」を加え、同項第九号の四を削り、同項第十号中「人造電極」を「不滲透性炭素、人造電極」に改め、同項第十七号中「及び水電解法」を「並びに水電解法及び深冷分離法」に改め、同項第二十号の二を次のように改める。

二十の二　マグネシヤクリンカー

第四百八十九条第一項第二十三号中「、塩化ビニリデン系繊維、塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合物」を削り、同項第二十五号を次のように改める。

二十五　パルプ

二十五の二　ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維

第四百八十九条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農林漁業団体が使用する電気のうち当該農林漁業団体を組織する者に供給するものに対しては、電気ガス税は課することができない。

第四百八十九条第七項を同条第九項とし、同条第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　公衆のために道路、橋、公園その他これらに類する場所に照明用として設置された電灯で政令で定めるもの又は火災報知機灯、交通信号灯、航路標識灯、航空障害灯その他これらに類する電灯で政令で定めるものに使用する電気に対しては、電気ガス税は課することができない。

第四百八十九条第一項の次に次の一項を加える。

2　次の各号に掲げる製品の製造業を営む者がその事業所において直接その業務の用に使用する電気に対しては、次の各号に掲げる製品ごとに政令で定める日から起算して三年間は、電気ガス税は課することができない。

一　プロピレンオキサイド、プロピレングリコール及びアルキルフエノール（揮発油、灯油若しくは軽油又は石油精製の際に発生する副生ガスを原料とするものに限る。）

二　アクリル酸エステル

三　ふつ素樹脂

四　ポリカーボネート

五　高純度シリコン、タンタル地金（タンタル粉末を含む。）、ベリリウム銅母合金地金及び希土類金属地金（イツトリウム及びスカンジウムを含有するものを含む。）

第四百九十条中「百分の十」を「百分の九」に改める。

第五百二十条を次のように改める。

（鉱産税の税率）

第五百二十条　鉱産税の標準税率は、百分の一とする。ただし、第五百二十二条に定める期間内に掘採された鉱物の価格が、当該事業の作業場所在の市町村ごとに二百万

円以下である場合においては、当該期間に係る鉱産税の標準税率は、百分の〇・七とする。

2　前項の標準税率をこえて課する場合においても、百分の一・二（前項ただし書の場合にあつては、百分の〇・九）をこえることができない。

第五百二十一条中「鉱産税の納期は、」の下に「毎月十日から末日までの間において」を加える。

第五百二十二条中「当該市町村の条例で定める期間内」を「毎月一日から末日までの間」に改める。

第五百五十一条第一項中「価格」の下に「（山元における価格をいう。）」を加え、同条第二項中「素材の価格」の下に「（山元における価格をいう。）」を加える。

第七百条の六第四号中「林業を営む者」の下に「その他政令で定める者」を加える。

第七百条の十一第二項中「毎月十五日」を「毎月末日」に改める。

第七百条の十四第一号から第三号まで中「毎月十五日」を「毎月末日」に、同条第四号中「十五日」を「三十日」に改める。

第七百二条第一項中「（大正八年法律第三十六号）」を削る。

第七百三条の三第二項中「百分の九十」を「百分の八十」に改める。

第七百三十四条第三項中「「百分の十六・二」と」の下に「、第三百十四条の七第一項中「千円」とあるのは「二千円」と」を加える。

附則第十一項を附則第十八項とし、附則第七項から附則第十項までを七項ずつ繰り下げ、附則第六項を附則第七項とし、同項の次に次の六項を加える。

（法人の道府県民税及び市町村民税の繰越控除の特例）

8　租税特別措置法第六十六条の八第一項から第三項までの規定の適用を受ける法人で法人税法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものに対する第五十三条第五項及び第三百二十一条の八第五項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは「十年」と、「法人税法第九条第五項」とあるのは「法人税法第九条第五項及び租税特別措置法第六十六条の八第一項から第三項まで」とする。

（開拓農地等の取得に対する不動産取得税の非課税）

9　道府県は、開拓営農振興臨時措置法（昭和三十二年法律第五十八号）第二条第一項に規定する開拓営農振興組合の組合員である開拓者で同項各号の一に該当するもの（以下本項において「開拓者」という。）が農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第六条第二項の規定に基づく農業委員会のあつせんにより他の開拓者から耕作又は養畜の用に供する土地を取得した場合においては、当該取得が昭和三十九年三月三十一日までに行なわれたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（農林漁業者の共同利用施設等の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例）

10　国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業者の共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十七年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該補助を受けた額を価格から控除するものとする。

11　農業委員会等に関する法律第六条第二項の規定に

基づく農業委員会のあつせんによる農地の交換分合による土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和三十九年三月三十一日までに行なわれたときに限り、交換分合によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（交換分合によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

（個人の市町村民税の配当控除）

12　第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする市町村は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受ける所得税法第九条第一項第二号に規定する配当所得（利息の配当を除く。）があるときは、次の各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一　利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の三（課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円をこえる場合には、当該利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額（当該配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の一・五）に相当する金額

二　証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一・五（課税総所得金額が千万円をこえる場合には、当該配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額（当該配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・七五）に相当する金額

（個人の都民税の配当控除）

13　第七百三十四条第三項において準用する前項の規定の適用については、同項中「百分の三」、「百分の一・五」又は「百分の〇・七五」とあるのは、それぞれ「百分の四・二」、「百分の二・一」又は「百分の一・〇五」とする。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

（個人の道府県民税の配当控除）

5　道府県は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受ける所得税法第九条第一項第二号に規定する配当所得（利息の配当を除く。）があるときは、次の各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三十五条から第三十七条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一　利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一・二（課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円をこえる場合には、当該利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額（当該配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・六）に相当する金額

二　証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の〇・六（課税総所得金額が千万円をこえる場合には、当該配

当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額（当該配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の○・三）に相当する金額

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（道府県民税に関する規定の適用）

第二条　この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）中個人の道府県民税に関する規定（新法第二十四条の三第一項、第三十二条第八項及び第九項並びに第三十四条第一項第一号及び第四号の規定を除く。）は、昭和三十七年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第三条　新法第二十四条の三第一項、第三十二条第八項及び第九項並びに第三十四条第一項第一号及び第四号の規定は、昭和三十八年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第四条　新法第三十七条の二第六項の規定の適用については、昭和三十七年度分の個人の道府県民税に限り、同項中「所得税法第十五条の九」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第四十四号）による改正前の所得税法第十五条の八」とする。

第五条　新法附則第五項の規定の適用については、昭和三十七年度分の個人の道府県民税に限り、同項中「百分の一・二」、「百分の○・六」又は「百分の○・三」とあるのは、それぞれ「百分の一・六」、「百分の○・八」又は「百分の○・四」とする。

第六条　新法第二十三条第一項第四号、第五十三条第十項及び附則第八項（法人の道府県民税に関する部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する事業年度分の法人の道府県民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第七条　新法第五十六条第二項の規定は、施行日以後において徴収する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前の例による。

第八条　新法第五十七条第二項の規定は、施行日以後に新法第五十三条第一項前段の申告期限の到来する事業年度分の法人の道府県民税から適用し、同日前に当該申告期限の到来した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第九条　新法中個人の事業税に関する規定（新法第七十二条の十五並びに第七十二条の十七第四項及び第五項の規定を除く。）は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第十条　新法第七十二条の十七第四項及び第五項の規定は、昭和三十七年一月一日以後に発生した同条第五項の災害による損失の金額から適用し、同日前に生じた被災たな卸資産の損失の金額及びこの法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十二条の十七第六項の損失の金額については、なお従前の例による。

第十一条　旧法第七十二条の十七第六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税については、なお効力を有するものとする。

2　新法第七十二条の十七第七項の規定の適用については、旧法第七十二条の十七第四項、第五項又は第六項の規定の適用がある間は、新法第七十二条の十七第七項中「前項及び次条第一項」とあるのは「前項、次条第一項並びに地方税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十一号）による改正前の地方税法（以下本項において「旧法」という。）第七十二条の十七第四項及び第六項」と、「第四項の控除をし、次に前項」とあるのは「旧法第七十二条の十七第四項の控除のうち被災たな卸資産の損失の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額の控除をし、次に旧法第七十二条の十七第四項の控除のうち同条第六項の損失の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額の控除、第四項の控除、前項の控除、旧法第七十二条の十七第六項」とする。

第十二条　新法第七十二条の十七第六項の規定の適用については、昭和三十七年度分に限り、新法第七十二条の五十五第一項の申告期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から一月以内とする。

第十三条　新法第七十二条の二十二第一項第二号及び第二項並びに第七十二条の四十八第一項、第四項第二号及び第三号並びに第六項の規定は、施行日の属する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併により清算所得に対する法人の事業税（清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下本条において同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

第十四条　法人が施行日以後に新法第七十二条の二十六第一項本文の規定により申告納付する場合（同条第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。）においては、同条第一項に規定する前事業年度の事業税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定事業税額は、同条第一項本文又は第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該事業年度の税額又は当該被合併法人の確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第七十二条の二十二の規定の適用があつたものとして計算した金額による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第十五条　新法第七十三条の二十七の二の規定は、施行日以後において不動産を取得した場合について適用する。

第十六条　新法第七十三条の二十七の三の規定は、施行日以後においてなされる譲渡担保権者による譲渡担保財産の取得について適用し、同日前においてなされた譲渡担保財産の取得については、なお従前の例による。

第十七条　新法第七十三条の二十七の四の規定は、施行日以後においてなされる防災建築街区造成組合による防災建築物の敷地の取得について適用し、同日前においてなされた防災建築物の敷地の取得については、なお従前の例による。

第十八条　新法第七十三条の二十七の五の規定は、施行日以後において事業協同組合等が不動産を取得した場合について適用する。

第十九条　昭和三十九年一月一日前において不動産を取得した場合における新法第七十三条の十四第六項及び第七項、第七十三条の二十一第二項、第七十三条の二十七の二第一項並びに附則第十一項の規定の適用については、これらの規定中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十一号）による改正前の地方税法第三百八十八

条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて」とする。

（道府県たばこ消費税に関する規定の適用）

第二十条　新法第七十四条及び第七十四条の二の規定は、施行日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

第二十一条　昭和三十七年四月から昭和三十八年二月までの各月において小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこに係る道府県たばこ消費税の新法第七十四条第三項の課税標準算定の基礎となる額は、二・六〇一円とする。

（市町村民税に関する規定の適用）

第二十二条　新法中個人の市町村民税に関する規定（新法第二百九十四条の三第一項、第三百十三条第八項及び第九項、第三百十四条の二第一項第一号及び第四号並びに第三百十四条の三第一項の規定を除く。）は、昭和三十七年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十三条　新法第二百九十四条の三第一項、第三百十三条第八項及び第九項、第三百十四条の二第一項第一号及び第四号並びに第三百十四条の三第一項の規定は、昭和三十八年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十四条　新法第三百十四条の七第九項の規定の適用については、昭和三十七年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「所得税法第十五条の九」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第四十四号）による改正前の所得税法第十五条の八」とする。

第二十五条　昭和三十七年度分の個人の市町村民税に限り、市町村長が新法第三百二十一条の四第一項後段の規定によつて特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納税義務者に対してする通知は、同条第二項の規定にかかわらず、昭和三十七年七月三十一日までにすることができる。

2　新法第三百二十一条の四第三項の規定は前項の場合について、新法第三百二十一条の六及び第三百二十一条の七第二項の規定は前項の規定によつて通知した特別徴収税額の変更並びに還付及び充当について準用する。

第二十六条　新法附則第十二項の規定の適用については、昭和三十七年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「百分の三」、「百分の一・五」又は「百分の〇・七五」とあるのは、それぞれ「百分の四」、「百分の二」又は「百分の一」とする。

第二十七条　新法第二百九十二条第一項第四号、第三百二十一条の八第十項及び附則第八項（法人の市町村民税に関する部分に限る。）の規定は、施行日の属する事業年度分の法人の市町村民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十八条　新法第三百二十一条の十二第二項の規定は、施行日以後において徴収する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前の例による。

第二十九条　新法第三百二十一条の十三第二項の規定は、施行日以後に新法第三百二十一条の八第一項前段の申告期限の到来する事業年度分の法人の市町村民税から適用し、同日前に当該申告期限の到来した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第三十条　新法中固定資産税に関する規定は、この附則に特別の定めがある場合を除くほか、昭和三十七年度分の固定資産税から適用し、昭和三十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第三十一条　新法第三百四十八条第二項第二号の四の規定は、昭和三十五年一月二日以後において建設されたトンネルについて、昭和三十七年度分の固定資産税から適用する。

第三十二条　旧法第三百四十九条の三第五項の規定は、昭和三十六年三月三十一日までの間において更新し、又は改良された同項に規定する機械設備等に対して課する昭和三十九年度分までの固定資産税については、なおその効力を有するものとする。

第三十三条　新法第三百四十九条の三第九項の規定は、昭和三十七年度以後の年度において固定資産税が課されることとなつた同項に規定する航空機について、昭和三十七年度分の固定資産税から適用する。

第三十四条　新法第三百四十九条の三第九項の規定は、昭和三十六年度以前の年度において固定資産税が課されることとなつた同項に規定する航空機についても、昭和三十七年度分の固定資産税から適用する。この場合において、当該航空機に対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機に対して当該固定資産税が課されることとなつた年度から昭和三十六年度までの年度の数を六から控除して得た数（以下本項において「残存年度数」という。）が三をこえるときは、昭和三十七年度分からその三をこえる数に相当する年度分については当該航空機の価格の三分の一の額、その後の三年度分については当該航空機の価格の三分の二の額とし、残存年度数が三以下であるときは、昭和三十七年度分からその数に相当する年度分については、当該航空機の価格の三分の二の額とする。

第三十五条　新法第三百四十九条の三第十五項及び第十六項の規定は、昭和三十六年一月二日以後において新設されたこれらの規定に規定する機械設備等について、昭和三十七年度分の固定資産税から適用する。

第三十六条　新法第三百八十八条、第三百八十九条第一項及び第五項、第三百九十六条第一項、第四百一条、第四百三条第一項、第四百十九条第一項並びに第四百二十二条の二の規定は、昭和三十九年度分の固定資産税から適用し、昭和三十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ消費税に関する規定の適用）

第三十七条　新法第四百六十四条及び第四百六十五条の規定は、施行日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

第三十八条　昭和三十七年四月から昭和三十八年二月までの各月において小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこに係る市町村たばこ消費税の新法第四百六十四条第三項の課税標準算定の基礎となる額は、二・六〇一円とする。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第三十九条　新法第四百八十九条第一項、第二項及び第十一項の規定は、昭和三十七年六月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、昭和三十七年五月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

2　新法第四百八十九条第四項の規定は、昭和三十七年十月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、昭和三十七年九月三十日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

第四十条　新法第四百九十条の規定は、昭和三十七年五月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、昭和三十七年四月三十日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

（鉱産税に関する規定の適用）

第四十一条　新法第五百二十条から第五百二十二条までの規定は、施行日以後において掘採する鉱物に係る鉱産税から適用し、同日前に掘採した鉱物に係る鉱産税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第四十二条　新法第七百三条の三第二項の規定は、昭和三十七年度分の国民健康保険税から適用し、昭和三十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（昭和三十七年度分の個人の都民税の配当控除）

第四十三条　新法附則第十三項の規定の適用については、昭和三十七年度分の個人の都民税に限り、同項中「百分の四・二」、「百分の二・一」又は「百分の一・〇五」とあるのは、それぞれ「百分の五・六」、「百分の二・八」又は「百分の一・四」とする。

（旧法の規定に基づいて課した地方税の取扱い）

第四十四条　旧法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

（罰則に関する規定の適用）

第四十五条　新法の罰則に関する規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為並びにこの附則の規定により従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十六条　前四十五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（入場譲与税法の廃止）

第四十七条　入場譲与税法（昭和二十九年法律第百二号）は、廃止する。

第四十八条　昭和三十七年三月において収納すべき入場税の収入額の見込額と同月において収納した入場税の収入額との差額と、同年四月において収納すべき昭和三十六年度の入場税の収入額の見込額との合算額に相当する額は、昭和三十六年度分の入場譲与税として、昭和三十六年度分の入場譲与税の譲与の例により、同年四月に譲与する。

2　昭和三十七年四月において収納すべき昭和三十六年度の入場税の収入額の見込額と同月において収納した昭和三十六年度の入場税の収入額との差額に相当する額は、昭和三十六年度分の入場譲与税の譲与の例により、昭和三十八年四月までの間において譲与する。

3　前項の場合における譲与時期及び当該譲与時期において譲与すべき金額は、自治省令で定める。

4　この法律による廃止前の入場譲与税法の規定による各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、第一項及び第二項の規定により譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（地方財政法の一部改正）

第四十九条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「、入場譲与税」を削る。

第五条第三項を次のように改める。

3　第一項第五号の場合における普通税の標準税率は、個人に対する市町村民税の所得割にあつては、当該市町村の市町村民税の所得割の総額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をすることとした場合における当該控除後の前年の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額について、同法第三百十四条の三第一項の規定により準ずるものとされる同項の表の上欄に掲げる金額の区分及び当該区分に応じて順次適用されるべき同表の下欄に掲げる率で市町村民税の所得割を課することとした場合における当該市町村民税の所得割の金額から、同法第三百十四条の七第一項に定める標準とすべき金額により同条第一項及び第五項の規定を適用した場合に控除するものとされる金額、同条第九項の規定により控除された金額並びに同法附則第十二項の規定により控除するものとされる金額を控除することとした場合における当該控除後の市町村民税の所得割の総額と同額となる税率とする。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（地方債の制限に関する普通税の標準税率の特例）

第三十三条の二　第五条第三項の規定の適用については、昭和三十七年度に限り、同項中「同法附則第十二項」とあるのは、「同法附則第十二項及び地方税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十一号）附則第二十六条」とする。

（たばこ専売法の一部改正）

第五十条　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項後段を次のように改める。

この小売定価中には、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条第三項に規定する道府県たばこ消費税の課税標準算定の基礎となる額及び同法第四百六十四条第三項に規定する市町村たばこ消費税の課税標準算定の基礎となる額に当該小売定価に係る製造たばこの本数（同法第七十四条第七項及び第四百六十四条第四項の規定により換算した本数を含む。）を乗じて得た額に、それぞれ百分の九及び百分の十二を乗じて得た額に相当する道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の額を含むものとする。

（地方交付税法の一部改正）

第五十一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「入場譲与税及び」を削り、同条第三項の表道府県の項中「十二　入場譲与税　入場譲与税法（昭和二十九年法律第百二号）第二条の規定によつて算定した額」を削り、同表収入の項目の欄中「十三」を「十二」、「十四」を「十三」に改める。

第五十二条　前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和三十七年度分の地方交付税から適用する。

（会社更生法の一部改正）

第五十三条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第四項中「附加価値税」を「事業税」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

第五十四条　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十二号中「評価について」の下に「、固定資産評価基準を定め、並びに」を加え、同項第三十三号の二及び第三十三号の三を削り、同項第三十三号の四を同項第三十三号の二とし、同項第三十三号の五から第三十三号の八までを二号ずつ繰り上げる。

第十三条第一号中「、入場譲与税」を削り、同条第三号中「評価について、」の下に「固定資産評価基準を定め、並びに」を加え、同条第六号及び第七号を削り、同条第八号を同条第六号とし、同条第九号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「、入場譲与税法（昭和二十九年法律第百二号）」及び「、入場譲与税」を削り、同号を同条第十二号とし、同条第十五号中「固定資産評価制度調査会」を「中央固定資産評価審議会」に改め、同号を同条第十三号とする。

第十七条第四号の二を削り、同条第四号の三を同条第四号の二とし、同条第四号の四を同条第四号の三とし、同条第四号の五を同条第四号の四とし、同条第八号中「固定資産の評価基準並びに」を削る。

第二十三条の三を次のように改める。

（中央固定資産評価審議会）

第二十三条の三　自治省に、中央固定資産評価審議会を置く。

2　中央固定資産評価審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、地方税法の定めるところによる。

附則第六項を削る。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第五十五条　交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、入場税」及び「入場譲与税法（昭和二十九年法律第百二号）による入場譲与税の譲与金、」を削る。

第五十六条　昭和三十六年度分の入場税収入及び附則第四十八条の規定による入場譲与税の譲与金については、前条の規定による改正前の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、なおその効力を有する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第五十七条　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　日本国有鉄道は、その所有する固定資産のうち地方税法第三百四十八条第二項第二号の四及び第六号の四に掲げる固定資産に類するもので政令で定めるものについては、第二項の規定にかかわらず、市町村納付金を納付しない。

第五条の二第一項中「五年度分」を「六年度分」に改める。

第十一条第一項中「地方税法第三百八十八条第二項第二号の評価の基準並びに同項第三号の評価の実施の方法及び手続に準じて」を「地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて」に改める。

第五十八条　前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下本条において「新交納付金法」という。）第二条第五項の規定は、昭和三十八年度分の市町村納付金から適用し、昭和三十七年度分までの市町村納付金については、なお従前の例による。

2　新交納付金法第五条の二第一項の規定は、昭和三十七年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下本項において「交付金及び納付金」という。）から適用し、昭和三十六年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

3　新交納付金法第十一条第一項の規定は、昭和三十九年度分の市町村納付金及び都道府県納付金から適用し、昭和三十八年度分までの市町村納付金及び都道府県納付金については、なお従前の例による。

（所得税法の一部を改正する法律の一部改正）

第五十九条　所得税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第一項中「第三十七条の二第一項、附則第五項及び附則第六項」を「地方税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十一号。以下「改正法」という。）による改正後の地方税法第三十七条の二第一項及び附則第五項から附則第七項まで並びに改正法附則第五条」に改める。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

◆

法律第五十二号（昭三七・三・三一）

◎関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表中

「
○二○四	鳥獣肉類（生鮮又は冷凍のものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）	一○%

」を

「
○二○四	鳥獣肉類（生鮮又は冷凍のものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）	
	一　鯨肉	一キログラムにつき七円
	二　その他のもの	一○%

」に改める。

同表第三類注中「1　この表において魚類には、その肝臓及び、なまこ、くらげ並びにうにの卵を含む。」を

「1　この表において魚類には、次の物品を含む。

(1)　魚類の内臓及び卵

(2)　なまこ、くらげ、うに並びにこれらの内臓及び卵」

に改める。

同表第五類注2(1)中「及び動物の血」を「、動物の血及びつばめの巣」に改め、同表第○五○九号の品名の欄中「及びホエールボーン（他の号に掲げるものを除く。）」を「、ホエールボーン」に改め、同表第七類注1中「わさび」を「わさび大根」に改め、同表第○七○二号の品名の欄中「冷凍野菜」の下に「（焼き、

又は煮た後に冷凍したものを含む。）」を加える。

同表第八類中「注　この類の各号に掲げる物品は、生のままつぶし、又はすり卸したものを含み、食用に適するもの（苦扁桃仁を含む。）に限るものとし、糖類を加えたもの、粉及び果汁並びに焼き、又は煮たもの（別段の定めがあるものを除く。）を含まない。」を

「注1　この表において果実には、ナットを含む。

2　この類の各号に掲げる物品は、生のままつぶし、又はすり卸したものを含み、食用に適するもの（苦扁桃仁を含む。）に限るものとし、糖類を加えたもの、粉及び果汁並びに焼き、又は煮たもの（別段の定めがあるものを除く。）を含まない。」に

改める。

同表第〇八〇一号中「一　バナナ　二〇%」を

「一　バナナ　三〇%」に

改める。

同表第〇八〇二号中「二　オレンジ　二〇%」を

「二　オレンジ
㈠　毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの　二〇%
㈡　毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの　四〇%」に

改める。

同表第一一〇二号の品名の欄中「加工をした穀物」の下に「（セモリナその他これに類するミールを含む。）」を加え、「及びコーンミール」を「、コーンミール及び小麦又は米のミール」に改め、同表第一一〇四号の品名の欄中「又はナット」を削る。

同表第一二〇七号中「一　セメンシナその他サントニン採取用の植物　一五%
二　槐花　一〇%」を

「一　セメンシナその他サントニン採取用のもの　一五%
二　槐花　無税」に

改める。

同表第一二一〇号の品名の欄中「乾草」を「飼料用乾草」に改め、同表第一三類注の(1)中「糖類」を「しよ糖」に改め、同表第一三〇二号の品名の欄中「セラック」の下に「その他の精製ラック」を加える。

同表第一四〇一号中「㈡　その他のもの　一〇%」を

「㈡　その他のもの　無税」に

改める。

同表中「一四〇三　ほうき又はブラシの製造用の植物性材料（漂白し、染色し、又はコームしたものを含む。）　五%」を

「一四〇三　ほうき又はブラシの製造用の植物性材料（漂白し、染色し、又はコームしたものを含む。）
一　パルミラファイバー及びメキシカンファイバー　無税
二　その他のもの　五%」に

改める。

同表第一四〇五号中「三　その他のもの　一〇%」を

「三　雁皮　無税
四　その他のもの　一〇%」に

改める。

同表第一五〇七号中「七　やし油　一〇%」を

「七　やし油　一〇%（その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）」に、

「九　あまに油　一〇%」を

「九　あまに油　一〇%（その率が一キログラムにつき一一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）」に

改める。

同表第一五一三号の税率の欄中「一五%」を「二五%」に改める。

同表中「二〇〇六　調製した果実、果皮その他植物の部分（砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）
一　砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの
㈠　パイナップル（砂糖を加えたもののうち、かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）　三五%
㈡　その他のもの　三五%
二　その他のもの　二五%」を

「二〇〇六　調製した果実（砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）
一　砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの
㈠　パイナップル　四五%
㈡　その他のもの　三五%
二　その他のもの
㈠　パイナップル　四五%
㈡　その他のもの　二五%」に

改める。

同表第二一〇一号の品名の欄中「（いり、又は調製したものに限る。）」を「（調製したもの及びコーヒー増量物を含むものとし、いつたものに限る。）」に改め、同表第二五〇四号の税率の欄中「一〇%」を「一五%」に改める。

同表中「二五一一　重晶石及び毒重石（焼いたものを含むものとし、精製酸化バリウムを除く。）　無税」を

「二五一一　重晶石及び毒重石（焼いたものを含むものとし、精製酸化バリウムを除く。）
一　重晶石
㈠　粉末のもの
イ　塩酸不溶分が乾燥状態において全重量の九六%以上のもの　二〇%
ロ　その他のもの　一〇%
㈡　その他のもの　無税
二　毒重石　無税」に

改める。

同表第二五三〇号の品名の欄中「乾燥状態」を「天然のものに限るものとし、乾燥状態」に改め、同表第二六類注1⑵中「りんを含有する鉱さい」を「トーマスりん肥」に改める。

同表第二六〇一号中「

四	モリブデン鉱及びアンチモン鉱	無税
五	その他のもの	無税

」を

「

四	マンガン鉱	無税
五	タングステン鉱	無税
六	モリブデン鉱	
㈠	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
㈡	その他のもの	一五％
七	アンチモン鉱	無税
八	その他のもの	無税

」に

改める。

同表第六部注中「3　この部の各号に掲げる物品で、投与量にしたもの又は小売用に包装したものは、1本文又は2に規定する物品を除き、第三〇〇三号から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品に含む。」を

「3　第三〇〇三号から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品でこの部の他の号に同時に該当するものを投与量にし、又は小売用に包装したものは、1本文又は2に規定する物品を除き、当該他の号に掲げる物品に含まない。」に

改める。

同表第二八類注1⑶中「溶液（水溶液及び特定の用途に適するものを除くものとし、単に保全又は輸送のために溶液としたものを含む。）」を「水溶液以外の溶液（保全又は輸送のためのものに限るものとし、特定の用途に適するものを除く。）」に改める。

同表第二八〇五号中「

四	その他のもの	一〇％

」を

「

四	金属リチウム	二〇％
五	その他のもの	一〇％

」に改める。

同表第二八二八号中「

㈡	その他のもの	無税

」を

「

㈡	その他のもの	
イ	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
ロ	その他のもの	一五％

」に

改める。

同表第二八二九号中「

二	その他のもの	一五％

」を

「

二	ふつ化リチウム	二五％
三	その他のもの	一五％

」に

改める。

同表第二八三八号中「

一	硫酸カリウム	一〇％

」を

「

一	硫酸カリウム	
㈠	乾燥状態において、酸化カリウムとして計算したカリウムの含有量が全重量の五三・五％に満たないもので塩素の含有量が全重量の〇・〇三％以上のもの	無税
㈡	その他のもの	一〇％

」に

改める。

同表第二八四二号中「

六	その他のもの	一五％

」を

「

六	重炭酸カリウム	
㈠	粗製のもので、酸化第二鉄として計算した鉄の含有量が乾燥状態において全重量の〇・一％以上のもの	無税
㈡	その他のもの	一五％
七	その他のもの	一五％

」に

改める。

同表第二八四三号の税率の欄中「五％」を「一五％」に改める。

同表中「

二八五七	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（他の号に掲げるものを除く。）	一五％

」を

「

二八五七	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（他の号に掲げるものを除く。）	
	一　水素化リチウム	二〇％
	二　その他のもの	一五％

」に

改める。

同表第二九類注1⑵中「同一の示性式で表示される有機異性体の二以上の混合物」を「同じ有機化合物の二以上の異性体の混合物」に改め、同類注1⑷中「溶液（水溶液及び特定の用途に適するものを除くものとし、単に保全又は輸送のために溶液としたものを含む。）」を「水溶液以外の溶液（保全又は輸送のためのものに限るものとし、特定の用途に適するものを除く。）」に改め、同類注5中「この類の各号の」下に「（細分に関する規定を除く。）」を加え、同類注6中「スルホハロゲン化物の特性を与える硫黄又はハロゲン化物若しくはスルホハロゲン化物のハロゲン」を「ハロゲン化物（これらの複合化合物を含む。）の特性を与える硫黄又はハロゲン」に改め、同類注7⑸中「アルジミン」を「アルドイミン」に改める。

同表第二九〇一号中「

㈧	その他のもの	二〇％

」を

「

㈧	ベーター—メチルナフタリン	五％
㈨	その他のもの	二〇％

」に

改める。

同表第二九〇二号中「

三	クロルデン、ヘプタクロル及びアルドリン	二〇％
四	その他のもの	二〇％

」を

「

三	オクタクロルテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインデン（ヘプタクロル）及びヘキサクロルヘキサヒドロ—エンド・エキソ—ジメタノナフタリン（アルドリン）	二〇％
四	トリクロルモノフルオルメタン	二五％
五	その他のもの	二〇％

」に

改める。

同表第二九〇三号中「

一	ニトロ化物	
㈠	キシレンムスク及びシメンムスク	二五％
㈡	その他のもの	二〇％

」を

「

一	キシレンムスク及びシメンムスク	二五％

」に

改める。

「

一	非環式化合物	
㈠	酢酸	一〇％
㈡	ステアリン酸及びオレイ	

同表第二九一四号中

ン酸	一五%
㈢ 酢酸エステル	
イ 酢酸アミル、酢酸リナリル及び酢酸テルピニル	二五%
ロ その他のもの	二〇%
㈣ プロピオン酸エチル、プロピオン酸アミル、酪酸エチル、酪酸アミル、吉草酸エチル及び吉草酸アミル	二五%
㈤ その他のもの	二〇%
二 環式化合物	
㈠ 酢酸ベンジル、安息香酸メチル及びシクロヘキシルプロピオン酸アリル	二五%
㈡ 一六—デヒドロプレグネノロンアセテート、デルタ—一・四・九—一六アルファ—メチル—一七アルファ—ヒドロキシ—二一—アセトキシプレグナトリエン—三・二〇—ジオン及び一七アルファ—ヒドロキシ—二一—アセトキシプレグナン—三・一一・二〇—トリオン	一〇%
㈢ その他のもの	二〇%

」を

「

一 酢酸	一〇%
二 ステアリン酸及びオレイン酸	一五%
三 酢酸エステル	
㈠ 酸酢アミル、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢酸テレピニル	二五%
㈡ その他のもの	二〇%
四 プロピオン酸エチル、プロピオン酸アミル、吉草酸エチル及び吉草酸アミル、酢酸エチル、酢酸アミル	二五%
五 安息香酸メチル及びシクロヘキシルプロピオン酸アリル	二五%
六 一六—デヒドロプレグネノロンアセテート、デルタ—一・四・九—一六アルファ—メチル—一七アルファ—ヒドロキシ—二一—アセトキシプレグナトリエン—三・二〇—ジオン及び一七アルファ—ヒドロキシ—二一—アセトキシプレグナン—三・一一・二〇—トリオン	一〇%
七 その他のもの	二〇%

」に

改める。

同表第二九一五号中

「

一 非環式化合物	
㈠ しゅう酸	二〇%
㈡ アジピン酸	二〇%
㈢ その他のもの	二〇%
二 環式化合物	
㈠ フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸	一五%
㈡ テレフタル酸	二〇%
㈢ その他のもの	二〇%

」を

「

一 しゅう酸	二〇%
二 アジピン酸	二〇%
三 フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸	一五%
四 テレフタル酸	二〇%
五 その他のもの	二〇%

」に

改める。

同表第二九一六号中「

㈢ くえん酸	二〇%

」を

「

㈢ くえん酸	三〇%

」に

改める。

同表第二九二二号中

「

一 非環式化合物	
㈠ ヘキサメチレンジアミン	二〇%
㈡ その他のもの	二〇%
二 環式化合物	
㈠ アニリン	二〇%
㈡ オルト—トルイジン	二〇%
㈢ N—フェニル—ベータ—ナフチルアミン、N・N′—ジフェニル—パラ—フェニレンジアミン、N・N′—ジ—ベータ—ナフチル—パラ—フェニレンジアミン及びN—フェニル—N′—シクロヘキシル—パラ—フェニレンジアミン	二五%
㈣ その他のもの	二〇%

」を

「

一 ヘキサメチレンジアミン	二〇%
二 アニリン	二〇%
三 オルト—トルイジン	二〇%
四 N—フェニル—ベータ—ナフチルアミン、N・N′—ジフェニル—パラ—フェニレンジアミン、N・N′—ジ—ベータ—ナフチル—パラ—フェニレンジアミン及びN—フェニル—N′—シクロヘキシル—パラ—フェニレンジアミン	二五%
五 その他のもの	二〇%

」に

改める。

同表第三〇〇三号の品名の欄中「ものとし、他の号に掲げるものを除く」を削り、同表第三〇〇四号の品名の欄中「薬剤」を「医薬」に改め、同表第三一類注2(1)中「りんを含有する鉱さい」を「トーマスりん肥」に改める。

同表第三一〇二号中「

三 その他のもの	無税

」を

「

三 カルシウムシアナミド	
㈠ 当該年度における国内需要見込数量から国内供給見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
㈡ その他のもの	一五%
四 その他のもの	無税

」に

改める。

同表第三二〇七号中「

三 リトポン	一五%

」を

「

三 リトポン	二〇%

」に

改める。

同表第三二〇九号の品名の欄中「天然樹脂ワニス」を「天然樹脂系ワニス」に改め、同表第三三〇六号の品名の欄中「及びオーデコロン」を「、オーデコロンその他これらに類するもの」に改める。

同表第三五〇三号中「

一 ゼラチン	一〇%

」を

「

一 ゼラチン及びにかわ	二五%

」に

改める。

同表中「

三六〇六	マッチ	二五%

」を

「

三六〇六	マッチ	
	一 一個七〇本入りまでのもの	一個につき四〇銭
	二 その他のもの	二五%

」に

改める。

同表第三八〇一号中「一　人造黒鉛　一〇%」を

「一　人造黒鉛
㈠　全重量の六〇%以上のものが日本工業規格による一〇五ミクロンの標準ふるいを通過するもの　一五%
㈡　その他のもの　一〇%」に

改める。

同表第三八一一号の品名の欄中「クロルデン、ヘプタクロル、アルドリン、エンドリン又はデルドリン」を「オクタクロルテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインデン（ヘプタクロル）、ヘキサクロルヘキサヒドロ—エンド・エキソ—ジメタノナフタリン（アルドリン）、ヘキサクロルエポキシオクタヒドロ—エンド・エンド—ジメタノナフタリン（エンドリン）又はヘキサクロルエポキシオクタヒドロ—エンド・エキソ—ジメタノナフタリン（デルドリン）」に改め、同表第三八一四号の品名の欄中「四エチル鉛剤及び四メチル鉛剤」を「テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック剤」に改め、同表第三九〇一号の品名の欄中「ポリウレタン、シリコーン」を「ポリウレタン」に、「縮重合物」を「重縮合物」に改め、「重付加物」の下に「並びにシリコーン」を加える。

同表第三九〇二号中「四　その他のもの
㈠　塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの　二〇%」を

「四　その他のもの
㈠　塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの
イ　塩化ビニル樹脂の組物材料（しんにとうを用いたものに限る。）　一〇%
ロ　その他のもの　二〇%」に

改める。

同表第三九〇三号の品名の欄中「酢酸繊維素」の下に「（成型その他の加工のために他の物質を加えたものを含むものとし、塊、粒、フレーク、粉その他これらに類する形状のものに限る。）」を加え、同表第三九〇五号の品名の欄中「天然樹脂を熱変性したもの及び」を「天然樹脂（ロジンを除く。）を熱変性したもの及び」に改め、同表第三九〇六号の品名の欄中「その他これらに類する」を「その他の」に改め、同表第四〇類注4中「その他次の要件を備えている物品」を「その他の合成物質で次の要件を備えているもの」に、「縮重合物」を「重縮合物」に、「加硫され、その後は熱可塑性を失うこと」を「加硫したものが熱可塑性物質でないこと」に改め、同表第四〇〇六号の品名の欄中「並びに天然ゴム又は合成ゴムをしみ込ませた糸及び絶縁テープその他紙、織物その他の支持物に天然ゴム又は合成ゴムを塗布し、又はしみ込ませた物品（加硫してないものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）」を「（天然ゴム又は合成ゴムを塗布し、又はしみ込ませた糸及び織物並びに絶縁テープその他紙、人造プラスチックその他の支持物に天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着用の物品を含み、加硫してないものに限るものとし、前五号に掲げるものを除く。）」に改める。

同表中「四二〇四　コンベアベルト（ベルチングを含む。）、カードクロージングレザー、ピッカー、ガスケットその他機械用又は工業用の製品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）　一五%」を

「四二〇四　革製品及びコンポジションレザー製品（機械用又は工業用のものに限る。）
一　ベルト（ベルチングを含む。）、コーミングレザー及びインターギルレザー　二五%
二　その他のもの　一五%」に

改める。

同表第四四類注1中「使用する木材」を「使用する木材で粉、チップ、小片その他これらに類する形状のもの」に改め、同表第四四〇五号の品名の欄中「もみ属」の下に「（カリホルニヤレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）」を加える。

同表第四四一三号中「二　その他のもの　一五%」を

「二　桐（きり）のもの　五%
三　松属、もみ属（カリホルニヤレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）　一〇%
四　その他のもの　無税」に

改める。

同表中「四四一八　再生木材（板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。）　一五%」を

「四四一八　再生木材（板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。）
一　板状のもの　二〇%
二　その他のもの　一五%」に

改める。

同表第四六類注1⑸中「馬毛」の下に「、牛毛」を加え、同表第四六〇一号の税率の欄中「一〇%」を「二〇%」に改め、同表第四八〇六号の品名の欄中「一　紙」を「一　紙及び一平方メートルの重量が三〇〇グラム以下の板紙」に、「二　板紙」を「二　その他のもの」に改め、同表第四八一四号の品名の欄中「、封かん葉書、郵便葉書」を削り、同表第四八一五号の品名の欄中「試験紙」の下に「（理化学用又は工業用のものに限る。）」を加え、同表第五一類注1⑵中「縮重合物」を「重縮合物」に改め、同表第五一〇二号の品名の欄中「アセテート繊維のもの又は」を「アセテート繊維のもの及び」に改め、同表第五一〇四号の品名の欄中「アセテート繊維」の下に「（これらのものの原料から製造したストリップ、管その他これらに類する形状の物品を含む。）」を加え、同表第五三類注2中「裁断くず」を「切断くず」に改め、同表第五五〇五号の品名の欄中「カタン糸」の下に「、ししゅう糸」を加え、同表第五九一〇号の品名の欄中「織物類」を「基布」に改め、同表第六〇類注5中「裁断くず」を「切断くず」に、「五〇センチメートル」を「、羊毛製又は繊獣毛製のものについては五〇センチメートル、合成繊維製のものについては三〇センチメートル」に改め、同表第六〇〇一号の品名の欄中「羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。」を「羊毛製、繊獣毛製又は合成繊維製のものに限る。」に改める。

同表第六〇〇三号中「一　合成繊維製のもの
㈠　女子用の長くつ下　三〇%
㈡　その他のもの　二五%」を

「一　合成繊維製のもの
㈠　女子用の長くつ下（㈡に掲げるものを除く。）　三〇%
㈡　くず（修理又は改造によりくつ下として使用することができないものに限る。）　無税
㈢　その他のもの　二五%」に

改める。

同表第六三類注1中「織物類の裁断くずで織物類として使用することができないもの」を「織物類又は繊維製品の切断くずで反毛用、溶解用その他これらに類

する用途（解舒用を除く。）のみに適するもの」に改め、同類注2中「裁断くず」を「切断くず」に改める。

同表第七一〇二号中「

二　その他のもの	
㈠　機械用又は工業用に供するために形作つたもの	五%

」を

「

二　その他のもの	
㈠　機械用又は工業用に供するため形に作つたもの	
イ　ダイヤモンドのもの（伸線用にあなあけ加工をしたものに限る。）	一五%
ロ　その他のもの	五%

」に

改める。

同表中「

七一一六　身辺用模造細貨類	二五%

」を

「

七一一六　身辺用模造細貨類	
一　貴金属をめつきしたもの	四〇%
二　その他のもの	二五%

」に

改める。

同表第七三類注1⑶及び⑷中「次に掲げる元素の含有量」を「次に掲げる元素のいずれか一の含有量」に改め、同類注1⑸中「〇・〇七%以下のもの」の下に「（⑷の規定に該当するものを除く。）」を加える。

同表第七三一五号中「

㈡　その他のもの	一五%

」を

「

㈡　バイメタル（板又は帯のもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%をこえるものに限る。）	二五%
㈢　その他のもの	一五%

」に

改める。

同表第七四〇一号の品名の欄中「塊及びくず」の下に「並びにセメントカッパー及び自然銅」を、「一　マット」の下に「、セメントカッパー及び自然銅」を加える。

同表中「

七四〇二　マスターアロイ	一〇%

」を

「

七四〇二　マスターアロイ	
一　ベリリウム銅のもの	二五%
二　その他のもの	一〇%

」に

改める。

同表第七四〇三号中「

㈢　その他のもの	一五%
二　線	
㈠　銅（合金を除く。）のもの	
イ　貴金属をめつきしたもの	三〇%
ロ　その他のもの	二〇%
㈡　黄銅又は青銅のもの	
イ　貴金属をめつきしたもの	三〇%
ロ　その他のもの	二〇%
㈢　その他のもの	
イ　貴金属をめつきしたもの	三〇%
ロ　その他のもの	一五%

」を

「

㈢　その他のもの	
イ　ベリリウム銅合金の棒	三〇%
ロ　その他のもの	二〇%
二　線	
㈠　銅（合金を除く。）のもの	二〇%

㈡　黄銅又は青銅のもの	二〇%
㈢　その他のもの	
イ　ベリリウム銅合金のもの	三〇%
ロ　その他のもの	二〇%

」に

改める。

同表第七四〇四号中「

三　その他のもの	一五%

」を

「

三　その他のもの	
㈠　ベリリウム銅合金のもの	三〇%
㈡　その他のもの	二〇%

」に

改める。

同表中「

七四〇五　銅のはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）	
一　貴金属をめつきしたもの	三〇%
二　その他のもの	二〇%

」を

「

七四〇五　銅のはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）	二〇%

」に

改める。

同表第七四〇六号の税率の欄中「一五%」を「二〇%」に改める。

同表第七四〇七号中「

二　黄銅又は青銅のもの	二〇%
三　その他のもの	一五%

」を

「

二　黄銅又は青銅のもの	二五%
三　その他のもの	
㈠　ベリリウム銅合金の中空棒	三〇%
㈡　その他のもの	二五%

」に

改める。

同表第七四一三号中「

二　その他のもの	二〇%

」を

「

二　その他のもの	
㈠　スネークチェーン	三〇%
㈡　その他のもの	二〇%

」に

改める。

同表第七五〇三号の品名の欄中「帯、はく」の下に「（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）」を加え、同表第七八〇三号の税率の欄中「一五%」を「二〇%」に改め、同表第七九〇三号の品名の欄中「帯、はく」の下に「（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）」を加え、同表第八二〇三号の品名の欄中「ピンセット」を「やつとこ」に改める。

同表第一六部注中「7　1から6までにおいて「機械」とは、この部の各号に掲げる機械類及び電気機器をいう。」を

「7　1から6までにおいて「機械」とは、この部の各号に掲げる機械類及び電気機器をいう。

8　この部において「自蔵する」とは、内蔵し、又はマウントしていることをいい、「付き」とは、自蔵し、又は同床にあることをいう。」に

改める。

同表第八四類注1中「ポンプその他の機械類及びこれらの陶磁製部分品」を「機械類及び機械部分品」に、「そのガラス製部分品」を「機械部分品」に改め、同表第八四〇七号の品名の欄中「、ペルトン水車及びこれらの部分品」を「及びその部分品」に改め、「及びペルトン水車」を削り、同表第八四一〇号の品名の欄中「積算液量計の付いた電動式のもの」を「積算液量計及び電動装置を自蔵するもの」に改め、同表第八四一一号の品名の欄中「（液体用のものを除く。）」を「（気体用のものに限る。）」に改め、同表第八四一二号の品名の欄中「湿度の調節機構の付いたもの」を「湿度を変化させる機構を自蔵するもの」に改め、同表第八四一五号の品名の欄中「冷凍機構付きのもの」を「冷凍機構を自蔵するもの」に改め、同表第八四一九号の品名の欄中「自動包装機」を「オートマチックラッピングマシン」に改め、同表第八四三六号の品名の欄中「紡績機」を「紡績機械」に改め、同表第八四四〇号の品名の欄中「電気せんたく機」を「電気洗たく機」に改め、同表第八四四一号の品名の欄中「（ミシン用テーブルを含む。）」を削り、同表第八四四二号の品名の欄中「なめし機」の下に「、仕上げ機」を加え、同表第八四四五号の品名の欄中「第八四四九号」を「前号、第八四四九号」に改め、同表第八四四九号の品名の欄中「ニューマチックツール及び電気式でない原動機付きのもの」を「電気式でない原動機を自蔵するもの及びニューマチックツール」に改め、同表第八四五〇号の品名の欄中「処理するものに限る」を「処理するものに限るものとし、軟ろうを用いてろう接するものを除く」に改め、同表第八四五三号の品名の欄中「機構付きのもの」を「機構を自蔵するもの」に改め、同表第八四五七号の品名の欄中「フィラメントの取付けその他の組立て」を「ガラス部分との組立て」に改め、同表第八四六三号の品名の欄中「伝動軸」の下に「、クランク」を加え、同表第八五〇五号及び第八五〇六号の品名の欄中「電動装置付きのもの」を「電動装置を自蔵するもの」に改め、同表第八五一五号の品名の欄中「音声再生機付きの」を「音声再生機を自蔵する」に改める。

同表中

「八五二三	絶縁電線及び絶縁ケーブル（棒状、帯状その他これらに類する形状のもの、エナメルを塗布し、又は酸化皮膜処理をしたもの及び接続子を取り付けたものを含む。）	二〇%」

を

「八五二三	絶縁電線及び絶縁ケーブル（棒状、帯状その他これらに類する形状のもの、エナメルを塗布し、又は酸化皮膜処理をしたもの及び接続子を取り付けたものを含む。）	
	一　電力ケーブル及び通信ケーブル	二五%
	二　合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	二五%
	三　その他のもの	二〇%」

に改める。

同表第八七〇二号の品名の欄中「スポーツカー」を「レースカー」に、「輪距」を「ホイールベース」に改める。

同表第八九〇四号中

「一　貨物船、油槽船及び上陸用舟艇	二%
二　その他のもの	三%」

を

「一　リバティー型船その他の戦時標準型貨物船、油槽船及び上陸用舟艇	〇・八%
二　貨物船（一に掲げるものを除く。）	一・二%
三　輸送航空母艦	一・五%
四　その他のもの	二・三%」

に

改める。

同表第九一〇二号の品名の欄中「置時計及び掛時計（ウォッチムーブメントを有するものに限る。）」を「時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、前号又は次号に掲げるものを除く。）」に改め、同表第九二類注1(3)中「ラジオ受信機付きの」を「ラジオ受信機を自蔵する」に改め、同表第九五〇八号の品名の欄中「、穀粉、でん粉」を削る。

同表第九八〇三号中

「㈡　その他のもの	二五%
二　その他のもの	二〇%」

を

「㈡　その他のもの	
イ　ボールペン	二五%（その率が一本につき八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
ロ　その他のもの	二五%
二　その他のもの	
㈠　ボールペン用の中しん	二〇%（その率が一本につき二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
㈡　その他のもの	二〇%」

に改める。

同表第九八〇五号の品名の欄中「鉛筆のしん」を「鉛筆用のしん」に改める。

第二条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

第五条の見出し中「部分品」を「部分品等」に改め、同条中「これに使用する部分品」の下に「並びに税関長の承認を受けた工場においてこれらの製作に使用する素材」を加える。

第六条中「第二七一〇号に掲げる重油」の下に「（以下「重油」という。）」を加え、「粘度が七十レッドウッド秒」を「動粘度が十五・六センチストークス」に、「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

第七条第一項及び第七条の二中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

第七条の三を次のように改める。

（石油化学製品等製造用触媒の免税）

第七条の三　石油化学製品その他の政令で定める化学製品を製造する工程において触媒として使用される物品のうち、本邦において製造することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第七条の三の次に次の二条を加える。

（石油化学原料用揮発油等に係る関税の還付）

第七条の四　エチレンその他の政令で定める石油化学製品の製造者が、関税納付済みの原油又は関税定率法別表第二七一〇号に掲げる粗油（以下「関税納付済み原油等」という。）から本邦において製造された同号に掲げる揮発油又は同表第二七一一号に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素（以下「揮発油等」）と

いう。）を税関長の承認を受けた製造工場で昭和三十八年三月三十一日までに当該石油化学製品の原料として使用した場合には、政令で定めるところにより、その原料として使用した揮発油等につき政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該製造者が当該揮発油等の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したものとみなして、当該金額をその者に還付する。

2　前項の規定による還付を受けようとする者は、前項の用途に使用した揮発油等について、月中の使用数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、その使用した月の翌月十五日までに、前項の製造工場を所轄する税関に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

（電力業等用の重油に係る関税の還付）

第七条の五　電力業、鉄鋼製造業又は国産石炭の購入実績等を勘案して政令で定める事業を営む者のうち政令で定めるもの（以下「事業者」という。）が、関税納付済み原油等から本邦において製造された重油（関税納付済みの輸入重油を混合したものを含む。）を税関長の承認を受けた事業場で昭和三十八年三月三十一日までに当該事業の用に供した場合には、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該重油につき政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該事業者が当該重油の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したものとみなして、当該金額をその者に還付する。

2　前条第二項の規定は、前項の規定により還付を受けようとする者について準用する。

第八条に次の一項を加える。

2　別表に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る関税定率法別表の税率より低い税率（以下「軽減税率」という。）が定められ、又は関税定率法別表の税率の適用を受けることとされているもので政令で定めるものについて、軽減税率又は関税定率法別表の税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

第八条の二第一項中「前二条」を「前条」に改める。

第九条中「第七条の二又は」を「第七条の二若しくは」に、「免除又は軽減を受けた物品」を「免除を受け、又は第八条第二項の軽減税率若しくは関税定率法別表の税率の適用を受けた物品」に、「その免除又は軽減を受けた用途」を「その免除を受け、又は軽減税率若しくは関税定率法別表の税率の適用を受けた用途」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

前条ただし書の場合においては、同条ただし書の承認を受けた物品につき、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税を当該承認を受けた者から直ちに徴収する。この場合において、使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税定率法第十条（変質又は損傷による減税）の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一　第二条から第六条まで、第七条第一項、第七条の二又は第七条の三の規定により関税の免除を受けた物品については、その免除を受けた額

二　第八条第二項の軽減税率の適用を受けた物品については、関税定率法別表の税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額

三　第八条第二項の関税定率法別表の税率の適用を受けた物品については、当該関税定率法別表の税率により計算した関税の額と当該物品に係る別表の税率により計算した関税の額との差額

第十一条中「第七条の二又は」を「第七条の二若しくは」に、「関税を免除し、又は軽減した場合」を「関税を免除した場合、第七条の四若しくは第七条の五の規定により関税の還付をする場合又は第八条第二項の軽減税率若しくは関税定率法別表の税率を適用した場合」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第七条の四及び第七条の五又は第八条第二項の規定に係る場合には、関税法第百五条第一項第五号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、それぞれ、「関税の還付に係る貨物」又は「軽減税率若しくは関税定率法別表の税率の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。

第十二条の見出しを削り、同条第二項中「第二条から第六条まで、第七条第一項、第七条の二又は第七条の三の規定により免除又は減軽を受けた関税」を「第十条第一項各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税」に改め、同条を第十二条の二とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（罰則）

第十二条　偽りその他不正の行為により第七条の四第一項又は第七条の五第一項の規定による関税の還付を受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の犯罪に係る還付金の額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該還付金の額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

第十四条中「前二条」を「前三条」に改める。

第十五条中「前三条」を「前四条」に改める。

別表中第○四○二号の前に次のように加える。

○二○四	鳥獣肉類（生鮮又は冷凍のものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）		
	一　鯨肉	一○%	昭和三七年九月三○日

同表第○四○二号、第○四○三号、第○四○四号及び第○七○五号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三八年三月三一日」に改め、同表第○七○五号の次に次のように加える。

○八○一	バナナ、パイナップル、なつめやしの実、ココやしの実、ブラジルナット、カシューナット、アボカドー、マンゴー、グァバ及びマンゴスチン（殻を除いたものを含むものとし、生鮮又は乾燥のものに限る。）		
	一　バナナ		
	(1)　昭和三七年四月一日から同年六月四日までに輸入されるもの	二○%	
	(2)　昭和三七年六月五日から昭和三八年九月三○日までに輸入されるもの	五○%	
○九○一	コーヒー（いつたもの及びカフェインを除いたものを含む。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒー代用物でコーヒーを含有するもの		
	一　コーヒー		
	㈠　コーヒー豆（いつてないものに限る。）	二○%	昭和三八年三月三一日

同表第一〇〇一号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三八年三月三一日」に改める。

同表第一二〇一号中

「

一　大豆	一〇％	昭和三七年三月三一日までに政令で定める日
二　落花生	一〇％	昭和三七年三月三一日
三　菜種及びからし菜の種	五％	昭和三七年三月三一日
七　サフラワーの種	無税	昭和三七年三月三一日までに政令で定める日

」を

「

二　落花生	一〇％	昭和三八年三月三一日
三　菜種及びからし菜の種	五％	昭和三八年三月三一日までに政令で定める日

」に

改め、同号の次に次のように加える。

一三〇二	ラック、ガム、樹脂（ロジンを除く。）、ガムレジン及びバルサム 二　シードラック (1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一〇％	昭和三九年三月三一日
	(2)　その他のもの	二五％	昭和三九年三月三一日
	三　セラックその他の精製ラック (1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一五％	昭和三九年三月三一日
	(2)　その他のもの	三〇％	昭和三九年三月三一日
一三〇三	樹液、植物性エキス、ペクチン、寒天その他植物性原料から滲出し、又は抽出した物品 六　除虫菊エキス	二五％	昭和三九年三月三一日

同表第一四〇五号の品名の欄中「三　その他のもの」を「四　その他のもの」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三八年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

一五〇四	魚類、軟体動物又は海棲哺乳動物の油脂 一　魚油のうち昭和三七年一〇月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの	一〇％（その率が一キログラムにつき八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	

同表第一五〇七号中

「

一　大豆油	二〇％	昭和三七年三月三一日
二　落花生油	二〇％	昭和三七年三月三一日
三　菜種油及びからし種油	一五％	昭和三七年三月三一日
四　ごま油	一五％	昭和三七年三月三一日

」を

「

一　大豆油	二〇％	昭和三八年三月三一日までに政令で定める日
二　落花生油	二〇％	昭和三八年三月三一日までに政令で定める日
三　菜種油及びからし種油	一五％	昭和三八年三月三一日
四　ごま油	一五％	昭和三八年三月三一日までに政令で定める日
五　綿実油のうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき二〇円五〇銭	

」に

改め、同号の次に次のように加える。

一五一六	植物性ろう（着色したものを含む。） 一　カルナバろう	五％	昭和三八年三月三一日

二〇〇六	調製した果実（砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。） 一　砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの (一)　パイナップル (1)　昭和三七年四月一日から同年六月四日までに輸入されるもの	三五％	
	(2)　昭和三七年六月五日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	五五％	
	二　その他のもの (一)　パイナップル (1)　昭和三七年四月一日から同年六月四日までに輸入されるもの	二五％	
	(2)　昭和三七年六月五日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	五五％	
二五〇四	黒鉛（天然のものに限る。） 一　全重量の六〇％以上のものが日本工業規格（工業標準化法（昭和二四年法律第一八五号）第一七条に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）による一〇五ミクロンの標準ふるいを通過するもの	一〇％	昭和三七年九月三〇日
	二　その他のもののうち粉状のもので昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入される次に掲げるもの (1)　課税価格が一キログラムにつき四五円以下のもの	一〇％	
	(2)　課税価格が一キログラムに		

	つき四五円をこえ、四九円五〇銭以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と四九円五〇銭との差額	
二五〇五	砂（着色したものを含み、天然のものに限るものとし、金属鉱を除く。）		
	一　けい砂のうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの		
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	
	(2)　その他のもの	一五%	

同表第二五一三号の品名の欄中「コランダム以外のもの」を「コランダムサンド以外のもの」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三八年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

二五二〇	石膏（無水のもの及び焼いたものを含む。）及びこれをもととしたプラスター（着色したものを含むものとし、歯科用に調製したものを除く。）		
	一　石膏		
	(一)　焼いてないもののうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの		
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	
	(2)　その他のもの	一〇%	
二六〇一	金属鉱（精鉱を含むものとし、硫化鉄鉱にあつては、焼いたものに限る。）		
	四　マンガン鉱のうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの		
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	
	(2)　その他のもの	一〇%	
	五　タングステン鉱のうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの		
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	
	(2)　その他のもの	一キログラムにつき八七円	
	六　モリブデン鉱		
	(二)　その他のもの	無税	昭和三七年九月三〇日
	七　アンチモン鉱のうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの		
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	
	(2)　その他のもの	一〇%	

同表第二七〇四号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三八年三月三一日」に改める。

同表第二七一〇号中

「

	(五)　潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	ロ　その他のもののうち伸展油（スチレン及びブタジエンを原料として合成ゴムを製造する際に混入して使用するものに限る。）	無税	昭和三七年三月三一日

」を

「

	(四)　重油及び粗油のうち製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第四条第二号（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。）	一キロリットルにつき五三〇円	昭和三八年三月三一日
	(五)　潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	ロ　その他のもののうち伸展油（スチレン及びブタジエンを原料として合成ゴムを製造する際に混入して使用するものに限る。）	無税	昭和三八年三月三一日

」に改める。

同表第二七一四号中「

	二　石油コークス	無税	昭和三七年三月三一日

」を「

	二　石油コークスのうち揮発成分の含有量が全重量の三%以上のもの	無税	昭和三八年三月三一日

」に改め、同号の次に次のように加える。

二八〇五	アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属（イットリウム及びスカンジウムを含む。）及び水銀		
	三　水銀のうち昭和三七年一〇月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの		
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	
	(2)　その他のもの	二五%	
	四　金属リチウム	一〇%	昭和三七年九月三〇日
二八一八	マグネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物		
	二　その他のもののうちマグネシヤクリンカー	無税	昭和三八年三月三一日
二八一九	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛のうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める		

二八二七	日から二年六月の間に輸入されるもの	一六%	
	酸化鉛のうち昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	一八%	

同表第二八二八号中「

	二　五酸化バナジウム		
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和三八年三月三一日
	(2)　その他のもの	五%	昭和三八年三月三一日

」を

「

	三　三酸化モリブデン		
	㈡　その他のもの		
	ロ　その他のもの	無税	昭和三七年九月三〇日

」に

改め、同号の次に次のように加える。

「

二八二九	ふっ化物及びフルオロシリケート、フルオロボレートその他のふっ素錯塩		
	二　ふっ化リチウム	一五%	昭和三七年九月三〇日
二八三五	硫化物（多硫化物を含む。）		
	一　三硫化アンチモンのうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの		
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	
	(2)　その他のもの	一〇%	

同表第二八四二号中「

	六　その他のもののうち重炭酸カリウム（粗製のもので、酸化第二鉄として計算した鉄の含有量が全重量の〇・一%以上のものに限る。）	無税	昭和三七年三月三一日

」を

「

	五　塩基性炭酸鉛のうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	一八%	

」に

改め、同号の次に次のように加える。

「

二八四三	無機のシアン化物及びシアン錯塩		
	一　シアン化ナトリウム及びシアン化カリウム	五%	昭和三七年九月三〇日
二八四九	貴金属のコロイド及びアマルガム並びに貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一でない化合物を含む。）のうち貴金属のアマルガムで昭和三七年一〇月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの	二五%	
二八五七	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（他の号に掲げるものを除く。）		
	一　水素化リチウム	一五%	昭和三七年九月三〇日
二八五八	無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水及びアマルガムを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）のうちアマルガムで昭和三七年一〇月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの	二五%	

同表第二九〇一号の次に次のように加える。

二九〇二	炭化水素のハロゲン化物		
	四　トリクロルモノフルオルメタン	二〇%	昭和三七年九月三〇日

同表第二九〇八号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三八年三月三一日」に改める。

同表第二九一六号中「

	㈣　くえん酸カルシウム	無税	昭和三九年三月三一日

」を

「

	㈣　くえん酸カルシウム		
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和三九年三月三一日
	(2)　その他のもの	二〇%	昭和三九年三月三一日
	㈤　その他のもののうちコール酸	無税	昭和三八年三月三一日

」に

改める。

同表第二九三一号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三八年三月三一日」に改める。

同表第二九三五号中「

	三　メチルビニルピリジン	無税	昭和三九年三月三一日

」を

「

	三　メチルビニルピリジン	無税	昭和三九年三月三一日
	七　その他のもののうち次に掲げるもの		
	(1)　キノリン	一〇%	昭和三八年三月三一日
	(2)　一・三—ジメチル—二・六—ジオキソ—四—アミノ—五—ホルミルアミノピリミジン	無税	昭和三九年三月三一日

」に

改め、同号の次に次のように加える。

「

二九四二	アルカロイド及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体（合成のものを含む。）		
	三　その他のもの		
	㈥　その他のもののうちテオフィリンカルシウム	無税	昭和三九年三月三一日
三一〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）		
	三　カルシウムシアナミド		
	㈡　その他のもの	無税	昭和三七年九月三〇日

同表第三一〇三号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三八年三月三一日」に改める。

同表第三二〇五号中「

	六　建染め染料		
	㈡　その他のもののうち国産品と競合すると認められない染料で政令で定めるもの	一〇%	昭和三七年三月三一日
	一一　反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの	一〇%	昭和三七年三月三一日

」を

「

六	建染め染料		
	(二) その他のもののうち国産品と競合すると認められない染料で政令で定めるもの	一〇%	昭和三八年三月三一日
一〇	けい光白色染料のうちアルファ・ベータージ〔ベンゾオキサゾリル―(二)〕エチレン化合物を主体とするもの	一〇%	昭和三八年三月三一日
一一	反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの	一〇%	昭和三八年三月三一日

」に改め、同号の次に次のように加える。

三二〇七	顔料その他の着色剤（他の号に掲げるものを除く。）及び無機のルミノホア		
	三 リトポン	一五%	昭和三七年九月三〇日
三五〇三	ゼラチン（正方形又は長方形のもの、着色したもの及び型押しその他の表面加工をしたものを含むものとし、ゼラチンポストカードを除く。）及びゼラチンタンネートその他のゼラチン誘導体並びににかわ、魚膠及びアイシングラス		
	一 ゼラチン及びにかわ		
	(1) ゼラチン	一〇%	昭和三七年九月三〇日
	(2) にかわ	二〇%	昭和三七年九月三〇日
三八〇一	人造黒鉛及びコロイド状黒鉛（油に懸濁しているものを除く。）		
	一 人造黒鉛		
	(一) 全重量の六〇%以上のものが日本工業規格による一〇五ミクロンの標準ふるいを通過するもの	一〇%	昭和三七年九月三〇日

」

同表第三八一四号の品名の欄中「四エチル鉛剤及び四メチル鉛剤」を「テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック剤」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三八年三月三一日」に改め、同表第三八一九号を削り、同表第三九〇一号の品名の欄中「ポリウレタン、シリコーン」を「ポリウレタン」に、「縮重合物」を「重縮合物」に改め、「重付加物」の下に「並びにシリコーン」を加え、「厚さが〇・〇一一ミリメートルから〇・〇一七ミリメートルまで又は〇・〇二二ミリメートルから〇・〇二八ミリメートルまで」を「厚さが〇・〇〇八ミリメートルから〇・〇四二ミリメートルまで」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三八年三月三一日」に改め、同表第三九〇二号の次に次のように加える。

四二〇四	革製品及びコンポジションレザー製品（機械用又は工業用のものに限る。）		
	一 ベルト（ベルチングを含む。）、コーミングレザー及びインターギルレザー	一五%	昭和三七年九月三〇日

同表第四四〇五号の品名の欄中「もみ属」の下に「（カリホルニヤレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）」を加え、同号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三八年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

四四一八	再生木材（板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。）		
	一 板状のもの	一五%	昭和三七年九月三〇日
四八〇九	建築用ボート（繊維素パルプその他の植物繊維から製造したものに限るものとし、樹脂、人造プラスチックその他の有機結合剤を用いてあるかどうかを問わない。）のうち昭和三七年一〇月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの	二五%	

同表第五六〇三号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三七年九月三〇日」に改める。

同表第六二〇三号中

「

イ ガンニー袋（一平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。）	一五%	昭和三七年三月三一日
ロ その他のもの	一五%	昭和三七年三月三一日

」を

「

イ ガンニー袋（一平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。）	二五%（その率が一キログラムにつき二二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	昭和三九年三月三一日
ロ その他のもの	二五%（その率が一キログラムにつき三五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	昭和三九年三月三一日

」に改める。

同表第七〇〇三号及び第七〇一一号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三七年九月三〇日」に改め、同表第七〇一一号の次に次のように加える。

七一〇二	貴石及び半貴石（天然のものに限る。）		
	二 その他のもの		
	(一) 機械用又は工業用に供するために形作つたもの		
	イ ダイヤモンドのもの（伸線用にあなあけ加工をしたものに限る。）	五%	昭和三七年九月三〇日
七三〇二	フェロアロイ		
	二 フェロマンガンのうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの	二五%	
	四 フェロニッケルのうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	一五%	
	五 その他のもののうち次に掲げるもの		
	(1) フェロモリブデンのうち昭		

和三七年一〇月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの	二〇%	
(2) フェロタングステンのうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	一五%	

同表第七三一五号中

「一 合金鋼		
㈠ 高速度鋼（クロムの含有量が全重量の三%以上、タングステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八%以上のものに限る。）		
ロ その他のもの	一五%	昭和三七年三月三一日」

を

「一 合金鋼		
㈡ バイメタル（板又は帯のもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%をこえるものに限る。）	一五%	昭和三七年九月三〇日」

に

改め、同号の次に次のように加える。

七四〇一	銅のマット、塊及びくず並びにセメントカッパー及び自然銅		
	二 塊		
	㈠ 銅（合金を除く。）のもののうち銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のもので電解精製用のものを除く。）で昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	一キログラムにつき三〇円	
	㈡ 黄銅又は青銅のもののうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	一キログラムにつき三〇円	
	㈢ その他のもののうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	一キログラムにつき三〇円	
七四〇二	マスターアロイ		
	一 ベリリウム銅のもの	一〇%	昭和三七年九月三〇日
七四〇三	銅の棒、形材及び線		
	一 棒及び形材		
	㈢ その他のもの		
	イ ベリリウム銅合金の棒	二〇%	昭和三七年九月三〇日
	二 線		
	㈢ その他のもの		
	イ ベリリウム銅合金のもの	二〇%	昭和三七年九月三〇日
七四〇四	銅の板及び帯		
	三 その他のもの		
	㈠ ベリリウム銅合金のもの	二〇%	昭和三七年九月三〇日
七四〇六	銅の粉及びフレーク	一五%	昭和三七年九月三〇日

七四〇七	銅の管及び中空棒		
	三 その他のもの		
	㈠ ベリリウム銅合金の中空棒	二五%	昭和三七年九月三〇日
七四一三	銅製のくさり及びくさり部分品		
	二 その他のもの		
	㈠ スネークチェーン	二〇%	昭和三七年九月三〇日

同表第七五〇一号中

「二 塊		
㈠ ニッケル（合金を除く。）のもの		
ロ その他のもの		
(1) 昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税	
(2) 昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき三五〇円	
㈡ ニッケル合金のもの		
(1) 昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一〇%	
(2) 昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの	五〇%	
三 くず		
㈠ ニッケル（合金を除く。）のもの		
(1) 昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税	
(2) 昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの	五〇%	
㈡ ニッケル合金のもの		
(1) 昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一〇%	
(2) 昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの	五〇%	」

を

「二 塊		
㈠ ニッケル（合金を除く。）のもの		
ロ その他のもの	一キログ	昭和三八年

	ラムにつき三五〇円	三月三一日
(二) ニッケル合金のもの	五〇%	昭和三八年三月三一日
三 くず		
(一) ニッケル（合金を除く。）のもの	五〇%	昭和三八年三月三一日
(二) ニッケル合金のもの	五〇%	昭和三八年三月三一日

」に

改める。

同表第七五〇二号中

「

一 棒及び形材		
(一) ニッケル（合金を除く。）のもの	無税	昭和三八年三月三一日
(二) ニッケル合金のもの	一五%	昭和三七年三月三一日
二 線		
(一) ニッケル（合金を除く。）のもの	無税	昭和三八年三月三一日
(二) ニッケル合金のもの	一五%	昭和三七年三月三一日

」を

「

一 棒及び形材		
(一) ニッケル（合金を除く。）のもの		
(1) 昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税	
(2) 昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	三〇%	
(二) ニッケル合金のもの		
(1) 昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一五%	
(2) 昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	二五%	
二 線		
(一) ニッケル（合金を除く。）のもの		
(1) 昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税	
(2) 昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	三〇%	
(二) ニッケル合金のもの		
(1) 昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一五%	
(2) 昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	二五%	

」に

改める。

同表中

「

七五〇三	ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク		
	一 板及び帯		
	(一) ニッケル（合金を除く。）のもの	無税	昭和三八年三月三一日
	(二) ニッケル合金のもの	一五%	昭和三七年三月三一日
	二 はく、粉及びフレーク		
	(一) ニッケル（合金を除く。）のもの		
	ロ その他のもの		
	(1) 昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税	
	(2) 昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき三五〇円	
	(二) ニッケル合金のもの		
	(1) 昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一五%	
	(2) 昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの	五〇%	

」を

「

七五〇三	ニッケルの板、帯、はく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）、粉及びフレーク		
	一 板及び帯		
	(一) ニッケル（合金を除く。）のもの		
	(1) 昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税	
	(2) 昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	三〇%	
	(二) ニッケル合金のもの		
	(1) 昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一五%	
	(2) 昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	二五%	
	二 はく、粉及びフレーク		
	(一) ニッケル（合金を除く。）のもの		
	ロ その他のもの	一キログラムにつき三五〇円	昭和三八年三月三一日
	(二) ニッケル合金のもの	五〇%	昭和三八年三月三一日

」に

改める。

同表第七五〇四号中

「

一 ニッケル（合金を除く。）のもの	無税	昭和三八年三月三一日
二 ニッケル合金のもの	一五%	昭和三七年三月三一日

」を

「

一 ニッケル（合金を除く。）のもの		
(1) 昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税	
(2) 昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	三〇%	
二 ニッケル合金のもの		
(1) ニッケル銅合金（ニッケルの含有量が全量重の六〇%以上で、七〇%以下のものに限る。）の管及び中空棒		
イ 昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一五%	

	ロ　昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの			に
	(イ)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一〇%		
	(ロ)　その他のもの	二五%		
	(2)　その他のもの			
	イ　昭和三七年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一五%		
	ロ　昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	二五%		」

改める。

同表第七五〇五号中

「	二　その他のもの			
	(1)　昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税		
	(2)　昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき三五〇円		」を

「	二　その他のもの	一キログラムにつき三五〇円	昭和三八年三月三一日	」に

改め、同表第七六〇一号の次に次のように加える。

七六〇二	アルミニウムの棒、形材及び線	
	一　棒及び形材のうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	二五%
	二　線のうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	二五%
七六〇三	アルミニウムの板及び帯のうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	二五%
七六〇四	アルミニウムのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）のうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	二五%
七六〇六	アルミニウムの管及び中空棒のうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	二五%
七六一二	アルミニウム製のより線、綱、組ひもその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）のうちより線で昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	二五%
七八〇一	鉛の塊及びくず	
	一　塊	
	(一)　鉛（合金を除く。）のもののうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの（鉛の含有量が全重量の九五%をこえ、九九・八%以下のもので電解精製用のものを除く。）	一キログラムにつき一三円
	(二)　鉛合金のもののうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	
	(1)　アンチモンを含有するもの	二〇%（その率が一キログラムにつき三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	(2)　その他のもの	一二%（その率が一キログラムにつき三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　くずのうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	一〇%
七八〇二	鉛の棒、形材及び線のうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日から四年六月の間に輸入されるもの	二〇%
七八〇三	鉛の板及び帯	
	一　鉛（合金を除く。）のもののうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日から四年六月の間に輸入されるもの	二五%
	二　鉛合金のもののうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日から四年六月の間に輸入されるもの	二五%
七八〇五	鉛の管、中空棒及びジョイント、エルボーその他の管用継手	
	一　管及び中空棒のうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日から四年六月の間に輸入されるもの	二五%
七九〇一	亜鉛の塊及びくず	
	一　塊	
	(一)　亜鉛（合金を除く。）のもののうち亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもので昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	一キログラムにつき一二円
	(二)　亜鉛合金のもののうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	
	(1)　アルミニウムの含有量が全重量の三%をこえるもの	一キログラムにつ

	(2) その他のもの	き一五円	
八一〇四	卑金属及びその製品（他の号に掲げるものを除く。）		
	二 塊、粉、フレーク及びくず	一キログラムにつき一二円	
	㈢ その他のもののうちアンチモンの塊、粉及びフレークで昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき四〇円	

同表第八四〇一号中

「

㈠ 蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないもの	一五%	昭和三七年三月三一日

」を

「

㈠ 蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないもの		
(1) 蒸気の発生量が毎時六五〇トンに満たないもの	一五%	昭和三八年一月三一日
(2) その他のもの	一五%	昭和三八年三月三一日

」に

改める。

同表第四八〇五号中

「

イ 出力（クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力）が三六万キロワットに満たないもの	一五%	昭和三七年三月三一日

」を

「

イ 出力（クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力）が三六万キロワットに満たないもの		
(1) 出力が二〇万キロワットに満たないもの	一五%	昭和三八年一月三一日
(2) その他のもの	一五%	昭和三八年三月三一日

」に

改める。

同表第八四一〇号の品名の欄中「積算液量計の付いた電動式のもの」を「積算液量計及び電動装置を自蔵するもの」に改め、同表第八四四五号の品名の欄中「第八四四九号」を「前号、第八四四九号」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三七年九月三〇日」に改める。

同表第八四五二号中

「

(1) 計算機本体（カード式の入力機又は入出力機を使用することができるもののうち、記憶容量が三五、〇〇〇字以上の磁気コアー式内部記憶装置を有するものに限る。）、これと一組を構成するカード式入力機、出力機、カード式入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機	無税	昭和三七年三月三一日
(2) その他のもの	一五%	昭和三七年三月三一日

」を

「

(1) 計算機本体（カード式入力機、ラインプリンター及び磁気テープ式記憶機を使用することができるもののうち、記憶容量が五〇、〇〇〇字以上の磁気コアー式内部記憶装置を有するものに限る。）及びこれとともに輸入するカード式入力機（処理速度が毎分五五〇枚以上のものに限る。）、ラインプリンター（印刷速度が毎分五五〇行以上のものに限る。）、記憶機（磁気テープ式で記録速度が毎秒二〇、〇〇〇字以上のもの又は磁気円板式のものに限る。）並びにこれらに附属する制御機	無税	昭和三八年三月三一日
(2) その他のもの	一五%	昭和三八年三月三一日

」に

改める。

同表第八四五三号の品名の欄中「機構付きのもの」を「機構を自蔵するもの」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三七年三月三一日」を「昭和三七年九月三〇日」に改め、同号の次に次のように加える。

八四六一	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び自動調整弁を含むものとし、管、ボイラードラム、貯蔵タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。）のうち自転車用空気弁及びその弁体で昭和三七年一〇月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの	一個につき三円	

同表第八五〇一号中

「

一 発電機		
㈠ 出力（クロスコンパウンド型の蒸気タービン用のものにあつては、合計出力）が三六万キロワットに満たないもの	一五%	昭和三七年三月三一日
二 電動機		
㈡ その他のもの	一五%	昭和三七年三月三一日
三 変圧器		
㈡ その他のもの	一五%	昭和三七年三月三一日
四 整流機器		
㈠ シリコン整流器	一五%	昭和三七年三月三一日

」を

「

一 発電機		
㈠ 出力（クロスコンパウンド型の蒸気タービン用のものにあつては、合計出力）が三六万キロワットに満たないもの		
(1) 出力が二〇万キロワットに満たないもの	一五%	昭和三八年一月三一日
(2) その他のもの	一五%	昭和三八年三月三一日
二 電動機		
㈡ その他のもののうち重量が一二、〇〇〇キログラムをこえるもの	一五%	昭和三七年九月三〇日
三 変圧器		
㈡ その他のもののうち容量が一、〇〇〇キロボルトアンペアをこえるもの	一五%	昭和三七年九月三〇日
四 整流機器		
㈠ シリコン整流器	一五%	昭和三七年九月三〇日

」に

改める。

同表第九〇一六号中「

二	計測用又は試験用の機器及びその部分品	

」を「

一	製図機器、けがき用具、計算用具及びこれらの部分品のうち計算尺（人造プラスチック製のものに限る。）で昭和三七年一〇月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの	
二	計測用又は試験用の機器及びその部分品	二〇%

」に改める。

同表第九一〇一号中

「

一	課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもののうち昭和三六年一〇月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの（ストップウォッチを除く。）	三〇%及び一個につき六〇〇円	
二	その他のもの（課税価格が一個につき六、〇〇〇円をこえるものとする。）		
	(1) 金側又は白金側のもの	五〇%	昭和三六年九月三〇日
	(2) その他のもの	三〇%	昭和三六年九月三〇日

」を

「

一	課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもの（ストップウォッチを除く。）	三〇%及び一個につき六〇〇円	昭和三九年三月三一日

」に改める。

同表第九一〇七号中

「

一	課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下のもののうち昭和三六年一〇月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの（ストップウォッチムーブメントを除く。）	三〇%及び一個につき五〇〇円	
二	その他のもの（課税価格が一個につき五、〇〇〇円をこえるものとする。）	三〇%	昭和三六年九月三〇日

」を

「

一	課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下のもの（ストップウォッチムーブメントを除く。）	三〇%及び一個につき五〇〇円	昭和三九年三月三一日

」に改め、同号の次に次のように加える。

「

九一一一	時計の部分品（他の号に掲げるものを除く。）		
	三 ウォッチムーブメントセット（部分品の一部を取りそろえ、又は組み立てたものを含むものとし、地板を有するものに限る。）及びウォッチムーブメント用の地板	二五%及び一セット又は一個につき四〇〇円	昭和三九年三月三一日

」

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　関税定率法別表第〇八〇一号に掲げるバナナ及び同表第二〇〇六号に掲げるパイナップルについて、特定物資輸入臨時措置法（昭和三十一年法律第百二十七号）第二条第一項の規定により特別輸入利益を納付した者が、当該納付に係る物品を昭和三十七年六月五日から同年十二月三十一日までに輸入する場合においては、当該物品に課する関税については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第五十三号（昭三七・三・三一）

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（衆法）

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第一条　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二ただし書中「千円」を「千五百円」に改める。

第九条中「一万円」を「五万円」に改める。

第十二条の二中「公務上死亡したときは」を「その職務に関連して死亡した場合（次条の規定による補償を受ける場合を除く。）には」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十二条の三　議長、副議長及び議員並びにこれらの者の遺族は、両議院の議長が協議して定めるところにより、その議長、副議長又は議員の公務上の災害に対する補償等を受ける。

（国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正）

第二条　国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭和二十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二万円」を「三万円」に改める。

（国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部改正）

第三条　国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭和

三十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一項本文中「二万五千円」を「三万円」に改める。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第四条　国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三百円」を「四百五十円」に改める。

第五条の三の次に次の一条を加える。

（退職手当）

第五条の四　国会議員の秘書及びその遺族は、その国会議員の秘書の退職（死亡による退職を含む。）の場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、退職手当を受ける。

（議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正）

第五条　議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭和二十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「公共企業体の役員及び職員」を「国が資本金の二分の一以上を出資している法人及び両議院の議長が協議して定める法人の役員及び職員」に改める。

第四条第三項中「委員会が審査を行う場合においてその委員」を「国会議員」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（国会議員互助年金法の一部改正）

2　国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（公務傷病年金と障害補償との調整）

第十六条の二　公務傷病年金は、当該公務傷病年金を受ける者が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第十二条の三の規定に基づき両議院の議長が協議して定めるところにより国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条の規定による障害補償に相当する補償を受ける場合には、その補償が同法同条に規定する第一種障害補償に相当する補償であるときはこれを受ける事由が生じた月の翌月から当該補償を受ける間、その補償が同法同条に規定する第二種障害補償に相当する補償であるときはこれを受ける事由が生じた月の翌月から六年間、当該公務傷病年金の年額のうち第十条第二項の規定により加算された金額に相当する金額の支給を停止する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（公務による遺族扶助年金と遺族補償との調整）

第十九条の二　前条第二項第四号の規定による遺族扶助年金は、当該遺族扶助年金を受ける者が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十二条の三の規定に基づき両議院の議長が協議して定めるところにより国家公務員災害補償法第十五条の規定による遺族補償に相当する補償を受ける場合には、当該補償を受ける事由が生じた月の翌月から六年間、当該遺族扶助年金の年額のうちその百七十分の七十に相当する金額の支給を停止する。

◆

（内閣・総理大蔵大臣署名）

法律第五十四号（昭三七・三・三一）

◎法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十七の表中「四四、六七七人」を「四五、〇〇二人」に、「一〇、七六七人」を「一〇、八三六人」に、「一、七一〇人」を「一、八一四人」に、「四六、三九七人」を「四六、八二六人」に改める。

別表五豊浦医療少年院の項中「豊浦町」を「南知多町」に改める。

別表十中「

川崎入国者収容所	川崎市

」を「

横浜入国者収容所	横浜市

」に改める。

別表十二神戸入国管理事務所広畑港出張所の項中「広畑港」を「姫路港」に改め、同表広島入国管理事務所尾道港出張所の項中「尾道市」を「広島県御調郡向東町」に改め、同表鹿児島入国管理事務所鹿児島港出張所の項の次に次の一項を加える。

鹿児島入国管理事務所鹿児島空港出張所	鹿児島市

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、別表十の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

◆

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第五十五号（昭三七・三・三一）

◎通商産業省設置法等の一部を改正する法律

第一条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「鉱山保安監督部」を「鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部」に改める。

第三条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　通商経済上の国際協力の推進

第四条第一項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　通商経済上の国際協力に関し、必要な措置をとること。

第五条第二項中「振興部」を「輸出振興部及び経済協力部」に改め、「化学肥料部」の下に「及びアルコール事業部」を加える。

第六条第三項中「に次長二人を」を削る。

第八条第二項中「振興部」を「輸出振興部」に、「第七号及び第十号から第十三号の二までに掲げる事務」を「第五号及び第十一号から第十三号の二までに掲げる事務、同項第六号に掲げる事務のうち輸

出に関する事務の総括及び輸出入の調整に関すること、同項第八号に掲げる事務のうち輸出に関すること、同項第九号に掲げる事務のうち輸出に関する事務の総括に関すること並びに同項第十号に掲げる事務のうち経済協力部の所掌に属するもの以外のものに関すること」に改め、同条に次の一項を加える。

3　経済協力部においては、第一項第七号及び第十号の二に掲げる事務並びに同項第二号、第三号及び第十号に掲げる事務のうち通商経済上の国際協力に関することをつかさどる。

第十一条第一項第二号中「及びカリ塩」を削り、同条に次の一項を加える。

3　アルコール事業部においては、第一項第四号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。

第二十五条第一項の表中「工業生産技術審議会　工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。」を「化学工業生産技術審議会　化学工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。」に改め、武器生産審議会及び鉱業法改正審議会の項を削り、「地下資源開発審議会　地下資源（石油及び可燃性天然ガス資源を除く。）の開発に関する重要事項を調査審議すること。」を「鉱業審議会　鉱業に関する重要事項（石油及び可燃性天然ガス資源の開発並びに石炭鉱業の合理化に関するものを除く。）を調査審議すること。」に改め、石炭鉱害対策審議会の項を削り、「電気関係法令改正審議会　電気に関する法令の改正に関する重要事項を調査審議すること。」を「電気事業審議会　電気事業に関する重要事項を調査審議すること。」に改める。

第二十七条第十一号の二中「火薬類」の下に「及び高圧ガス」を加える。

第三章第三節第二款の款名を次のように改める。

第二款　鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部

第三十二条を次のように改める。

（鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部）

第三十二条　札幌通商産業局及び福岡通商産業局に鉱山保安監督局を、その他の通商産業局に鉱山保安監督部を附置する。

2　鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部は、鉱山保安局の所掌事務を分掌する。

第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項中「鉱山保安監督部」を「鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部」に改める。

第五十条第一項の表中「一一、一〇五人」を「一一、五三二人」に、「一一、一一五人」を「一一、一六四人」に、「一三七人」を「一五二人」に、「一二、三五七人」を「一二、八四八人」に改める。

附則第四項中「鉱業法改正審議会及び石炭鉱害対策審議会は昭和三十七年三月三十一日まで、」を削り、「及び産炭地域振興審議会は」を「、産炭地域振興審議会及び電気事業審議会は、」に改める。

第二条　工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号を次のように改める。

五　通商産業省の所掌に係る事業に関する科学技術に関する事項について、総合的施策を立案し及び連絡調整を行なうこと。

第四条を次のように改める。

（内部部局等）

第四条　工業技術院に、左の二部及び試験研究所を置く。

総務部

標準部

第五条を次のように改める。

第五条　削除

第六条（見出しを含む。）中「調整部」を「総務部」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「所管行政」を「工業技術院の所管行政」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次のように加える。

一　工業技術院の所掌に属する人事、会計及び庶務に関する事項

第六条に次の二号を加える。

六　通商産業省の所掌に係る事業に関する科学技術に関する事項についての総合的施策の立案及び連絡調整に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、工業技術院の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属しない事務

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（暫定定員）

2　通商産業省の定員は、改正後の通商産業省設置法第五十条第一項の規定にかかわらず、昭和三十七年四月一日から同年六月三十日までの間は、本省においては一万千五百四十八人、特許庁においては千百六十五人とし、同年七月一日から同年九月三十日までの間は、本省においては一万千五百三十三人とする。

（鉱山保安法の一部改正）

3　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第八条、第九条、第十条第三項及び第四項、第十一条、第十三条第二項、第三項、第四項及び第五項、第十六条第一項、第二十二条、第二十三条第一項及び第二項、第二十五条、第二十五条の二第一項、第二十五条の三並びに第二十六条第一項中「鉱山保安監督部長」を「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」に改める。

第二十七条及び第二十八条中「通商産業大臣又は」の下に「鉱山保安監督局長若しくは」を加える。

第二十九条並びに第三十一条の二第一項及び第三項中「鉱山保安監督部長」を「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」に改める。

第三十二条の見出し中「鉱山保安局」の下に「、鉱山保安監督局」を加え、同条中「及び」を削り、「鉱山保安監督部」を「鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部」に改める。

第三十四条中「鉱山保安局」の下に「、鉱山保安監督局」を加える。

第三十六条中「鉱山保安監督部長」を「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」に改める。

第三十八条の見出し中「鉱山保安監督部長又は鉱務監督官」を「鉱山保安監督局長等」に改め、同条第一項中「鉱山保安監督部長」を「鉱山保安監督局長若しくは鉱山保安監督部長」に改める。

第四十五条中「鉱山保安監督部」を「鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部」に改める。

第四十六条第二項中「鉱山保安監督部長」を「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」に改め、同条第三項中「通商産業大臣又は」の下に「鉱山保安監督局長若しくは」を加える。

第四十八条中「鉱山保安監督部長」を「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」に改める。

第四十九条中「鉱山保安監督部」を「鉱山保安監督局又は鉱山保安監督部」に改める。

（鉱業法の一部改正）

4　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第三項及び第百条第四項中「鉱山保安監督部長」を「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」に改める。

（石油資源探鉱促進臨時措置法の一部改正）

5　石油資源探鉱促進臨時措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「鉱山保安監督部長」を「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」に改める。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）

6　石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項ただし書及び第二項第二号中「鉱山保安監督部長」を「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」に改める。

（じん肺法の一部改正）

7　じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「都道府県労働基準局」の下に「並びに鉱山保安監督局」を加える。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第五十六号（昭三七・三・三一）

◎運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「運輸技術研究所」を「運輸技術研究所 港湾技術研究所」に改める。

第三十条を削り、第三十一条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り上げ、同条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（港湾技術研究所）

第三十一条　港湾技術研究所は、次に掲げる事項に関する設計、試験、調査、研究及び職員の研修を行なう機関とする。

一　港湾及び航路の建設、改良及び保全に関すること。

二　港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。

2　港湾技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に関する設計、試験、調査、研究及び技術の指導を行なうことができる。

3　港湾技術研究所は、横須賀市に置く。

4　港湾技術研究所の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十七条第二項の表中「

清水海員学校	清水市

」を「

清水海員学校	清水市
館山海員学校	館山市

」に改める。

第三十八条第一項の表中「

海運造船合理化審議会	運輸大臣の諮問に応じて海運及び造船に関する事業の合理化に関する重要事項を調査審議すること。

」を「

海運造船合理化審議会	運輸大臣の諮問に応じて海運及び造船に関する事業の合理化に関する重要事項を調査審議すること。
海運企業整備計画審議会	運輸大臣の諮問に応じて海運会社の企業基盤の強化のための整備計画について調査審議すること。

」に改め、「

自動車審議会	運輸大臣の諮問に応じて自動車に関する施策に関する重要事項を調査審議すること。

」を削り、同条第三項を削る。

第五十五条の三第二項中「埼玉県入間郡武蔵町」を「東京都北多摩郡久留米町」に改める。

第六十八条中「気象庁研修所」を「気象大学校」に改める。

第七十三条を次のように改める。

（気象大学校）

第七十三条　気象大学校は、気象庁の職員に対して、気象業務に従事するため必要な教育及び訓練を行なう機関とする。

2　気象大学校は、柏市に置く。

3　気象大学校の内部組織は、運輸省令で定める。

第八十一条第一項の表中「北海道亀田郡亀田村」を「北海道亀田郡亀田町」に改める。

第八十三条の表中「一三、八五五人」を「一四、七七二人」に、「一一、〇七八人」を「一一、一五五人」に、「二三三人」を「二三五人」に、「五、五九六人」を「五、九三三人」に、「三〇、八二一人」を「三二、一五四人」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第三十七条第二項の改正規定は、昭和三十八年一月一日から施行する。

2　昭和三十八年三月三十一日までの間は、改正後の第八十三条の表中「一四、七七二人」とあるのは「一四、七七七人」と、「三二、一五四人」とあるのは「三二、一五九人」とする。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第五十八号（昭三七・三・三一）

◎国民健康保険法の一部を改正する法律

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一号及び第七十三条第一号中「十分の二」を「百分の二十五」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前に行なわれた療養の給付及びこの法律の施行前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国庫の負担及び補助については、なお従前の例による。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

◆

法律第五十八号（昭三七・三・三一）

◎船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八節　寡婦年金、鰥夫年金及遺児年金（第四十九条ノ二―第四十九条ノ六）」を削り、「第九節　遺族年金及葬祭料」を「第八節　遺族年金及葬祭料」に、「第十節　保険給付ノ制限」を「第九節　保険給付ノ制限」に、「第十一節　福祉施設」を「第十節　福祉施設」に改める。

第四条第一項の表を次のように改める。

等級	標準報酬		報酬月額
	月額	日額	
第一級	七、〇〇〇円	二三〇円	七、五〇〇円未満
第二級	八、〇〇〇円	二七〇円	七、五〇〇円以上　八、五〇〇円未満
第三級	九、〇〇〇円	三〇〇円	八、五〇〇円以上　九、五〇〇円未満
第四級	一〇、〇〇〇円	三三〇円	九、五〇〇円以上一一、〇〇〇円未満
第五級	一二、〇〇〇円	四〇〇円	一一、〇〇〇円以上一三、〇〇〇円未満
第六級	一四、〇〇〇円	四七〇円	一三、〇〇〇円以上一五、〇〇〇円未満
第七級	一六、〇〇〇円	五三〇円	一五、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円未満
第八級	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一七、〇〇〇円以上一九、〇〇〇円未満
第九級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	一九、〇〇〇円以上二一、〇〇〇円未満
第一〇級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二一、〇〇〇円以上二三、〇〇〇円未満
第一一級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上二五、〇〇〇円未満
第一二級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上二七、〇〇〇円未満
第一三級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上二九、〇〇〇円未満
第一四級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上三一、五〇〇円未満
第一五級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上三四、五〇〇円未満
第一六級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上三七、五〇〇円未満
第一七級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上四〇、五〇〇円未満
第一八級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上四三、五〇〇円未満
第一九級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上四六、五〇〇円未満
第二〇級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上五〇、〇〇〇円未満
第二一級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上

第二十条第四項中「寡婦年金、鰥夫年金、遺児年金」を「第五十条第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金」に改める。

第二十二条第四項中「第四十九条」を「第四十八条」に改める。

第二十三条第二項中「前項」を「第一項」に、「看做ス」を「看做シ、第二項第三号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ妻ハ其ノ日ヨリ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ子ト生計ヲ同ジクシタルモノト看做ス」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

　被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ当時不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ者ヲ除キ之ヲ遺族年金ヲ受クベキ遺族トセズ

　一　十八歳以上ノ子又ハ孫

　二　六十歳未満ノ父、母、祖父又ハ祖母

　三　其ノ受クベキ遺族年金ガ第五十条第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因ルモノナル場合ニ於ケル六十歳未満ノ夫又ハ四十歳未満ノ妻但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ノ子ニシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル十八歳未満ノ子又ハ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ子ト生計ヲ同ジクスル妻ヲ除ク

　第五十条第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ付テハ父母ハ配偶者又ハ子ガ、孫ハ配偶者、子又ハ父母ガ、祖父母ハ配偶者、子、父母又ハ孫ガ其ノ受給権ヲ取得シタルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ遺族年金ヲ受クベキ遺族トセズ

第二十三条ノ三を削り、第二十三条ノ四を第二十三条ノ三とし、第二十三条ノ五を第二十三条ノ四とし、第二十三条ノ六を削り、第二十三条ノ七中「、第二十三条ノ四」を削り、同条を第二十三条ノ五とする。

第二十三条ノ八中「又ハ遺児年金」を削り、同条を第二十三条ノ六とする。

第二十四条及び第二十四条ノ二中「、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺児年金」を「及遺族年金」に改める。

第二十七条ノ二第二項中「乃至第二十三条ノ三」を「第一項、第二項（第三号ヲ除ク）及第四項並ニ第二十三条ノ二」に改め、同条第三項中「第二十三条ノ四及第二十三条ノ五」を「第二十三条ノ三及第二十三条ノ四」に改める。

第三十三条ノ四第一項中「及港湾管理事務所並ニ之等ノ」を「、出張所及支局ノ」に改める。

第三十九条ノ五第二項中「通算老齢年金ノ額ト其ノ」を「障害手当金ノ額ト通算老齢年金ノ額ノ」に改める。

第八節を削り、第九節を第八節とする。

第五十条に次の三号を加える。

四　被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル被保険者（第三十四条第一項第二号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ除ク）ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ

五　被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル被保険者タリシ者（第三十四条第一項第二号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ除ク）ガ被保険者ノ資格喪失前ニ職務外ノ事由ニ因リ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三年以内ニ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リテ発シタル疾病ニ因リ死亡シタルトキ

六　職務外ノ事由ニ因ル廃疾ト為リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ廃疾ノ状態ガ別表第四下欄ニ定ムル第一号乃至第六号ニ該当シタルモノガ死亡シタルトキ

第五十条ノ二第一項第一号中「第三十四条第一項各号ノ一ニ該当スル被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者」を「前条第一号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ其ノ被保険者又ハ被保険者タリシ者」に改め、同項第二号中「職務上ノ事由ニ因ル廃疾ト為リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ」を「前条第二号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ」に改め、同項第三号中「被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ」を「前条第三号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ」に改め、同項に次の一号を加える。

四　前条第四号乃至第六号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ被保険者タリシ期間ノ月数ヲ百八十トシテ第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル額ノ二分ノ一ニ相当スル金額

第五十条ノ三第一項中「支給ヲ受クル者ニ」の下に「其ノ者ガ其ノ権利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且」を加え、同条中「前条第一項各号」を「前条各項」に改める。

第五十条ノ四に次の一項を加える。

前項ニ定ムルモノノ外被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時四十歳未満ノ妻ニシテ第五十条第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受クルモノガ四十歳ニ達スル迄ノ間ニ第二十三条第二項第三号但書ニ規定スル子ガ其ノ者ト引続キ生計ヲ同ジクセザルニ至リタルトキ又ハ前項各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ者ハ其ノ遺族年金ヲ受クル権利ヲ失フ

第五十条ノ五に第一項として次のように加える。

第五十条第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ妻ニ支給スベキ遺族年金ハ妻ガ五十五歳ニ達スル迄ノ間其ノ支給ヲ停止ス但シ第二十三条第二項第三号但書ニ規定スル子ト引続キ生計ヲ同ジクスル妻ニ付テハ其ノ子ガ前条第一項各号ノ一ニ該当スルニ至ラザル間及被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時ヨリ引続キ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ妻ニ付テハ其ノ労働能力ナキ間ハ此ノ限ニ在ラズ

第十節を第九節とする。

第五十一条中「、寡婦年金、鰥夫年金、遺児年金」及び「、寡婦年金、鰥夫年金若ハ遺児年金」を削る。

第五十七条中「、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺児年金」を「又ハ遺族年金」に改める。

第十一節を第十節とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き第十七条の規定による被保険者の資格のある者のうち、昭和三十七年三月の標準報酬月額が五千円、六千円又は三万六千円（報酬月額が三万七千五百円未満である者を除く。）である者については、同年四月からその標準報酬を改定する。

3　この法律の施行の日前に死亡した被保険者又は被保険者であつた者の遺族に対する保険給付については、同日以後も、なお従前の例による。

4　前項の規定により、従前の例によつて支給するこの法律による改正前の船員保険法による寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金については、同法第四十九条ノ三の規定により計算した額が、一万四千八百八十円に満たないときは、前項の規定にかかわらず、これを一万四千八百八十円とする。

5　昭和二十七年四月一日前及び同日以後において被保険者であつた者に関し、第五十条第四号から第六号までのいずれかに該当したことにより支給する遺族年金の額の計算については、当分の間、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百十六号）附則第四条の規定を準用する。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

6　厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条見出し中「遺族年金等」を「遺族年金」に改め、同条第一項中「船員保険法による寡婦年金、かん夫年金若しくは遺児年金」を「船員保険法第五十条第四号から第六号までの規定による遺族年金」に改め、同条第二項中「、寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金」を削り、同条第三項中「同法による寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金」を「同条第四号から第六号までの規定による遺族年金」に改める。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第五十九号（昭三七・三・三一）

◎地方交付税法の一部を改正する等の法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十八・五」を「百分の二十八・九」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用		
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき	五九七、九〇〇円	〇〇銭
	二　土木費				
	1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	二五	八〇
		道路の延長	一メートルにつき	一五六	〇〇
	2　橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	三五一	一三
		木橋の延長	一メートルにつき	一一、一八八	〇〇
	3　河川費	河川の延長	一メートルにつき	三六	八三
	4　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二、一二七	〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	四、四〇〇	〇〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき	五四	五一
		面積	一平方キロメートルにつき	七六三、一一七	〇〇
		海岸保全施設の延長	一メートルにつき	三五六	〇〇
	三　教育費				
	1　小学校費	教職員数	一人につき	二三七、五六〇	〇〇
		学校数	一校につき	七七、四〇〇	〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき	二四七、五九〇	〇〇
		学校数	一校につき	七七、四〇〇	〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき	四三一、六〇〇	〇〇
		生徒数	一人につき	四、三一五	〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき	八九	〇一
		盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	七九、〇〇三	〇〇
	四　厚生労働費				
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき	二三六	六〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき	一〇三	九一
	3　衛生費	人口	一人につき	二四一	五一
	4　労働費	工場事業場労働者数	一人につき	二二六	〇〇
		失業者数	一人につき	三〇、二八七	〇〇
	五　産業経済費				
	1　農業行政費	耕地の面積	一町歩につき	一、九六八	〇〇
		農家数	一戸につき	三、〇二二	〇〇
	2　林野行政費	林野の面積	一町歩につき	一、七四七	〇〇
	3　水産行政費	水産業者数	一人につき	一〇、六三一	〇〇
	4　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	五六一	〇〇
	六　その他の行政費				
	1　徴税費	道府県税の税額	千円につき	一一二	七七
	2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき	三九、一〇〇	〇〇
	3　その他の諸費	人口	一人につき	四四五	〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき	一四一、〇〇〇	〇〇
	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき		九五
	八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき		二五
市町村	一　消防費	人口	一人につき	三三八	二七
	二　土木費				
	1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	一〇	六二
		道路の延長	一メートルにつき	一一	五四
	2　橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	三一九	一六
		木橋の延長	一メートルにつき	七八四	二四
	3　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二、〇八七	〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	四、四〇〇	〇〇
	4　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一二一	一四
		土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	一一	八七
	5　その他の土木費	人口	一人につき	四三	七九
	三　教育費				
	1　小学校費	児童数	一人につき	一、六一〇	〇〇
		学級数	一学級につき	五三、六七一	〇〇
		学校数	一校につき	三三六、二一〇	〇〇
	2　中学校費	生徒数	一人につき	一、五三七	〇〇
		学級数	一学級につき	五一、二三〇	〇〇
		学校数	一校につき	三三五、四四八	〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき	三九五、六〇〇	〇〇
		生徒数	一人につき	四、二三六	〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき	一九一	六六
	四　厚生労働費				
	1　生活保護費	市部人口	一人につき	二〇二	五〇

2 社会福祉費	人口	一人につき	五八	六二
3 衛生費	人口	一人につき	二四四	〇三
4 労働費	失業者数	一人につき	三〇、二八七	〇〇
五 産業経済費				
1 農業行政費	農家数	一戸につき	二、〇二八	〇〇
2 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	二四二	〇〇
3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一、四四一	六五
六 その他の行政費				
1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	一一九	七三
2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	三六	九三
	世帯数	一世帯につき	一四八	一六
3 その他の諸費	人口	一人につき	六五六	三八
	面積	一平方キロメートルにつき	三三二、〇〇〇	〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき		九五
八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき		二五

第十二条第二項の表中

「

二十四 高等学校の生徒数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等学校（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市町村の設置する定時制の課程の高等学校を含む。）に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の高等学校に在学する生徒の数	人

」を

「

二十四 高等学校の教職員数	道府県にあつては公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の規定により算定した当該道府県立の高等学校の教職員定数（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の当該道府県の区域内の市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、教諭、助教諭及び講師の数を含む。）、市町村にあつては公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定により算定した当該市町村立の高等学校の教職員定数（指定都市以外の市町村にあつては、当該市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、教諭、助教諭及び講師の数を除く。）	人
二十五 高等学校の生徒数	最近の学校基本調査の結果による当該地方団体立の高等学校に在学する生徒の数	

」に、

「二十五 盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数」を「二十六 盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数」に、

「二十六 工場事業場労働者数」を「二十七 工場事業場労働者数」に、

「二十七 失業者数」を「二十八 失業者数」に、

「二十八 耕地の面積」を「二十九 耕地の面積」に、

「二十九 農家数」を「三十 農家数」に、

「三十 林野の面積」を「三十一 林野の面積」に、

「三十一 水産業者数」を「三十二 水産業者数」に、

「三十二 商工業の従業者数」を「三十三 商工業の従業者数」に、

「三十三 林業、水産業及び鉱業の従業者数」を「三十四 林業、水産業及び鉱業の従業者数」に、

「三十四 道府県税の税額」を「三十五 道府県税の税額」に、

「三十五 市町村税の税額」を「三十六 市町村税の税額」に、

「三十六 本籍人口」を「三十七 本籍人口」に、

「三十七 世帯数」を「三十八 世帯数」に、

「三十八 恩給受給権者数」を「三十九 恩給受給権者数」に、

「三十九 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金」を「四十 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金」に、

「四十 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金」を「四十一 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金」に改める。

第十三条第三項第二号中「納税義務者又は特別徴収義務者」を「人口」に改め、同条第四項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて自治省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

第十三条第四項第二号中「納税義務者又は特別徴収義務者」を「人口」に改め、同条第五項の表道府県の項中

「

3 河川費	河川の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
4 港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正
5 その他の土木費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	面積	種別補正、態容補正及び寒冷補正

」を

「

3 河川費	河川の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
4 港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正及び密度補正

」に、

5 その他の土木費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	面積	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	海岸保全施設の延長	密度補正

」

「

3 高等学校費	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正

」を

「

3 高等学校費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正

」に改め、同表市町村の項中

「

3 港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正
4 都市計画費	都市計画区域における人口	段階補正、態容補正及び寒冷補正

」を

「

3 港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	種別補正及び密度補正
4 都市計画費	都市計画区域における人口	態容補正

」に、

「

3 高等学校費	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正

」を

「

3 高等学校費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正

」に

改める。

第十三条第六項本文中「連乗」を「自治省令で定めるところにより連乗又は加算」に改め、同項ただし書を削る。

第十四条第二項中「個人に対する道府県民税の所得割については、地方税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十四号）による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）に定める所得割の課税総額の算定に用いる標準率とし、個人に対する市町村民税の所得割については、旧地方税法に定める標準税率とする」を「個人に対する市町村民税の所得割については、地方税法第三百十四条の三第一項の規定により準ずるものとされる所得割の税率を基礎として自治省令で定める率とする」に改め、同条第三項の表道府県の項中

「

2 所得割	当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額

」を

「

2 所得割	当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額並びに前年度分の所得税の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び所得額

」に、

「

四 道府県たばこ消費税	当該道府県の区域内における前年度中のたばこの小売売上額

」を

「

四 道府県たばこ消費税	前年度の道府県たばこ消費税の課税標準額

」に改め、同表市町村の項中「

2 所得割	当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額

」を

「

2 所得割	当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額及び前年度分の所得税の課税の基礎となつた納税義務者等の数

」に、

「

四 市町村たばこ消費税	当該市町村の区域内における前年度中のたばこの小売売上額

」を

「

四 市町村たばこ消費税	前年度の市町村たばこ消費税の課税標準額

」に改める。

（臨時地方特別交付金に関する法律の廃止）

第二条 臨時地方特別交付金に関する法律（昭和三十五年法律第六十八号）は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十七年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和三十七年度に限り、道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用を次項の規定により算定した測定単位の数値に乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用 円　銭
道府県	高等学校生徒急増対策費	公立の高等学校の増加生徒数	一人につき 一六、〇〇〇〇〇
		私立の高等学校の増加生徒数	一人につき 三、六〇〇〇〇
指定都市	高等学校生徒急増対策費	公立の高等学校の増加生徒数	一人につき 一六、〇〇〇〇〇

3 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 公立の高等学校の増加生徒数	昭和三十七年五月一日現在により調査した学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の中学校の第三学年に在学する学齢生徒の数、学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の昭和三十四年度の中学校の卒業者数並びに昭和三十五年五月一日現在により調査した学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の公立の高等学校の全日制の課程への入学者数及び全日制の課程に在学した生徒の数を基礎とした当該道府県の区域内の公立の高等学校の全日制の課程に係る生徒の増加見込数（指定都市を包括する府県及び当該指定都市については、当該生徒の増加見込数を、昭和三十五年五月一日現在により調査した学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の公立の高等学校の全日制の課程に係る生徒の数から当該指定都市立の高等学校の全日制の課程に係る生徒の数を控除した数と当該指定都市立の高等学校の全日制の課程に係る生徒の数であん分した数）	人
二 私立の高等学校の増加生徒数	昭和三十七年五月一日現在により調査した学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の中学校の第三学年に在学する学齢生徒の数、学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の昭和三十四年度の中学校の卒業者数並びに昭和三十五年五月一日現在により調査した学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の高等学校の全日制の課程への入学者数及び全日制の課程に在学した生徒の数を基礎とした当該道府県の区域内の私立の高等学校の全日制の課程に係る生徒の増加見込数	人

4 前項の場合において、同項の測定単位のうち公立の高等学校の増加生徒数については、昭和三十五年五月一日現在により調査した学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の公立の高等学校の全日制の課程への入学者数を学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の昭和三十四年度の中学校の卒業者数で除して

得た率等を基礎として、自治省令で定めるところにより補正することができる。

5　昭和三十七年度に限り、改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項中

四　道府県たばこ消費税	前年度の道府県たばこ消費税の課説標準額

とあるのは

四　道府県たばこ消費税	昭和三十七年四月分の道府県たばこ消費税の課税標準額及び昭和三十六年四月一日から昭和三十七年二月二十八日までの間において売り渡された製造たばこの本数に二・六〇一円を乗じて得た額

と、同表市町村の項中

四　市町村たばこ消費税	前年度の市町村たばこ消費税の課税標準額

とあるのは

四　市町村たばこ消費税	昭和三十七年四月分の市町村たばこ消費税の課税標準額及び昭和三十六年四月一日から昭和三十七年二月二十八日までの間において売り渡された製造たばこの本数に二・六〇一円を乗じて得た額

とする。

6　昭和三十六年度分以前の臨時地方特別交付金でまだ交付していない額は、昭和三十七年度以降において交付するものとし、その交付については、なお従前の例による。

7　交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の二十八・五」を「百分の二十八・九」に改める。

附則第十四項を次のように改める。

14　政府は、地方交付税法の一部を改正する等の法律（昭和三十七年法律第五十九号）による廃止前の臨時地方特別交付金に関する法律に基づく臨時地方特別交付金に相当する金額で、まだこの会計に繰り入れていないものがあるときは、これを、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附則第十五項中「臨時地方特別交付金に関する法律」を「地方交付税法の一部を改正する等の法律による廃止前の臨時地方特別交付金に関する法律」に改める。

8　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「、地方交付税及び臨時地方特別交付金」を「及び地方交付税」に改める。

◆

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第六十号（昭三七・三・三一）

◎義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律

（趣旨）

第一条　義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

2　前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。

（調査会）

第二条　前条第一項に規定する義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）の教科用図書を無償とする措置につき調査審議するため、文部省に、臨時義務教育教科用図書無償制度調査会（以下「調査会」という。）を置く。

2　調査会は、文部大臣の諮問に応じて義務教育諸学校において使用する教科用図書を無償とする措置に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文部大臣に建議する。

3　調査会は、委員二十人以内で組織し、委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。

4　調査会は、第二項の規定により文部大臣から諮問のあつた事項のうち昭和三十七年度の予算の執行及び昭和三十八年度の予算の作成に関係のある部分については、その調査審議した結果を昭和三十七年十一月三十日までに文部大臣に答申しなければならない。

5　この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　第一条第一項に規定する措置で昭和三十七年度の予算の執行に係るものを実施するため必要な事項については、同条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところによることができる。

3　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表中

教科用図書検定調査審議会	検定申請の教科用図書を調査し、及び教科用図書に関する重要事項を調査審議すること。

を

教科用図書検定調査審議会	検定申請の教科用図書を調査し、及び教科用図書に関する重要事項を調査審議すること。
臨時義務教育教科用図書無償制度調査会	義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）に基づき文部大臣の諮問に応じて義務教育諸学校（学校教育法に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書を無償とする措置に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文部大臣に建議すること。

に改める。

4　第二条の規定は、昭和三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

◆

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第六十一号（昭三七・三・三一）

◎てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律

てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「寒地における」を削る。

第四条第二項中「生産される年（以下「生産年」という。）の四月末日」を「は種される年（以下「は種年」という。）のは種期前の政令で定める期日」に改める。

第五条第一項中「当該生産年において」を「当該は種年においては種されるてん菜につき」に改め、「買い入れた」の下に「当該は種年におけるは種に係る」を加え、同条第三項中「生産年の四月末日」を「は種年のは種期前の政令で定める期日」に改める。

第六条第一項中「生産年におけるてん菜につき定められる」を削り、同条第二項中「生産年の十月末日」を「は種年又はその翌年の政令で定める期日」に改める。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、昭和三十七年九月一日から同年十二月三十一日までの間には種されるてん菜を原料として製造されるてん菜糖に関しては、この法律は、昭和三十八年四月一日以後も、なおその効力を有する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第六十二号（昭三七・三・三一）

◎国民貯蓄組合法の一部を改正する法律

国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「又ハ社債（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券ヲ含ム以下同ジ）」を「、社債其ノ他ノ有価証券」に改める。

第三条ノ二の次に次の一条を加える。

第三条ノ三　命令ヲ以テ定ムル国民貯蓄組合ノ代表者ハ組合員タラントスル者ニ付其ノ組合員タル資格ニ関スル事項ヲ調査スル為必要ナル証明ヲ求ムルコトヲ得

第四条を次のように改める。

第四条　第三条第一項前段ノ規定ニ依ル届出ヲ為シタル国民貯蓄組合ノ組合員（法人ヲ除ク）ガ国民貯蓄組合ノ斡旋ニ依リ且命令ノ定ムル所ニ依リ非課税貯蓄申込書ヲ貯蓄ノ受入ヲ為ス者ニ提出シテ左ニ掲グル貯蓄ヲ為シタル場合ニ於テ第一号又ハ第二号ニ掲グル貯蓄ノ元本ガ五十万円ヲ超エザルトキ及第三号ニ規定スル有価証券ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ買入レ且保管ヲ委託シ又ハ登録ヲ為シタルモノノ額面金額又ハ之ニ準ズル金額ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ（以下額面金額等ト称ス）ノ合計額ガ五十万円ヲ超エザルトキハ此等ノ貯蓄ニ係ル利子、利益又ハ収益ノ分配ニ付テハ所得税ヲ課セズ

一　命令ヲ以テ定ムル預金中何レカ一ノ預金

二　金銭信託中合同運用信託

三　国債及第二条第一項第八号ニ掲グル有価証券ノ買入

前項ニ規定スル非課税貯蓄申込書ハ同項各号中何レカ一又ハ二ノ号ニ掲グル貯蓄ニ付テノミ之ヲ提出スルコトヲ得

第一項ノ規定ハ組合員ガ其ノ資格ヲ喪失シ又ハ其ノ属スル国民貯蓄組合ガ解散シタル後ニ支払ヲ受クベキ利子、利益又ハ収益ノ分配ニ付テハ之ヲ適用セズ

第一項ノ元本及額面金額等ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　改正前の国民貯蓄組合法（以下「旧法」という。）第四条第一項に規定する貯蓄でこの法律の施行の際現に存するものにつき、昭和三十七年九月三十日（同年四月一日以後最初の利子又は利益を支払うべき日が同年十月一日以後に到来するものについては、当該支払うべき日）までに支払うべき利子又は利益については、次項並びに附則第五項及び第六項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3　国民貯蓄組合の組合員が前項に規定する貯蓄につき、昭和三十七年九月三十日までに、大蔵省令で定めるところにより、改正後の国民貯蓄組合法（以下「新法」という。）の適用を受けるための申込書（以下「新法適用申込書」という。）を当該貯蓄の受入れをした者に提出した場合には、当該貯蓄は、その提出があつた日以後、新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出してした貯蓄とみなす。

4　同一の組合員が新法適用申込書及び新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出しようとするときは、同項各号のうちいずれか一又は二の号に掲げる貯蓄についてのみこれらの申込書を提出することができる。

5　附則第二項に規定する貯蓄につき、同項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第四条第四項の規定により同条第一項に規定する元本又は額面金額を計算する場合において、同一の組合員が新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出してした貯蓄又は新法適用申込書を提出した貯蓄を有しているときは、これらの貯蓄を附則第二項に規定する貯蓄とみなして、同項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第四条第四項の規定を適用する。

6　新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出してした貯蓄又は新法適用申込書を提出した貯蓄につき、同条第四項の規定により同条第一項に規定する元本又は額面金額等を計算する場合において、同一の組合員が附則第二項に規定する貯蓄で新法適用申込書を提出していないものを有しているときは、大蔵省令で定めるところにより、当該貯蓄を同条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出してした貯蓄とみなして、同条第四項の規定を適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十三号（昭三七・三・三一）

◎医療金融公庫法の一部を改正する法律

医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「三十億円」を「五十五億円」に改める。

第八条、第九条第一項及び第二項、第十条、第十四条並びに第十五条中「理事長」を「総裁」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際医療金融公庫（以下「公庫」という。）の理事長である者は、その際改正後の医療金融公庫法（以下「新法」という。）第十条第一項の規定により公庫の総裁として任命されたものとみなす。

3　前項に規定する公庫の総裁の任期は、新法第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が公庫の理事長として在任した期間を控除した期間とする。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第六十四号（昭三七・三・三一）

◎簡易保険郵便年金福祉事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十八条）
第三章　業務（第十九条・第二十条）
第四章　財務及び会計（第二十一条―第三十条）
第五章　監督（第三十一条・第三十二条）
第六章　雑則（第三十三条―第三十六条）
第七章　罰則（第三十七条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　簡易保険郵便年金福祉事業団は、簡易生命保険及び郵便年金の負う使命の達成に資するため、簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうことを目的とする。

（法人格）

第二条　簡易保険郵便年金福祉事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、郵政大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　事業団の資本金は、四億三千八百万円と附則第六条第一項の規定により政府から出資があつたものとされる額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3　事業団は、前項の規定による政府からの出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

（登記）

第五条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　事業団でない者は、簡易保険郵便年金福祉事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、事業団の業務を監査する。

（役員の任命）

第十条　理事長及び監事は、郵政大臣が任命する。

2　理事は、理事長が郵政大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十一条　役員の任期は、三年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十三条　郵政大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　郵政大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五条　事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第十六条　理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十七条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十八条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十九条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第六十八条第一項及び郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）第四十二条第一項に規定する施設のうち、老人福祉施設、診療施設、保養施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

（業務方法書）

第二十条　事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、郵政省令で定める。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十一条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十二条　事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十三条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を郵政大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十四条　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（短期借入金）

第二十五条　事業団は、郵政大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、郵政大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（交付金）

第二十六条　政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第十九条第一号の業務のうち同号に規定する施設の運営に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

（余裕金の運用）

第二十七条　事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他郵政大臣の指定する有価証券の取得

二　郵便貯金又は銀行その他郵政大臣の指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第二十八条　事業団は、郵政省令で定める財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、郵政省令で定める場合を除き、郵政大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第二十九条　事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、郵政大臣の承認を受けなければならない。

（郵政省令への委任）

第三十条　この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十一条　事業団は、郵政大臣が監督する。

2　郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十二条　郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して報告を求め、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章　雑則

（連絡等）

第三十三条　事業団は、簡易生命保険又は郵便年金の加入者の意見が業務の運営に反映できるよう、その業務の運営に関し、随時当該加入者の利益を代表すると認められる者の意見を聞く等適切な措置をとるものとする。

２　事業団は、その業務の運営については、郵便局と密接に連絡するものとする。

３　郵便局は、事業団に対し、その業務の運営について協力するように努めるものとする。

（解散）

第三十四条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十五条　郵政大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第二十条第一項、第二十二条、第二十五条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十八条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十条第二項、第二十八条又は第三十条の規定により郵政省令を定めようとするとき。

三　第二十三条第一項又は第二十九条の規定による承認をしようとするとき。

四　第二十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第三十六条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。

第七章　罰則

第三十七条　第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により郵政大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十一条第二項の規定による郵政大臣の命令に違反したとき。

第三十九条　第六条の規定に違反して簡易保険郵便年金福祉事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条及び附則第十三条の規定は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　郵政大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

２　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　郵政大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

２　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

３　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

２　事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（権利及び義務の承継）

第五条　事業団の成立の際、簡易生命保険法第六十八条第一項及び郵便年金法第四十二条第一項に規定する施設のうち政令で定めるものの設置及び運営に関し、現に国が有する権利及び義務は、事業団の成立の時において、事業団が承継する。

（設立に際しての出資）

第六条　前条の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際その承継される権利に係る郵政事業特別会計に属する土地、建物、船舶、物品その他の財産であつて政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

２　前項の規定による出資の目的とされる同項の財産の価額は、事業団の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

３　前項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（土地等をその目的とする出資）

第七条　政府は、当分の間、必要があると認めるときは、第四条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵政事業特別会計又は簡易生命保険及郵便年金特別会計に属する土地、建物その他土地の定着物、船舶又は物品を出資の目的として、事業団に追加して出資することができる。

２　前項の規定により出資の目的とする同項の財産の価額は、その出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

３　第四条第三項の規定は、第一項の規定による政府からの出資があつた場合に準用する。

４　前条第三項の規定は、第二項の評価委員その他同項の規定による評価について準用する。

（非課税）

第八条　附則第六条第一項又は前条第一項の規定により政府から出資されたものとされ、又は出資される場合における当該出資の目的とする財産の当該出資に係る移転に伴う登記若しくは登録又は当該出資の目的とする不動産若しくは船舶の当該出資に係る取得については、登録税又は不動産取得税を課することができない。

（経過規定）

第九条　この法律の施行の際現に簡易保険郵便年金福祉事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

２　第六条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条　事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条　事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二条中「当該事業

年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（簡易生命保険法の一部改正）

第十二条 簡易生命保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 被保険者の保健施設（第六十八条）」を「第四章 加入者福祉施設（第六十八条）」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 加入者福祉施設

（加入者福祉施設）

第六十八条 郵政大臣は、保険契約者、被保険者及び保険金受取人（以下「加入者」という。）の福祉を増進するため必要な施設を設けることができる。

2 前項の施設は、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合には、加入者以外の者に利用させることができる。

3 第一項の施設に要る費用は、国の負担とする。ただし、その一部は、郵政省令で定めるところにより当該施設の利用者の負担とすることができる。

4 郵政大臣は、第一項の施設のうち、簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）第十九条第一号に規定するものの設置及び運営を簡易保険郵便年金福祉事業団に行なわせるものとする。

（郵便年金法の一部改正）

第十三条 郵便年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 年金受取人等の福祉施設（第四十二条）」を「第四章 加入者福祉施設（第四十二条）」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 加入者福祉施設

（加入者福祉施設）

第四十二条 郵政大臣は、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人及び返還金受取人（以下「加入者」という。）の福祉を増進するため必要な施設を設けることができる。

2 前項の施設は、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合には、加入者以外の者に利用させることができる。

3 第一項の施設に要する費用は、国の負担とする。ただし、その一部は、郵政省令で定めるところにより当該施設の利用者の負担とすることができる。

4 郵政大臣は、第一項の施設のうち、簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）第十九条第一号に規定するものの設置及び運営を簡易保険郵便年金福祉事業団に行なわせるものとする。

（簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部改正）

第十四条 簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭和十九年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保健施設委託費」を「簡易保険郵便年金福祉事業団ヘノ出資金及交付金」に改める。

第四条中「返還金其ノ他ノ諸費及」を「返還金、簡易保険郵便年金福祉事業団ヘノ出資金及交付金其ノ他ノ諸費並ニ」に改める。

第十五条の次に次の二条を加える。

第十六条 簡易保険郵便年金福祉事業団法附則第七条第一項ノ規定ニ依リ本会計ノ保険勘定又ハ年金勘定ニ属スル土地等ヲ出資ノ目的ト為シタルトキハ当該出資ニ因ル権利ハ当該各勘定ノ所属トス

第十七条 簡易保険郵便年金福祉事業団法附則第六条第一項又ハ附則第七条第一項ノ規定ニ依リ郵政

事業特別会計ニ属スル資産が簡易保険郵便年金福祉事業団ニ対シ出資セラレタルモノト為サレ又ハ出資ノ目的ト為サレタルトキハ当該出資ハ政令ヲ以テ定ムルトコロニ依リ本会計ノ保険勘定又ハ年金勘定ヨリ為サレタルモノト看做シ当該出資ニ因ル権利ハ之ヲ本会計ニ帰属セシメ夫々当該各勘定ノ所属トス

（郵政事業特別会計法の一部改正）

第十五条 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）附則第六条第一項又は附則第七条第一項の規定により、この会計に属する資産が簡易保険郵便年金福祉事業団に対し出資されたものとされ、又は出資の目的とされたときは、その出資の日現在において、郵政大臣の定めるところにより、この会計の資本の金額及び資産の価額を整理し、これに応ずる計理を行なうものとする。

（登録税法の一部改正）

第十六条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「雇用促進事業団」の下に「、簡易保険郵便年金福祉事業団」を、「雇用促進事業団法」の下に「、簡易保険郵便年金福祉事業団法」を加え、同条第十八号中「雇用促進事業団」の下に「、簡易保険郵便年金福祉事業団」を加え、同条に次の一号を加える。

三十 簡易保険郵便年金福祉事業団ガ簡易保険郵便年金福祉事業団法第十九条第一号ノ施設ノウチ老人福祉施設、診療施設又ハ保養施設ノ用ニ供スル建物、土地又ハ船舶（専ラ診療ノ用ニ供スルモノニ限ル）ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第十七条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ六 簡易保険郵便年金福祉事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十八条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の十を次のように改める。

四の十 年金福祉事業団及び簡易保険郵便年金福祉事業団

（法人税法の一部改正）

第十九条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「年金福祉事業団」の下に「、簡易保険郵便年金福祉事業団」を加える。

（地方税法の一部改正）

第二十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「年金福祉事業団」の下に「、簡易保険郵便年金福祉事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十四 簡易保険郵便年金福祉事業団が簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）第十九条第一号に規定する診療施設において直接その用に供する不動産

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

二十 簡易保険郵便年金福祉事業団が簡易保険郵便年金福祉事業団法第十九条第一号に規定する

診療施設において直接その用に供する固定資産

（行政管理庁設置法の一部改正）

第二十一条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「年金福祉事業団」の下に「、簡易保険郵便年金福祉事業団」を加える。

（郵政省設置法の一部改正）

第二十二条　郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号を次のように改める。

二十　法令の定めるところに従い、簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設を設けること。

第四条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二　法令の定めるところに従い、簡易保険郵便年金福祉事業団を監督すること。

第十条第二十号を次のように改める。

二十　保険年金の加入者福祉施設を設けること。

第十条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二　簡易保険郵便年金福祉事業団を監督すること。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十三条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項本文中「年金福祉事業団」の下に「、簡易保険郵便年金福祉事業団」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・郵政・自治大臣署名）

法律第六十五号（昭三七・四・一）

◎関税法の一部を改正する法律

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「岡山＝宇野」を「岡山＝宇野　岡山＝水島」に改める。

別表第二中「福岡＝板付」を「福岡＝板付　鹿児島＝鹿児島」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十六号（昭三七・四・二）

◎国税通則法

目次

第一章　総則
第一節　通則（第一条―第四条）
第二節　国税の納付義務の承継等（第五条―第九条）
第三節　期間及び期限（第十条・第十一条）
第四節　送達（第十二条―第十四条）
第二章　国税の納付義務の確定
第一節　通則（第十五条・第十六条）
第二節　申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続
第一款　納税申告（第十七条―第二十二条）
第二款　更正の請求（第二十三条）
第三款　更正又は決定（第二十四条―第三十条）
第三節　賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続（第三十一条―第三十三条）
第三章　国税の納付及び徴収
第一節　国税の納付（第三十四条・第三十五条）
第二節　国税の徴収
第一款　納税の請求（第三十六条―第三十九条）
第二款　滞納処分（第四十条）
第三節　雑則（第四十一条―第四十五条）
第四章　納税の猶予及び担保
第一節　納税の猶予（第四十六条―第四十九条）
第二節　担保（第五十条第―五十五条）
第五章　国税の還付及び還付加算金（第五十六条―第五十九条）
第六章　附帯税
第一節　延滞税及び利子税（第六十条―第六十四条）
第二節　加算税（第六十五条―第六十九条）
第七章　国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限
第一節　国税の更正、決定等の期間制限（第七十条・第七十一条）
第二節　国税の徴収権の消滅時効（第七十二条・第七十三条）
第三節　還付金等の消滅時効（第七十四条）
第八章　不服審査及び訴訟
第一節　不服審査
第一款　通則（第七十五条）
第二款　異議申立て（第七十六条―第七十八条）
第三款　審査請求（第七十九条―第八十一条）
第四款　雑則（第八十二条―第八十五条）
第二節　訴訟（第八十六条―第八十八条）
第九章　雑則（第八十九条―第九十六条）
附則

第一章　総則

第一節　通則

（目的）

第一条　この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国税　国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税以外のものをいう。

二　源泉徴収等による国税　源泉徴収に係る所得

税、有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）に規定する証券業者が同法の規定により徴収して納付すべき有価証券取引税及び通行税（これらの税に係る附帯税を除く。）をいう。

三　消費税　酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税、物品税、トランプ類税及び入場税をいう。

四　附帯税　国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。

五　納税者　国税に関する法律の規定により国税（源泉徴収等による国税を除く。）を納める義務がある者（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）に規定する第二次納税義務者及び国税の保証人を除く。）及び源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならない者をいう。

六　納税申告書　申告納税方式による国税に関し国税に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に関し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に関する法律の規定による国税の還付金（以下「還付金」という。）の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものを含むものとする。ただし、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三章第二節及び第三節（予定申告・予定納税額の更正及び修正）の規定による申告書を除く。

イ　課税標準（国税に関する法律に課税標準額又は課税標準数量の定めがある国税については、課税標準額又は課税標準数量。以下同じ。）

ロ　課税標準から控除する金額

ハ　所得税法又は法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は欠損金額で、これらの法律の規定により翌年以後の年分若しくは翌事業年度以後の事業年度分の所得の計算上繰り越して控除し、又は前年分若しくは前事業年度以前の事業年度分の所得につき繰り戻して控除することができるもの（以下「純損失等の金額」という。）

ニ　納付すべき税額

ホ　還付金の額に相当する税額

ヘ　ニの税額の計算上控除する金額又は還付金の額の計算の基礎となる税額

七　法定申告期限　国税に関する法律の規定により納税申告書を提出すべき期限をいう。ただし、法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書（決算が遅延した場合の申告期限の延長）の規定による納税申告書の提出期限を除く。

八　法定納期限　国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限（次に掲げる期限を除くものとし、国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国税については、当該事実の生じた日とする。）をいい、附帯税又は国税の滞納処分費については、その納付又は徴収の基因となつた国税の当該期限をいう。

イ　第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定による納期限

ロ　第三十六条第二項（納税の告知）に規定する納期限

ハ　第三十八条第二項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限

ニ　所得税法、法人税法又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定による延納（以下「延納」という。）、第四十七条第一項（納税の猶予）に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限

九　課税期間　国税に関する法律の規定により国税の課税標準の計算の基礎となる期間をいう。

十　強制換価手続　滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

第三条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

（他の国税に関する法律との関係）

第四条　この法律に規定する事項で他の国税に関する法律に別段の定めがあるものは、その定めるところによる。

第二節　国税の納付義務の承継等

（相続による国税の納付義務の承継）

第五条　相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた場合には、相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十一条（相続財産法人）の法人は、その被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）に課されるべき、又はその被相続人が納付し、若しくは徴収されるべき国税（その滞納処分費を含む。第二章（国税の納付義務の確定）、第三章第一節（国税の納付）、第六章（附帯税）及び第七章第一節（国税の更正、決定等の期間制限）を除き、以下同じ。）を納める義務を承継する。この場合において、相続人が限定承認をしたときは、その相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみその国税を納付する責めに任ずる。

2　前項前段の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人が同項前段の規定により承継する国税の額は、同項の国税の額を民法第九百条から第九百二条まで（法定相続分・代襲相続分・指定相続分）の規定によるその相続分によりあん分して計算した額とする。

3　前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により計算した国税の額をこえる者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を限度として、他の相続人が前二項の規定により承継する国税を納付する責めに任ずる。

（法人の合併による国税の納付義務の承継）

第六条　法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人（以下「合併法人」という。）は、合併により消滅した法人（以下「被合併法人」という。）に課されるべき、又は被合併法人が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。

（人格のない社団等に係る国税の納付義務の承継）

第七条　法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した場合には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等が納付し、若しくは徴収されるべき国税（その承継が権利義務の一部についてされたときは、その国税の額にその承継の時における人格のない社団等の財産のうちにその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税）を納める義務を承継する。

（国税の連帯納付義務についての民法の準用）

第八条　国税に関する法律の規定により国税を連帯して納付する義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条まで（連帯債務の効力等）の規定を準用する。

（共有物等に係る国税の連帯納付義務）

第九条　共有物、共同事業又は当該事業に属する財産に係る国税は、その納税者が連帯して納付する義務を負う。

第三節　期間及び期限

（期間の計算及び期限の特例）

第十条　国税に関する法律に定める期間の計算は、次に定めるところによる。

一　期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるとき、又は国税に関する法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

二　期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。

三　前号の場合において、月又は年の始めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月にその応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

2　国税に関する法律に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限（時をもつて定める期限その他の政令で定める期限を除く。）が日曜日、国民の祝日その他一般の休日に当たるときは、その休日の翌日をもつてその期限とみなす。

（災害等による期限の延長）

第十一条　国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。

第四節　送達

（書類の送達）

第十二条　国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）に送達する。ただし、その送達を受けるべき者に納税管理人があるときは、その住所又は居所に送達する。

2　通常の取扱いによる郵便によつて前項に規定する書類を発送した場合には、その郵便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

3　税務署長その他の行政機関の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者（第一項ただし書の場合にあつては、納税管理人。以下この節において同じ。）の氏名（法人については、名称。以下第十四条第二項（公示送達）において同じ。）、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成して置かなければならない。

4　交付送達は、当該行政機関の職員が、第一項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行なう。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

5　次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行なうことができる。

一　送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合　その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること。

二　書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合　送達すべき場所に書類を差し置くこと。

（相続人に対する書類の送達の特例）

第十三条　相続があつた場合において、相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長又は税関長が発する書額（滞納処分（その例による処分を含む。）に関するものを除く。）で被相続人の国税に関するものを受領する代表者をその相続人のうちから指定することができる。この場合において、その指定に係る相続人は、その旨を当該税務署長又は税関長に届け出なければならない。

2　前項前段の場合において、相続人のうちにその氏名が明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、同項の税務署長又は税関長は、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。この場合において、その指定をした税務署長又は税関長は、その旨をその指定に係る相続人に通知しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

4　被相続人の国税につき、その者の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした国税に関する法律に基づく処分で書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合には、当該国税につきすべての相続人に対してされたものとみなす。

（公示送達）

第十四条　第十二条（書類の送達）の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、税務署長その他の行政機関の長は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2　公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び税務署長その他の行政機関の長がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該行政機関の掲示場に掲示して行なう。

3　前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

第二章　国税の納付義務の確定

第一節　通則

（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）

第十五条　国税を納付する義務（源泉徴収等による国税については、これを徴収して国に納付する義務。以下「納税義務」という。）が成立した場合には、その成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税を除き、国税に関する法律の定める手続により、その国税についての納付すべき税額が確定されるものとする。

2　納税義務は、次の各号に掲げる国税（附帯税を除く。）については、当該各号に掲げる時（当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時）に成立する。

一　所得税（次号に掲げるものを除く。）　暦年の終了の時

二　源泉徴収による所得税　利子、配当、給与、報酬、料金その他源泉徴収をすべきものとされている所得の支払の時

三　法人税　事業年度の終了の時

四　相続税　相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）による財産の取得の時

五　贈与税　贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）による財産の取得の時

六　消費税　課税物件の製造場からの移出又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。以下同じ。）からの引取りの時（小売業者の小売した物品に課される物品税についてはその小売の時とし、入場税については入場料金の領収の時とする。）

七　有価証券取引税　有価証券の譲渡の時

八　通行税　運賃又は料金の領収の時

九　取引税　商品取引所における売買取引の時

3　納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税は、次に掲げる国税とする。

一　所得税法第三章（予定納税及び予定申告）の規定による予定納税に係る所得税

二　源泉徴収等による国税（所得税法第四十一条第二項（代位納付）の規定により納付すべき所得税を含む。）

三　印紙税その他納税義務の成立の際印紙をはることにより納付すべきものとされている国税（輸入される郵便物に係る消費税を除く。以下同じ。）

四　日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第三十一条ノ二（発行税）の規定による発行税（以下「日本銀行券発行税」という。）

五　延滞税及び利子税

（国税についての納付すべき税額の確定の方式）

第十六条　国税についての納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

一　申告納税方式　納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつた場合その他当該税額が税務署長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長の処分により確定する方式をいう。

二　賦課課税方式　納付すべき税額がもつぱら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

2　国税（前条第三項各号に掲げるものを除く。）については納付すべき税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれの方式によりされるかは、次に定めるところによる。

一　納税義務が成立した場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税　申告納税方式

二　前号に掲げる国税以外の国税　賦課課税方式

第二節　申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続

第一款　納税申告

（期限内申告）

第十七条　申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない。

2　前項の規定により提出する納税申告書は、期限内申告書という。

（期限後申告）

第十八条　期限内申告書を提出すべきであつた者（所得税法に規定する損失申告書を提出することができる者でその法定申告期限内に当該申告書を提出しなかつたもの及びこれらの者の相続人その他これらの者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む。）は、法定申告期限後においても、第二十五条（決定）の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。

2　前項の規定により提出する納税申告書は、期限後申告書という。

3　期限後申告書には、その申告に係る国税の期限内申告書に記載すべきものとされている事項を記載し、その期限内申告書に添附すべきものとされている書類があるときは当該書類を添附しなければならない。

（修正申告）

第十九条　納税申告書を提出した者（その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む。以下第二十三条第一項（更正の請求）において同じ。）は、次の各号の一に該当する場合には、その申告について第二十四条（更正）の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等（第二条第六号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。以下同じ。）又は税額等（同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一　先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき。

二　先の納税申告書に記載した純損失等の金額が過大であるとき。

三　先の納税申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

四　先の納税申告書に当該申告書の提出により納付すべき税額を記載しなかつた場合において、その納付すべき税額があるとき。

2　第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、その更正又は決定について同条の規定による更正があるまでは、その更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一　その更正又は決定により納付すべきものとしてその更正通知書又は決定通知書に記載された税額に不足額があるとき。

二　その更正に係る更正通知書に記載された純損失等の金額が過大であるとき。

三　その更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

四　納付すべき税額がない旨の更正を受けた場合において、納付すべき税額があるとき。

3　前二項の規定により提出する納税申告書は、修正申告書という。

4　修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添附すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添附しなければならない。

一　その申告前の課税標準等及び税額等

二　その申告後の課税標準等及び税額等

三　その申告に係る次に掲げる金額

イ　その申告前の納付すべき税額がその申告により増加するときは、その増加する部分の税額

ロ　その申告前の還付金の額に相当する税額がその申告により減少するときは、その減少する部分の税額

ハ　所得税法第三十六条第四項（純損失の繰戻しによる還付）（同法第三十六条の二第二項（外国税額控除額の還付）において準用する場合を含む。）又は法人税法第二十六条の四第四項（欠損の繰戻しによる還付）の規定により還付する金額（以下「純損失の繰戻し等による還付金額」

という。）に係る第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応する部分の金額

四　前三号に掲げるもののほか、当該期限内申告書に記載すべきものとされている事項でその申告に係るものその他参考となるべき事項

（修正申告の効力）

第二十条　修正申告書で既に確定した納付すべき税額を増加させるものの提出は、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

（納税申告書の提出先等）

第二十一条　納税申告書は、その提出の際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2　所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る納税申告書については、当該申告書に係る課税期間が開始した時（課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時）以後にその納税地に異動があつた場合において、納税者が当該異動に係る納税地を所轄する税務署長で現在の納税地を所轄する税務署長以外のものに対し当該申告書を提出したときは、その提出を受けた税務署長は、当該申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、現在の納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなす。

3　前項の納税申告書を受理した税務署長は、当該申告書を現在の納税地を所轄する税務署長に送付し、かつ、その旨をその提出をした者に通知しなければならない。

（郵送に係る納税申告書の提出時期）

第二十二条　納税申告書（当該申告書に添附すべき書類その他当該申告書の提出に関連して提出するものとされている書類を含む。）が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物について通常要する郵送日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

第二款　更正の請求

（更正の請求）

第二十三条　納税申告書を提出した者は、次の各号の一に該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限（法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書（決算が遅延した場合の申告期限の延長）の規定による納税申告書については、その提出期限）から一月以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき次条の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

一　当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとき。

二　前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額が過少であるとき、又は当該申告書に純損失等の金額を記載しなかつたとき。

三　第一号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少であるとき、又は当該申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかつたとき。

2　前項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」という。）をしようとする者は、同項の申告に係る課

税標準等又は税額等、更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

3　税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、次条の規定による更正をし、又はその更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4　更正の請求があつた場合においても、税務署長は、その請求に係る納税申告書の提出により納付すべき国税（その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。）の徴収を猶予しない。ただし、税務署長において相当の理由があると認めるときは、その国税の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

5　前二条の規定は、更正の請求について準用する。

第三款　更正又は決定

（更正）

第二十四条　税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

（決定）

第二十五条　税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りでない。

（再更正）

第二十六条　税務署長は、前二条又はこの条の規定による更正又は決定をした後、その更正又は決定をした課税標準等又は税額等が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を更正する。

（国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定）

第二十七条　前三条の場合において、国税庁又は国税局の当該職員の調査があつたときは、税務署長は、当該調査したところに基づき、これらの規定による更正又は決定をすることができる。

（更正又は決定の手続）

第二十八条　第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定（以下「更正又は決定」という。）は、税務署長が更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。

2　更正通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その更正が前条の調査に基づくものであるときは、その旨を附記しなければならない。

一　その更正前の課税標準等及び税額等

二　その更正後の課税標準等及び税額等

三　その更正に係る次に掲げる金額

イ　その更正前の納付すべき税額がその更正により増加するときは、その増加する部分の税額

ロ　その更正前の還付金の額に相当する税額がその更正により減少するときは、その減少する部分の税額

ハ　純損失の繰戻し等による還付金額に係る第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応する部分の金額

ニ　その更正前の納付すべき税額がその更正によ

り減少するときは、その減少する部分の税額

ホ　その更正前の還付金の額に相当する税額がその更正により増加するときは、その増加する部分の税額

3　決定通知書には、その決定に係る課税標準等及び税額等を記載しなければならない。この場合において、その決定が前条の調査に基づくものであるときは、その旨を附記しなければならない。

（更正等の効力）

第二十九条　第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正（以下「更正」という。）で既に確定した納付すべき税額を増加させるものは、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

2　既に確定した納付すべき税額を減少させる更正は、その更正により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

3　更正又は決定を取り消す処分又は判決は、その処分又は判決により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

（更正又は決定の所轄庁）

第三十条　更正又は決定は、これらの処分をする際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長が行なう。

2　所得税、法人税、相続税又は贈与税については、これらの国税の課税期間が開始した時（課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時）以後にその納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの（以下この項において「旧納税地」という。）を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるときは、その旧納税地を所轄する税務署長は、前項の規定にかかわらず、これらの国税について更正又は決定をすることができる。

3　前二項に規定する税務署長は、更正又は決定をした後、当該更正又は決定に係る国税につき既に適法に、他の税務署長に対し納税申告書が提出され、又は他の税務署長が決定をしていたため、当該更正又は決定をすべきでなかつたものであることを知つた場合には、遅滞なく、当該更正又は決定を取り消さなければならない。

第三節　賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続

（課税標準申告）

第三十一条　賦課課税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、その国税の課税標準を記載した申告書をその提出期限までに税務署長に提出しなければならない。

2　第二十一条第一項（納税申告書の提出先）及び第二十二条（郵送に係る納税申告書の提出時期）の規定は、前項の申告書（以下「課税標準申告書」という。）について準用する。

（賦課決定）

第三十二条　税務署長は、賦課課税方式による国税については、その調査により、課税標準申告書を提出すべき期限（課税標準申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の時）後に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を決定する。

一　課税標準申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと同じであるとき。　納付すべき税額

二　課税標準申告書を提出すべきものとされている国税につき当該申告書の提出がないとき、又は当該申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと異なるとき。　課税標準及び納付すべき税額

三　課税標準申告書の提出を要しないとき。　課税標準及び納付すべき税額

2　税務署長は、前項又はこの項による決定をした後、その決定をした課税標準（前項第一号に掲げる場合にあつては、同号の課税標準申告書に記載された課税標準）又は納付すべき税額が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該決定に係る課税標準及び納付すべき税額を変更する決定をする。

3　第一項の規定による決定は、税務署長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額を記載した賦課決定通知書（第一項第一号に掲げる場合にあつては、納税告知書）を送達して行なう。

4　第二項の規定による決定は、税務署長が次に掲げる事項を記載した賦課決定通知書を送達して行なう。

一　その決定前の課税標準及び納付すべき税額

二　その決定後の課税標準及び納付すべき税額

三　その決定前の納付すべき税額がその決定により増加し、又は減少するときは、その増加し、又は減少する納付すべき税額

5　第二十七条（国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定）、第二十八条第三項後段（決定通知書の附記事項）及び第二十九条（更正等の効力）の規定は、第一項又は第二項の規定による決定（以下「賦課決定」という。）について準用する。

（賦課決定の所轄庁）

第三十三条　賦課決定は、その賦課決定の際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長が行なう。

2　所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税務署長は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する更正若しくは決定又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出により納付すべき国税に係る当該加算税についての賦課決定をすることができる。

一　第三十条第二項（更正又は決定の所轄庁の特例）の更正又は決定があつたとき。　当該更正又は決定をした税務署長

二　更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定で前号に規定するもの以外のもの又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出（第二十一条第二項（納税申告書の提出先の特例）の規定に該当する場合にあつては、同条第三項の規定による当該申告書の送付）があつた後に当該国税の納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの（以下この号において「旧納税地」という。）を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるとき。　旧納税地を所轄する税務署長

3　保税地域からの引取りに係る消費税その他政令で定める消費税についての賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、その保税地域（当該政令で定める場所）の所在地の所轄税関長が行なう。この場合においては、前二条の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」

とあるのは「税関長」と、前条第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号及び第二号中「納付すべき税額」とあるのは「税額等」とする。

第三章　国税の納付及び徴収

第一節　国税の納付

（納付の手続）

第三十四条　国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行なう代理店を含む。）、郵便局又はその国税の収納を行なう税務署の職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

2　印紙で納付すべきものとされている国税は、前項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、その税額に相当する印紙をはることにより納付するものとする。

3　物納の許可があつた国税は、第一項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、物納をすることができる。

（申告納税方式による国税等の納付）

第三十五条　期限内申告書を提出した者は、国税に関する法律に定めるところにより、当該申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に相当する国税をその法定納期限（延納に係る国税については、その延納に係る納期限）までに国に納付しなければならない。

2　次の各号に掲げる金額に相当する国税の納税者は、その国税を当該各号に掲げる日（延納に係る国税、第二条第七号ただし書（定義）に規定する納税申告書の提出により納付すべき国税その他国税に関する法律に別段の納期限の定めがある国税については、当該法律に定める納期限）までに国に納付しなければならない。

一　期限後申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額又は修正申告書に記載した第十九条第四項第三号（修正申告により納付すべき税額）に掲げる金額（その修正申告書の提出により納付すべき税額が新たにあることとなつた場合には、当該納付すべき税額）　その期限後申告書又は修正申告書を提出した日

二　更正通知書に記載された第二十八条第二項第三号イからハまで（更正により納付すべき税額）に掲げる金額（その更正により納付すべき税額が新たにあることとなつた場合には、当該納付すべき税額）又は決定通知書に記載された納付すべき税額　その更正通知書又は決定通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

3　過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。以下この項において同じ。）に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに納付しなければならない。

第二節　国税の徴収

第一款　納税の請求

（納税の告知）

第三十六条　税務署長は、国税に関する法律の規定により次に掲げる国税（その滞納処分費を除く。以下次条において同じ。）を徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない。

一　賦課課税方式による国税（過少申告加算税、無申告加算税及び前条第三項に規定する重加算税を除く。）

二　源泉徴収等による国税でその法定納期限までに納付されなかつたもの

三　納税義務の成立の際印紙をはることにより納付すべきものとされている国税（印紙税を除く。）でその成立の際納付されなかつたもの

四　日本銀行券発行税

2　前項の規定による納税の告知は、税務署長が、政令で定めるところにより、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達して行なう。ただし、担保として提供された金銭をもつて消費税を納付させる場合その他政令で定める場合には、納税告知書の送達に代え、当該職員に口頭で当該告知をさせることができる。

（督促）

第三十七条　納税者がその国税を第三十五条（申告納税方式による国税の納付）又は前条第二項の納期限（所得税法第三章（予定納税及び予定申告）の規定により納付すべき所得税については、同章に規定する納期限とし、延滞税及び利子税については、その計算の基礎となる国税のこれらの納期限とする。以下「納期限」という。）までに完納しない場合には、税務署長は、その国税が次に掲げる国税である場合を除き、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。

一　次条第一項若しくは第三項又は国税徴収法第百五十九条（保全差押）の規定の適用を受けた国税

二　国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税

2　前項の督促状は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その国税の納期限から二十日以内に発するものとする。

3　第一項の督促をする場合において、その督促に係る国税についての延滞税又は利子税があるときは、その延滞税又は利子税につき、あわせて督促しなければならない。

（繰上請求）

第三十八条　税務署長は、次の各号の一に該当する場合において、納付すべき税額の確定した国税でその納期限までに完納されないと認められるものがあるときは、その納期限を繰り上げ、その納付を請求することができる。

一　納税者の財産につき強制換価手続が開始されたとき。

二　納税者が死亡した場合において、その相続人が限定承認をしたとき。

三　法人である納税者が解散したとき。

四　納税者が納税管理人を定めないでこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき。

五　納税者が偽りその他不正の行為により国税を免れ、若しくは免れようとし、若しくは国税の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められるとき、又は納税者が国税の滞納処分の執行を免れ、若しくは免れようとしたと認められるとき。

2　前項の規定による請求は、税務署長が、納付すべき税額、その繰上げに係る期限及び納付場所を記載した繰上請求書（源泉徴収等による国税で納税の告知がされていないものについて同項の規定による請求をする場合には、当該請求をする旨を附記した納税告知書）を送達して行なう。

3　第一項各号の一に該当する場合において、納税義務の成立した国税（納付すべき税額が確定したものを除く。）でその確定後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるものがあるときは、税務署長は、その国税の決定申告期限（課税標準申告書の提出期限を含む。）前に、その確定する

と見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するため、あらかじめ、滞納処分を執行することを要すると認める金額を決定することができる。この場合においては、その税務署の当該職員は、その金額を限度として、直ちにその者の財産を差し押えることができる。

4　国税徴収法第百五十九条第二項から第十一項まで（保全差押）の規定は、前項の決定があつた場合について準用する。

（強制換価の場合の消費税の徴収の特例）

第三十九条　税務署長は、消費税の課される物品が強制換価手続により換価された場合において、国税に関する法律の規定によりその物品につき消費税（その滞納処分費を含む。以下この項、次項及び第四十三条第一項（国税の徴収の所轄庁）において同じ。）の納税義務が成立するときは、その売却代金のうちからその消費税を徴収することができる。

2　税務署長は、前項の規定により消費税を徴収するときは、あらかじめその執行機関（国税徴収法第二条（用語の定義）に規定する執行機関をいう。以下同じ。）及び納税者に対し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3　前項の通知があつた場合において、第一項の換価がされたときは、その納税者につきその通知に係る税額に相当する消費税が第二十五条（決定）の規定による決定により確定されたものとみなし、その執行機関に対する通知は、国税徴収法に規定する交付要求（以下「交付要求」という。）とみなす。

第二款　滞納処分

（滞納処分）

第四十条　税務署長は、第三十七条（督促）の規定による督促に係る国税がその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納されない場合、第三十八条第一項（繰上請求）の規定による請求に係る国税がその請求に係る期限までに完納されない場合その他国税徴収法に定める場合には、同法その他の法律の規定により滞納処分を行なう。

第三節　雑則

（第三者の納付及びその代位）

第四十一条　国税は、これを納付すべき者のために第三者が納付することができる。

2　国税の納付について正当な利益を有する第三者又は国税を納付すべき者の同意を得た第三者が国税を納付すべき者に代わつてこれを納付した場合においては、その国税を担保するため抵当権（根抵当であるものを除く。）が設定されているときは、これらの者は、その納付により、その抵当権につき国に代位することができる。

3　前項の場合において、第三者が同項の国税の一部を納付したときは、その残余の国税は、同項の規定による代位に係る第三者の債権に先だつて徴収する。

（債権者の代位及び詐害行為の取消し）

第四十二条　民法第四百二十三条（債権者の代位）及び第四百二十四条（詐害行為の取消し）の規定は、国税の徴収に関して準用する。

（国税の徴収の所轄庁）

第四十三条　国税の徴収は、その徴収に係る処分の際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長が行なう。ただし、保税地域からの引取りに係る消費税その他政令で定める消費税については、その保税地域（当該政令で定める消費税については、政令で定める場所）の所在地を所轄する税関長が行なう。

2　所得税、法人税、相続税又は贈与税については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税務署長は、前項本文の規定にかかわらず、当該各号に規定する国税について徴収に係る処分をすることができる。

一　第三十条第二項（更正又は決定の所轄庁の特例）の更正若しくは決定（当該更正又は決定により納付すべき税額に係る第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税の賦課決定を含む。）又は第三十三条第二項第二号（賦課決定の所轄庁の特例）の賦課決定があつた場合において、これらの処分に係る国税につき、これらの処分をした後においても引き続きこれらの項に規定する事由があるとき。

　当該処分をした税務署長

二　これらの国税につき納付すべき税額が確定した時以後にその納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの（以下この号において「旧納税地」という。）を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるとき。　旧納税地を所轄する税務署長

3　国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継ぎを受けることができる。

4　前項の規定により徴収の引継ぎがあつたときは、その引継ぎを受けた国税局長は、遅滞なく、その旨をその国税を納付すべき者に通知するものとする。

（更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例）

第四十四条　株式会社について更生手続又は企業担保権の実行手続の開始があつた場合には、当該会社の国税を徴収することができる国税局長、税務署長又は税関長は、当該会社の本店（外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる営業所。以下この項において同じ。）の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に対し、その徴収の引継ぎをすることができる。ただし、更生事件がその本店以外の営業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送されたときは、その地方裁判所の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができる。

2　前条第四項の規定は、前項の規定により徴収の引継ぎがあつた場合について準用する。

（国税局長又は税関長が徴収する場合の読替規定）

第四十五条　第四十三条第一項ただし書（税関長による徴収）の規定により税関長が徴収する場合若しくは前条第一項の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第四十三条第三項（徴収の引継ぎ）若しくは前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合におけるこの章（第三十八条第三項（繰上保全差押）、第三十九条（強制換価の場合の消費税の徴収の特例）及びこの節を除く。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、それぞれ「税関長」若しくは「税関」又は「国税局長」若しくは「国税局」とする。

第四章　納税の猶予及び担保

第一節　納税の猶予

（納税の猶予の要件等）

第四十六条　国税局長又は税務署長は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがあるときは、政

令で定めるところにより、その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限（納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限）から一年以内の期間（第二号に掲げる国税については、政令で定める期間）を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。

一　その災害のやんだ日（源泉徴収等による国税並びに申告納税方式による有価証券取引税及び消費税については、その日の属する月の末日）以前に納税義務の成立した国税（政令で定めるものを除く。）でその納期限（納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限）がその損失を受けた日以後に到来するもののうちその申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

二　所得税法第三章（予定納税及び予定申告）の規定による予定納税又は予定申告に係る所得税その他政令で定める国税でその納期限がその損失を受けた日以後に到来するもの

2　税務署長（第四十三条第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行なう場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。）は、次の各号の一に該当する事実がある場合（前項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、その該当する事実に基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、納税者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。前項の規定による納税の猶予をした場合において、同項の災害を受けたことにより、その猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときも、また同様とする。

一　納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかつたこと。

二　納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

三　納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四　納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五　前各号の一に該当する事実に類する事実があつたこと。

3　税務署長等は、次の各号に掲げる国税（延納に係る国税を除く。）の納税者につき、当該各号に掲げる税額に相当する国税を一時に納付することができない理由があると認められる場合には、その納付することができないと認められる金額を限度として、その国税の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。

一　申告納税方式による国税（その附帯税を含む。）その法定申告期限から一年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合における当該確定した部分の税額

二　賦課課税方式による国税（その延滞税を含み、第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税を除く。）その課税標準申告書の提出期限（当該申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の日）から一年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合における当該確定した部分の税額

三　源泉徴収等による国税（その附帯税を含む。）その法定納期限から一年を経過した日以後に納税告知書の送達があつた場合における当該告知書に記載された納付すべき税額

4　前二項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割した金額ごとに猶予期間を定めることを妨げない。

5　税務署長等は、第二項又は第三項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

6　税務署長等は、前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る国税につき滞納処分により差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

7　税務署長等は、第二項又は第三項の規定により納税の猶予をした場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につきこれらの規定により納税の猶予をした期間とあわせて二年をこえることができない。

（納税の猶予の通知等）

第四十七条　税務署長等は、前条の規定による納税の猶予（以下「納税の猶予」という。）をし、又はその猶予の期間を延長したときは、その旨、猶予に係る金額、猶予期間その他必要な事項を納税者に通知しなければならない。

2　税務署長等は、前条第一項から第三項まで又は第七項の申請がされた場合において、納税の猶予又はその猶予の延長を認めないときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

（納税の猶予の効果）

第四十八条　税務署長等は、納税の猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る金額に相当する国税につき、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

2　税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。

3　税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産のうちに天然果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは国税徴収法第七十二条第一項（特許権等の差押手続）に規定する無体財産権等があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した天然果実又は同条第一項に規定する第三債務者等から給付を受けた財産で金銭以外のものにつき滞納処分を執行し、その財産に係る同法第百二十九条第一項（配当の原則）に規定する換価代金等をその猶予に係る国税に充てることができる。

4　前項の場合において、同項の第三債務者等から給付を受けた財産のうちに金銭があるときは、第一項の規定にかかわらず、当該金銭をその猶予に係る国税に充てることができる。

（納税の猶予の取消し）

第四十九条　納税の猶予を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる。

一　第三十八条第一項各号（繰上請求）の一に該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る国税を猶予期間内に完納することができない